Journal of

International Studies

Number 7 | 2022

Faculty of International Studies Kindai University



Journal of International Studies: A scholarly journal of the Faculty of International Studies, Kindai University, consisting of articles, translations, book reviews and other forms of writing that illuminate and raise questions about global issues and international communication and generate discussion and debate on topics across these broad subject areas and related fields.

The Editorial Committee*

Dr Ryoichi Horiguchi, Professor of Social History (Editor-in-chief) Dr Yoonok Lee, Professor of Cognitive Linguistics Dr Nao Seoka. Associate Professor of International Law

*All members listed above are full-time faculty members of the Faculty of International Studies, Kindai University.

The journal is available online at http://int-studies.kindai.ac.jp/curriculum/journal/

ISSN: 2432-292X (Print) ISSN: 2432-2938 (Online)

Published in June 2022 by the Faculty of International Studies, Kindai University, 3-4-1 Kowakae, Higashi-Osaka City, 577-8502 Japan E-mail: journal@intl.kindai.ac.jp

© 2022 The Faculty of International Studies, Kindai University

Printed in Japan by AP Ryubun Co., Ltd.

Journal of International Studies

Number 7 | 2022

Faculty of International Studies Kindai University

Contents

Research Articles	
Bilingual and Immersion Education in North America and Japan:	
History, Reality and Future	
Yoshihiro Omura	1
The Relationship between the Veto and Jus Cogens	
in Mass Atrocity Situations	
Nao Seoka	17
A Study of Role Language in the Korean Subtitles of Japanese Film	
Let Me Eat Your Pancreas	
Yoonok Lee	33
A Study on Sohon Kantei Zakki of Sasaki Chikuhoro	
Yandan Qu	51
Strengthening Authoritarianism and Retreating Democracy in Asia:	
A Study of Political Change and the Narrowing of Civil Society	
in Thailand, Myanmar, and Cambodia	
Tatsuya Hata	77

Achieving Boundary Spanning Activities in Disaster Response during the COVID-19 Crisis with Focus on Saga Prefecture Megumi Kuwana	113
Living in the Motherland as a Stranger: A Study of the Autobiographical Novels of Malayan Chinese Wang Xiaoping Shino Matsumura	l 131
Essay The Multi-layered Mystery of Umberto Eco's "Il Nome della Rosa" Hideki Hamamoto	151
Translation An Annotated Translation of Wang Wei's "Xuhua" in <i>Lidaiminghuaji juan</i> 6 Mio Murata	165
Author Guidelines	

北米と日本におけるバイリンガル教育、イマージョン教育 ---歴史、現状、今後の展望---

Bilingual and Immersion Education in North America and Japan: History, Reality and Future

大村 吉弘 (Yoshihiro Omura)*

ABSTRACT: Today English education in Japan is at a turning point. English classes officially started in the third grade in 2020 in the midst of COVID-19 pandemic. More children and their parents are seeking a variety of early English programs, and English immersion preschools are becoming a popular option. Bilingual education has been practiced all over the world where two or more languages are used in society, while an immersion program, one form of bilingual education, is relatively new, born in Canada in 1965. Over the years, a variety of bilingual programs have been tried, especially in the United States. This paper reviews the history and reality of bilingual education and immersion programs in North America and Japan and offers future prospects.

KEYWORDS: バイリンガル教育, イマージョン, 早期英語教育

1. はじめに

2022 年現在、日本の英語教育を取り巻く環境は大きな変革期を迎えている。公立 小学校における英語教育は、2011 年に施行された学習指導要領に基づき、小学校 5、6 年生において週 1 時間の外国語活動、つまり「領域」として開始された。その後 2017 年には、2020 年施行予定の新「学習指導要領」が告示され、小学校 3、4 年生は「領域」として週 1 時間、5、6 年生は「教科」として週 2 時間の英語学習が実施となることが発表された。これを受けた自然な流れとして、学校外での英語教室、英会話学習開始の低年齢化が加速している。その際、第 2 言語教育において特に優れた効果をあげているとされる北米発祥のバイリンガル教育、イマージョン教育がモデルとして注目されている。

Omura. Y. (2022). Bilingual and Immersion Education in North America and Japan: History, Reality and Future. *Journal of International Studies*, 7, 1-16. ©2022 Yoshihiro Omura

^{*} Professor of Applied Linguistics, Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail: yomura@intl.kindai.ac.jp

バイリンガル教育、外国語教育の成り立ちや現状を見ていくと、アメリカ、カナダとも、日本とは異なり、国家レベルの統一基準がなく、州や自治体によって、実施形態や目的などは多様であることがわかる。また、アメリカやカナダは第 2 言語としての英語教育(English as a Second Language, ESL)またはフランス語教育環境であるのに対し、日本では外国語としての英語教育(English as a Foreign Language, EFL)環境であるため、北米からの形態を学校教育、幼児教育、プリスクール教育での実施に適用できるかどうか、検証が必要である。本稿では北米のバイリンガル教育、イマージョン教育のルーツ、推移、形態、目的などを明らかにしたうえで、それらがどの年齢層の学習者、何を目的とした教育に活用できるか、検証したい。第 2 章ではバイリンガル、バイリンガル教育の定義、様々な実施形態を見ていく。第 3 章では、日本の早期英語教育とその形態、そして第 4 章では北米における外国語教育、バイリンガル教育の実情を見た上で、第 5 章で日本への示唆を述べていく。

2. バイリンガル、バイリンガル教育の定義、様々な形態

2.1 バイリンガルの定義、分類

古典的には、ワインライヒ(Weinreich, 1953)が、2つの言語の語彙(言語記号)とそのコンセプトがどのように記憶されているかによって、バイリンガルをCompound Bilingual (複合型)と Coordinate Bilingual (等位型)、さらに Subordinate Bilingual(従属型)に分けて図式化した。複合型は、例えば家庭内で父親と母親が異なる言語を使用するような場合に、1つのコンセプトに異なる 2言語の語彙が結びつくようになる場合である。それに対し等位型は、家の内と外で 2つの言語を使い分けるような環境で育ち、それぞれの言語が独立してコンセプトと語彙を持つようになった場合である。また、母語の習得後、特に大人が 2つ目の言語を習得する際には、第 2言語の語彙は母語の語彙にひもづけて記憶されるとし、これを Subordinate Bilingual(従属型)と呼んだ。ただし、従属型、等位型は固定されたものではなく、時間の経過とともに、また第 2言語の運用能力が向上すれば、複合型に移行するとされる。

ベイカー&ライト (Baker & Wright, 2021, p. 3) は、バイリンガルを能力、2 言語間のバランス、習得時期の違い等から分類している。まず、能力および 2 言語間のバランスで言うと、読み書きも会話もこなせる人たちをベイカー&ライトはProductive Bilingual、聞いて理解できる、あるいは読んで理解できる人たちをPassive Bilingual と呼んだ。これを宮崎 (2014) はさらに細分化し、教授言語や公

用語として用いられていない方の言葉の運用能力は年齢とともに下がり、「読み書き型バイリンガル」「会話型バイリンガル」「聴解型バイリンガル」と退化していく場合が多いと唱えた。さらに、2つの言語の習得時期によって、ベイカー&ライト (p.96)は2言語を同時に習得したケースを Simultaneous Bilingual (同時バイリンガル)、2つ目の言語を後に習得したケースを Sequential Bilingual (連続バイリンガル)と呼んだ。さらに、UNESCO International Bureau of Education (IBE-UNESCO)は、後に2つ目の言語を習得するケースを Additive Bilingual (付加バイリンガル)、逆に、第2言語を習得する過程で、母語を一部または全部喪失してしまうケースを Subtractive Bilingual (減法バイリンガル)と呼んだ1。宮崎の言う「聴解型バイリンガル」同様、移民の子どもたちなどが、幼少期は家庭で母語を話していたが、学校教育を受け始めると、その国で話されている多数派の言語運用能力の方が高くなり、母語は聞いたら理解できるが、産出できなくなる場合などがこれにあたる。

2.2 バイリンガル教育の定義、分類

バイリンガル教育は、生徒・児童の学校教育において、計画的、体系的に 2 言語 を用いた教育形態の実施を指すことが多いが、その目的や実施形態は多様であり、 分類方法もどの側面に着目するかで異なる。ムーア (Moore, 2021, p. 127) は、そ の目的により、共通語以外の母語の維持も目標とする Maintenance Program (維持 型)と、できるだけ早く共通語で機能できるための補助として母語を用いる Transitional Program (移行型) に大別する。さらに、実施形態や第2言語が用いら れる時間数、第1言語と第2言語とのバランスによって、Immersion Program (イ マージョン) や Two-Way/Dual Language Program (双方向型) に分かれる。イマー ジョンでは、幼少期から第2言語のみでの教育が2~3年実施され、のちに共通語が 徐々に導入されていく。まずは母語での教育が実施され、徐々に第2言語での教育 割合が増加すると一般に思われがちであるが、実際はその逆で、いきなり第2言語 のみで教育が始まることに注意されたい。双方向型では、言語 A を母語とする子ど もと言語 B を母語とする子ども、およそ半数ずつでクラスを編成し、授業の半分を 言語 A で、半分を言語 B で行う形態である。アメリカでは圧倒的に、英語とスペイ ン語の双方向型のプログラムが多いが、地域によっては、英語と中国語なども見ら れる。これら多様なバイリンガル教育プログラムの詳細(目標や対象児童・生徒) については、4.3 で後述する。

¹ http://www.ibe.unesco.org/en/glossary-curriculum-terminology/b/bilingual-education

3. 日本における外国語教育、早期英語教育、バイリンガル教育

日本における英語教育の重要性は今更論じるまでもない。クリスタル (Crystal, 2003) が言うように、英語が世界の "Global Language"として誰もが認める地位を確立しており、最も重要な外国語として、小学校から大学まで必修科目となっている²。規程上は外国語が必修であるが、その選択肢は限定的で、森住 (2016) が言うように、「実質的に<外国語教育=英語教育>の様相を呈している (p. 17)」ことは否定できない。大学入試においても多様性を重視する観点から、「大学入学センター試験」「大学入学共通テスト」においても英語以外の外国語での受験が可能であり、また高等学校レベルでの各外国語教育も実施されているが、その数は微減となっている (文科省, 2019)。これを受け、本稿では、英語以外の外国語教育は除き、日本における英語教育に限定して論じていく。

日本における小学校中学年からの英語教育開始については、2013 年に発表された「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」において方向づけられた。小・中・高の各段階での到達目標を設定し、高校卒業段階で英検 2 級~準 1 級を達成するためには、小学校 3 年生から英語学習を導入し、『コミュニケーション能力の素地を養う』ことが必要目標として掲げられた。2011 年から外国語活動が小学校 5 年生で導入されていたが、2015 年に文部科学省が「小学校英語の現状・成果・課題について」において提示したように、近隣アジア諸国における英語教育開始時期が小学校 3 年生であったことも、2 年前倒しとする大きな要因となっていることは否めない。これら英語学習開始低学年化の動きを見据え、学校外でも英語教育開始の低年齢化が加速することとなった。

2005 年以降毎年、矢野経済研究所によって日本における語学ビジネス市場の詳細な調査が実施されている。その中から、2012 年から 2020 年までの語学市場全体、外国語教室、幼児向け教室、プリスクール教室、幼児向け教材等に着目し、推移を追っていきたい。

グラフ1、グラフ2とも、矢野経済研究所発表のデータに基づき、筆者がグラフ化したものである。グラフ1が示す通り、語学ビジネス市場は、2008年のリーマンショックからも回復し、堅調な成長を続けていた。しかし2019年以降、新型コロナ感染症拡大の影響で、休校を余儀なくされたことによる外国語教室市場縮小や企業活動の停滞に伴い、減少傾向となっている(矢野経済研究所、2021)。しかし、語学教育への関心は高く、新型コロナ感染症の状況が落ち着けば、再び増加に転じること

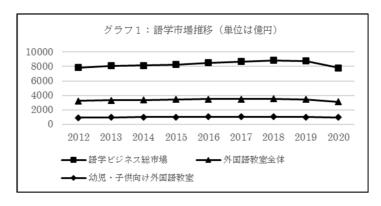
4

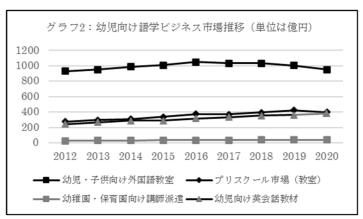
² 東京大学をはじめ、ごく一部英語以外の外国語履修により代用が可能な大学もある。

³ 韓国では1997年、台湾、中国では2001年から、小学校3年生より英語教育が開始。

が予測される。

また、幼児をターゲットにした分野だけに着目したものがグラフ 2 である。確かに、新型コロナ感染症拡大に合わせ、幼児向けの教室市場も減少しているものの、それ以外の 3 分野:プリスクール市場⁴、幼稚園・保育園向け講師派遣、幼児向け英会話教材はコロナ禍でも拡大していることがわかる。言い換えると、新型コロナ感染症の広がる状況においても、また、その高額な授業料にもかかわらず、増加が見られるのである⁵。





⁴ 矢野経済研究所は、「プリスクール市場」を「英語のみで教育・保育・託児を行う幼稚園や保育園、託児所」と定義している。

⁵ プリスクール(幼稚園まで)の授業料は年間 120 万円から 200 万円ほどかかる。

幼児向けの英語教育市場増加の原因は、小学校での英語教育開始年齢の低年齢化のみならず、早期から質の高い英語教育を受けさせ、家庭でよりよい学習環境を準備したいと考える保護者が増えているのではないかと考えられる。ベネッセの実施した「小学生の英語学習に関する調査」(2015)によると、約6割の保護者が小学校での外国語活動に満足していないことがわかった。ただし、この調査は小学校英語教育開始間もない時期における調査であり、教育方法や実績も定着していないであろう時期に実施されており、2021年からのカリキュラム変更後の児童、保護者の満足度調査の結果がどう変わるか、結果を待ちたい。

英語学習には様々な形態が考えられる。長年実践されてきているものをあげると、インターナショナルスクール進学、英会話学校活用、教材を用いての家庭学習などがあげられる。それらに加え、近年特にコロナ禍においては、社会全体がオンラインシフトせざるを得ない状況下、オンライン語学学習市場が大きく拡大したことが報告されている(矢野経済研究所, 2021)。それらに加え、近年本格的に英語を習得させることを目的として、子ども向けの英語教育の形態として注目されているのが、英語で保育を実施するプリスクールと呼ばれる形態である。

前述の通り日本は EFL 環境であり、週に 1~2 時間の英語学習では自然な言語習得は期待できない。しかし、日常的に英語で保育を行うプリスクールでは、子供たちは自然に英語を習得していると報告されている(詳細は第 5 章で後述)。幼児は、言語習得における臨界期(意識的に学習しなくても、十分なインプットとインターアクションがあれば、自然と言語を身につける年齢)にあると考えられ、この時期にいわば「英語漬け」の環境を与えることは、道理にかなった手法である。臨界期理論については、レネバーグ(Lenneberg, 1967)等を参照されたい。

4. 北米における外国語教育、バイリンガル教育の実情

4.1 アメリカ

アメリカは移民の国であるがゆえに、外国語教育、バイリンガル教育を語る上でも、非常に複雑である。日本のようにほぼモノリンガルの人々がより高度な外国語、主として英語運用能力習得を目指してよりよいプログラム、カリキュラムを求めるのとは異なる。アメリカにおけるバイリンガル教育の多くは、英語を母語としない移民の英語習得のためのプログラムであることが多い。移民にとっては、バイリンガル教育による学習支援、そしてそれを通した英語の習得が不可欠である。2.2 で前述の通り、バイリンガル教育にはいくつかの分類が可能であるが、英語以外の母語の維持も目標とする Maintenance Program と、できるだけ早く英語で機能できるた

めの補助として母語を用いる Transitional Program に大別される。

アメリカにおける「バイリンガル教育」は、常に、政治、政策、予算によって、 促進されたり、制限されたりするという歴史がある。1968年に『バイリンガル教育 法(Bilingual Education Act)』が施行され、英語を母語としない、主として移民の 子どもたちの教育改善が図られることになった。実施形態は州、各自治体に任され たが、子供たちの母語による学習支援を法律で定めた第一歩であった。しかし、1960 年代後半から今日に至る数十年の間に、アメリカ社会における民族、言語状況は大 きく変化しており、『バイリンガル教育法』だけでも 1974 年、1978 年、1984 年、 1988年、1994年と5度の修正を加えられている。その後、バイリンガル教育への 逆風となったのが、カリフォルニアで、1998年に可決された『修正案 227 (Proposition 227)』で、英語運用能力が十分でない(Limited English Proficiency, LEP) 生徒向 けの『特別クラス』での授業実施期間が 1 年に制限され、バイリンガル教育の制度 を大きく縮小する方向に動いていった (American Institutes for Research and WestEd, 2006)。後にこれは 2016 年の修正案 58 (別名 California Non-English Languages Allowed in Public Education Act) において撤回され、1998 年以前の形 態での「バイリンガル教育」が復活することとなったのも、カリフォルニア学童人 口の 25%が LEP 学習者であることを考えると当然と言えよう。

また、国家レベルでは、2002 年、ブッシュ政権下に発出された『落ちこぼれゼロ運動(No Child Left Behind)』は、カリフォルニアでの『修正案 227』と類似した、バイリンガル教育を制限する内容であった。できるだけ早く LEP の生徒が英語で授業についていけるようにすることを目指すとしたが、こちらも 3 年以上は生徒の母語による補助はしないという、「バイリンガル教育」を縮小する政策であり、バイリンガル教育に充てる予算も半減した。詳細なアメリカにおけるバイリンガル教育の変遷、現況については、ムーア、末藤(2002)、ラザフォードークアック他(Rutherford-Quach et al., 2021)を参照されたい。

LEP 生徒の英語習得ではなく、英語を母語とする生徒の外国語学習に目を向けると、いつの時代にも熱心な学生、教員、プログラムも見られるが、一般的にアメリカの生徒・学生は外国語学習にはそれほど熱心ではないようであり、その傾向がこの数年さらに強まっているのではないかと考えられる。1979 年に出された大統領に向けた Strength through wisdom に示された外国語学習必要性の声を受け、1980 年代には 5 年間で学習者が 38%増加した時期もあったが、近年ではデービン&ハイネケ (Davin & Heineke, 2017) が報告したように、アメリカにおいて外国語学習は重視されず、また機会に恵まれないことから、外国語のプログラムは減少している。小学校では、1997 年の 31%から 2008 年の 25%へ、中高では、同時期に 86%から79%へと減少している。さらに、大学での外国語履修者数の推移においても、Modern

Language Association (MLA) がまとめた統計 (2016) によると、大学で外国語を履修する学習者数は、 $2009 \sim 2013$ 年において 6.7%減少し、 $2013 \sim 2016$ 年にかけてもさらに 9.2%減少したことが報告された。全大学生数に対する外国語履修者数の割合は、2006 年の 9.1%をピークとし、その後 2016 年には 7.5%に減少している。これは、EU や世界の他の地域における多言語・多文化推進の流れとは逆行するものである。クリスタル (Crystal, 2003) が言うように、英語が世界の "Global Language"として誰もが認める地位を確立したこともあり、米国の学生には、外国語を学習するモチベーションが持てないのかもしれない。

この外国語学習プログラムの減少に対する一条の光明は、カリフォルニア州で2011 年に開始された高校の卒業証書に付与される『2 言語習得証明(Seal of Biliteracy)』である。2015-2016 年度においては、公立高校卒業生の約 10%がこれを取得し、その制度は現在 45 州で認定されるまでの広がりを見せている。認定基準は州によって異なり、4年の学習年限だけで十分とするカリフォルニアの制度もあれば、ワシントン D.C.のように、言語運用能力テストに合格するだけでなく、その言語が使用されるコミュニティへの参加証明の提出が義務付けられる地域もある(デービン&ハイネケ)。また、この『2 言語習得証明』の利点は、これまで LEP の生徒だけを対象としていたバイリンガル教育と、英語話者を対象とする外国語教育双方を対象とした点である。もちろん、必要に迫られる LEP 生徒の英語学習とさらなるアドバンテージを目指す英語話者生徒の状況は大きく異なるため、様々な検討・改善の余地はあるが、どちらも母語以外の言語学習を促進するという点においては、目指す方向は同じであると考える。

4.2 カナダ

カナダにおけるバイリンガル教育は、アメリカとは大きく異なる発展の歴史を持つ。1534 年以降続いていたフランスによる支配が1763 年の英国による勝利(The Battle of the Plains of Abraham)とともに終わったが、フランス文化は人々に根づいていた。1867 年に自治が認められカナダ連邦となる(The British North America Act)が、フランス系住民の多かったケベック州では、英語とフランス語の両方が公用語として制定される。その後1969 年に、国家レベルでの2言語公用語(Official Languages Act)が制定されるに至る(ゲネシー、Genesee、p. 5)。現在州レベルでは、ニュー・ブランズウィック州のみが英語・フランス語の両方を公用語としているが、ケベック州はフランス語、その他の8州は英語を公用語とする。第2言語教育という観点から見ると、州や自治体によって施行形態が多様ではあるものの、国家全体として英語、またはフランス語の公用語でない方の言語が必修第2言語となっている。

バイリンガル教育の中でもイマージョン教育はカナダ発祥と言われるが、このような複雑な公用語、第 2 言語教育環境の中で、イマージョン教育は、フランス語を公用語とするケベック州から生まれた。同州セント・ランバート市の英語モノリンガルの子どもの保護者たちが、12 年間第 2 言語としてのフランス語教育を受けても、十分なフランス語の運用能力を身につけられないことから、改革を訴えたことに端を発する。その結果、1965 年に初めてイマージョンの幼稚園が設定された。ここでの教育は「早期イマージョン教育(Early Immersion Program)」と呼ばれるもので、幼稚園から小学校 2 年生の終わりまでは、すべての教育が母語ではないフランス語で行われ、その後徐々に英語が導入されていく。この形態が今日でも多くのイマージョン教育の特徴となっている。これは、レネバーグ(Lenneberg、1967)の提唱する臨界期仮説(Critical Period Hypothesis)、つまり早期のイマージョンは自然な言語習得を促進する、という考え方に通じるものがある。学校では母語以外の言語による授業を通してその言語を習得し、同時に家庭や学校外で使用される母語も自然と身につけるのである。

4.3 北米におけるバイリンガル教育の形態

伝統的に、米国におけるバイリンガルプログラムは、主として移民を対象として、LEP 学習者がメインストリームの英語による教育を享受できるレベルまで、英語の運用能力を向上させることを目指したものである場合が多い。それに対し、カナダのイマージョンプログラムは、英語母語話者が更なる機会向上を求め、公用語であるフランス語能力向上を目指したものである。誰を対象としているかという点から見た場合、アメリカの Dual Language Program は、LEP 学習者の英語力向上と英語話者の外国語能力向上の両方を目指したものであるという点において、画期的である。

上記のように、北米のバイリンガル教育は多様で、対象とする生徒も異なれば、その目的も一様ではない。ここでベイカー&ライト (Baker & Wright, 2021) による分類を参考に作成した「表 1: 北米におけるバイリンガル教育の分類」を見てみよう。ベイカー&ライトは、LEP 学習者のためのバイリンガルプログラムを移行型 (Transitional) と維持型 (Maintenance) に大別している。さらに、実施形態によって、双方向型 (Two-way/dual language) と呼ぶ形態もある。また、英語を母語とする生徒向けのバイリンガルプログラムとしては、主にイマージョンと双方向型 (Two-way/dual language) があげられる。ベイカー&ライトは、これら以外にも複数の ESL 教育形態や一般の英語話者向けの外国語教育も含め、バイリンガル教育を計 10 種類に分類しているが、ここではあえて、本稿に直接関連のある 4 項目のみを取り上げた。

対象	タイプ	使用言語	目的
LEP 学習者	移行型	L1⇒L2 (公用語)	英語での授業が受 けられるように
	維持型	L1&L2 (割合は様々)	両言語の伸長
英語母語話者	イマージョン	初期は L2 のみ	両言語の伸長
LEP 学習者& 英語母語話者	維持(双方向)型	L1&L2 (50:50)	両言語の伸長

表 1: 北米におけるバイリンガル教育の分類(ベイカー&ライト、p. 210 を参考に著者作成)

5. 日本における早期英語教育の現状、今後

第3章でも見た通り、日本における早期英語教育、特に幼児向けの外国語(英語、英会話)教室やプリスクール(英語のみで教育・保育・託児を行う幼稚園や保育園、託児所)事業は増加を維持している。2020年はコロナ禍で新規募集が実施できず縮小も見られたが、緊急事態宣言解除後の6月以降には新規入会者が増加し、都市部を中心とした早期英語教育の需要自体は下がっていないことが報告された(矢野経済研究所,2021)。

まず、幼児、児童向けの英会話教室を見てみると、大手英会話学校は、近年それぞれ小学生以下対象のスクールブランドを展開している⁶ (寺尾, 2018)。さらに、類似の子ども・幼児向けの小規模英会話教室も数多く生まれている。しかし、これらのプログラムの多くは、週1回40分といった、幼少期から英語に触れることが主眼のプログラムであるため、英語に触れる時間、インプット量を考えると、言語習得の臨界期メリットがどれだけ生かせるか疑問である。

それらに対して、主として日本人が対象であるが、幼児向け保育を英語で実践することにより英語と触れる時間を最大限に確保したプリスクールという形態が生まれ、急速に発展している。プリスクールには、英語使用がほぼ 100%のイマージョンプログラム(キンダーキッズ・インターナショナルスクール、Sukusuku English Preschool など)と、授業時間の約半分を英語で行うバイリンガルプログラム(Kids Duo International, Kids Park Academy など)がある。どちらも、幼少期から第2言語による教育を開始することにより、臨界期の言語習得特性を活用するというカナダで生まれたイマージョン教育の理念に基づいている。英語を教授言語とするイマージョンプログラムでも、日本語が学校外、家庭で話される環境での運営のため、

⁶「ECC ジュニア」「ベルリッツ・キッズ」「イーオンキッズ」「NOVA バイリンガルキッズ」「Gaba Kids」「COCO 塾ジュニア」など

日本語の習得にも問題はないと考えられる。イマージョン、バイリンガルプログラムのどちらも両言語の伸長が期待できるプログラムである。但し、これらのプリスクールは私立のため、高額な教育費が必要である。

プリスクールの先駆けの一つは、大阪に本社を置く、キンダーキッズ・インターナショナル・スクール 7 で、2000年に開校以来、西日本を中心に全国 23 校に広がり、カナダ、ハワイにも校舎を展開している。同 CEO 中山(2018)によると、子供たちの英語力は順調な伸びを見せ、5 歳児クラスの半数が英検 3 級に合格するということである。

プリスクールで学ぶ機会に恵まれた子どもたち、およびその保護者にとっての課題は、卒園後英語コミュニケーション能力を維持、伸長する手だてである⁸。例えば、インターナショナルスクールや、バイリンガルの学校に進学すれば、英語コミュニケーション能力をさらに伸長することが期待できる。あるいは、一般の小学校に進学し、学校外の英会話学校・教室、英語プログラム等で、英語学習を継続するという選択肢もある。また、前述のように、近年増加しているオンライン英会話教室で、海外のネイティブ・スピーカーと会話練習に取り組むことも可能である。

インターナショナルスクールは、子どもたちの母語で本国と同様のカリキュラムで教育を行う高等学校までの学校が多く、日本の学校教育法の第 1 条に規定されている「学校」とは認められていない。日本における「学校」は、法律の条項から、通称「一条校」と呼ばれ、専修学校や各種学校と区別される。大半の日本にあるインターナショナルクールは、担当教員の資格やカリキュラム編成等からこの設置基準を満たしておらず、各種学校扱いとなり、卒業しても日本の高等学校卒業資格は取得できない。もちろん、例えばカナディアンアカデミーを卒業すれば、カナダの高等学校卒業資格が授与されるため、カナダの大学やカナダの高等学校卒業資格で出願可能な大学に進学する資格は得られる。また、多くのインターナショナルスクールは、同時に国際バカロレア資格を取得できるプログラムを運営しており、この資格を受け入れる日本の大学への出願も可能である。さらに、インターナショナルスクールの中には、日本の学校設置基準も満たしていることから、一条校の認可を受けている学校が、ごく少数ある。

インターナショナルスクールで学べば、ネイティブと比肩する語学力を身につけることができるため、以前からインターナショナルスクールへの進学を希望する日本人も一定数いるが、基本的にはその言語を母語とする子ども向けのエリート教育

⁷ https://www.kinderkids.com/

^{*} キンダーキッズでは、卒園した小中高生向けのサタデースクールなども開催しているが、このような取り組みはまれな例である。

⁹ ユナイテッド・ワールド・カレッジ ISAK ジャパン、幕張インターナショナルスクールなど

を施す学校が多いようである (Boston Consulting Group 参照)。高額な授業料、限定的な進路選択、日本語読み書き能力の習得度合いなどの複数の理由から、インターナショナルスクールに入学する子どもは非常に限られる。たとえ進学条件がそろっていても、インターナショナルスクールの数は限られており、通学可能圏内にない場合もある。したがって、語学力向上を主目的として子どもをインターナショナルスクールに通わせるという選択は、非常に限定的であると言えよう。

また、日本の学校にも日本語母語話者を対象とした、バイリンガル教育を実施する学校が少数ある。イマージョン教育を日本で実施したさきがけは、1992年に開校された静岡県の「加藤学園」である。その後、「ぐんま国際アカデミー」「英数学館(福山市)」なども追加された。さらに2020年には豊橋市の八丁小学校が、初のバイリンガルプログラムを持つ公立小学校として注目を集めた。これらの学校はすべて「一条校」であり、通常の日本の学校卒業資格が得られる。

プリスクールを卒園後、日本の公立・私立小学校へ進学し、英語学習を学外で継 続するオプションを選択するケースは多いようである。しかし、その場合、それま で培ってきた英語力が十分に生かせない環境になりかねない。例えば、前述のキン ダーキッズ・インターナショナルでは、6 歳の卒園時には、ネイティブの小学校 2 年生相当の英語力を習得しているということであるから、英語だけに限定すると、 ほぼ中学校の英語カリキュラムを終えている段階と考えられ、普通の小学校、中学 校に進学した場合、学校の英語科目の授業を通して、ただ単に足踏みし続けるとい うことにもなりかねない。過去の研究において、樋口他(2007)は、小学校6年間 特区で英語の授業を受けてきた生徒たちが、小学校で英語の授業を受けていない他 の地区の小学校から進学してくる生徒たちと一緒の授業を中学校で受けた結果、小 学校で全く英語を学習していない中学校の生徒たちと比較しても中学校 2 年生段階 では有意差がなくなり、ずっと「足踏み」していたことを明らかにしている。さら に、英語学習に対するモチベーションも維持されていなかった。プリスクールで学 んだ子どもたちにも同様のことが起こるのではないかと危惧される。つまり、小学 校で英語活動が開始されるころは、他の子どもたちよりも秀でているが、学年が進 むにつれその差は縮まり、新鮮さが保持できずに英語学習に対するモチベーション の低下も起こりかねない。さらに、学校外での学習を通して、英語コミュニケーシ ョン能力を伸長させるに十分な学習量を確保するのは容易ではない。

プリスクール卒園生の受け皿として注目されているのが、授業の約50%を英語で実施する、いわゆる『半国際化』学校である。文部科学省の認可を受けた「一条校」でありながら、小学校入学時から英語力を伸ばすことにも注力している、いわば「バイリンガル」私立学校で、関西圏であれば、同志社国際、関西学院千里国際、アサンプション国際、立命館小学校などがあげられる。一条校としての進路を確保しつ

つ、バイリンガルの生徒を育てるというカリキュラムを持つ優れた学校群であるが、 私立のため学費は安くない。授業の約50%を英語で、残り50%を日本語で実施する 形態であるが、全生徒がほぼ日本人であることから、北米で実施されているような 双方向型のバイリンガルプログラムではなく、教科によって教授言語が選ばれてい る。日本では、日本人と同数の英語話者が在籍する双方向型は運営困難である。

6. さいごに

バイリンガル、バイリンガル教育、イマージョン教育に焦点を当て、定義、成り立ち、北米における歴史、現状を検証しながら、日本の実情、問題点、今後の展望について見てきた。学校教育における英語学習開始の低年齢化に伴い、今後も幼児・児童向けの語学教育市場、とりわけプリスクールや英会話教室などは大いに発展することが予測される。しかし、大学レベルでも英語で授業担当可能な教員が限られることを考えると、小・中・高レベルで、英語で授業担当可能な教員をそろえることは、あまり現実的ではない。そういう意味で、学童年齢に達するまでの幼児に対して、プリスールという形で英語による保育を施し、ネイティブに近いレベルの英語力を自然と身につけさせるという試みは大いに評価できる。

本稿は学校外での英語学習を推奨することが目的ではないが、塾等で学校での学習を補完する小学生、中学生が 8 割にものぼる(文部科学省, 2008)中、学校外での、そして早期の英語学習が求められるのは、自然な傾向であろう。もちろん、各自治体や学校も、学習指導要領に定められたカリキュラム、時間数の授業のみの実施にとどまらず、様々な独自教材提供10にも取り組んでおり、それらの効果もこれから検証されるであろう。グローバル化を見据え、幼少時から英語運用能力のみならず国際感覚を身につけることは非常に望ましいことである。世界だけでなくアジアの平均からも劣るとされる日本人の英語運用能力が、向上することを期待したい。ただし、プリスクール、そして進路先の『半国際化』バイリンガル小学校等、すべて私立であるため、高額な教育費が必要となる。教育においても二極化が叫ばれている「が、2019年に開校した大阪市立水都国際中学校・高等学校のような、英語コミュニケーション能力育成、国際理解教育に重点を置いた公立の幼稚園や小学校が設置されることを切望する。

¹⁰ 例えば、大阪市は小学生向けに独自の教材「Plus Time」「Dream」などを提供している。

¹¹ 清水著『二極化する学校―公立校の「格差」に向き合う』参照

参考文献

- アルク (2020)「アルク英語教育実態レポート (Vol.19):子どもの英語学習に関する小・中学 生の保護者調査」 https://www.alc.co.jp/entry/report_20201125(2022年2月26日検証)
- American Councils for International Education (2017) The National K-12 Foreign Language Enrollment Survey Report. http://bit.ly/2rfA6Nt.
- American Institutes for Research and WestEd (2006) Effects of the Implementation of Proposition 227 on the Education of English Learners, K-12: Findings from a Five-Year Evaluation. https://www.wested.org/online_pubs/227Reportb.pdf (2022 年 2月26日検証)
- C. Baker & W. E. Wright (2021) Foundations of Bilingual Education and Bilingualism, 7th edition. Multilingual Matters: Bristol, UK.
- Benesse 教育研究開発センター(2007)「第 1 回小学校英語に関する基本調査(保護者調査)」 速報版 https://berd.benesse.jp/global/research/detail1.php?id=3182(2022 年 2 月 26 日検証)
- ベネッセホールディングス(2015)「小学生の英語学習に関する調査」プレスリリース https://berd.benesse.jp/up_images/research/pressrelease1105.pdf (2022 年 2 月 26 日 検証)
- T. K. Bhatia & W.C. Ritchie (2013) *The Handbook of Bilingualism and Multilingualism*, 2nd edition. Wiley-Blackwell: Oxford.
- Boston Consulting Group (2021) 令和 3 年度「日本および主要国におけるインターナショナルスクールに関する調査」 https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20210831_2/20210831.pdf (2022 年 2 月 26 日検証)
- G. W. Bush (2001) No Child Left Behind: Communication from the President of the United States Transmitting a Report for Nationwide Education Reform Entitled "No Child Left Behind" 107th Congress, 1st session, House Document 107-34.
- California Department of Education (2021) Proposition 227 Final Report. https://www.cde.ca.gov/sp/el/er/prop227summary.asp(2022 年 2 月 26 日検証)
- D. Crystal (2003) English as a Global Language, 2nd ed. Cambridge University Press.
- J. Cummins & N. H. Hornberger (2008) Bilingual Education. Springer: New York.
- K. J. Davin and A. J. Heineke (2017). The Seal of Biliteracy: Variations in Policy and Outcomes. *Foreign Language Annals*, 50, No. 3, 486-499.
- Dual Language Schools (2022) Find Dual Language Schools by State. https://duallanguageschools.org/ (2022 年 2 月 26 日検証)
- C. A. Ferguson & M. H. Wells (1977) Bilingual Education in an International Perspective. In B. Spolsky & R. Cooper (eds.), Frontiers of Bilingual Education. Rowley, MA: Newbury House.
- J. Fishman &J. Lovas (1970) Bilingual Education in in Sociolinguistic Perspective. *TESOL Quarterly*, 4, 215-222.
- O. Garcia (2009) Bilingual Education in the 21st Century: A Global Perspective. Wiley-Blackwell: Oxford.
- F. Genesee (1987) Learning through Two Languages. Newbury House: Cambridge MA.
- 樋口忠彦他 (2007)「小学校英語学習経験者の追跡調査と小・中学校英語教育への示唆」『近畿 大学語学教育部紀要』7(2),12-25.

- R. K. Johnson & M. Swain (eds.) (1997) Immersion Education: International Perspectives. Cambridge University Press.
- 小泉清裕 (2020)『小学校英語 授業づくりの心と技―児童の学びの力を育む』大修館書店
- E. Lenneberg (1967) Biological Foundations of Language. New York: John Wiley.
- E. G. Lewis (1981) Bilingualism and Bilingual Education. Pergamon Press: Oxford.
- D. Looney & N. Lusin (2019) Enrollments in Languages Other Than English in United States Institutions of Higher Education, Summer 2016 and Fall 2016: Final Report. Modern Language Association Web Publication. https://www.mla.org/Resources/Research/Surveys-Reports-and-Other-Documents/Teaching-Enrollments-and-Programs/Enrollments-in-Languages-Other-Than-English-in-United-States-Institutions-of-Higher-Education (2022 年 2 月 26 日検証)
- M. Met & E. B. Lorenz (1997) Lessons from U.S. immersion programs in Johnson & Swain (1997), *Immersion Education: International Perspectives*. Cambridge University Press.
- 宮崎幸江(2014)「多文化の子どもの家庭における言語使用と言語意識」 Sophia University Junior College Division Faculty Journal, 34, 117-135.
- 文部科学省 (2008) 「子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告」https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/08/__icsFiles/afieldfile/2009/03/23/1196664.pdf (2022 年 2 月 26 日 検証)
- 文部科学省(2013)「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/__icsFiles/afieldfile/2014/01/31/1343704_01.pdf (2022年2月26日検証)
- 文部科学省(2015)「小学校英語の現状・成果・課題について」教育課程企画特別部会資料 3-4 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryo/_icsFiles/afieldfile/2015/05/25/1358061 03 04.pdf(2022 年 2 月 26 日検証)
- 文部科学省(2016)「教育課程部会 外国語ワーキンググループにおける審議のとりまとめについて 1」 https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/09/12/1377057_1_1.pdf(2022 年 2 月 26 日検証)
- 文部科学省(2019)「平成 29 年度高等学校等における国際交流等の状況について」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/koukousei/__icsFiles/afieldfile/2019/09/19/1323946 001 1.pdf(2022 年 2 月 26 日検証)
- S. C. K. Moore (2021) A history of Bilingual Education in the US. Multilingual Matters: Bristol, UK.
- 森住衛 (2016)「日本における複数外国語教育の進展-基本的な理念・海外の動向・日本の実情と改革-」『副言語・多言語教育研究』日本外国語教育推進機構会誌 No. 4, pp. 4-32. 中山貴美子 (2018)『奇跡の英語保育園』幻冬舎
- A. G. Reynolds (ed.) (1991) *Bilingualism, Multilingualism, and Second Language Learning*. Lawrence Erlbaum: Hillsdale, NJ.
- Rutherford-Quach, S., Torre Gibney, D., Kelly, H., Ballen Riccards, J., Garcia, E., Hsiao, M., Pellerin, E., & Parker, C. (2021) Bilingual education across the United States. CCNetwork. https://www.compcenternetwork.org/resources/resource/6888/bilingual-education-across-united-states (2022 年 2 月 26 日検証)
- Seal of Biliteracy (2022) State Laws Regarding the Seal of Biliteracy. https://sealofbiliteracy.

org/index.php (2022年2月26日検証)

清水宏吉(2021)『二極化する学校-公立校の「格差」に向き合う』白紀書房

K. Stark (2019) Reevaluating the Importance of Foreign Languages, *The Current* (web magazine). https://thecurrentmsu.com/2019/11/24/reevaluating-the-importance-of-foreign-languages/ (2022 年 2 月 26 日検証)

末藤美津子 (1999) アメリカのバイリンガル教育法における言語観:1968 年法から 1994 年法 までの変遷. 『比較教育学研究』第 25 号, 81-96.

末藤美津子(2002)「アメリカのバイリンガル教育:新しい社会の構築を目指して」東信堂

United States. President's Commission on Foreign Language and International Studies (1979) Strength through wisdom, a critique of U.S. capability: A report to the President from the President's Commission on Foreign Language and International Studies. University of Michigan Press.

寺尾淳 (2018) 「キッズの英語教室に続々と新規参入のワケ」ビジネス+IT https://www.sbbit.jp/article/cont1/34623 (2022 年 2 月 26 日検証)

Weinreich, U. (1953) Languages in contact. New York: The Linguistic Circle of New York.

矢野経済研究所(2015)「語学ビジネス市場に関する調査結果 2015」プレスリリース

矢野経済研究所(2016)「語学ビジネス市場に関する調査結果 2016」プレスリリース

矢野経済研究所(2017)「語学ビジネス市場に関する調査結果2017」プレスリリース

矢野経済研究所(2018)「2018 語学ビジネス徹底調査レポート」(概要版)

矢野経済研究所 (2019)「2019 語学ビジネス徹底調査レポート」(概要版)

矢野経済研究所 (2020)「2020 語学ビジネス徹底調査レポート」(概要版)

矢野経済研究所(2021)「2021 語学ビジネス徹底調査レポート」(概要版)

強行規範に基づく拒否権の法的制限に関する一考察 ——J. Trahan の議論を中心に——

The Relationship between the Veto and *Jus Cogens* in Mass Atrocity Situations

瀬 岡 直 (Nao Seoka)*

ABSTRACT: The exercise of the veto power by the permanent members in the UN Security Council in cases that involve human rights violations, such as in Syria since 2011, has prompted an unprecedented number of the UN member states to call for the voluntary veto restraint. Through analyses of the veto power, some scholars have argued for the limits of the veto power, largely based on the law as it should be (de lege ferenda). In Existing Legal Limits to Security Council Veto Power in the Face of Atrocity Crimes, Jennifer Trahan, however, made a striking argument that the use or the threat of use of the veto to block measures aimed to prevent or punish jus cogens violations, that are atrocity crimes, falls outside the proper exercise of the veto power under the existing law (lex lata). Critically examining her study, the paper argues that the use or the threat of use of the veto in mass atrocities is, contrary to Trahan's argument, not subordinate to Article 53 of the Vienna Convention that states jus cogens is "a norm accepted and recognized by the international community of States as a whole as a norm from which no derogation is permitted."

KEYWORDS: 拒否権,強行規範,人道的介入,保護する責任

はじめに

第1章 強行規範に基づく拒否権の法的制限論:トラハンの主張 第2章 批判的考察

- 1. 強行規範の違反の法的効果に関する議論の基本的な展開
- 2. トラハンの主張の問題点
 - (1) 2つの主要な論拠(安保理決議と強行規範の関係からの類推、 国家責任条文41条)
 - (2) 事例研究における常任理事国の拒否権行使の正当化理由
- (3) 安保理手続における違法な拒否権行使の法的効果 おわりに

Seoka. N. (2022). The Relationship between the Veto and *Jus Cogens* in Mass Atrocity Situations. *Journal of International Studies*, 7, 17-32. ©2022 Nao Seoka

^{*} Associate Professor of International Law, Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail: nseoka@intl.kindai.ac.jp

はじめに

近年、パレスチナ紛争に関わる米国の拒否権やシリア紛争における中露の拒否権を契機として、組織的な人権侵害が生ずる状況での拒否権行使に対する批判が高まっている¹。こうした中、重大な人権侵害を助長する拒否権行使の現行法上の制限について検討する研究が注目されている。その代表的なものが、2020 年にジェニファー・トラハン(Jennifer Trahan)が出版した『残虐な犯罪が生ずる状況での安保理における拒否権の現行法上の制限($Existing\ Legal\ Limits\ to\ Security\ Council\ Veto\ Power\ in\ the\ Face\ of\ Atrocity\ Crimes)』である²。本書はおよそ 350 頁にも及ぶ大著であり、現時点で最も包括的にこの問題に取り組んだ研究であると言えよう。トラハンは、本書の第 1 章から第 3 章において従来の拒否権制限の議論の不十分さを指摘したうえで、第 4 章において残虐な犯罪を拡大させる拒否権の法的制限について詳細な解釈論を展開し、最後の第 5 章でその解釈を裏付ける事例研究を行っている。$

本稿がとくに注目したいのは、トラハンが本書の第 4 章において強行規範と拒否権の関係を詳しく論じている箇所である3。強行規範 (jus cogens) については、1969年に採択された条約法条約 53 条において次のように定められている。すなわち、「締結の時に一般国際法の強行規範に抵触する条約は、無効である。この条約の適用上、一般国際法の強行規範とは、いかなる逸脱も許されない規範として、また、後に成立する同一の性質を有する一般国際法の規範によってのみ変更することのできる規範として、国により構成されている国際社会全体が受け入れ、かつ、認める規範をいう」。トラハンは、ジェノサイド、人道に対する犯罪、及び戦争犯罪がこの強行規範の重大な違反であると指摘し、こうした残虐な犯罪を助長する拒否権行使は現行法上認められない、という議論を展開している。

本稿の目的は、このトラハンの議論に焦点を当てて、近年、注目を集めている強 行規範に基づく拒否権行使の制限論を批判的に検討することにある。その際、まず、

¹ 瀬岡直「国際連合における拒否権の意義と限界ーシリア紛争における中露の拒否権行使に対する批判的検討」日本国際連合学会編『ジェンダーと国連』(国際書院、2015年) 163 頁~185 頁。同「パレスチナ紛争に関するアメリカの拒否権行使に対する批判的検討:国際連合における拒否権の本質的制約の視点から」日本国際連合学会編『国連と大国政治』(国際書院、2020年) 77 頁~101 頁。

² J. Trahan, Existing Legal Limits to Security Council Veto Power in the Face of Atrocity Crimes, (Cambridge University Press, 2020). 本書の表題にもある「残虐な犯罪(atrocity crimes)」とは、「ジェノサイド、人道に対する犯罪及び/又は戦争犯罪」を指す用語である。Ibid., p.1. なお、ジェノサイドを拡大させる拒否権行使の現行法上の制限に関する近年の研究としては、瀬岡直「ジェノサイド条約の防止義務に基づく拒否権の法的制限に関する一考察—J. Heieck の議論をめぐって」『Journal of International Studies』第5号(2020年)43頁~73頁も参照。

³ J. Trahan, ibid., pp.150-179.

第1章においてトラハンの議論を詳しく紹介し、第2章において彼女の主張の意義 と問題点を議論していきたい。なお、必要に応じて、関連するその他の著書や論文 にも触れることにしたい⁴。

第1章 強行規範に基づく拒否権の法的制限論:トラハンの主張

トラハンは、まず、立法論ではなく現行法の観点から拒否権の制限を検討する必要性を強調する。そのうえで、拒否権と強行規範の関係、国連の目的・原則、及び国連憲章と人権条約の調和的解釈、という 3 つの観点から、重大な人権侵害を助長する拒否権行使は認められない、と論じている5。本稿が焦点を当てる拒否権と強行規範の関係という第 1 の観点について、トラハンは、ジェノサイド、人道に対する犯罪、及びいくつかの戦争犯罪が強行規範の重大な違反であるため、こうした人権侵害を間接的にであれ助長する拒否権行使は現行法上認められない、と主張する6。そして、彼女によれば、この主張は、主に以下の 2 点から支持される。

ひとつめは、安保理決議と強行規範の関係からの類推である。すなわち、トラハンは、強行規範に抵触する安保理決議が無効になるのであれば、常任理事国の拒否権行使も強行規範を助長する形で行使され得ない、と議論するのである。この点は彼女の主張の核心部分であるため、もう少し詳しく見ていこう。一般に、安保理は強行規範を尊重する義務を負うため、強行規範と抵触する安保理決議は無効であると理解されている。トラハンも、様々な判例や学説を援用してこうした一般的な理解があることを丁寧に説明しているっ。さらに、彼女は、実際に強行規範に違反すると判断された具体的な安保理決議があることを示すために、1993年のジェノサイド条約適用事件の仮保全措置命令におけるラウターパクト(E. Lauterpacht)特任裁判官の個別意見に焦点を当てる。すなわち、同裁判官は、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争において採択された安保理決議713号の武器禁輸措置はセルビアのジェノサイド行為を結果として支援することになるため、その限りにおいて同決議は強行規範に違反する、と判断したのである。そして、トラハンは、このラウターパクト裁判官の個別意見が拒否権と強行規範の関係にも当てはまることを強調する。つまり、

⁴ なお、著者は、最近、このトラハンの著書について書評を公表した。瀬岡直「Jennifer Trahan, Existing Legal Limits to Security Council Veto Power in the Face of Atrocity Crimes, Cambridge University Press, 2020, xvii+355pp.」『国際法外交雑誌』120 巻 4 号 (2022 年) 121 頁 ~125 頁。本稿は、この書評で取り上げたトラハンの拒否権の制限論の中で、とくに強行規範の観点に焦点を当てたうえで、関連文献を網羅的に渉猟しつつ、筆者独自の見解を述べるものである。

⁵ J. Trahan, *supra* (n.2), pp.144-150.

⁶ Ibid., p.169.

⁷ Ibid., pp.158-165.

安保理決議が強行規範に服し、強行規範に抵触する安保理決議が無効になるのであれば、安保理における常任理事国の拒否権行使も強行規範を助長する形で行使され 得ない、と主張するのである⁸。

ふたつめは、国家責任条文 41 条の規定である。この点に関するトラハンの主張の要点は、組織的な人権侵害を拡大させる拒否権行使は、強行規範の重大な違反に対して適当な措置を取るために他国と協力する義務を定める同条 1 項、及び、強行規範の重大な違反の状態を援助してはならない義務を規定する同条 2 項に違反する、というものである%。まず、彼女は、41 条 1 項の協力義務に関して、この条文がこれまで ICJ の判決で 20 回以上も言及されており、多くの場合、現行の慣習法を反映すると考えられていることを強調している。そして、もし安保理において少なくとも 9 ヶ国が強行規範の重大な違反たるジェノサイドのような組織的な人権侵害を止めさようとする決議案の採択のために協力しているのであれば、常任理事国は、41 条 1 項の協力義務に基づき、当該決議案の採択を阻止すべきではない、と主張する10。つづけて、41 条 2 項の不援助義務に関して、トラハンは、安保理決議案が単に残虐な犯罪を非難するだけでそれを止めるための制裁措置を科していない場合であっても、当該決議案に対する拒否権行使は、残虐な犯罪を実質的に支援することを意味するため 41 条 2 項の義務に違反する、と主張している11。

以上の 2 つの論拠を踏まえて、トラハンは、次のように結論づけている。すなわち、「安保理の権限の行使は、決議を採択する場合と常任理事国による拒否権行使の場合の双方において、必然的に強行規範によって制約され、かつそれと両立しなければならない。なぜなら、安保理全体又は個々の常任理事国のいずれも、強行規範に違反する又は強行規範の違反を(たとえ間接的にであっても)助長する権限を有さないからである」¹²。

⁸ Ibid., pp.165-169.

[。] Ibid., pp.170-174. なお、国家責任条文 41 条は、次のような規定である。「1 項 国は前条 (40 条:一般国際法の強行規範に基づく義務(筆者注))に定める重大な違反を終了させるため に適法な手段を通じて協力する。 2 項 いかなる国も、前条に定める重大な違反が生じさせた 状態を違法なものとして承認してはならず、並びに、その状態の維持を支援し又は援助しては ならない。」

¹⁰ Ibid., p.174.

¹¹ Ibid., pp.170-171.

¹² Ibid., p.179. なお、トラハンは、残虐な犯罪が行われている状況での拒否権行使が、それ自体、強行規範の違反であるとは述べていない。あくまでも、ジェノサイドのような強行規範の違反を間接的にであれ助長する拒否権行使は現行法上認められない、という議論を展開していると言える。J. Trahan, "UNSC Veto Power Symposium: Reply to Professors Jalloh and Tladi", *opiniojuris.org*, December 4, 2020, at http://opiniojuris.org/2020/12/04/unsc-veto-power-symposium-reply-to-professors-jalloh-and-tladi/(最終アクセス日: 2022 年 3 月 5 日)

第2章 批判的考察

前章で明らかにしたとおり、トラハンは、強行規範の観点から、重大な人権侵害が生ずる状況での拒否権行使の現行法上の制限について正面から検討している。従来の拒否権制限の議論は、ともすれば常任理事国による自発的な棄権や立法論の分析に終始しがちであったように思われる。これに対して、トラハンは、今一度、現行法上の拒否権制限を積極的に問うべきという一貫した問題意識に基づき、とくに強行規範の観点から残虐な犯罪を助長する拒否権行使が認められないと主張することによって、これまでの国際法学の拒否権研究に一石を投じたのである。しかしながら、果たして、重大な人権侵害が生ずる状況において、常任理事国は強行規範の観点から拒否権の行使を控える義務を負うと言えるのだろうか。これは、彼女の議論の核心を突く問いであるが、以下では、この核心部分に対して批判的な検討を加えていきたい。その際、強行規範の違反の法的効果をめぐるこれまでの議論の基本的な動向を押さえたうえで、トラハンの主張の問題点そのものを明らかにしていくことにしよう。

1. 強行規範の違反の法的効果に関する議論の基本的な展開

まず、トラハンの議論の批判的検討に入る前に、国際法学における強行規範に関する議論の基本的な動向を押さえておく必要があろう。なぜなら、そうすることによって、トラハンの議論の問題点をより一層浮き彫りにしうるように思われるからである。本稿の冒頭で見たとおり、1969年に採択された条約法条約53条によれば、強行規範とは、「いかなる逸脱も許されない規範として、また、後に成立する同一の性質を有する一般国際法の規範によってのみ変更することのできる規範として、国により構成されている国際社会全体が受け入れ、かつ、認める規範をいう」。条約法条約53条の重要な点は、条約締結がこうした強行規範に抵触する場合、当該条約は無効である、ということである13。この強行規範の法的効果については、今日、国際社会で一般に受け入れられていると言って良いであろう。

ところが、近年、強行規範は、条約法条約における条約締結という法律行為の枠を越えて、国家責任法などの分野でも議論されはじめている。もっとも、条約法条約53条が定める条約締結以外の場面で、強行規範がいかなる効果を有するのかについては、国際法委員会で強行規範に関する部会の特別報告者であるトラディ(D. Tladi)も述べているように、様々な見解が提唱されている14。議論が錯綜している

¹³ 小川芳彦『条約法の理論』(東信堂、1989年) 181 頁~207頁。

¹⁴ UN Doc., Third report on peremptory norms of general international law (jus cogens) by Dire Tladi, Special Rapporteur, 12 February 2018, A/CN.4/714, pp.7-11. なお、この点につい

理由は、強行規範がいかなる逸脱も許されない規範として定義されているので、その重大な違反に対する法的効果をどこまで認めるかという問題が、国際法の形成・適用・執行の各場面に大きな影響を及ぼしうるためである。拒否権制限の根拠として強行規範を重視するトラハンの議論についても、こうした国際法学における大きな議論の流れの中に位置づけたうえで、その意味内容を慎重に分析していく必要がある。

強行規範の具体例については依然として見解が分かれているものの、残虐な犯罪、とくにジェノサイド及び人道に対する犯罪が強行規範の重大な違反であることについては、トラハンも指摘するとおり、ほぼ争いがないと言って良いだろう¹⁵。問題は、ジェノサイドのような強行規範の重大な違反が生じた場合の法的効果である。なぜなら、ジェノサイドや人道に対する犯罪は、条約法条約 53 条が定めている条約締結ではなく一方的行為として位置づけることができるからである¹⁶。では、こうした一方的行為が強行規範に違反する場合、その法的効果はいかなるものなのだろうか。とくに、残虐な犯罪が強行規範の重大な違反であることによって、第 3 国に対していかなる法的義務が生ずるのか。しばしば指摘されるとおり、これらの法的効果については、立法論としてはともかく現行法上、まだまだ不明瞭なところが多い¹⁷。このような錯綜した議論状況において、トラハンは、残虐な犯罪という強行規範の重大な違反の法的効果を第 3 国にも広く認める立場を取ったうえで、常任理事国が残虐な犯罪を拡大させる拒否権を行使することは認められない、と論じているのである。しかし、こうしたトラハンの議論は、果たしてどこまで妥当なのだろうか。次節では、トラハンの主張の問題点を 3 つ挙げて、それぞれ詳しく検討していこう。

2. トラハンの主張の問題点

(1) 2 つの主要な論拠(安保理決議と強行規範の関係からの類推、国家責任条文 41 条)

さきに見たとおり、拒否権と強行規範の関係についてのトラハンの基本的な主張 は、ジェノサイドのような強行規範の重大な違反をたとえ間接的にでも助長する拒 否権の行使は現行法上認められない、というものである。そして、彼女は、この主

ては、川崎恭治「一般国際法の強行規範の法的効果」『一橋法学』第 17 巻第 3 号 (2018 年) 565 頁~592 頁も参照。

¹⁵ J. Trahan, *supra* (n.2), pp.153-158.

¹⁶ 強行規範が条約締結のみならず一方的行為に対しても適用されることを主張する立場として、たとえば、A. Orakhelashvili, *Peremptory Norms in International Law*, (Oxford University Press, 2006), pp.205-240 を参照。

¹⁷ D. Costelloe, *Legal Consequences of Peremptory Norms in International Law*, (Cambridge University Press, 2017), pp.240-241.

張の主要な論拠として、安保理決議と強行規範の関係からの類推、及び強行規範に基づく義務の重大な違反に関する国家責任条文 41 条の 2 つを挙げている。しかし、いずれの論拠も説得力が弱いように思われる。

まず、前者の安保理決議と強行規範の関係からの類推については、たしかに、強 行規範と抵触する安保理決議は無効であるという理解が一般に受け入れられつつあ ることは認められよう。したがって、トラハンの主張するように、強行規範に抵触 する安保理決議が無効になるのであれば、常任理事国の拒否権行使も強行規範の違 反を助長する形で行使し得ないと議論することは、あながち誤りではないようにも 思われる。しかし、他方で、トラハンは、安保理決議と強行規範の関係に関する議 論を、拒否権と強行規範の関係に安易に類推しているきらいがありはしないだろう か。なぜなら、拒否権と強行規範の関係については、強行規範の重大な違反たる残 虐な犯罪が実体法の問題であるのに対して、安保理の表決手続としての拒否権行使 は手続法の問題であるため、両者は区別して考えるべきであるという議論が可能だ からである。こうした議論の背景としては、2012年のイタリア対ドイツの国家免除 事件の判決において、ICJが、拷問禁止が実体法であるのに対して主権免除はその性 質上手続的なものであるため、両規則は抵触せず、その結果、拷問という強行規範 の違反は主権免除規則に影響しない、と判示したことが挙げられる18。さらに、これ に類似する判例として、2006 年のコンゴ領域における武力活動事件に関する ICJ の管轄権及び受理可能性に関する判決も挙げることができる。この判決は、ジェノ サイドの禁止が強行規範であることを認める一方で、ICJの管轄権は常に紛争当事国 の同意に基づくものある、と判示した¹⁹。つまり、ICJによれば、たとえジェノサイ ドが強行規範の違反であるとしても、そのことから直ちに、ICJの管轄権の基礎とし ての紛争当事国の同意という手続的な実定法が無効になるわけではないのである。 このように、たとえ強行規範に違反するような組織的な人権侵害が問題になってい るとしても、だからといって、こうした人権侵害を間接的にであれ助長するように 見受けられる他の国際法規則(主権免除規則、ICJの管轄権規則)を否定するという 考え方は支持されていない。むしろ、ICJが判示した実体・手続区別論とも呼ぶべき 立場に基づき、強行規範の法的効果を制限的に捉える主張が、多くの判例や学説で も支持されているのである20。

¹⁸ Jurisdictional Immunities of the State (Germany v. Italy: Greece intervening), Judgment, ICJ Reports, 2012, para.93.

¹⁹ Armed Activities on the Territory of the Congo, (Democratic Republic of the Congo v. Rwanda), Jurisdiction and Admissibility, Judgment, ICJ Reports, 2006, para.64.

²⁰ たとえば、S. Talmon, "Jus Cogens after Germany v. Italy: Substantive and Procedural Rules Distinguished", Leiden Journal of International Law, vol.25 (2012), pp.979-1002 を参照。なお、2021 年 1 月 8 日、韓国ソウル中央地裁は、慰安婦訴訟に関して、強行規範の観点

もちろん、こうしたいわゆる実体・手続区別論を、拒否権と強行規範の関係にどこまで類推できるかは慎重に考察していくべき問題だろう。しかし、強行規範の重大な違反の法的効果をどの程度認めるかという観点からは、両者の問題は共通する側面を有していることは否定できない。ところが、トラハンは、拒否権と強行規範の関係を論ずる際に、そもそもこうした実体・手続区別論の展開に全く触れていない。もしトラハンが残虐な犯罪は強行規範の重大な違反であるため、それを助長する拒否権行使は認められないと主張するのであれば、自らの立場とは異なる実体・手続区別論に対して丁寧な反論を展開すべきだったのではないだろうか²¹。

また、たとえもしトラハンがこの実体・手続区別論の批判を乗り越えることができたとしても、彼女の主張に対しては、さらに次のような問題点を指摘することができる。すなわち、彼女は、強行規範に抵触する安保理決議は無効であるため、そこから類推して、拒否権行使も強行規範に服すると議論しているわけであるが、そもそも、筆者の知る限り、これまで実際に安保理決議が強行規範に抵触するため無効であると判断された事例が存在しないことである。トラハンはタジッチ事件やカディ事件などの関連する判例を挙げているが、これらの判例はあくまでも安保理決議が強行規範に服することを述べているにすぎず、当該安保理決議が強行規範に抵触するため無効であると判示したわけではない22。たしかに、トラハンも指摘するとおり、1993年のジェノサイド条約適用事件の仮保全措置命令において、ラウターパクト特任裁判官は、安保理決議 713号の武器禁輸措置がセルビアのジェノサイド行為を結果として支援することになるため、その限りにおいて同決議は強行規範に違反する、と述べている。しかし、同裁判官の見解は法的拘束力ある判決ではなく、

から日本政府の主権免除を否定する判断を下した。「『慰安婦』日本に賠償命令、韓国地裁『主権免除』認めず」『読売新聞』2021 年 1 月 8 日(東京夕刊)。しかし、強行規範を根拠に主権免除を否定するこうした判例はきわめて少数である。なお、主権免除と強行規範の関係については、たとえば、水島朋則『主権免除の国際法』(名古屋大学出版会、2012 年)211 頁~232 頁を参照。

 $^{^{21}}$ D. Tladi, "UNSC Veto Power Symposium: Doing Away with the Veto for Atrocity Crimes? Trimming the Edges of an Illegitimate Institution in Order to Legitimise It', *opiniojuris.org*, December 1, 2020, at http://opiniojuris.org/2020/12/01/unsc-veto-power-symposium-doing-away-with-the-veto-for-atrocity-crimes-trimming-the-edges-of-an-illegitimate-institution-in-order-to-legitimise-it/ (最終アクセス日:2022 年 3月5日)もっとも、トラハンは、本書をテーマにしたシンポジウムにおいて、この点に関して若干のコメントを行っている。しかし、彼女のコメントは、主に、安保理の表決手続に関する国連憲章第27条2項の「手続事項」と同3項の「非手続事項(実質事項)」の区別に関するものであって、強行規範の法的効果に関する実体・手続区別論に対して正面から反論しているとは言い難い。J. Trahan, *supra* (n.12).

²² J. Trahan, *supra* (n.2), pp.158-168. ただし、カディ事件において、欧州司法裁判所は、安保理の制裁決議を履行する EU 規則が、制裁対象であるカディの人権を侵害したという理由に基づき、同規則を部分的に無効と判断した。Joined Cases C-402/05 P, Kadi and Al Barakaat International Foundation v. Council and Commission, Judgment, September 3, 2008, ECR I -6351.

ある 1 つの個別意見にすぎない。また、彼の個別意見は、あくまでも安保理決議の 規定と強行規範の関係に関するものであって、常任理事国の拒否権と強行規範の関 係そのものについて直接述べたものでもない。さらに、ラウターパクト裁判官自身 も、安保理決議 713 号が強行規範に抵触するという自らの分析が「仮定の連鎖(the chain of hypotheses)」²³を前提としたものであり、そこには「いくつかの議論の余 地がある結びつき (some debatable links) | ²⁴がある、と指摘している。そして、彼 は、この結びつきを、事実の問題と法律の問題の 2 つに区別して説明している。す なわち、まず、事実の問題として、安保理決議 713 号の武器禁輸措置が紛争当事者 間の勢力関係にどのように影響したのか、そして、そのことがジェノサイド行為に どの程度寄与したのか、必ずしも明らかではないところがあることを認めている。 また、法律の問題として、ジェノサイドが強行規範の違反であるとしても、強行規 範の違反に該当する安保理決議がそれゆえに無効となり法的に効力を有さなくなる のかについても、議論の余地があることを指摘しているのである²⁵。このように、ラ ウターパクト裁判官の個別意見には不明瞭な点が少なくないのであるが、さらにこ こで留意すべきは、安保理決議には有効性の推定が働くため、強行規範は可能な限 り安保理決議の採択と両立する形で解釈されなければならない、ということである 26。実際、安保理決議 713 号が採択された審議においては、いかなる安保理事国も同 決議が強行規範に抵触する旨の発言を行っていないのであり、それどころか、同決 議はボスニア・ヘルツェゴビナ紛争の悪化をできる限り防ぐという目的に照らして 全会一致で採決されているのである27。

以上の検討を踏まえれば、強行規範に抵触する安保理決議は無効であるという主張は、理論上はともかく実際上、認められる可能性はきわめて小さいと言わざるを得ないように思われる²⁸。もしそうであれば、強行規範に抵触する安保理決議は無効であるという理論的な色彩が濃い主張から類推して、ある具体的な拒否権行使が強行規範の重大な違反を助長しているがゆえに認められない、と主張しうる事例は、

²³ Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, Provisional Measures, Order of 13 September 1993, *ICJ Reports*, 1993, separate opinion of Judge Lauterpacht, para.104.

²⁴ Ibid.

²⁵ Ibid.

²⁶ D. Costelloe, "Peremptory Norms and Resolutions of the United Nations Security Council", in D. Tladi, ed., *Peremptory Norms of General International Law (Jus Cogens)*, (Brill, 2021), p.446; D. Tladi, *supra* (n.14), pp.64-65. 国連憲章の起草過程にまでさかのぼれば、サンフランシスコ会議において、ICJ に有権的な解釈権限を持たせるベルギー提案が否定された結果、国連の各機関が日々の実行で国連憲章を解釈していくことになっている。*UNCIO*, vol.13, pp.831-832.

²⁷ UN Doc., S/RES/713, 25 September 1991.

²⁸ D. Costelloe, *supra* (n.26), pp.443-444.

果たしてどれだけあるのだろうか。現に、筆者の知る限り、拒否権行使そのものが 強行規範に服すると裁判所によって言及されたことはこれまで一度もなかったし、 ましてある拒否権行使が強行規範違反を助長しているために認められないと判断さ れた判例も存在しないのである。

要するに、トラハンが、近年の判例において安保理決議が強行規範によって制約されていると判断されていることや、安保理決議713号が強行規範の違反を助長するので無効の可能性があるとラウターパクト裁判官が論じたことから類推して、ある事例における拒否権行使が強行規範の重大な違反を助長するため認められないという結論を導き出すのは、困難であるように思われる。もっとも、トラハンは自らの議論を補強するもうひとつの主要な論拠として、国家責任条文41条に基づく議論を展開している。次にこの点を見ていこう。

トラハンは、安保理決議と強行規範の関係からの類推という第1の論拠に加えて、国家責任条文41条の協力義務と不援助義務が慣習法を反映しているとの理解から、ジェノサイドを助長する拒否権行使は、現行法上、これらの義務に違反するという議論を展開している。つまり、トラハンは、強行規範の違反の法的効果として、条約法条約53条にある条約の無効という狭義の効果のみならず、国家責任条文41条の協力義務及び不援助義務という広義の効果を重視して、残虐な犯罪を拡大させる拒否権行使の制限を主張しているのである。

しかし、強行規範の重大な違反の法的効果を規定する国家責任条文 41 条は法典化と言うよりも漸進的発達の要素を多分に含むものであるとしばしば指摘されており、どこまで拒否権行使の現行法上の制限になりうるのか、という疑問が呈されよう²⁹。また、たとえジェノサイドのような強行規範の重大な違反の結果、第3国にこうした協力義務と不援助義務が慣習法上課されているとしても、だからといって、常任理事国に対して拒否権行使を控えるよう義務づけるほどの明確さを備えているのか疑問である。

このように見てくると、トラハンが強行規範に基づく拒否権行使の制限として挙げた2つの主要な論拠(安保理決議と強行規範の関係からの類推、国家責任条文41条)は、いずれも現行法上の制限の根拠としては弱いと言わざるを得ない。たとえジェノサイドや人道に対する犯罪が強行規範の重大な違反であるとしても、だからといって、こうした強行規範の違反を助長する拒否権行使は認められないという現行法上の規則があるのかはきわめて疑わしい。まして、こうした規則を前提に、シリア紛争における中露の拒否権反帳が

²⁹ J. Crawford, et al., *The Law of International Responsibility*, (Oxford University Press, 2010), pp.687-701.

強行規範の重大な違反を助長しているため現行法に反するという議論は、いささか強引であるように思われる。したがって、安保理決議と強行規範の関係からの類推及び国家責任条文 41 条に基づき、拒否権行使の違法性を導き出すのは妥当ではないと結論できよう。

(2) 事例研究における常任理事国の拒否権行使の正当化理由

これまで、強行規範の違反の法的効果に関するトラハンの主要な論拠の問題点を検討してきたが、これらの問題点は、彼女が拒否権行使の違法性を裏付けるために行った事例研究の分析視角にも及んでいる。なぜなら、彼女の事例研究の分析は、基本的に、残虐な犯罪という強行規範の重大な違反が生じていることに偏っているため、拒否権を行使した常任理事国の主張を慎重に検討しようとしていないように思われるからである。具体的に言えば、トラハンは、シリア紛争及びダルフール紛争において残虐な犯罪が生じていることについて詳細な検討を行う一方で、拒否権行使又は行使の威嚇を行った中露の正当化理由を掘り下げて検討していない³0。とくに、2011年から12年にかけてのシリア紛争初期において中露が数度にわたり拒否権を行使したのは、基本的に、リビア紛争において安保理決議1973号に基づきNATOがリビアを空爆した結果、カダフィ政権が崩壊したことに対する強い懸念を表明するためであったが、この重要な側面については全く触れられていない³1。

おそらく、トラハンは、常任理事国のこうした拒否権行使の正当化理由はともかく、強行規範の重大な違反たる残虐な犯罪が生じていることを明らかにすれば、その法的効果として、国家責任条文 41 条に基づき、常任理事国に協力義務及び不援助義務が生じ、そこから拒否権行使が制限される、という結論を導き出しうると考えているように思われる。現に、拒否権を行使した常任理事国の正当化理由を軽視する彼女の立場は、次のような主張からも伺い知ることができる。すなわち、近年の自発的な拒否権抑制に関するいくつかの提案は、常任理事国の重大利益が絡む場合の例外規定を置いているが、これに対して、トラハンは、こうした拒否権の自発的な抑制の提案が実定法を反映しているとの理解を前提に、残虐な犯罪が生じている状況はもはや常任理事国の重大利益に該当し得ないため、さきのような例外規定は決して認めるべきではない、と主張しているのである32。

³⁰ J. Trahan, *supra* (n.2), pp.260-342.

 $^{^{31}}$ この点については、瀬岡直「国際連合における拒否権の意義と限界ーシリア紛争における中露の拒否権行使に対する批判的検討」日本国際連合学会編『ジェンダーと国連』(国際書院、2015年)163頁~185頁。同「保護する責任と体制転換のジレンマに関する一考察ーリビア紛争におけるカダフィ政権の政府性をめぐって」『国際法外交雑誌』第117巻2号(2018年)135頁~163頁を参照。

³² J. Trahan, supra (n.2), pp.127-130, 140. なお、拒否権の自発的抑制に関する提案における

しかし、たとえ強行規範がいかなる逸脱も許されない規範であるとしても、だからといって、常任理事国の正当化理由を十分検討することなしに、拒否権行使の合法性を論ずることは果たしてどこまで妥当なのだろうか。むしろ、さきの実体・手続区別論を踏まえれば、トラハンは、シリア紛争及びダルフール紛争において、国家主権や内政不干渉原則を重視する中露の主張それ自体をより詳細に分析したうえで、こうした両国の主張が拒否権行使又はその威嚇の正当化理由として国連憲章上認められるのかを慎重に検討していくべきだったのではないだろうか³³。

(3) 安保理手続における違法な拒否権行使の法的効果

最後に指摘すべきは、もしかりにトラハンが主張するように残虐な犯罪を助長する拒否権行使が現行法上違法であるとしても、彼女は、その違法な拒否権行使の法的効果について何も検討していない、という点である³⁴。たとえば、もしシリア紛争における中露の拒否権行使が現行法上違法になるのであれば、当該決議案は賛成多数で採択されることになるのだろうか。それとも、安保理仮手続規則の規則 30 に基づき、安保理議長の裁定により判断されるのだろうか³⁵。あるいは、この点は未だ明確な手続規則が存在しないため、今後の実行に委ねられるのだろうか。もちろん、違法な拒否権行使の法的効果はそれ自体、大きな問題である。しかし、もしトラハ

常任理事国の重大利益の例外規定については、現在でも活発な議論が続いている。この点に関する最近の興味深い論考としては、R. Illingworth, "Responsible Veto Restraint: a Transitional Cosmopolitan Reform Measure for the Responsibility to Protect", *Global Responsibility to Protect*, vol.12 (2020), pp.385-414 がある。

33 なお、そもそも拒否権は「権利としての拒否権(veto as a right)」と「責任としての拒否権(veto as a responsibility)」という 2 つの側面に基づき誕生したことについては、以下の文献を参照。瀬岡直『国際連合における拒否権の意義と限界―成立からスエズ危機までの拒否権行使に関する批判的検討―』(信山社、2012 年)91 頁~93 頁。同「パレスチナ紛争に関するアメリカの拒否権行使に対する批判的検討:国際連合における拒否権の本質的制約の視点から」日本国際連合学会編『国連と大国政治』(国際書院、2020 年)79 頁~82 頁。N. Seoka, "The Gradual Normative Shift from "Veto as a Right" to "Veto as a Responsibility": The Suez Crisis, the Syrian Conflict, and UN Reform", in E. Krivenko, ed., *Human Rights and Power in Times of Globalisation*, (Brill, 2018), pp.196-224.

34 この点については、2021 年 3 月 6 日に行われた京都大学主催の国際法研究会(オンライン)において、筆者がトラハンの著書を紹介する報告を行った際に、浅田正彦教授、濵本正太郎教授、繁田泰宏教授から、それぞれ貴重な御指摘を賜った。ここに記して感謝申し上げたい。 35 安保理仮手続規則 30 は、以下のように規定する。すなわち、「代表者が議事手続に関する異議を提出した場合には、議長は、直ちに自己の裁定を述べなければならない。その裁定に対して異議が申し立てられた場合には、議長はその裁定を安全保障理事会の即時の表決に付さなければならない。その裁定は否決されない限り、効力を維持する」。なお、これに関連する二重拒否権の制限については、内田久司「いわゆる二重拒否権について一安全保障理事会の表決手続における手続事項と実質事項」『東京都立大学法学会雑誌』第 7 巻第 1 号 (1966 年) 77 頁 ~135 頁。L. Sievers and S. Daws, The Procedure of the UN Security Council, 4th ed., (Oxford University Press, 2014), pp.318-327 を参照。

ンが、立法論ではなく現行法上の観点から拒否権の制限を議論していることを強調するのであれば、少なくとも違法な拒否権行使の法的効果をめぐる問題が今後の重要な課題であるという趣旨の言及がなされるべきであったように思われる³⁶。以下では、この点に関するトラハンの主張の問題点を念頭に、安保理手続における違法な拒否権行使の法的効果について検討を加えている 2 人の論者の議論を分析することにしたい。

まず、安保理手続における違法な拒否権行使の法的効果について踏み込んだ議論を展開している論者として、アンネ・ピーターズ(Anne Peters)が挙げられる³⁷。彼女は、保護する責任の法的拘束力の問題が解決していないため、あくまでも保護する責任の規範が実定法上の義務であると仮定したうえで、次のような主張を行う。すなわち、「いったん保護する責任が明確な法原則として受け入れられるならば、安保理(及びその理事国)は保護する責任の状況において十分に実効的な行動を許可し採用する法的義務のもとに置かれるであろう」³⁸。

こうした基本的な認識のもとに、ピーターズは、まず、ジェノサイド条約適用事件のICJ 判決におけるジェノサイド条約の防止義務、及び国家責任条文 41 条の協力義務と不援助義務に照らして諸国家が保護する責任を負うこと、その際、とくに安保理の常任理事国は特別な責任を負うことを指摘する。そして、彼女によれば、とくに保護する責任が問題となる状況における拒否権行使は権利の濫用に該当しうるのであって、こうした拒否権行使は、「法的に無関連なもの又は単なる自発的な棄権(legally irrelevant or a mere voluntary abstention)」39として位置づけられ、その結果、当該決議案の採択を阻止することができないことになるだろう、と述べている。このように、権利の濫用に該当する拒否権行使の法的効果に関するピーターズの議論は興味深いものであるが、しかし、彼女自身もはっきり断っているように、こう

³⁶ トラハンは、強行規範に基づく拒否権行使の制限論が現行法 (*lex lata*) に基づくものであり、立法論 (*de lege ferenda*) に基づくものではないことを強調している。J. Trahan, *supra* (n.2), p.148.

³⁷ A. Peters, "The Responsibility to Protect and the Permanent Five: The Obligation to Give Reasons for a Veto", in J. Hoffmann and A. Nollkaemper, eds., *Responsibility to Protect: From Principle to Practice*, (Pallas Publications, 2012), pp.199-211.

³⁸ Ibid., p.199.

³9 Ibid., p.205. なお、ピーターズは、より急進的な立場として、拒否権行使の濫用を「違法行為 (illegal act)」と扱う主張にふれている。そして、常任理事国の違法な拒否権行使の法的帰結として、「安保理の違法な不作為との共犯 (complicity in the unlawful inaction of the Security Council)」の可能性にも言及している。Ibid., p.206. 他方で、ルイズ・アブール (Louise Arbour) は、ジェノサイドを助長する拒否権行使が安保理又は国連に帰属するというよりも、当該拒否権を行使した国家の行為として位置づけるべきであるとの理解のもとに、このような拒否権行使が現行法上、ジェノサイド条約の防止義務に違反すると主張する。L. Arbour, "The responsibility to protect as a duty of care in international law and practice", *Review of International Studies*, 2008, vol.34, p.454.

した議論は、保護する責任の法的拘束力が認められていない現状においてはあくまでも「思考実験 (a thought experiment)」40であるにすぎない。

同様に、ハンナ・ユウ(Hannah Yiu)は、次のような意味での「強行規範・保護する責任アプローチ(jus cogens/R2P approach)」を取るべきであると主張する。すなわち、第 1 に、強行規範はいかなる逸脱も許されない国際法の規則であり、ジェノサイドがこうした強行規範の違反であること、第 2 に、安保理自身が強行規範によって拘束されるため、いかなる拒否権行使又は拒否権行使の威嚇も、こうした強行規範と両立しない場合は国際法及び保護する責任の違反となること、である⁴¹。したがって、このアプローチによれば、強行規範の違反は、保護する責任の観点からの対応を取る、又は少なくともそうした対応を妨げない法的義務を生じさせるのである⁴²。

こうしたアプローチに基づき、ユウは、安保理手続における違法な拒否権行使の法的効果について、一歩踏み込んだ議論を展開している。すなわち、彼女は、ジェノサイドが生じている状況での拒否権行使は無効 (null and void) と見なされるべきであり、こうした拒否権は強行規範及び保護する責任に関する安保理の誠実な言質(good faith commitment) に違反するため、国際社会はかような拒否権行使によって拘束されるべきではない、と主張する。そして、もしジェノサイドを防止するような行動を許可することについて過半数の賛成票があれば、たとえ拒否権が投じられたとしても、当該決議案は結果的に国連憲章 25 条に基づき拘束力を有すると考えられるべきである、と述べるのである⁴3。

しかし、留意すべきは、ユウは、こうしたアプローチが現行法上確立していると言うよりはむしろあくまでも現在生まれつつある(emerging)ものにすぎないことを認めていることである。現に、彼女は、国際法における保護する責任の地位が白黒はっきりしないグレーゾーン(grey area)であるため、現行法のもとで、ジェノサイドに対して対応する保護する責任上の明確な法的義務があると述べることは行き過ぎた主張であり、自らの議論は、もしそのような法的義務が実際に存在し、かつ、強行規範・保護する責任アプローチが採用されるならば、かかる義務はどのように作用するのだろうかを検討するものである、と断っているのである⁴4。

興味深いのは、ユウが、ジェノサイドを助長する違法な拒否権の法的効果をめぐる議論が現行法上確立しているとは言えないと考える理由として、先に実体・手続

⁴⁰ A. Peters, ibid., p.199.

⁴¹ H. Yiu, "Jus Cogens, the Veto and the Responsibility to Protect: A New Perspective", New Zealand Yearbook of International Law, vol.7, 2009, p.236.

⁴² Ibid., p.240.

⁴³ Ibid., p.235.

⁴⁴ Ibid., p.207.

区別論との関連でふれた 2006 年のコンゴ領域における武力活動事件における ICJ の管轄権及び受理可能性に関する判決を挙げていることである。この判決において、ICJ は、たとえジェノサイドが強行規範の違反であるとしても、ICJ の管轄権の基礎としての紛争当事国の同意という手続的な実定法が無効になるわけではない、と判示した。ユウはこの点を重視して、ある拒否権行使がジェノサイドを間接的にであれ助長するような場合であっても、だからといって、現行法上、安保理の表決手続たる拒否権の効果を無効にするものではない、と理解しているのである。要するに、ユウは、「強行規範・保護する責任アプローチ」が生まれつつあることを詳細に論ずる一方で、保護する責任の法的地位の不明瞭さ及びさきの ICJ 判決を重視して、ジェノサイドという強行規範の違反は、現行法上、安保理の表決手続たる拒否権行使を無効にするわけではない、と議論していると評価できるだろう45。

以上見てきたように、ピーターズとユウが安保理手続における重大な人権侵害を助長する違法な拒否権行使の法的効果について詳細に検討していることは大いに注目すべきであるが、しかし、これらの議論はあくまでも立法論 (de lege ferenda) であることに留意しなければならない。ところが、これらの議論とは異なり、トラハンは残虐な犯罪を助長する拒否権行使が現行法上 (lex lata) 違法であると主張しているのであって、もしそうであれば、今後の課題として、彼女には、安保理手続におけるこうした違法な拒否権行使の現行法上の法的効果について慎重な考察を進めていくことが求められよう46。

おわりに

本稿の目的は、トラハンの著書を手掛かりに、重大な人権侵害を助長する拒否権 行使を強行規範の観点から制限する議論を検討することにあった。検討の結果、以 下の3点が明らかとなった。

第1に、トラハンが強行規範の観点から、残虐な犯罪を拡大させる拒否権行使の 違法性について詳細な解釈論を展開していることは大いに注目されるべきである。 従来の拒否権制限の議論が常任理事国による自発的な拒否権の抑制や立法論の分析 に終始しがちであったのに対して、トラハンは、今一度、現行法上の拒否権制限を 積極的に問うべきという一貫した問題意識に基づき、強行規範の観点を重視して残

⁴⁵ Ibid., p.240 の脚注 258 を参照。

⁴⁶ もっとも、厳密に言えば、トラハンの著書において、拒否権を行使すべきではないという 政策論的な意味合いを含む記述が見られることも事実である。J. Trahan, *supra* (n.2), p.169. そ の意味では、彼女が、果たしてどこまで一貫した問題意識で、拒否権行使の現行法上の制限を 論じようとしたのか、疑問が残るところではある。

虐な犯罪を助長する拒否権行使が認められないと主張することによって、これまで の国際法学の拒否権研究に一石を投じたのである。

しかし、第 2 に、ジェノサイドのような強行規範の重大な違反をたとえ間接的にでも助長する拒否権の行使は現行法上認められないというトラハンの主張は、いくつかの大きな問題点があると言わざるを得ない。本稿では、強行規範の重大な違反の法的効果をめぐるこれまでの国際法学における議論の展開を踏まえたうで、次の 3 つの観点からトラハンの主張の問題点を浮き彫りにした。すなわち、2 つの主要な論拠(安保理決議と強行規範の関係からの類推、国家責任条文 41 条)、事例研究における常任理事国の拒否権行使の正当化理由、安保理手続における違法な拒否権行使の法的効果、である。その結果、強行規範の重大な違反である残虐な犯罪を助長する拒否権行使は現行法上認められないという主張を支持することは、困難であることが明らかとなった。

第3に、本稿は、トラハンの議論の中で強行規範と拒否権の関係に焦点を当てたため、国連の目的・原則に照らした拒否権の濫用の議論や、国連憲章とジェノサイド条約の調和的解釈の観点に基づく拒否権行使の制限については十分な検討を行うことができなかった⁴⁷。また、トラハン自身が扱わなかった問題として、近年、国際機関の責任と加盟国の責任の共有の観点から、拒否権行使の制限が議論され始めていることが注目される⁴⁸。今後は、これらの観点も視野に入れて、重大な人権侵害を助長するような拒否権行使の法的制約について研究を進めていきたい。

【付記】

本稿は、文部科学省科学研究費補助金 18K12648 (若手研究) による研究成果の一部である。

⁴⁷ J. Trahan, *supra* (n.2), pp.179-242.

⁴⁸ V. Lanovoy, "Complicity in an Internationally Wrongful Act", in A. Nollkaemper and I. Plakokefalos, eds., *Principles of Shared Responsibility in International Law: An Appraisal of the State of the Art*, (Cambridge University Press, 2014), pp.148-149; M. Hakimi, "Distributing the Responsibility to Protect", in A. Nollkaemper and D. Jacobs, eds., *Distribution of Responsibilities in International Law*, (Cambridge University Press, 2015), p.284.

한·일 자막 번역에 나타나는 역할어의 대조언어학적 분석

―일본 영화 "너의 췌장을 먹고 싶어"를 대상으로―

A Study of Role Language in the Korean Subtitles of Japanese Film Let Me Eat Your Pancreas

이유옥 (Yoonok Lee)*

ABSTRACT: This paper is the continuation by Lee (2021), and is a Korean-Japanese contrastive linguistic analysis focusing on the disappearance of so called 'yakuwarigo' (role language) in subtitle translations. The element lost in the translation subtitles is information that cannot be conveyed when studying foreign language through the use of subtitles, or when simply enjoying a cinematic production. This paper uses as its materials for comparative analysis the 'role language' that appear in the Japanese film Let Me Eat Your Pancreas and the Korean subtitles that correspond to them. Firstly, it surveys the definition and function of 'role language' that was previously revealed in earlier research. Then, it analyzed the differences between Korean and Japanese in sentence final expressions and personal pronouns and honorific use which are indicators of 'role language'. According to the results of the analysis, the sentence final expressions and first-person pronouns of the 'role language' elements were hardly reflected in subtitles due to the characteristics of both languages. On the other hand, it became clear that cultural differences between Japan and Korea were expressed in the use of honorifics.

KEYWORDS: role language, subtitle translation, sentence final expressions, first-personal pronoun, honorifics, lost elements

1. 들어가기

공간적 · 시간적 한계를 극복하고 풍부한 정보자원의 활용 가능성을 높일 수 있는 테크놀로지와 접목한 훌륭한 콘텐츠는 글로벌화의 확산에 따라 국경을 초월한다. 아울러 자막 번역의 필요성이 높아져 가는 동시에 중요성 또한 강조되는 실정이다.

자막번역은 영상번역의 한 장르로 텍스트번역에 비해 기술적 • 물리적 제약을

Lee. Y. (2022). A Study of Role Language in the Korean Subtitles of Japanese Film *Let Me Eat Your Pancreas. Journal of International Studies*, 7, 33-49. ©2022 Yoonok Lee

^{*} Professor of Cognitive Linguistics, Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail: leigh@intl.kindai.ac.jp

받는다. 또한 공간적 제약으로 인해 자막의 글자수에 제한이 생겨 원래 대사의 43%가 손실된다¹. 이러한 기술적·물리적·공간적 제약 때문에 생기는 손실 외에 언어·문화적 특성으로 인해 자막에서 상실되는 요소도 적지 않다. 이들 요소는 자막을 이용한 자율적 외국어 학습이나 영상 작품을 즐길 때는 놓칠 수밖에 없는 정보가 된다.

본고에서는 일본 영화의 대사가 한국어 자막으로 번역되는 과정에서 상실되는 역할어적 요소에 초점을 맞추어 살펴볼 것이다².

이 결과물이 한국인 일본어 학습자들에게 일본어에 나타나는 특징 중 하나인 역할어에 대한 지식과 이해를 도울 수 있는 효과적인 자료가 되고 '한일 영상 번역 기술'의 향상에 일조가 되었으면 한다.

2. 역할어의 정의 및 기능에 대한 선행 연구

'역할어'는 킨스이(金水)(2000)에 의해 만들어진 개념으로 인물상과 관련된 말투를 말한다. 킨스이(金水)(2003)에서는 역할어를 다음 (1)과 같이 정의한다.

(1) ある特定の言葉遣い (語彙・語法・言い回し・イントネーション等) を聞くと特定の人物像 (年齢・性別・職業・階層・時代・容姿・風貌・性格等) を思い浮かべることができる時、あるいはある特定の人物像を提示されると、その人物がいかにも使用しそうな言葉遣いを思い浮かべることができる時、その言葉遣いを「役割語」と呼ぶ。

(어떤 특정한 말투 (어휘·어법·말주변·억양 등)를 들으면 특정 인물상 (나이·성별·직업·계층·시대·용자·풍모·성격 등)을 떠올릴 수 있을 때, 또는 어떤 특정한 인물상이 제시되었을 때 그 인물이 자못 사용할 것 같은 말투를 떠올릴 수 있을 때 그 말투를 '역할어'라 한다.³)

-킨스이(金水)(2003:205)

즉, 특정 말투와 특정 인물상의 대응관계로 역할어가 성립된다는 것이다. 어떤

34

¹ 이윤옥 (2020) 참조.

² 본 연구의 분석 자료는 2018 년 제 41 회 아카테미상 (신인배우상, 화제상 (작품부문)을 수상한 일본영화 "너의 췌장을 먹고 싶어" (원제목『君の膵臓を食べたい』)의일본어 대사와 한국어 자막이다. 이 분석 자료는 필자의 강의 과목 '한일 영상 번역'에서수업 자료로 활용하면서 수강생들과 토론을 거친 실전 결과물이기도 하며, 이윤옥 (2021)의「한・일 자막번역에 나타나는 필러의 대조언어학적 연구」에 이은 후속연구이다.

³ 본고의 인용문에 대한 한국어 대역은 필자에 의한 것이다.

말이 '역할어'가 되려면 먼저 그 말을 사용하는 화자와 청자 사이에 어떤 특정한 언어 의식이 공유되어야 할 것이며, 또 서로가 그 말에 대해 '~답다'라고 인식함으로써 그 말이 '역할어'로서 기능하게 될 것이다. 그래서 역할어는 상징적 기능의 언어라고 할 수 있다. 상징적 기능으로서의 역할어에 대해 야마구치(山口) (2018) 는 다음 (2)와 같이 밝히고 있다.

(2) 役割語は、フィクションの語りという極めて特殊化されたコンテクストこそが、典型的な生起環境となる。これは、一見したところ、不思議なことに思えるかもしれないが、むしろ当然のことである。役割語は話者本来の言葉ではない。役割語は他者性の記号である。だから、フィクションの語りという特殊化された架空のコンテクストがもっとも肌になじむのだ。(허구의 이야기라는 지극히 특수화된 콘텍스트야말로 전형적인역할어의 생기(生起)환경이 된다.이는 얼핏 보기에는 이상하게 생각할수도 있지만 오히려 당연한 일이다. 역할어는 화자 본래의 말이아니다. 역할어는 타자성의 기호다. 그래서 허구의 이야기라는 특수화된 가공의 콘텍스트가 가장 잘 어울린다.)

- 야마구치(山口) (2018:44)

역할어는 주체적이지 못하기 때문에 픽션이라는 가공의 콘텍스트와 조화를 이루기 쉽다는 것이다. 그래서 역할어가 제 기능을 발휘할 수 있는 적합한 환경이 영화나 드라마 같은 픽션이라는 것이다. 온즈카(隱塚)(2018)의 다음 (3)이 이를 뒷받침하고 있다.

(3) 真田・ロング(1992:73) によると、言語には単に相手に情報を伝えるだけの「情報機能」のほかに「象徴的機能」があることが指摘されている。中でも、特に日本語は「博士語」や「お嬢様語」といった役割語的要素が強く表れる言葉遣いが広く浸透しており、その象徴的機能が小説やシナリオ、マンガに至るまで、読者の人物像認識に大いに活用されている。(小나다(真田)・롱(ロング)에 따르면, 언어에는 단순히 상대에게 정보를 전달하는 '정보 기능' 외에 '상징적 기능'이 있다는 점이 지적되고 있다. 그 중에서도 특히 일본어는 '박사어'나 '아가씨말'이라고 하는 역할어적 요소가 강하게 나타나는 말투가 넓게 확산되어 있어, 그 상징적 기능이 소설이나 시나리오, 만화에 이르기까지 독자의 인물상 인식에 많이 확용되고 있다.)

- 온즈카(隱塚)(2018:52)

즉, 언어의 '상징적 기능'인 역할어가 영화나 만화와 같은 대중문화 작품에 이용되어 관객의 인물상 인식에 중요한 역할을 한다는 것이다. 이와 같은 역할어를 특징지을 수 있는 지표에 대해 카네다(金田)(2008)는 다음 (4)와 같이 언급하였다.

(4) 役割語は日本語だけにとどまらず、他言語にも見られる。日本語の役割語は、人称代名詞や語尾によって特徴付けられることが多く、中国語や韓国語にもこの手法は観察される。

(역할어는 일본어뿐만 아니라 다른 언어에서도 볼 수 있다. 일본어의 역할어는 인칭대명사나 어미에 의해 특징지어지는 경우가 많으며 중국어나 한국어에서도 이 수법은 관찰된다.)

-카네다(金田)(2008:86)

(4)로 인해 역할어라는 언어적 특징이 한국어에도 존재하는 것과 동시에 역할어를 특징지을 수 있는 지표가 인칭대명사와 문말표현임을 알 수 있다.

정혜선(鄭惠先)(2018)은 대중문화 작품에서 차지하는 역할어의 비중과 한국인 일본어 학습자의 역할어에 대한 인식에 대해 다음(5)와 같이 지적하고 있다.

(5) サブカルチャーの中の日本語は、いわゆる「役割語」といわれる表現形式が中心と言っても過言ではない。(中略) 上級レベルの韓国人日本語学習者であっても日本語役割語に対する認識は、日本語母語話者に比べて著しく欠如していることがわる。これは、母語を問わず日本語学習者全般に見られる傾向であるが、韓国人日本語学習者の場合、母語の韓国語に役割語的な要素が日本語ほど豊富でないことも二次的な要因になると考えられる。(서브컬처 안의 일본어는 이른바 '역할어'라 불리는 표현 방식이중심이라고 해도 과언이 아니다. (중략) 상급 수준의 한국인 일본어학습자라도 일본어의 역할어에 대한 인식은 일본어 모국어 화자에 비해현저히 결여되어 있음을 알 수 있다. 이는 모국어를 불문하고 일본어학습자 전반에서 볼 수 있는 경향이지만 한국인 일본어 학습자의경우는 모국어인 한국어에 역할어적인 요소가 일본어만큼 풍부하지 않다는 점도 이차적인 요인이 될 것으로 생각된다.)

- 정혜선(鄭惠先)(2018:71)

여기서 주목할 점은 영화나 애니메이션 등 대중문화 작품에서 차지하는

역할어의 비중이 상당히 크다는 것과 한국인 일본어 학습자들의 역할어에 대한 인식이 부족한 것은 한일 양국어의 어휘 구조의 차이에서 기인한다는 점이다.

실제로 한일 번역 작품을 살펴보면 전반적으로 일본어에 사용된 역할어가 한국어 번역에 반영되어 있지 않은 경우가 많다⁴. 한국어의 역할어적 요소가 일본어에 비해 풍부하지 못함으로 인한 번역상의 핸디캡이 있다 하더라도 자막 번역에서는 캐릭터의 설정에 따라 최대한 역할어의 대응 요소를 적용시켜야 할 것이다. 왜냐하면 역할어가 등장인물의 역할이나 성격 등을 전달하는 중요한 요소가 되기 때문이다. 이와 같은 역할어의 기능에 대해 킨스이(金水)는 다음 (6)과 같이 강조하고 있다.

(6) さらに大事なことは、これらの言語変種は自分が使用するものばかりではなく、むしろ認識はできるが自分では使用しないという変種の方がはるかに多いのである。しかもそういった変種を理解できなければ社会的生活に支障を来たし、小説、映画、漫画、アニメ等のフィクションを楽しむこともできない。

(더 중요한 것은 이러한 언어 변종은 자신이 사용하는 것뿐만 아니라, 오히려 인식은 할 수 있지만 스스로는 사용하지 않는 변종이 훨씬 많다. 게다가 그러한 변종을 이해하지 못하면 사회적 생할에 지장을 받고, 소설・영화・만화・애니메이션과 같은 픽션을 즐길 수도 없다.)

-킨스이(金水)(2011a:38)

(6)에서 말하는 언어 변종은 역할어적 요소를 가리키는 동시에, 가령 외국인이 일본 사회에서 일상생활에 불편함을 느끼지 않고, 영화나 드라마 같은 픽션 작품을 즐기기 위해서는 역할어의 습득이 필수적이라는 것이다. 아울러 역할어의 역할에 대해 다음 (7)과 같이 밝히고 있다.

(7) 役割語を適切に使用すれば、人物像や情景や作品の意図までもが、極めて 効率的に表現されるであろうし、また読み手は、そういった面での安定感 を求めている。

(역할어를 적절히 사용하면 인물상이나 정경, 그리고 작품의 의도까지도 지극히 효율적으로 표현할 수 있으며, 독자들도 그런 측면에서 안정감을 요구한다.)

 $^{^4}$ 다무라 유리에(2015), 사사 히로코(2017) 등과 함께 필자의 '한일영상번역' 수업에서도 확인되었다.

-킨스이(金水)(2011b:178)

역할어를 어떻게 사용하느냐에 따라 작품의 완성도가 달라진다는 것이다. 이 말은 자막 번역에서 원작에 나타나는 역할어의 대응 요소가 적절하게 반영되지 않으면 관객들에게 등장인물의 역할이나 성격 등이 제대로 전달되지 않을뿐더러 작품의 전체적인 흐름까지도 와전될 수 있다는 것이다. 따라서 번역할때는 성별이나 연령, 심지어 성격에 따라서도 사용하는 말투가 다른 캐릭터의설정에 대해 최대한 정보를 수집하여 처음부터 맞는 말투를 설정한 후에 번역작업을 해야할 것이다.

3. 연구 과제의 분석

이상의 선행 연구를 바탕으로 자막 번역에서 상실되는 요소 가운데 다음 세 가지를 연구 과제로 설정한다.

- ① 자막에 반영되어 있는 여주인공의 캐릭터를 살펴본 후에 역할어의 지표인 문말표현에 초점을 맞춰 자막에서 상실된 여주인공의 캐릭터를 분석한다.
- ② 역할어의 지표인 인칭대명사의 일인칭 대명사에 초점을 맞춰 자막에서 상실된 언어·문화적 요소를 분석한다.
- ③ 한일 양국어의 경어법 차이로 인해 한국어 자막에서 상실된 언어· 문화적 요소를 분석한다.

3.1. 자막에 반영되어 있는 여주인공의 캐릭터

본 연구의 분석 자료에 등장하는 여주인공 사쿠라는 '원만하고, 배려심이 있으며, 예쁘고, 용기 있는 소녀'로 그려져 있음을 【자료 1】로 알 수 있다.

【분석 결과 1】: 【자료 1】의 ①에서는 사쿠라가 누구와도 좋은 관계를 유지하는 '원만한 성격의 소유자'임을 알 수 있다. ②에서는 친구의 마음을 다치지 않게 하려는 '배려심'이 잘 나타나고 있으며, ③에서는 '예쁜 소녀'라는 것을 쉽게 알 수 있다. 그리고 ④에서는 주위의 분위기에 휘말리지 않는 사쿠라의 '용기'를 파악할 수 있다. 왜냐하면, 학급에서 누구 한 사람 쿄코에게 말을 걸어주지 않았다는 것은 아마도 쿄코는 따돌림을 당하고 있었을 것이다. 그런 처지에 놓인 반 친구에게 웃으며 말을 건넨다는 것은 여간한 용기가 없으면 불가능하기 때문이다. 따라서, 여주인공의 캐릭터는 ①원만한 성격의

소유자 ②배려심 있는 좋은 친구 ③예쁜 소녀 ④용기 있는 학생이 된다.

【자료 1】자막에 반영되어 있는 여주인공 캐릭터의 분석 자료 (밑줄 필자)

No	발화자	일본어 대사	한국어 자막		
1	반장	はいはいはい。もういいだろうそん	그만들 해. 그게 다 뭔		
		なことどうでも。 <u>山内さんは皆と仲</u>	상관이야? <u>사쿠라는 모두랑</u>		
		<u>良いわけだ</u> し、たまに会ってお茶し	<u>친하잖아</u> . 어쩌다 차 한 잔		
		ただろう。な?	마셨겠지. 그렇지?		
2	하루키	僕なんかというより大切な友達と残	나 따위하고 있기보다 남은		
		り少ない時間を過ごすことの方が価	시간을 소중한 친구와 함께		
		値があると思う	하는 게 가치가 있을 걸.		
	사쿠라	いいの、いいの。あの子、感傷的だ	괜찮아. 걔가 워낙 감상적이라		
		から言ったらきっと会うたびに泣い	병을 알게 되면 만날 때마다 울		
		ちゃう。そんな時間お互い楽しくな	거야. 그런 시간은 서로 즐겁지		
		いでしょ。 <u>彼女のためにもあたしの</u>	않잖아? 걔를 위해서도 나를		
		ためにもぎりぎりまで周りに隠して	위해서도. 거의 마지막까지		
		<u>おきたいの</u> 。	주위엔 비밀로 할 거야.		
3	사쿠라	うちのクラスで誰が一番かわいいと	우리 반에서 누가 제일 예쁜 거		
		思う?	같아?		
	하루키	いきなり何を言い出すの、君は。僕	무슨 질문이 그래? 나는 사람을		
		は、人を見た目で判断しないんだよ。	외모로 판단하지 않아.		
	사쿠라	<u>見た目のこと</u> を聞いてるの。	그 <u>외모</u> 에 대해 묻는 거야		
		誰が一番かわいい?	누가 제일 예뻐?		
	하루키	あの、数学が得意な子かな。	그러니까… 수학 잘 하는 애.		
	사쿠라	ひな?私じゃないんだ~。ひなが一	히나? 내가 아니었네. 히나가		
		番としてあたしは何番目?	제일 예쁘다면 나는 몇 번째야?		
	하루키	あくまで、僕が顔を思い出せる人間	내가 얼굴을 떠올릴 수 있는		
		に限りだけど、 <u>3 番</u> 。	사람에 한해서지만 세 번째.		
	사쿠라	は、めちゃくちゃ恥ずかしい~。	창피해서 쓰러지겠네.		
4	쿄코	私、中学校の時、友達なんていなか	나는 중학교 때 친구가 한 명도		
		った。けど、 <u>桜良だけはいつだって</u>	없었어. 그런데 <u>사쿠라만 늘</u>		
		笑って話しかけてくれた。桜良がい	웃으며 말을 걸어 줬지.		
		<u>なかったら私はひとりだった</u> 。	사쿠라가 없었으면 난		
			외톨이였을 거야.		

3.2. 자막에서 상실된 여주인공의 캐릭터

3.1.에서는 자막에 반영되어 있는 여주인공의 캐릭터를 살펴보았다. 본절에서는 역할어의 지표인 '문말표현'에 초점을 맞춰 자막에서 상실된 여주인공사쿠라의 캐릭터를 살펴본다. 문말표현의 역할어를 분석하기 위해 추출한 것이다음 【자료 2】이다. 자료 안의 국은 글씨는 일본어 대사의 역할어와 그 한국어자막을 표시한 것이다.

【자료 2】역할어의 지표인 '문말표현'의 분석 자료

No	발화자	일본어 대사	한국어 자막
1	사쿠라	他人に興味が無いなんてもったい	남에게 흥미가 없다니 아까워.
		ない。そうだ、君はこれでも読んで	그래 넌 이거라도 읽고 공부 좀
		勉強 したまえ 。私のだけど特別に貸	해. 내 책인데 특별히 빌려줄게.
		してあげます。はい。	받아.
2	사쿠라	真実なら、私のかわいいところを	진실이라면 나의 예쁜 점을 세 개
		3つ あげたまえ 。挑戦なら、私をべ	말하기 . 도전이라면 나를
		ッドまで運んで。	침대까지 옮기기.
3	쿄코	でも条件がある。	근데 조건이 있어.
	사쿠라	なんなりと。	뭐든지!
	쿄코	お土産買ってくること。	선물 사서 오기.
		無事に帰ってくること。	무사히 돌아오기.
4	사쿠라	君、先生になりなよ。	너 나중에 선생님 해라.
	하루키	え?	뭐?
	사쿠라	だって教えるのうまいし。	가르치는 소질이 있어.
(5)	사쿠라	(恭子、) 大好きだった。幸せになっ	(쿄코,) 정말 즐거웠어. 행복하게
	편지	てね。素敵な旦那さんとかわいい赤	지내. 멋진 남편 만나서 예쁜 아가
		ちゃんを産んで、誰よりも幸せな家	낳고 누구보다도 행복한 가정을
		庭を 作るんだよ 。	이루렴.

【분석 결과 2】: 【자료 2】의 ①과 ②에 사용된 'たまえ [tamae]'는 존경의 동사 'たまう(lit. 주시다・내리시다)'의 명령형으로 고어체이며, 한국어로는 '…하게'가 된다. 이 표현은 주로 나이든 남자가 동년배나 아랫사람에게 가벼운 요청이나 부드러운 명령을 할 때 사용하는 접미사이다. 여기서 'たまえ [tamae]'라는 역할어를 사용함으로써 주인공의 캐릭터를 '반 친구들에 비해 어른스러움'을 나타낸다고 할 수 있다. 그리고 ③에서 사용한 'なんなりと

[nannarito]'는 정중한 인상을 주는 말로 황공해야할 필요가 없는 친구에게는 사용하지 않는 말인 동시에 어른들의 말이다. 친구에게는 'なんでも [nandemo](lit. 뭐든지)'로 바꾸어 쓰는 것이 맞다. 여기서 어른들이 사용하는 정중한 표현을 이용한 것은 '어른스러운 캐릭터'를 나타내기 위해서라고 할 수 있다. 이어 ④에서 사용된 '~なよ[~nayo]'는 '친한 사람에 대해 가벼운 명령의 뉘앙스를 가지고 있으며, 여고생이 사용할 경우는 '조금 어른스러운 젊은이말'이된다. 여기서도 여주인공 사쿠라가 '반 친구들에 비해 어른스럽다'는 것을 나타내기 위한 역할어라고 할 수 있다.

위의 ①~④와는 달리 ⑤는 한국어의 역할어적 요소가 적용된 유일한 자막이다. 이 '~んだよ[~undayo](lit. …렴)'는 상대방보다 그 위치가 우위에 있는 사람이 아래에 있는 사람에게 사용하는 표현이다. 특히 어른이 아이에게 당부하거나 타이를 때, 또는 상사가 부하직원에게 쓰는 말이다. 여기서도 사쿠라가 친구인 쿄코에게 엄마가 딸에게 당부하는 듯한 말투의 역할어를 사용함으로써 극 중의 여주인공을 '꽤 어른스러운 성격의 소유자'로 그리고 있음을 확인할 수 있다. 한국어 자막에서 '~렴'은 일본어에 비해 풍부하지 않은 한국어의 역할어가 적용된 경우라고 할 수 있다.

【분석 결과 2】를 통해 여주인공 사쿠라의 캐릭터는 【분석 결과 1】에서 제시한 ①~④에 '의젓하고 어른스러움'이 더해졌음을 알 수 있다. 학급에는 또래 친구들에 비해 말이나 행동이 점잖은 언니 같은 존재가 있기 마련이다. 아마도 사쿠라는 그런 학생일지도 모르겠다. 여주인공 사쿠라의 '의젓하고 어른스러운' 캐릭터가 자막에서 상실된 요소라고 할 수 있겠다.

3.3. 역할어의 지표인 '인칭대명사'의 분석

3.2.에서는 역할어의 지표인 '문말표현'에 나타나는 역할어를 살펴보았으나, 본절에서는 또 하나의 지표인 인칭대명사에 초점을 맞추어 살펴보겠다. 일본어의 인칭대명사는 종류⁵도 많을 뿐더러 그 쓰임새가 다양하기 때문에 실생할에서도 자신과 상대의 위치나 사정을 고려해 적절히 사용하지 않으면 결례가 되는 경우가 발생한다. 이러한 일본어의 일인칭 대명사의 용법에 대해 미즈타니 (水谷) (1983)는 다음 (8)과 같이 밝히고 있다.

(8) 日本語には自分のことを指すことばがいろいろある。「わたくし」、「わたし」は男にも女にも使われるが、「ぼく」、「おれ」は男に、「あたし」は女に使われている。男が「わたし」を使うときは、あらたまった時である。それ

 $^{^{5}}$ http://bun.natubunko.net/kotoba/firstperson/참조

にくらべ、女は「わたし」を一番くだけた時にも使っている。男は、くだけた時のことばとして、「ぼく」や「おれ」を持っている。「わたくし」や「わたし」はフォーマリティーの度合の高いことばだが、男はそれをあらたまった時だけに使っている。それにくらべ、女は「わたくし」、「あたくし」、「あたし」と、いずれも「わたくし」が少しくずれた形だけを使っている。つまり、自分を指しているとき、女の方がフォーマリティーの高いことばを使っているということになる。事実、日常の会話で最もよく聞かれるのは、男の「ぼく」に対し、女の「わたし」であり、このフォーマリティーの差が男と女の丁寧さの差になっている。

(일본어에는 자기 자신을 가리키는 말이 여러 가지 있다. 'わたくし [watakushi](=저)' 'わたし[watashi](=나)'는 남녀 모두가 사용하지만 'ぼく[boku](=나)'와 'おれ[ore](=나)'는 남자가 사용하고, 'あたし [atashi](=나)'는 여자가 사용한다. 남자가 'わたし[watashi](=나)'를 사용할 때는 격식을 차릴 경우이다. 그에 비해 여자는 'わたし [watashi](=나)'를 허물없는 대화에도 편하게 사용한다. 남자가 스스럼없이 사용하는 말로서는 'ぼく [boku](=나)'와 'おれ [ore](=나)'를 들 수 있다. 'わたくし[watakushi](=저)'나 'わたし [watashi](=나)'는 포멀리티(formality)의 정도가 높은 말이지만, 남자는 이 말을 격식을 차려야 할 때만 사용한다. 이에 비해 여자는 'わたくし [watakushi](=科)' 'あたくし[atakushi](=科)' 'わたし[watashi](=나)' 'あたし [atashi](=나)'를 사용하는 데. 모두 'わたくし [watakushi](=저)'가 약간 변형된 것이다. 즉, 자기 자신을 가리킬 때, 여자 쪽이 포멀리티의 정도가 높은 말을 사용하는 것이 된다. 실제로 일상의 대화에서 가장 자주 듣는 것은, 남자의 'ぼく[boku](=나)'와 여자의 'わたし [watashi](=나)'이며, 이 포멀리티의 차이가 남자와 여자의 정중함의 차이가 되고 있다.)

-미즈타니(水谷)(1983:177)

일본어의 일인칭 대명사는 성별은 물론 때와 장소에 따라 용법이 달라지는 것을 알 수 있다. 또한 (8)로도 알 수 있듯이 동일한 문법의 일인칭을 나타내는 명칭이 여럿 존재하기 때문에 같은 일인칭을 나타내면서 다른 대명사를 사용함으로써 다른 인물상을 표현할 수 있다. 그 예로서 다음 (9)를 들 수 있다.

(9) a. そうよ、<u>あたし</u>[atashi]が知ってるわ。(lit. 그래요, 내가 알고 있어요.)

- b. そうですわよ、<u>わたくし</u>[watakushi]が存じておりますわ。 (lit. 그래요, 제가 알고 있어요.)
- c. そうだよ、<u>ぼく</u>[boku]が知ってるのさ。 (lit. 그러니까, 내가 아는 거라니까.)
- d. そうだよ、<u>おれ</u>[ore]が知ってるぜ。 (lit. 그래, 내가 안다니까.)
- e. そうじゃ、<u>わし</u>[washi]が知っておる。 (lit. 그래, <u>내</u>가 알고 있지.)

-킨스이(金水)(2011b:170)(밑줄 필자, 일부 변경)

(9a)는 (일반) 여성, (9b)는 (교양 있는) 아가씨, (9c)는 젊은 남자, (9d)는 중년 남성, (9e)는 노년 남성의 인물상을 각각 나타내고 있다. (8)과 (9)를 감안하여 현대에서 주로 많이 사용하는 일인칭 대명사를 정리하면 다음 (10)-(12)와 같다.

(10)남성어로서의 일인칭 대명사

- ① 僕[boku]: 주로 성인 전의 소년이 사용하는 말.
- ② 俺[ore]: 주로 중년 남성이 사용하는 말.
- ③ 儂[washi]: 주로 노년 남성이 사용하는 말.

(11)여성어로서의 일인칭 대명사

- ① あたし[atashi] : 주로 여성이 사용하며 私(わたし)[watashi] 보다 소탈한 말.
- ② あたい[atai] : あたし[atashi]의 변한말로 화류계 여성이나 여자 아이가 사용하는 말.

(12) 성별에 상관없이 사용되는 일인칭 대명사

- ① 私(わたし)[watashi] : 私(わたくし)[watakushi]의 변한말로 남녀 다 같이 쓰는 가장 일반적인 말.
- ② 私(わたくし)[watakushi]: 私(わたし)[watashi]보다 약간 격식차린 말.
- ③ 自分[jibun]: 자기 자신을 일컫는 말.

이에 비해 일인칭 대명사가 두 단어 ⁶ 밖에 존재하지 않는 한국어로 위의 (10)~(12)를 대역하면 (12)②의 '私(わたくし)[watakushi](lit. 저)'를 제외하면

^{6 &#}x27;나'와 '저'로, 후자는 전자의 겸양어이다. 일인칭 복수형으로는 '우리'와 '저희'가 있는데 후자는 전자의 겸양어이다. 왕이 자신을 가리키는 말이나 본관(本貫)을 사용하는 등의 특수한 일인칭 대명사는 여기서 제외시켰다.

모두 '나'로밖에 표현할 수 없다. 그래서 일본어의 인칭대명사는 한일번역에 있어하나의 장애로 간주된다. 하지만 일본어의 일인칭 대명사는 픽션 작품에나타나는 화자의 인상을 크게 좌우할 뿐만 아니라 인물의 성별이나 연령 심지어성격의 측면까지 좌우하는 중요한 요소가 된다.

본고의 분석 대상인 작품에 나타나는 일인칭 대명사는 다양하지 않다. 왜냐하면 주요 등장인물이 고등학생이기 때문이다. 앞에서 살펴보았듯이고등학생이 사용할 수 있는 일인칭 대명사는 한정되어 있다. 일본어 대사에 출현한 남녀 주인공의 일인칭 대명사가 자막에 어떻게 반영되어 있는지를 살펴봄으로써 한일 양국어의 언어적 특성을 확인하는 동시에 자막에서 상실된 요소를 제시할 수 있을 것이다. 자료 안의 궁은 글씨는 일본어 대사와 그 한국어자막을 표시한 것이다.

【자료 3】역할어의 지표인 '일인칭 대명사'의 분석 자료

. , -	[// x 3] 1 = 1 1 / x 2 = 2 2 8 1 0 / 1 2 2 4 x 2			
No	발화자	일본어 대사	한국어 자막	
1	하루키	僕は 他人に興味が無いんだよ。	난 남한테 관심이 없어.	
		君がってことじゃなくてさ。	너라서가 아니라.	
2	하루키	僕は誰とも関わらないことで <mark>自分</mark>	난 남과 관계를 안 맺는 걸로 내	
		の領域を守ってきたから。	영역을 지켜 왔거든.	
3	사쿠라	その君って呼び方おもしろいよ	네가 날 '키미'라고 부르는 거	
		ね。私もマネしよーっと。	재미있어. <mark>나</mark> 도 그렇게 불러야지.	
	사쿠라	そんな時間お互い楽しくないでし	그런 시간은 서로 즐겁지 않잖아?	
		ょ。彼女のためにも あたし のため	걔를 위해서도 <mark>나</mark> 를 위해서도.	
		にもぎりぎりまで周りに隠してお	거의 마지막까지 주위엔 비밀로	
		きたいの。()ひなが一番とし	할 거야. () 히나가 제일	
		て あたし は何番目?() あた	예쁘다면 내는 몇 번째야?()	
		し、元カレがいたっていったでし	나, 남친이 있었다고 말했지?	
		ょ?() あたし 、生きたい。大	(······) <mark>내</mark> 는 살고 싶어. 소중한	
		切な人たちの中で。()	사람들 속에서.()	

【분석 결과 3】: 이미 살펴보았듯이 일본어의 일인칭 대명사는 종류와 기능이다양하다. 그러나 본고의 분석 자료에서는 일인칭 대명사가 남성어와 여성어에서 각각 두 종류밖에 나타나지 않았다. ①의 '僕[boku]'는 성인 전의 소년이사용해야 하는 제한이 있는 반면, 한국어에서는 그런 제한 없이 '나'로 통일된다. ②의 '自分[jibun]'은 명사 용법 외에 남녀노소 전 세대에 걸쳐 사용할 수 있는

일인칭 대명사지만, 한국어에서는 '자기 자신'을 나타내는 명사 용법만 있을뿐이다. 이 점은 한일 양국어의 언어적 특성이라 할 수 있다. ③의 '私(わたし)[watashi]'는 일본어에서 가장 일반적으로 사용하는 일인칭 대명사이다. 위의 (12)에서는 성별과 상관없이 사용하는 일인칭 대명사로 분류하였으나 위의 (8)로알 수 있듯이 남성이 사용할 경우에는 제약이 따른다. 즉, 남성이 '私(わたし)[watashi]'나 '私(わたくし)[watakushi]'를 사용할 때는 격식을 차려야 하는 공적인 경우에 한정된다.

결과적으로 일본어 대사에 출현한 4 종류의 일인칭 대명사가 한국어 자막에서는 일률적으로 '나'가 적용되어 있음을 확인할 수 있었다⁷. 즉, 성별과 세대를 나타내는 일본어 일인칭 대명사의 종류와 기능이 자막에서 상실된 요소가 된다.

3.4. 한일 양국어의 경어법 차이로 인해 한국어 자막에서 상실된 요소

본 절에서는 일본어의 반말체 대사와 자막 번역에서의 한국어 경어체 자막을 추출하여 한일 양국어의 언어·문화적 상이점을 살펴보고자 한다.

일반적으로 경어를 선택할 때는 이야기의 주체가 되는 인물이나 이야기를 듣는 상대에게 경의를 표하기 위해 쓰는 언어표현이다. 한일 양국어는 경어법이 발달된 언어로 경어 자체의 질에서는 공통점을 가지지만 경어의 운용면에서는 적잖은 상이점을 가지고 있다. 가장 큰 차이는 한국어의 경어가 절대경어인 데비해 일본어의 경어는 상대경어라는 점이다. 즉, 한국어는 상하관계라는 이른바 종적관계에 따라 경어를 운용하고, 일본어는 친소관계라는 이른바 횡적관계에따라 경어를 운용한다.

일본어 경어의 친소관계와 한국어 경어의 상하관계가 중시되는 경향에 대해백동선(白同善)(1993)은 다음 (13)과 같이 밝히고 있다.

(13) 日本では子供が両親に対して(あるいは関して)敬語を用いることは普通しない。戦前の日本では身内でも目上の人に対しては敬語を用いるという習慣があったことは当時の映画の会話などから窺い知ることができるし、今日の日本でもそのような敬語行動を家風としている家庭もないわけではないそうだが、今日の一般の家庭では身内で敬語を使うことはまずないといっていいであろう。これは、上下関係よりも身内か身内でないか、あるいは親しいか親しくないかといった親疎関係の方が重要視された結果であ

⁷ 하루키의 대사에 출현한 일인칭 대명사는 ①외에 28 회가 더 나타났으며, 사쿠라의 대사에 출현한 일인칭 대명사는 ③외에 30 회가 더 나타났다. 물론 자막에서는 '나'가 적용되었음을 참고로 밝혀둔다.

る。これに対して韓国では、相手が身内であっても目上の人であれば必ず 敬語を使わなければならない。むしろ、上位者に対する敬語は身内である ほど厳しく、例えば父親のことを独り言で言う場合でも敬語を用いるほど である。これは、韓国では儒教の伝統が強く残っていて、その精神が家族・ 親族内部の言語行動をはじめ様々な行動様式を強く律しているからであ る。

(일본에서는 자녀가 부모에게 보통 경어를 사용하지 않는다. 제 2 차세계 대전 이전의 일본에서는 가족이라도 윗사람에게는 경어를 사용하는 습관이 있었음을 당시의 영화 대사에서 찾아볼 수 있으며, 오늘날의 일본에서도 그와 같은 경어행동을 가풍으로 삼는 가정이 없는 것은 아니다. 그러나 오늘날 일반 가정에서는 가족 사이에 경어를 사용하는 경우는 아주 드물다. 이것은 상하관계보다 가족인지 아닌지, 혹은 친숙한 사이인지 소원한 사이인지가 기준이 되는 친소관계가 더중요시된 결과이다. 반면 한국에서는 상대방이 가족이라도 윗사람이면 반드시 경어를 써야 한다. 오히려 윗사람에 대한 경어는 가족일수록 엄격하다. 예를 들어 부친을 혼잣말로 하는 경우에도 경어를 사용할 정도이다. 이는 한국에서는 유교적 전통이 강하게 남아 있고, 그 정신이가족 · 친족 내부의 언어행동을 비롯한 다양한 행동양식을 강하게 지배하고 있기 때문이다.)

- 백동선(白同善)(1993:196)

일본에서는 가족인지 아닌지, 또는 관계가 친한지 소원한지가 경어 사용의기준이 되고, 한국에서는 유교적 전통이 기준이 되어 윗사람에게는 반드시경어를 사용해야 한다는 것이다. 여기서 주목하고자 하는 것은, 학생이 교사에대한 경어 사용이다. 한국에서나 일본에서나 교사는 '공인된 자격을 가지고아동·생도⁸·학생을 교육하는 사람'⁹이다. 또한 교사는 윗사람에 해당하고 가족이아닐 경우가 대부분이다. 그런데 본고의 분석 자료인 일본어 대사에서는 학생이교사에게 경어를 사용하지 않는다. 이런 경우에 대해 Slyusareva(2003)는 다음(14)와 같이 밝히고 있다.

(14)生徒の対教師敬語の使用においては、「親しさ」という基準が敬語使用・不

^{8 &#}x27;생도'라는 호칭은 일본의 학교 교육법에 따른 것이다. 즉, 초등교육을 받는 초등학생은 '아동'으로, 중등교육을 받는 중·고등학생은 '생도'로, 고등교육을 받는 대학생은 '학생'으로 호칭이 명확하게 구별되고 있다.

^{🤊 『}広辞苑』에서 인용하였다.

使用に大きく関係している。「ウチ・ソト」概念が示すように、「ウチ」の 人には敬語を使わない。よって、生徒の対教師敬語使用の減少は、教師に 対する彼らの親密さを表すコミュニケーション方略として捉えることがで きる。

(학생들의 교사에 대한 경어 사용에는 '친근감'이라는 기준이 경어 사용과 미사용에 크게 관련되어 있다. '안·밖' 개념이 나타내듯이 '안'의 사람에게는 경어를 사용하지 않는다. 따라서 학생들의 교사에 대한 경어 사용 감소는 교사에 대해 친밀감을 나타내는 그들의 커뮤니케이션 전략으로 볼 수 있다.)

- Slyusareva(2003:211)

일본 학교에서 선생님에 대한 학생들의 경어 사용 기준은 친근감이라는 것이다. 경어를 사용해야 하는 윗사람이라기 보다는 친구와 같은 친근한 대상으로 여기고 있음을 알 수 있다. 한국에서는 상상할 수 없는 문화의 차이를 【자료 4】를 통해 확인할 수 있다. 자료 안의 <mark>굵은 글씨</mark>는 일본어 대사와 그한국어 자막을 표시한 것이다.

No	발화자	일본어 대사	한국어 자막	
1	학생	これ全部整理した図書委員って	이거 다 정리한 도서위원이	
		先生だったんじゃ?	선생님이셨어요?	
2	학생	先生になった きっかけは、	사쿠라 씨 말을 듣고	
		桜良さんだったんですね。	선생님이 되셨군요.	

그만두지 마세요

오늘 부모님 집에 안 계셔.

【자료 4】일본어 대사의 반말이 한국어 자막에서 경어가 적용된 분석 자료

やめないでね、先生。

今日うちの両親いないから。

학생

사쿠라

4

【분석 결과 4】: 【자료 4】의 ①을 직역하면 '선생(님)이었잖아?'가 된다. 그러나 자막에서는 한국의 경어 문화에 따라 '선생님이셨어요?' (lit. 先生でいらっしゃいましたか?)로 번역되어 있다. ②의 '先生になった'도 직역하면 '선생(님)이 된'이 된다. 그러나 자막에서는 '선생님이 되신' (lit. 先生になられた)을 적용하여 한국의 경어 문화를 반영시키고 있다. ③의 'やめないでね'역시 직역하면 '그만두지 마'가 되어 마치 친구에게 말하는 것과 다름없다. 그러나 자막에서는 한국의 경어 문화에 따라 '그만두지 마세요.' (lit. お辞めにならないでください)로 번역되어 있다. ①, ②, ③은 위의 (14)가 그 문화적 배경임을 알 수

있으며, 학생들이 교사에게 경어를 쓰지 않아도 되는 일본의 언어문화가 자막에서 상실된 요소라고 할 수 있다. ④ 역시 위의 (13)이 바탕에 깔려 있음을 알 수 있다. 일본어 대사 '両親いないから'는 직역하면 '양친 없어'가 된다. 그러나 자막에서는 한국의 경어 문화에 따라 '부모님 안 계셔' (lit. ご両親いらっしゃらない)로 자막 처리되어 있다.

물론 자막에 직역을 적용해야 한다는 주장이 아니다. 윗사람에게 사용하는 반말체를 그대로 자막에 적용시키는 것은 오히려 문화적 배경으로 볼 때 바람직한 번역이 될 수 없다. 다만 필자가 논하고자 한 것은 어디까지나 자막 번역에서 상실된 언어·문화적 요소를 분석한 결과가 이렇다는 사족을 붙인다.

4. 나오기

한일 양국어는 통사적・형태론적으로 SOV 언어인 동시에, 형용사가 동사의 한 종류로 활용되며, 언어의 문법 기능이 접사로 의해 이루어지는 등 언어유형적으로도 매우 유사하다. 그러나 한일 양국어의 언어・문화적 관점에서 보면 상이점 또한 현저하다는 것을 확인할 수 있다. 그 중의 하나가 본고에서 살펴본 역할어적 요소이다.

본고에서는 일본 영화 "너의 췌장을 먹고 싶어"의 대사에 출현한 역할어적 요소와 그에 대응하는 한국어 자막을 분석 대상으로 하였다. 우선 선행연구에서 밝히고 있는 역할어의 정의와 기능을 정리하여 제시한 후에 역할어의 지표가되는 '문말표현'과 '일인칭 대명사' 그리고 '경어 사용'에 나타나는 언어·문화적상이점을 분석하였다. 역할어는 픽션 작품 속에서 인물상을 상기시키는 요소로서중요한 역할을 하고 있었다. 그럼에도 불구하고 한국어에 역할어적 요소가풍부하지 못한 요인으로 인해 자막에는 거의 반영되지 않았음을 확인할 수있었다. 구체적으로 제시하면 역할어적 요소의 '문말표현'과 '일인칭 대명사'는한일 양국어의 어휘구조의 차이로 인해 자막에 거의 반영되지 않았으며, '경어사용'에 있어서는 한일 양국의 언어·문화 차이로 인해 자막에서는 자국의 언어문화를 적용시킨 결과 대사에 나타난 언어문화 요소가 상실되어 있었다.

일본어 학습자의 학습동기나 요구는 시대에 따라 변화하고 있다. 최근에는 애니메이션이나 영화와 같은 픽션에 흥미를 가져 일본어 학습을 시작하는 한국인 일본어 학습자의 증가는 물론 일본어 스킬을 향상시키기 위한 자율 학습자료로 픽션을 이용하는 경우도 많을 것이다. 본고에서 살펴본 역할어적 요소의 분석 결과가 한국인 일본어 학습자에게 한일 양국어의 언어 · 문화적 특성을 이해하고 습득하는 데 보탬이 되는 자료가 되었으면 하는 바람이다.

【参考文献】

- 다무라유리에(2015)「일본만화작품의 한국어 대역본에 보이는 역할어 번역의 실태」 『일본어학연구』 43 호, pp.21-38.
- 사사히로코(2017) 「번역에 나타나는 역할어에 관한 고찰: '헤리포터와 마법사의 돌'영일· 영한 번역물을 대상으로」『일어일문학연구』100 권 1호, pp.67-83.
- 이윤옥(2020) 「일본 영화 "너의 췌장을 먹고 싶어"의 한국어 자막에 나타나는 이문화 요소」Journal of International Studies, No.5, pp.19-41. (近畿大学国際学部紀要).
- 이윤옥(2021) 「한일 자막 번역에 나타나는 필러의 대조언어학적 연구-일본 영화 "너의 췌장을 먹고 싶어"를 대상으로-」 Journal of International Studies, No.6, pp.35-57. (近畿大学国際学部紀).
- 이재석 (2019) 「남성 일인청 <ボク>와 <オレ>의 캐릭터 속성」『일본연구』 81 권 0 호、pp.177-200. 恩塚千代(2018)「韓国の教科書における役割語の役割」金水 敏(編)『役割語研究の展開』 < ろしお出版、pp.51-70.
- 金水 敏(2003)『ヴァーチャル日本語 役割語の謎』岩波書店。
- 金水 敏(編)(2011)『役割語研究の地平』くろしお出版。
- 金水 敏(2011)「役割語と日本語教育」『日本語教育』150 号、pp.34-41.
- 金水 敏(編)(2018)『役割語研究の展開』くろしお出版。
- 金田純平(2008)「役割語:文法論とコミュニケーション論を横断する新概念(特集・言語学最新キーワード12)」『月間言語』37 巻 5 号、pp.84-89.
- 杉藤美代子(2011)『音声文法』くろしお出版。
- 水谷 修(編)(1983)『話ことばの表現』筑摩書房。
- 鄭 惠先(2005)「日本語と韓国語の役割語の対照:対訳作品から見る翻訳上の問題を中心に」 『言語社会科学』8 巻 1 号、pp.82-92.
- 鄭 惠先(2018)「役割語を主題とした日韓翻訳の実践―課題遂行型の翻訳活動を通しての気づきとスキル向上―」金水敏(編)『役割語研究の展開』くろしお出版、pp.71-90.
- 白同善(1993)「絶対敬語と相対敬語 日韓敬語法の比較」『世界の日本語教育』3、pp.195-207. 山口治彦(2007)「役割語の個別性と普遍性-日英の対照を通して-」金水 敏 (編)『役割語 研究の地平』くろしお出版、pp.9-25.
- Elena Slyusareva(2003)「学校における生徒の対教師敬語使用-新潟市とその周辺にある小学校・中学校・高等学校の調査結果から-」『現代社会文化研究』No.26、pp.195-213. 新村出(1998)『広辞苑』第5版、岩村書店。

佐佐木竹苞樓《宋本鑒定雜記》考釋

A Study on Sohon Kantei Zakki of Sasaki Chikuhoro

ABSTRACT: Haruyuki Sasaki (佐佐木春行), the second generation of the Kyoto antiquarian bookshop "Chikuhoro (竹苞樓)", wrote the Sohon kantei zakki (宋本鑒定雜記), an important work in the study of private bibliography in the Edo period. There is one handwritten copy in each of Kyoto University Library and Iwase Bunko Library, this paper uses the two copies to compile and investigate this text. Most of the sohon (Song dynasty editions) recorded in this text came from the Five Great Zen Temples in Kyoto, and the collection process is clear, several editions still exist. Haruyuki examined in detail the taboos, format and the paper used in sohon, some of these methods were influenced by knowledge in Chinese literature, and some were inspired by Kariya Ekisai (符合棭齋) and other scholars in the same period, reveals the development process of bibliography as a discipline in Japan from the early modern period to the present day.

KEYWORDS: 宋本鑒定雜記, 竹苞樓, 書志學, 江戶時代, 五山

前言

京都寺町通三條路口,本能寺新址對面,有一家兩百七十餘年歷史的古書店,即佐佐木竹苞樓,長澤規矩也《日本書志學史》介紹云:

《唐本類書考》編者向榮堂山田三郎兵衛之後,江戶時代書賈中的書志學者,以京都竹苞樓錢屋惣四郎第二代佐佐木春行(文政二年歿,1764-1819)為第一。他原本就有好古之癖,《禮儀類典拾遺》六十冊(國立國會圖書館藏)為德川光圀編書之拾遺¹;《宋板鑒定雜記》中,著錄《東萊先生詩集》《東坡集》《前漢書》《遊宦紀聞》《成齋先生江湖集》《後漢書》《杜工部草堂詩箋》

¹ 全文電子圖像見: https://dl.ndl.go.jp/info: ndljp/pid/2605336。

^{*} Part-time Lecturer of History of Modern Asia, Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail: quliuqing@gmail.com

Qu, Y. (2022). A Study on Sohon Kantei Zakki of Sasaki Chikuhoro. Journal of International Studies, 7, 51-75.

《景文宋公文集》《太平寰宇記》等,記錄行款卷冊,一一列記卷中闕筆。二集 著錄《東都事略》(述云異體字甚多)、《畫一元龜》《讀史關鍵》, 寶慶三年刊 《昌黎文集》, 闕筆之外,列舉「貞觀」改「正觀」、「魏徵」改「魏證」、「常 山」改「恆山」之例。岩瀨文庫有本書轉寫本。討論避諱闕筆,發日本之嚆矢²。

《宋本鑒定雜記》著者為竹苞樓第二代主人春行,校者為第四代主人春明,除記錄經手宋本的大致版本信息、摘抄版本鑒別知識之外,還有不少按語,為探討江戶時代圖書市場漢籍流通的情況提供了非常珍貴的信息。該本僅有抄本,並無刊本或整理本,今可確認抄本兩種,一為京都大學附屬圖書館藏本(以下簡稱「京大本」,索書號 4-49||ソ||8),一為西尾市岩瀨文庫藏本(以下簡稱「岩瀨本」,索書號 48-53)。二本正文內容、眉批內容、抄寫方式均一致,以岩瀨本保存狀況為佳,其鈔工字跡亦較京大本為善。長澤稱岩瀨本為轉寫本,不知原本今在何處。而京大本、岩瀨本二集均未著錄《讀史關鍵》《昌黎文集》,可知京大本亦非原本。由於二本文本內容高度一致,而手頭可檢驗京大本原本,及岩瀨本之黑白複印本,故本文以京大本為底本,參以岩瀨本展開討論。

一、竹苞樓歷代主人情況

據《近世書林板元總覽》載,竹苞樓位於「京寺町通姉小路上ル西側」,這是天明大火之前的舊址。主人姓佐佐木,又曰鷦鷯氏,代代襲名「錢屋惣四郎」³。

1975 年 8 月 10 日,第六代主人春隆為自賀古稀之慶,自費發行兩百部《若竹集》(上下二冊,線裝),作為紀念⁴。該集收入初代主人春重留下的《竹苞樓大秘錄》《竹苞樓秘錄》,並一冊《藏板錄》,是春重及二代春行留下的購買、刊刻版木的信息。卷末附有家系譜,詳細介紹竹苞樓初代至六代主人的信息,於瞭解竹苞樓歷史頗有幫助,故不憚繁言,略作整理如下。

初代主人春重之父生於元祿七年(1694),其生父為丸屋太郎兵衛,享保七年(1722)為佐佐木家養子,享保二十年(1735)歿。春重生於享保八年(1723),幼名平八郎,曾於書肆錢屋儀兵衛處修業。寬延四年(1751)加入京都書林仲間,寶曆九年(1759)稱屋號錢屋惣四郎,此後代代襲用。寬政四年(1792)歿。

二代春行,明和元年(1764)生,幼名重五郎,十七歲襲名。天明八年(1788),位於姉小路寺町以西北側的舊店鋪遭遇天明大火,片瓦不存。享和元年

 $^{^2}$ 長澤規矩也《日本書誌学史》,《長澤規矩也著作集》第四卷,汲古書院,1983 年,第 113-114 頁。

 $^{^3}$ 并上隆明《改訂增補 近世書林板元總覽》(日本書志學大系 76),青裳堂書店,1998 年,第 413 頁。

⁴ 京都大學附屬圖書館藏《若竹集》為竹苞樓寄贈本,卷首墨書「寄贈/京都大學圖書館殿/佐々木惣四郎」。

(1801) 遷至新址, 文化二年(1805) 重新開業, 文政二年(1819) 歿。

三代春蔭生於寬政十二年(1800),原為能勢氏蓍屋儀兵衛之子,文政元年入佐 佐木家為養子,萬延元年(1860)歿。春蔭第三子佐佐木慶助分家獨立之後,在敦賀 開闢書肆九如堂。

四代春明生於文政六年(1823),幼名重五郎,安政五年(1858)襲名。文久二年(1862),元配阿照因麻疹去世,次年以甥山田權之助為養子(後改名茂介,又名春壽)。後續娶阿喬,有二男二女。明治十三年(1880),與養子春壽取消收養關係。次年,春壽成立書肆聖華房,是明治、大正年間京都屈指可數的古書店,精熟漢籍、法帖、古寫經等門類、亦著力覆刻珍本。1912年至1913年間,王國維曾出版《壬癸集》,收錄避居京都期間所作二十首古體詩,便是由聖華房以彥根藩舊藏木活字排印出版,刊記云「大日本京都聖華房以江州舊木活字印行」。春明歿於明治十四年(1902)。

五代春吉生於明治十一年(1878),幼名隆次郎,父親早逝,故而少年時代曾在 大阪書林敦賀屋松村九兵衛處見習,後應召入伍,參與日俄戰爭。1951 年去世⁵。

六代春隆生於明治三十九年(1906),天資穎悟,高中時與湯川秀樹是京都第一中學(現京都府立洛北高等中學)的同級生。與吉川幸次郎等學者素為親交,因此能在七代英雄的結婚典禮上請來吉川致祝詞。他曾任京都大學附屬圖書館整理課課長、華頂短期大學圖書館館長,1978年去世。今七代主人英雄年過八旬,其長子英一已決定繼承家業,即八代主人。

春隆在《若竹集》後記中稱, 祖父四代春明曾校訂二代春行所撰 《宋本鑒定雜記》,當時受到神田喜一郎祖父神田香巖的許多幫助。神田喜一郎撰《若竹集》序文亦提及這部《宋本鑒定雜記》:

有關竹苞樓,想要特別記錄的,是二代主人春行之事。這是書估中非常難得的人物,也因為他的顧客裡有藤貞幹、穗井田忠友、狩谷棭齋等當時優秀的考證學者,因此他有一定程度的學問,如今留下了著述《宋本鑒定雜記》。此外,春行還時常關照學者。藤貞幹、橘經亮去世後,一切後事均由他毫無遺憾地處理完成,這一例尤其令人感動。

這冊《若竹集》題作「竹苞叢書第一輯」,當年春隆曾有計劃將《宋本鑒定雜記》 收入次輯,可惜後來並未實現。

江戶學研究者三田村鳶魚曾影印出版春行所著能樂專書《素謠世世之跡》,收入

 $^{^5}$ 〈家系譜〉,水田紀久編集《若竹集:創業期出版記錄》,佐佐木竹苞樓刊,1975 年,第 245-250 頁。

⁶ 佐佐木春降〈後記〉,神田喜一郎〈序〉,前揭《若竹集》卷末,卷首。

「未刊隨筆百種」叢書。解題中對春行事跡亦有詳述,稱春行有如下著述:《宋本鑒定雜記》(二冊)、《國分二寺考證》(一冊)、《宋本百川學海標目私考》(一冊)、《禮儀類典拾遺》(九十六冊)。其中以《宋本鑒定雜記》最為有名,據說有棭齋朱批本,歸內藤湖南所藏;春行自筆稿本藏於佐佐木家⁷。京大本、岩瀨本雖皆有朱筆標記,但未見批語,應非湖南舊藏本。

二、《宋本鑒定雜記》基本信息及內容

京大本、岩瀨本封面均用淺茶色和紙,四孔裝訂,單股線;二本尺寸相同,均為27×19.3cm。京大本封面有籤條,曰「宋本鑒定雜記 全」,內封題「宋板鑒定記」;岩瀨本封面無題簽,內封題「宋板鑒定記」,鈐「岩瀨文庫」(朱)。二本內封背面均摘抄近藤重藏《正齋書籍考》中關於宋諱闕筆的部分。正文凡三十七紙,半紙約十三行,頁眉有小字識語,浮簽甚多。

凡二卷,卷一首題名「宋本鑒定雜記」,其下曰:「平安書賈 竹苞樓 源 春行著 /同 源春明校。」集末云:「享和四年(1804)甲子正月 平安書肆 竹苞樓源春行識。」

卷二首題名「宋本鑒定雜記二集」,其下署名同前集。卷末識云:「文化元年(1804)甲子三月 娑々岐春行識。」其後附「追加」諸條,末云「甲子三月春行」。又有春明識語:「右宋本鑒定雜記二卷,祖父春行著所也。原本雖/為自筆,年月久而大重及破,今更加清書畢。/嘉永六(1853)甲寅三月上旬 竹苞樓主 源春明誌。」之後為「追考」條,摘錄明人屠隆《考槃餘事》中關於南北紙、唐紙、宋紙元紙、國朝紙、高麗紙的記述,以及「《致堂先生讀史管見》(淳熙九年印本,有金澤文庫印記)」條並「宋板《重刻陶淵明文集》之事」條。

接下來看《宋本鑒定雜記》的內容, 卷一開篇闡明此書性質:

凡舶來本中,宋天子之諱字有省畫者,當為宋板。余嘗將近年所覽之證據著於左,並加今案,然通常非專賣唐本之類者,大抵恐屬僻說。冀望同僚之識者匡其錯訛,不勝幸甚。

其下著錄版本十種,依次整理如下,加以阿拉伯數字編號。考釋部分前加「余按」字樣,與整理部分作區分;葉數以阿拉伯數字表記,葉表、裏面徑以 a、b 表記⁸;[]內補脫字,【】內略加訂正或按語。

⁷ 三田村鳶魚校訂《未刊隨筆百種》第13卷〈解題〉,臨川書店,1969年,第293-295頁。 關西大學內藤文庫目錄中亦未見《宋本鑒定雜記》書目。筆者曾詢問七代主人英雄關於「春行自 筆稿本」的下落,答曰大略有印象,但不知在倉庫的哪個角落。

⁸ 余按,所謂表,裏,原文標作ヲ,ウ,日文用於表示古籍一葉兩面位置的術語。表讀オモテ,

1、東萊先生詩集 十一行各廿字,全六冊

乾道二年四月,有贛川曾幾跋二張,目錄四十四張,本文廿卷二百十五張。 右本之中省畫之字如左:

- 匡(闕筆) 太祖諱匡胤,卷十11a
- 弘(闕筆) 太祖父名弘殷,卷八 lb
- 殷(闕筆) 同上,卷五 7a,卷五 10a,卷六 8a,卷九 4b,卷十四 3a,卷 四 5a
- 慇(闕筆) 殷同韻,卷十二7b
- 貞(闕筆) 仁宗諱禎, 同韻, 目六15a, 卷十二4b有四字
- 完(闕筆) 欽宗諱桓, 同韻, 卷十四 lb, 卷十六 7b°

今案, 此本為南宋第二代孝宗時之刻板無疑。 其故三代光宗, 四代寧宗等名字並未闕筆, 可察之, 證據如左: 惇(光宗諱, 目六 13a, 目六 25b, 卷六 3b, 卷十二 3ab), 擴(寧宗諱, 目六 15b)。

又集中詩句,有當今太上等諱字之處,分注「御名」或「太上御名」,完全不 記其字,如左:

清鄭軒 目六 34a

殘杯蓋余瀝, 劉勿貸雞肋 卷六 2b

秦郎重紫水邊亭…… 卷六 3b

凛然衝雪霜, 如罗瓜瓠 卷六7b

其外卷九 5b、卷十四 a、卷十二 la、卷十二 4a、卷十六 7b

右作御名者,則為乾道時今上孝宗。孝宗之諱云昚,同慎字。唐詩有所謂「慎勿厭清貧」(曾參)、「慎勿吞青海」(杜甫)等用例。又太上御名為南宋第一世高宗之諱構字,據此,當為乾道刻板。

余按,內閣文庫有昌平坂學問所舊藏宋乾道間刊本《東萊先生詩集》二十卷,1928年秋張元濟東遊之際,曾於內閣文庫觀此本,後經中華學藝社申請借照,影印收入四部叢刊續集。跋云:「宋呂本中《東萊詩集》二十卷,乾道初元沈公雅守吳郡日,裒集鋟板,曾幾為之序。是集宋本久佚,近代藏目皆舊鈔本,攙入慶元二年陸游《文集序》,蓋後來傳鈔所附益,非原刊所舊有也。」10《藏園群書經眼錄》卷十四亦著錄此本,傅增湘1929年11月19日在內閣文庫訪書,恰逢涵芬樓請人拍攝此本,因

即木版印刷單葉的右面;裏讀ウラ,即左面。

⁹ 余按, 應為葉七表。

¹⁰ 張元濟〈跋〉,涵芬樓影印、中華學藝社借照內閣文庫藏宋本《東萊先生詩集》,《四部叢刊續編》集部,卷末。

此僅取視數葉11。

今國立公文書館數字檔案館已公開此本高清圖像,二十卷闕卷七、八,共六冊,曾幾序二紙,目錄四十四紙。半葉十一行,每行廿字。左右雙闌,白口,版心上鐫「呂集幾」,中題葉數,下記刻工名,如賈琚、蔣成、牛智、李忠、李祥、惠中、金章等。對照春行所記版本信息,除內閣文庫闕卷八無法核對之外,其餘各條均吻合無差(如圖 1 所示,與《雜記》所云御名、太上御名條逐一可驗)。可以推知春行所見此本當與內閣文庫本為同版。在張元濟、傳增湘的年代,此集宋本久佚。而那之前1804 年,春行卻已見過此本全帙,並作了較為詳細的記錄,可謂幸運。只是春行過眼的此本與內閣文庫藏本是否為同一本,則難下定論。

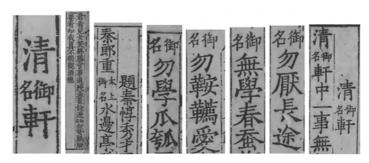


圖1:國立公文書館藏宋刊本《東萊先生詩集》中與春行記載避諱處可逐一對照。

2、東坡集 十行,各廿字 東坡傳記可考,蘇嶠同

乾道九年閏正月望選德殿書賜蘇嶠,發端有御制文忠蘇軾文集贊並序二張, 次有目六【錄】,本文四十卷(自第一至第十九),詩集(但此卷之中有賦七首,其已下為文集)。

全部廿冊,內八冊闕本,只三四、五六、十一十二、十五十六、十七十八、廿一廿二、廿三、廿八廿九、三十六、三十七,已上

右本中有省畫之字如左:

殷 卷九 3a, 同卷 12a

殷 太祖父名弘殷, 卷七卷 3b

桓 欽宗諱桓, 卷十15b, 卷十三17b, 卷卅二16a, 有三字, 同16b有二字

完 欽宗桓, 同音, 目六 3b, 卷一 14b, 卷廿七 8b, 卷廿二 5b

慎 孝宗諱昚, 同字, 卷九 14b, 卷二 la

今案, 此本亦應為孝宗時刻板, 其故同於前, 不避光宗諱。證據如左:

¹¹ 傅增湘《藏園群書經眼錄》卷十四〈集部〉三,中華書局,1983 年,第 1222 頁。

惇 光宗諱, 目六 3a, 卷二 11a

敦 惇同韻, 目六 28b, 同 29a, 卷一 12b

又按,此本並《東萊詩集》書體專有隸書之風,應為一種刻本,又或皆有可視為活字板之處。

活字板之證:卷廿12b 第四行,低於別行。



圖 2:國立公文書館藏宋本《東坡集》卷二十頁 12b 第四行,春行所謂「活字板之證」, 當為挖補改刻之痕跡,顯非活字板。

余按,春行所記此本今藏國立公文書館,舊藏京都西禪寺、妙心寺大龍院等,文化五年(1808)由近江國仁正寺藩主市橋長昭獻上幕府。今國立公文書館已公開全部電子圖像,可與春行記載一一對照。此本今存十二冊,所闕卷目與當日春行過眼者相合無差。目錄後有市橋長昭手跋,稱「此書原藏洛陽西禪寺,其後歸於妙心寺大龍院僧懶菴之插架」,「予獲之於都下書肆伏水卯兵」。伏水卯兵即江戶淺草新寺町古香堂主人,市橋於文化元年(1804)購入此本,可知春行撰寫《宋本鑒定雜記》之年,此本已由京都流往東都。汲古書院曾影印此本,以圖書寮藏本配補¹²。春行記錄版本信息雖極盡細緻,但對版本的判斷卻未必精當,如這裡所謂「活字板之證」,當為挖補改刻之痕跡,顯非活字板(圖 2)。

3、前漢書 十行各十八字, 分注一行, 廿四字

全部七十一冊(內五十四冊見在,十七冊缺本,書體間有顏歐)

 $^{^{12}}$ 竺沙雅章〈解題〉,《東坡集》,古典研究會叢書漢籍之部第十六卷,汲古書院, 1991 年,第 431-438 頁。

南宋四代寧宗慶元二年刻板, 右本中省畫之字如左:

匡 敘例 la, 同 2b, 目六 12b, 卷卅五 10a, 卷四十八 9a

弘 卷廿四 17b、18a, 同下 8a、13a、11a、28a, 卷廿八 28b, 卷卅 28b, 卷 八十七上16a

股 卷三下 15b, 卷廿一 16a, 同卷 20a, 卷廿三 2b, 卷三十 2b, 同卷 15b, 卷卅一 17b、26a, 卷八十七上 18a、8b, 卷八十七下 9a

恆 真宗諱恆。目六 la, 序例 3a, 卷廿一 la

貞 引書目 3a, 卷三上 7a, 卷廿 41a, 卷廿 - 14b, 卷八十七上 3b、21a

禎 仁宗諱禎, 同韻。卷廿八 5b

桓 卷廿 26b, 卷廿三 4ab, 卷廿四下 2a, 卷廿八 26b、30b, 卷三十 15a

完 券什三15a, 券什九17a

慎 卷一下 21a, 卷十七 6b, 卷廿 19b, 卷廿 51a, 卷廿八 33b, 卷卅 8b, 卷卅— 24a

敦 光宗諱惇, 同韻。卷十七 14b, 卷廿八 4a, 卷四十六 7a

徵 卷卅一 21n, 卷卅 13b, 卷卅六 22a, 卷四十六 4b, 卷四十九 2a

玄 卷三下 8a、同卷 14a, 卷廿三 12b, 卷十五下 8a, 卷四十五 22b

弦 卷廿八 29b, 卷卅 29b

右本有闕本如左:

帝紀(自第二至第十二) 四冊,年表(第四)一冊、同(第七)一冊

志(第一律例志下)一冊,志(第七五行志七下之上下)二冊

列傳(第九、第十)一冊,列傳(第廿一、第廿二)一冊

同(自廿八至三十)一冊,同(自卅九至四十)一冊

同(第四十六)一冊,同(第五十五、第五十六)一冊

同(第七十上下)二冊,已上十七冊闕本,殘五十五冊見在

右本目六之尾有黃善夫之記如左:

漢書,一代之良史也,君臣行實,萬世之龜鑒在焉。況文章最為近古,學者 尤所究心。此【比】因刻梓,集諸儒校本三十餘家,暨余五六友,證【澄】 思靜慮,讎對同異,是正舛訛。始於甲寅之春,畢於丙辰之夏,其用心勤 矣。然識見凡陋,慮未審於是非。四方學古君子,視其遺誤,能以尺紙示 誨,敬即鐫改,亦麗澤之美意也。建安黃宗仁善夫謹咨。

> 校字 黃頤 養正 校字 陳熙 舜績 校字 虞應仲 誠之 校字 劉之間【問】 元起 校字 葉蕡 子實

右本用於參校諸本記於其下。一條宋景文公祁所用諸本參校具列如左:

古本古本已下至景祐刊誤本各有分注,

唐本 江南本

舍人院本 淳化本

景德監本 景祐刊誤本

我公本 燕國本

曹大家本 陽夏公本

晏本 郭本

姚本 浙本

閩本

今本用宋景文公本校定外, 復將諸本參校, 具列如左。

熙寧本熙寧本已下至王宣子本各有分注, 献於 (評林) 卷首者, 此處從略

卷子古本 史館本

國子監本 陳和叔本

邵文伯本 謝克念本

楊伯時本 李彥中本

張集賢本 王性之本

趙德莊本 沈公雅本

王宣子本

今本注末入諸儒辨論具列如左

蕭該音義 司馬貞索引

孫巨源經綸集 學官考異

章衡編年通載 楊侃兩漢博文

漢書刊誤 楚漢春秋

史義宗本 西京雜記

朱子文辨證 孔武仲筆記

三劉刊語劉攽 劉敬 劉奉世

紀年通譜

顏氏曰,《漢書》舊文多有古字,解說之後,屢經遷易。後人習讀,以意刊 改。傳寫既多,彌更淺俗。今則曲覈古本,歸其真正。自顏氏之後,又幾百 年,向之古字,日益改易。書肆所刊,秖今之世俗字耳,識者恨之。今得宋 景文公所校善本,雌黃所加,字一從古,偏傍毫釐,靡不是正。其所校本, 凡十五家,文有殊異,皆兼存之。疏於上方,其間或有名儒辨論,亦附於 是。今一依是本謄寫,故於注釋之〔下〕,凡景文所附者,悉從附入,以圈 間之,使不與舊注相亂。又自景文校本之外,復得十四家善本,逐一讎對, 大抵皆祖景文之本。然則是書之刊,亦可以謂之不苟矣,伏幸詳鑒。慶元嗣 歲端陽日建安劉 之問謹識。

如右所記,於宋祁曰、蕭該曰、朱子文曰、劉攽曰、劉敞曰、劉奉正曰云云等類,於古注之末以圈點分隔記之,普通本所無。又每卷末記曰宋景文公校訂。 文體有種種異同。「右宋景文公以請本參校並附古注之末」「右宋景文公 文體有種種異同。同篇本本校證、凡所是正、悉附曆句之下」,此外尚有許多。

右本卅一卷列傳第一卷末有黃善夫刊行之記如左13。

于家塾之敬室

然或云該舊本疑為元代刻板,雖為其時制本,若為元時新刻,則無避宋天子諱之理。又云乃元時翻刻宋本者,然而其證據如不分明,則亦難定為元板。但元時重刻宋板,亦有保留宋諱闕筆之例,當作別論,今暫從略。或謂元時制本,則此本所用紙張應為元板書常用紙。然而在寧宗開禧二年 慶元二年之 至元太祖初年的七十四年間,宋板元板用同制之紙,亦毫不足怪。又或云此件舊本為明板者,乃僻說也。若見凌稚隆《評林》首卷有萬曆歷慶元三百餘年,以寫本流傳等語【余按,即《漢書評林》凡例凌稚隆云:「宋景文公仍以景祐本參諸本而校之,而慶元所刻,又復以宋景文公本合……迺今歷三百餘年,所傳寫既久。」】,明時顯無翻刻慶元本者,若此三百餘年間有重刻本,編輯《評林》之時豈不參考。詳據凌稚隆文意可知。 達應應至 如此,慶元刻板至萬曆以來既久亡絕,今傳至吾國,豈非奇珍。又疑應為南宋末為避元亂而歸化本邦之禪僧、或求法入宋之高僧自彼國攜回者,雖為闕本,仍為希世之珍書也。

凌稚隆《評林》卷首所載一條如左【余按,此條錄入從略,見萬曆刊《漢書 評林》卷首「凡例」】(圖3)¹⁴。

¹³ 余按, 京大本「黃善夫」誤作「黃善史」, 岩瀨本無誤。

¹⁴ 見國立公文書館藏內閣文庫舊藏萬曆本《漢書評林》卷首,訪問地址:https://www.digital.archives.go.jp/img.pdf/4184843,第 42 張。



圖 3: 國立公文書館藏萬曆刊《漢書評林》卷首凌稚隆識語

按, 慶元二年至萬曆九年, 歷三百八十六年, 萬曆九年當本朝正親町院御宇 天正九年。

附考

右本為妙心寺塔頭大龍院開基鐵山宗鈍禪師 號斯軒欄席,元和三年拾月八日歷 手澤本云,按此本每卷記「成恩寺」三字,非轉傳至大龍院,知為該寺舊有什物也。又疑《桃華藥葉》所謂「成恩寺本名西願寺,在山崎,家門知行分也,又有少寄進之地,住持者奇山和尚,門徒中選器用定之也」云云,蓋為此寺之事乎。至今則為與一條殿有淵源之寺,為東福寺之門派云。

再按,《桃華蘂葉》乃後成恩寺殿一條禪閣兼良公之作,其父關白經嗣公定成恩寺殿為號,應為此等淵源。又該寺之事亦載《山城名勝志》¹⁵。

余按,此本後歸狩谷棭齋求古樓收藏,森立之《經籍訪古志》有著錄: 漢書殘本 卷(全部七十一冊,中見存五十四冊)

 $^{^{15}}$ 《桃華蘂葉》所記「成恩寺」條目,見早稻田大學圖書館公開此本電子圖像(https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/wa03/wa03_03296/)第 32 張。

南宋槧本, 求古樓藏

目錄末題云:集諸儒校本三十餘家,及予五六友,澄思靜慮,讎對同異,是正舛訛,始甲寅之春,畢丙辰之夏云云,建安黃宗仁善夫謹咨。又有校字人黃頤、陳熙、虞應仲、劉之問、葉蕡五人列名,又引用書目後有書云「慶元嗣歲端陽日建安劉之問謹識」。列傳第一卷末有「建安黃善夫刊於家塾之敬室」之記。卷一尾云:「右宋景文公以諸本參校,手所是正,及數家辨疑,並附古注之末。」與實施,此本每卷有題成恩寺。成恩寺,本名西願寺,有山崎家門知行分也,又有少寄進地,見《桃華蕊葉》。廣思 兼良公曆 。至今仍有一條由緒,而爲東福寺門派云。乃知此書為妙心寺大龍院舊藏,銕山和尚遺本也。銕山諱宗鈍,號默軒,又懶齋,元和三年十月八日寂。傳見於《延寶傳燈錄》16。

由森立之記述不難發現,對此本的鑒定方法及關注重點與春行所記高度一致。森立之是狩谷棭齋門人,而棭齋與春行往來密切,故而不難想象春行與棭齋 之間關於版本書志討論的情形。

該慶元間刊《漢書》今藏松本市圖書館,1980年被指定為日本國寶,棭齋曾以六冊明版補其之闕。2010年汲古書院影印此本,《正史宋元版之研究》對此本有詳細介紹及考辨,指出此本有黃善夫刊記,為初印本,早於上杉本及北京大學圖書館藏本¹⁷。

4、遊官紀聞 十行各十八字,全部十卷二冊,九十九張,鄱陽張世南著 右本有闕筆。

貞 卷八 la

完 卷十 lb, 卷五 lb, 卷六 2b

玄 卷五 3b 注字, 卷九 4a、同 6a 注字

5、誠齋先生江湖集 十行各十八字,闕本

有淳熙戊申九月晦日誠齋野客楊萬里序。

右本有闕筆字如左:

敦 目六2b

6、後漢書 十三行各廿三字

一覽闕本廿四冊之內二冊。 右本中有省畫之字如左。

¹⁶ 此段參考初稿本,因徐承祖序排印本中關於此本遞藏情況介紹較少。森立之《經籍訪古志》,廣文書局影印,1967年,第128-129頁。

¹⁷ 尾崎康著、喬秀岩、王鏗編譯《正史宋元版之研究》,中華書局,2018 年,第 331-335 頁。

匡 卷六十六 8a, 卷六十九 8b 二字, 同卷 9a 二字, 卷七十 4a, 卷七十四 2b, 卷七十五 5a, 卷二十 5ab

弘 卷廿 5a, 廿二 3a, 又注中亦有, 卷廿二 6b, 刊誤三 5a, 卷七十一 7a 殷 卷六十六 5b、同 6a, 卷六十七 12b, 卷七十二 4a, 卷七十五 5b, 刊誤 三 7a

恆 刊誤三 7a

貞 目六 16a、刊誤三 1b、卷六十七 18a、卷六十九 2a

桓 目六 16a, 刊誤二 5b、同三 1b, 卷十九 3a, 同 6b、8a、9a (二字)、10a、12b、13a

慎 目六 14a, 刊誤三 15b, 卷十九 3a, 卷廿二 8b

玄 首 lb 二字, 目六 9a 五字, 刊誤三 lla, 卷廿 8b, 卷廿一 4a, 卷廿二 3b 二字、注中一字, 同卷 6ab 三字

徵 刊誤三 6b,卷十九 2a、3b 二字、7b、9a、10a、12b,卷廿一 2ab、卷廿二 7a 二字,卷六十六 7a、8b,卷六十七 5b

敬 卷六十六 3a,卷六十八 5b 二字,卷七十 17b,卷七十一 6a,卷七十四 9a,目六 10b

弦 卷十九 6b

完 卷十九 8b

7、杜工部草堂詩箋 四十卷 元時翻刻

目六之尾有:

大德重刊 桂軒陳氏

已上八字分刻二行, 原版有如宋本。省畫之字如左。

貞 年譜上16b、同18a

桓 年譜上16b、同18a, 目六16a,

慎 卷九 2a 二字

敦 卷六 5b、13a

右《東萊詩集》以下八【七】部之書,為妙心寺塔頭大龍院鐵山禪師手澤之

本云。

8、景文宋公集 残缺十二张,十二行,各廿字

右本有金澤文庫印記 與東京 此中「敦」(卷一百十五,11a)字省畫。

9、太平寰宇记 十一行各廿字

右殘缺,一張之中有「貞」字(卷一百六十6a)闕筆。

已上二部之書,先年出自相國寺巢松軒。雖都散在於廢紙之中云,但二者皆粘葉本,非普通線裝。按,粘葉即胡蝶裝也。《通雅》云:粘葉調蝴蝶裝。〇王原叔云,書冊粘葉為上,縫繼歲久斷絕。張子賢言宋宣獻令家錄作粘法,予舊見三館□黃木白本,皆粘葉,上下爛界出於紙葉。孫莘老、踐【錢】穆父亦如此。孟奇言,秘閣宋板書如試錄,謂之蝴蝶裝。王古心《筆錄》有老僧永光定藏經接縫,用楮汁、飛麪,白芨糊,則堅如膠漆。造澄心紙亦用芨糊。潢治者,裝潢也。爲○《疑曜》云,今秘閣中所藏宋板諸書,皆如今制□〔鄉〕會進《呈試錄》,謂之蝴蝶裝,其糊經數百年不脫落,不知其糊法何似。偶閱王古心《筆錄》,有老僧永光相逢,古心問僧,前代藏經接縫如線,日久不脫,何也。光云,古法用楮樹汁、飛麪、白芨末三物,調和如糊,以之粘紙,永不脫落,堅如膠漆。宋世裝書,豈即此法耶云云。《好古小錄》可見也。《格致鏡原》亦辨宋本之事,此處從略。

享和四年甲子(1804)正月 婆【娑】々伎春行識

10、宋板百川學海標目 於三丁

甲集

鐘輅前定錄 普通之本 在正編戊集中馬氏古今注 同 在續編甲集中庚溪詩話 同 在正編己集中

釋常談

思陵翰墨志 普通之本 在正編庚集中 楊彥膽九經補韻 同 在甲集中

呂居仁官箴 同 在丁集中

趙元素雞助(肋)同 上

石湖梅譜 同 在辛集中

乙集

李國紀厚德錄 同 在續編庚集中

河東先生龍城錄

竹坡詩話 普通之本 在正編己集中

王文正公遺事

胡太初晝簾諸論 普通之本 在正編丁集中

曹陶齋法帖譜系 同 在庚集中

……【余按,其下略,記甲乙丙丁戊己庚辛壬癸各集書目。】

後集見刊

上注:明治十二年(1879),宋版三十三種有之,得零本,局加藍點,跋文有之,品其外題,登記於上。

余按,明治十二年條為四代春明所記,加藍點之書目為甲集《鐘輅前定錄》《呂居仁官箴》,乙集《李國紀厚德錄》《河東先生龍城錄》《胡太初晝簾諸論》,丙集《東坡志林》《胡國器耕錄稿》《戴氏鼠璞》《開天傳信記》,丁集《子俞子螢雪叢說》《孫君孚談圃》《朱彧可談》《謝伋四六談麈》,戊集《濟南師友談記》《劉賓客因論》《宋敏求退朝錄》,己集《周益公玉堂雜記》《蔡邕獨斷》《珊瑚鏑詩話》等諸種。

右惣記百種叁拾冊 十二行,各廿字。

内十五種五冊缺本 但標目之上加圈點。

其餘八十五種廿五冊見在。

春行按,右百種中卅一種,普通之本所無,^{個標目之};其餘六十六種出於普通之 正續二篇,然其中有同名異書;又普通之本有缺卷或拔萃者,今於此載全書;又 或有逸失序文者,猶應審考。

右本卷首有「昭陽作噩歲柔兆執徐月古鄮山人左圭禹錫」之敘文三張,其次 有該本標目,又標目之尾隔貳行,以白文刻「後集見刊」四字。

春行按,「昭陽作噩歲」云癸酉之歲,「柔兆執徐月」為丙辰之月,又左圭 禹錫敘文行書專有宋人氣韻。又據「後集見刊」,知有後集之刻板明也。然於今 不傳,是為遺恨。

《類書考》云,《百川學海》 新百郎,蓋原本也。(羅山文 集) 謂之 (百川學海) 舊本。

右百部之《學海》目錄也,然今存九十九部,姑俟後考耳。此本蓋全書也。

新刻三篇【編】,《百川學海》大略書也。目錄在二酉洞,而粗有多寡異同 歟。又有一本書同,而序次異也,為二十卷,各卷收三五種,十四行,二十 八字。序曰嘉靖十五年,莆易壺雲道人序,書林鄭氏謹依古本繡梓刊行 云云18。

春行按,右《類書考》所載標目九十九種之外,加子俞子《螢雪叢說》而為百種。蓋與此件舊本相同。然分十干而據序次大異,疑後世為便覽而類聚之歟。若非如此,不成一種異本。又嘉靖刊本有二十冊者,醉墨子所謂載《考槃餘事》等書,應為異本。

醉墨子之說,《百川學海》,明之舊刻,有二百種者為真本也,又或有三十冊者為真本。近年舶來《正續廣》八套八十冊者,為自《說郛》選出之贋本。又一本明版《考槃餘事》等書載之,有二十冊者,為異本云云。

春行按,普通之正編若與前述舊本不合,則非真本,勿論也。又《續廣》二編全為後人編輯,因亦載元明之間著書,應知彼國舊本亦不傳。又前述舊本之後 集亦與前集同為百種,全書應為二百種。蓋醉墨子云所謂有二百種者為珍本也, 必為此事也。又或有卅冊者為真本也,正前述舊板百種之本云。然雖以舊本為明 刻,乃為杜撰,舊本實為南宋時刻板也。其證據可屢屢見於避宋天子諱之闕筆, 其如左等也。

 E
 本組章

 E
 E

 D
 A

 A
 A

 A
 A

 A
 A

 A
 A

 A
 A

 A
 A

 A
 B

 A
 B

 A
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B
 B

 B

即便悉為穿鑿,尚應有之。凡宋板書籍,予及見者,此例也。

余同僚之說,以前述舊本為元板,或為明初之板云。然若為元明之間新刻者,如何忌憚宋天子之名字耶。又該舊本中載有景定三年之跋,此年之後十五年,即德祐二年,南宋亡。据此考之,左圭禹锡叙所谓「昭阳作噩岁柔兆执徐月」,则应为南宋六代咸淳九年二月。考《皇和豳曆》,本朝文末十年癸酉二月丙辰也。當商 微,既近滅亡,但有此刻板,文萃之盛,於此可知也。

《臥雲日件錄》云:寶德元年(1449)九月十八日,天英西堂持《百川學海》兩冊+==來見,借此書,永享初來自大明者也。或曰,此書全部未來,蓋三分之一也。不知實爾乎。彥侍者所藏,予住鹿苑院時借一冊來,爾後每每借一兩冊看之云云。

又云,寬正五年(1464)七月十四日,陰涼,箴首座來問,就渡唐自公方將 乞書籍,可錄呈其名之命,不知日本未渡書從雖先來,最希有者何書,可錄呈 耶。予曰,當加思惟耳。後便記十五部,送《北堂書抄》一百七十三卷,虞世南 撰;《兔園集》十卷,同世南撰;《史韻》四十九卷,錢諷正初撰;《歌詩押

¹⁸ 向榮堂主人輯《唐本類書考》卷下,山田三郎兵衛,寬延四年(1571)刊,葉 11b-16b。

韻》,楊咨編;《遯齋閒覽》,陳正敏撰;《老學庵筆記》十卷,陸游撰;《范石湖集》,《文獻通考》所載,此外《楊誠齋文集》《張舜民書漫集》《揮麈錄》 《賓退錄》《百川學海》《三寶感應錄》《教乘法數類說》,此外八部,予曾見一本,不聞有別本,以為希矣云云。

春行按,《臥雲日件錄》為相國寺周鳳瑞溪禪師日記,有印本流布之《善鄰國寶記》亦為此禪師之作也。上云永享之初,當為明宣德年間,此時自明而來之本,為何時之刻板,不可考也。又次云寬正五年,當為明天順八年,此時足利將軍義政公向明遣書翰,前文所云乞十五部書者,亦見於《善鄰國寶記》,然其後明成化十一年 開生年 八月,同義政公有求十二部書之事,書籍焚於兵火,可見於書翰,同載於《善鄰國寶記》。書目如左等也。

《佛祖統記》	《三寶感應記》	《教乘法數》	《法苑珠林》
《賓退錄》	《兔園集》	《遯齋閒覽》	《類說》
《百川學海》	《北堂書鈔》	《石湖集》	《老學庵筆記》
1-11-44-11-4	//	× >	

據此等可知,《百川學海》在當時為希有之珍書。

附考(記鐵山禪師花押)

右之《百川學海》有妙心寺塔頭大龍院鐵山禪師手澤云。按,每卷記「名越花谷慈恩寺公用」十字,此分明為寺之什物。然何時自西土渡來,入藏彼寺,今雖不可考,疑應為宋元之間,歸化本朝之高僧攜來物也。又彼慈恩寺為相州鐮倉廢寺,其事出《新編鐮倉志》,大略如左。

名越或作那古谷,古谷大町十字路口向山行之,至南方材木座村,其東方皆云名越。又花谷在佐竹屋鋪之東方,此谷昔有寺云慈恩寺,足利直冬之菩提寺也。直冬號慈恩寺玉溪道昭,嘉慶元年七月二日卒。開山為桂堂聞公也。京五山名僧題詩,稱美此所之風景。雕其詩於板,今在圓覺寺傳宗菴云云。

享和四年(1804)甲子正月 平安書肆竹苞樓源春行識

余按,《臥雲日件錄》凡 74 冊,記 1446 年至 1473 年事,惜原本已佚,今僅存《臥雲日件錄拔尤》二卷一冊,為 1562 年惟高妙安抄出,記錄文安三年(1446)四月至十二月事。而春行所引寶德元年(1449)、寬正五年(1464)的兩則資料,為節錄本所無,價值尤高。

《宋板鑒定雜記》二集卷首署名同一集卷首,其下云:

此前余嘗著一小冊,辨宋本之鑒定,最有微意。一日,呈之文雅主顧君子之前,以乞非難。時被授予《五雜組》所載有關宋本鑒識之數條內容,而此頃一覽

妙心寺大龍院藏書之中《東都事略》《畫一元龜》《事文類聚》等闕本,偶與彼指南相符合,甚喜。故將《五雜組》所舉之證據著於左,余加一二今案。且辨宋板、元板之差異,原不憚他人之譏,聊為備忘云。《五雜組》曰,書所以貴宋板者,不惟點畫無訛,亦且箋刻精好,若法帖然。凡宋刻有肥瘦二種,肥者學顏,瘦者學歐,行款疏密,任意不一。而字勢皆生動,箋古色而極薄,不蛀。元刻字稍帶行而箋時用竹,視宋紙稍墨矣。

今案, 近來一覽宋本《太平寰宇記》《景文宋公集》《百川學海》《東 都事略》等諸本,皆有顏真卿書風。又如《前漢書》《畫一元龜》,學歐陽 詢之書法。此餘再審《遊宦紀聞》《誠齋集》《後漢書》《杜工部草堂詩 箋》等書,所得盡錄於此。其中如《景文宋公集》剞劂不精,又如《百川學 海》,書體全不一樣,目因拙工,大減筆意。又如《東都事略》,專用異體 字, 並帶行書。又如《畫一元龜》, 書體有不同, 近於歐法; 乙部有明朝之 風, 且同《東都事略》, 間雜有用異體字之處。凡此類, 似多見於元板書 中。又如《五雜組》所謂肥者學顏,瘦者學歐之說,既有異同,頗難強定。 又如《東萊集》《東坡集》,有帶隸書體之處。又料紙之事,如《太平寰宇 記》《景文宋公集》《東萊集》《東坡集》等,用極潔白之紙,且似施彩色 之物也。其中《景文宋公集》紙為下品。又《前漢書》似用普通唐紙,用精 密之紙。又如《東都事略》《畫一元龜》,似《前漢書》之紙性,用稍薄之 物。又如《百川學海》,用竹紙之類,至為廉惡之物也,疑或為元時以宋板 所刷之物也,今審而不考也。其事錄於《前漢書》《百川學海》等私考。又 《五雜組》所謂「箋古色而極薄」,如《太平寰宇記》,頗似吾邦杉原紙,且 所用不薄, 與「箋刻精好, 若法帖然」之說相合也。

又曰, 宋時刻本以杭州為上, 蜀本次之, 福建最下云云。

今按,杭州為浙江之地,宋高宗避金亂之所也。蜀為四川之地,福建為 閩地也。慶元時刻《前漢書》於建安,今云建寧府,則福建之內也。若據 《五雜組》,則《前漢書》為宋本中之最下品也。然今箋刻頗近佳品。其餘一 覽之宋本諸書,余未考為何地之刻本也。

又曰,內府祕閣所藏書甚寥寥。然宋人諸集十之九皆宋板也。書皆例摺,四 周外向,故雖遭蟲鼠嚙而中未損云云。

今按,若據此說,則宋人諸集多粘葉本,傳至明代,明也。然《太平寰宇記》《景文公集》二種,以粘葉之狀傳於吾邦,最可奇珎。且宋本之中,以粘葉為上品,《好古小錄》所載之說也,此處從略。

又曰,宋時避君上之諱最嚴,宋板諸集中凡嫌名皆闕不書,如英宗名曙,而署、樹皆云嫌名,不知樹音原不同曙也。欽宗名垣,而完亦云嫌名,不知完音原,不同垣也。仁宗名禎,而「貞觀」改作「正觀」,「魏徵」改作「魏證」,

不知「徵」「禎」不同音也。又可怪者,真宗名恆,而朱子於書中有恆,獨不 諱,不知其解,或以親盡而祧耶。至於胤義二名,其不諱官矣云云。

今按,若據此說,宋板避君上之諱,則如余此前之錄。且徵字省畫,此 以前既出諸書之中,而辨其有遺漏,故今著之如左。

徵

《前漢書》 卷三十13a, 卷三十六22a, 卷四十六4b, 卷四十九2a

《百川學海》書斷 卷四 4a, 海岳名言 la, 東坡志林 4a, 前定錄 lb, 前定錄 7a

《後漢書》刊語三 6b

又因云宋板諸書之中,間有讓、玄、絃、弦、弦、弦、炫、敬等字省畫,未考所據為何。

余按,此條上粘浮簽,曰「追考」:

春行按,《釋氏稽古略》曰,宋太祖諱玄朗,初名光胤,曰匡胤云云。又《歷史綱鑒》曰,帝諱匡胤,姓趙氏,涿郡人;四世祖朓,唐幽都令,生挺,唐御史中丞;挺生敬,涿州刺史;敬生弘殷,周檢校司徒,岳州防禦使;弘殷娶杜氏,生匡胤於洛陽夾馬營云云。又曰,建隆元年,宋立太廟,追帝其祖考云云。據此等考之,則玄、敬等字自應省書。

妙心寺大龍院所藏《東都事略》《畫一元龜》二種,其中避宋天子諱者如 左。

1、東都事略 闕本 十二行各廿二字

自卷十四至廿三 自卷五十至六十 自卷百廿至卷百卅 已上三冊一覽

徵 卷廿三 卷百三十卷目六之尾有:

己申上司不許覆板眉山程舍人宅刊行

完 卷一百卅 2b

慎 卷一百廿五 la

今按,前述之本應為南宋二代孝宗時刻板,其證如左,有不忌憚三代光 宗、四代寧宗等諱字處。 惇 卷五十八 8b

擴 卷一百廿五 3b 有三字

又按,此本中用異體字者至多,左著頗帶行書,蓋元時刻板專有此類。 又我邦古書亦多用此字體。

季辛……【余按,共記異體字五十餘字,從略】粗記所見,其餘猶應有。

余按, 此頁有浮簽:

每卷封面附有顏氏之朱印

類氏家訓曰借人典 類就為補治此亦士 大夫百行之一也 大夫百行之一也

2、畫一元龜 闕本十八冊 有金澤文庫印記

又卷末有「國學進士 余仁仲校正」。

今見在處之品目,余於此著錄一覽者。又,乙丙丁三部標題各異,如左。 類編祕府圖書畫一元龜 乙部 二冊 ^{+五行}, _{+ 五字}

卷十六 操履門 九張

卷十七 同上 十一張

卷十八 同上 十張

卷十九 剛柔門 十一張

卷二十 剛斷門 八張

卷七十六 卷七十七

卷七十八 卷七十九

卷八十

太學新編畫一元龜丙部八冊 十三行,廿五字

卷三 列國門 十一張 卷四 同上 十一張

卷五 同上 八張 卷六 兩漢門 十一張

卷十一 古聖賢門 十二張 卷十二 同上 十張

卷十三 同上 十二張 卷十四 同上 十一張

卷十五 同上 九張

卷十六 漢臣門 十三張 卷十七 同上 十二張

	卷十八	三國臣門	十三張	卷十九	唐臣門	六張
	卷廿	天文門	十四張			
	卷卅一	人君門	九張	卷卅二	君德門	十張
	卷卅三	勢位門	十張	卷卅四	同上	十張
	卷卅五	人臣門	八張			
	卷卅六	百官門	八張	卷卅七	同上	七張
	卷卅八	同上	十張	卷卅九	同上	
	卷四十	同上	九張			
	卷四六			卷四七		
	卷四八			卷四九		
	卷五十					
	卷六一	功勳門	七張	卷六二	人品門	十張
	卷六三	人民門	七張	卷六四	形體門	六張
	卷六五	言行門	六張			
	卷八一	詩門	七張	卷八二	同上	七張
	卷八三	周禮門	六張	卷八四	子史門	六張
	卷八五	同上	八張			
類	[編群書畫	壹 一元龜丁	部八冊十三	三行,廿丑	三字	
	卷七 『	月名不知	九張	卷八	地理門	十一張
			九張 八張	卷八 卷十	地理門 同上	十一張 六張
		让				
	卷九 同卷廿一	可上 樂門	八張	卷十	同上	六張
	卷九 同卷廿一	可上 樂門	八張 九張	卷十 卷廿二	同上	六張 九張
	卷 力 卷 廿 一 卷 廿 三 卷 廿 五	制上 樂門 同上	八張 九張 八張	卷十 卷廿二	同上	六張 九張
	卷 力 卷 廿 一 卷 廿 三 卷 廿 五	同上 樂門 同上 祭祀門	八張 九張 八張	卷十 卷廿二 卷廿四	同上 同上 歌舞門	六張 九張 七張
	卷九 同卷廿一 卷廿三 五 卷廿六	所上 樂門 同上 祭祀門 同上	八張 九張 八張 十張	卷十 卷廿二 卷廿四	同上 同上 歌舞門	六張 九張 七張 九張
	卷九一卷廿二五卷廿六六人	第 等 同上 祭祀門 同上 同上	八張 九張 八張 十張 七張	卷十 卷廿二 卷廿四	同上 同上 歌舞門	六張 九張 七張 九張
	卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷	第上 集門 同上 祭祀門 同上 同上 金玉門	八九八九八十 七七七七七七	卷十 卷廿二 卷廿四 卷廿七 卷廿九	同上 同上 歌舞門 同上 祭器門	六張 九張 七張 九張 八張
	卷卷卷卷卷卷卷卷卷	第 第 門 日上 祭祀門 同上 同上 一 金玉門 同上	八九八十七七七七七七七七七七七	卷十 卷廿四 卷廿七 九 卷三二	同上 同上 歌舞門 同 条器門 壇 堰 間	六張 九張 九張 九張 七張
	卷卷卷卷卷卷卷卷卷	第上 集門 同上 祭祀門 同上 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	八九八十七七七七七七七七七七七	卷十 卷廿四 卷廿七 九 卷三二	同上 同歌 同祭 壇間上	六張 九張 九張 九張 七張
	卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷	第上 第門 同 祭 同 同 金 同 衣 冠 易門 日 金 同 衣 冠 易門	八九八十七七七八八九八十七七七八八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷	同上 同歌 同祭 壇間上	六 九 七 九 八 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七
	卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷	1上 樂同祭同同金同衣冠易同 紀上 上 玉上 服 見門上	八九八十 七七七八 七張張張張張張張張張張張張張張張張張張	卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷	同日 歌 明 日 日 日 日 日 日 日 年 明 日 日 年 明 日 日 日 日 日 日	六九七 九八 七七 七 七 七
	· 卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷	1上 第門 第日 第日 第日 第日 第日 第日 第日 第日 第日 第日	八九八十 七七七八 七九張張張張張 張張張張 張張張 張張張 張張	卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷 卷	同日 歌 明 日 日 日 日 日 日 日 年 明 日 日 年 明 日 日 日 日 日 日	六九七 九八 七七 七 七 七
	卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷	上 樂 同 祭 同 同 金 同 衣 冠 易 同 周 百 と 門 上 門 上 王 上 服 冕 門 上 禮 官 門 門 門 門	八九八十 七七七八 七九七張張張張張 張張張張 張張張張 張張張張	卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷	同日歌 同祭 壇同 詩同	六九七 九八 七七 七九 七
	卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷	上 樂 同 祭 同 同 金 同 衣 冠 易 同 周 百 と 門 上 門 上 王 上 服 冕 門 上 禮 官 門 門 門 門	八九八十 七七七八 七九七七張張張張張 張張張張 張張張張 張張張張	卷卷卷 卷卷	同同歌 同祭 壇同 詩同 治界 上上舞門 上器 壇上 門上 野門	六九七 九八 七七 七九 七

 卷五六
 農門
 九張
 卷五七
 權衡門
 七張

 卷五八
 器用門
 六張
 卷五九
 飲食門
 六張

卷六十 同上 六張

 卷六一 燕饗門 六張
 卷六二 卜筮門 八張

 卷六三 祥瑞門 七張
 卷六四 鳥獸門 六張

 卷六五 草木門 六張
 卷六九 拾遺門 九張

已上三部, 存八十九卷

右本省畫之字如左。

弘 丙部卷八五 2b

殷 丁部卷廿二 7b

敦 丙部卷卅三 6b 二字 同部卷八十一 6b 三字

又「貞觀」作「正觀」,「魏徵」作「魏證」,如左。

正觀 乙部卷十六 5b, 丙部卷十四 2b, 同部卷卅一 5a, 同部卷卅九 6b, 同部卷六十一 6a, 丁部卷廿一 7b, 同部卷六十 6a。

魏證 乙部卷十六 8a,丙部卷廿一 7b,同部卷卅九 7a,同部卷六十四 2a,丁部卷廿一 8b,同部卷六十 6a。

右本中用異體字者著於左。【余按,下記異體字十七字,從略】

同大龍院所藏之中,一覽《事文類聚》闕本+=元, +四字。今案,此書前後續別四集,南宋淳祐六年建安祝穆和父編輯,有自序。此本正應是元時重刻宋本,刻板書風專學歐法,有氣韻,且如宋天子諱字皆省畫。然紙張全用竹紙,與上六種皆有元時「雲莊書堂製本」題銘,此其證明也。又新外二集作者南江富大用、時可,雖未考為何時人,然此二集列舉歷代官制沿革迄元時,必為元代人。而二集中亦有宋人文章,凡遇君上,皆闕字,又或宋天子名字循例闕筆,並貞觀、魏徵等亦作正觀、魏證。據此,疑此二集亦為宋時編集,其後增補元時之官制。又此際於他處見六種十四行廿八字之本,此亦原本為宋本,元時重刻。但此本多見迄元時改正之處,其證為前集目錄十九卷中「本朝后妃紀序」改為「宋朝」云云,宋時「恆山」稱「常山」,本書則為「恆山」。至其餘宋天子嫌名不至省畫,自有其差異,應予分別。但「恆」「桓」(闕末筆)之字與正觀、魏證之類,全從原本而不改。以此可知必為宋板之重刻。則於左著彼宋元刻本有差別之例,以備鑒定之一助。

前集常山 總目地理部 3a; 一本作恆山, 同 2a

同 目六卷十三, 37、38 二張, 有四處; 一本作恆山, 同 27b、28a 貞(闕末筆) 卷五十二 4a; 一本作貞, 同 3b 同 卷五十九 3b;

植 卷五十一16, 遊岱; 一本作稹, 同14a

慎(闕末筆) 卷十四9a, 白水山云云; 一本作慎, 同7b

【余按,其下記錄兩本闕筆之異同凡二紙,記錄方式所指位置極精確,

下略】

又大龍院本中所用異體字稍記於左,凡元版書多至擬此類字體。

鸞戀……【余按,下記異體字三十三字,從略】

又一本新集中迄元時有改正宋本之誤者,又有失改之處,如左。

以貸固任職, 卷十一2a, 吏部尚書; 一本作以首, 2a

芷觀增一人,卷十八 42b,殿中侍御史;一本作芷营,35a

案,此二件中以一本為是。

宋上略, 剪朝以來云云卷二+ 1b, 翰

案,此文之續記元之官制,右「國朝」二字應為宋朝,依原本而刻,此亦可 察知為宋本之重刻。

文化元年甲子三月 娑々岐春行識

余按,此本亦為市橋長昭文化五年進獻幕府之本,今藏宮內廳書陵部,「漢籍集覽」述書志甚詳¹⁹。

追加

《善鄰國寶記》曰,後三條院延久四年三月釋成尋乘宋商孫忠船,著蘇州界,神宗熙寧五年也。六年,天下大旱,神宗聞尋有密學,敕於瑤津亭,修祈雨密法。中略。霖雨三日,神宗幸壇所燒香,翌日皈傳法院,敕送茶果,達嚫若干。後十餘日,賜號善惠大師。此歲,有本朝舶便,尋奏取新譯經三百餘卷寄來。

案,太平興國中始置譯經院於太平興國寺,近梵學僧翻譯新經,宋敏求 《退朝錄》出也,全文別記,此處從略。

《新編鐮倉志》曰,鶴岡有輪藏一切經,實朝遣書至朝鮮求之云。按,《東鑒》有建曆元年十月十九日,實朝將軍於永福寺供養一切經五千餘卷,此為宋本之轉,傳入此藏云云。此頃有人消息曰,江戶何某所藏之《法華經》八卷,為張即之所書,本為宋板也。此刻板迄元明之間尚存,有傳記,板木蟲損等亦原樣刷印也云。

¹⁹ 此本書志及全部書影可見宮內廳書陵部漢籍集覽:https://db2.sido.keio.ac.jp/kanseki/T_bi b_body.php?no=006907。

寬政元年八月,無佛齋藤先生《東遊雜記》中所見之部載宋板書如左²⁰: 宋板《穀梁傳》 全 金澤文庫之本,有印記

宋板《春秋左氏傳》 全

跋尾右《春秋左氏傳》之占者,圓光寺學校為就安老翁令補益者也 天正三年林鐘九日 三要翁(鼎形印摹寫)與文 持主就安覺俊亮遍(圓形印摹寫)與文本

宋紹興板《黃山谷集》 全

去年火後得第三卷,不知為宋板,今始知此云云。

甲子三月春行

余按,之後〈追考〉部分有浮簽,摹寫《致堂先生讀史管見》卷一首三行及刊記。這種記錄版本的方式在江戶中後期書志學者中很常見,最具代表性的是近藤正齋《足利本金澤本摹刻題跋》²¹。

結語

以上整理了《宋本鑒定雜記》所記各本信息及春行所加按語,可知各本絕大多數乃從京都五山禪寺流出(見表 1)。春行認為可能是大陸歸化的禪僧帶來,又或是人宋禪僧攜歸。春行鑒定宋本之際,除記錄闕筆信息、參考中國典籍中的相關記述之外,還重視五山禪僧留下的記錄。如判定《百川學海》版本年代之際,引用周鳳瑞谿禪師《臥雲日件錄》中的兩則資料,均為今本《臥雲日件錄》(原本凡 74 冊,今僅存二卷一冊)所無,價值尤高。

春行亦重視卷端印記,如注意到《百川學海》每卷有「名越花谷慈恩寺公用」花押,通過地方志《新編鐮倉志》的記述,判定其為鐮倉地區的廢寺,由此推斷該本刊行年代的下限。

由春行記錄可知,不少日藏宋本經歷了這樣的遞藏軌跡:進入五山禪寺→中世向 近世過渡時期,寺院勢力衰微,藏書流出→進入大名等新興勢力之手→入藏幕府御文 庫(即紅葉山文庫)→明治維新後入藏近代公藏機構(圖書館)。這些軌跡中也不乏 「流入民間、進入書肆」的逸出經歷,但由於書肆主人直接留下的資料很少,歷來鮮 見考察。而《宋本鑒定雜記》所載之本源頭清晰(五山禪寺散出),其去向亦有明確 可考者(如《東坡集》《前漢書》《畫一元龜》),補充了日藏宋本流傳過程中的關 鍵環節,對考察日藏宋本在民間的流傳情況有重要意義。

²⁰ 慶應義塾圖書館藏有藤貞幹《寬政元年東遊日錄》鈔本,所記宋板條目內容與春行所記皆相 台無誤。一戶涉《藤貞幹〈寛政元年東遊日録〉について:附・慶應義塾図書館蔵本翻印》,慶 應義塾大学附属研究所斯道文庫《斯道文庫論集》第51號,2016年,第174、178頁。

²¹ 西尾市岩瀨文庫與神奈川縣立金澤文庫均藏有《足利本金澤本摹刻題跋》。

春行鑒定宋本、記錄書志的方式應受到考證學家、書志學家狩谷棭齋等人的影響;當時的考證學家亦多從春行處過眼宋本,可以想像他們交流書籍知識的情形。春行詳記避諱字在卷中位置之法堪稱精確,與近代日本書志學記錄版本信息的方法高度一致,由此可窺日本書志學作為一門學問從近世發展至近代的軌跡之一端。

表1:《宋本鑒定雜記》所錄諸本信息

一集	題名	備註				
	東萊先生詩集	妙心寺大龍院鐵山禪師手澤本				
	東坡集	妙心寺大龍院鐵山禪師手澤本, 1808 年由市橋長昭獻				
		上幕府,今藏國立公文書館				
	前漢書	妙心寺大龍院鐵山禪師手澤本。狩谷棭齋舊藏,今藏				
		松本市圖書館,1980年被定為日本國寶				
	遊官紀聞	妙心寺大龍院鐵山禪師手澤本				
	誠齋先生江湖集	同上				
	後漢書	同上				
	杜工部草堂詩箋	同上				
	景文宋公集	相國寺巢松軒舊藏,有金澤文庫印記,蝴蝶裝				
	太平寰宇記	相國寺巢松軒舊藏,蝴蝶裝				
	百川學海	妙心寺大龍院鐵山禪師手澤本				
二集	東都事略	妙心寺大龍院舊藏				
	畫一元龜	妙心寺大龍院舊藏,1808 年由市橋長昭獻上幕府,今				
		藏宮內廳書陵部				

【附記】インタビューを快諾してくださった佐々木英雄氏に深謝申し上げます。また、『宋本鑒定雑記』の複写をご許可下さいました西尾市岩瀬文庫に御礼申し上げます。

アジアにおける権威主義の強化と民主主義の後退 ——タイ、ミャンマー、カンボジアの政治変動と 市民社会の狭小化について——

Strengthening Authoritarianism and Retreating Democracy in Asia:

A Study of Political Change and the Narrowing of Civil Society in Thailand, Myanmar, and Cambodia

秦 辰也 (Tatsuya Hata)*

ABSTRACT: In the field of comparative politics, there has been much debate in recent years about the strengthening of authoritarianism and retreating of democracy. This article aims to examine the situation in Thailand, Myanmar, and Cambodia to demonstrate how political change and the narrowing of civil society are progressing in light of that trend in Asia. Various democratization indicators are currently in use, but here, in addition to the V-Dem indicators, it examines the empirical cases of the three countries, delving deeply into the history of great power influence, political struggles, and civil society formation and collapse while capturing endogenous factors. It argues that these countries have experienced a period of democratization and expansion of civil society space within 30 years, but authoritarianism through power politics has progressed, and the use of legal means and repression of citizens has intensified. Young people and citizens have shown strong interest in the issues, and there have been progressive resistance movements, but it remains to be seen whether civil society will expand through "free and fair" elections in the future.

KEYWORDS: authoritarianism, democratization, narrowing civil society

はじめに

第二次大戦後にはじまった東西の冷戦構造は1980年代後半からソ連や東欧諸国の 社会主義政権の崩壊で終焉を迎え、急速に進む経済のグローバル化に伴って民主化 の波が各地で広がった。今日、一党独裁の権威主義体制を誇る中国でさえも1989年

* Professor of International Cooperation and Development, Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail: khunhata@intl.kindai.ac.jp

Hata, T. (2022). Strengthening Authoritarianism and Retreating Democracy in Asia: A Study of Political Change and the Narrowing of Civil Society in Thailand, Myanmar, and Cambodia. *Journal of International Studies*, 7, 77-112.

には学生を中心に民主化運動が広まり、天安門事件が生起した。ところが 21 世紀に入ってまもなく、中東・北アフリカ地域では 2011 年初頭から「アラブの春」が広がったが、その後は世界各国で権威主義体制が拡大し、民主主義の「後退」、「危機」、「浸食」、「脆弱化」などの議論が目立っている」。2021 年に発表されたフリーダムハウスの報告書によれば、ここ 15 年間連続で世界の自由度(global freedom)は低下の一途をたどっており、世界 195 ヵ国中自由度が改善されたのが 28 ヵ国なのに対し、悪化したのは 73 ヵ国と大きく上回っており、2006 年に後者の数字が前者を超えてマイナスに転じて以来、過去最も深刻な数値になっている²。また同報告書では、この長期的な民主主義衰退のインパクトは地球規模に及んでおり、世界人口の 75%近くが悪化するこれらの国々で生活しているとして警鐘を鳴らしている。

もちろん、民主主義の後退を指摘する上で、フリーダムハウスやスウェーデンの V-Dem (Varieties of Democracy) Institute、エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU) などの研究機関が示すデータをそのまま鵜呑みにするのではなく、併せて実証事例の分析もしっかりと行うなど細心の注意を払う必要があろう³。したがって、本論では冷戦下以降の国際情勢の変化について、アメリカの動向とともにアジア諸国で極めて強い影響力を持つ中国を念頭に、日本とも関係が深いタイ、ミャンマー⁴、カンボジアの民主化を巡る政治変動と市民社会の動きについて議論する。そして、比較政治の観点から、実証主義的研究と既存の民主主義指標との両面に着目しつつ各国の内生的な要因を探り、どのような形で権威主義体制が強化されて民主主義が後退し、市民社会が狭小化しているのかについて明確にすることを目的としたい。また、権威主義による抑圧の拡大を、市民社会組織 (CSO) や若者たちがどのように受け止め、どのような手段や行動を取っているのかについても検証し、今後のアジアにおける民主主義を市民レベルでどのように構築していこうとしているのか探りたい。

本論では、第1節において定義づけをした上でここ 10年ほど活発に議論されている権威主義の強化と民主主義の後退に関する先行研究を用いて実態を整理し、それぞれの特徴と変化について議論する。第2節では、なぜアジアで権威主義が強化されていくのかについて、近年の米中関係を概括し、シンガポールの ISEAS が 2019年から 2021年に発表した ASEAN での意識調査の結果を活用して今日の東南アジアの受け止め方を理解する。第3節からは、具体的にタイ、ミャンマー、カンボジ

¹ 杉浦 (2020) pp. 179-183, フランツ(2021) pp. 14-16

² Freedom House (2021)

³ 湊(2020)pp. 42-45

^{4 「}ミャンマー」と「ビルマ」の国名表記は時代や政治背景によって異なるが、本稿では一部を除き「ミャンマー」で表記した。

アにおける地政学的な背景と各国の大戦後の動きも踏まえつつ、特に 1990 年代以降の動向を通時的に論述し、市民社会スペースの形成過程や内生的な要因による変化について分析を試みる。さらに、第 4 節では V-Dem のデータを抜粋して市民社会スペースの変転を明示し、なぜ市民社会の狭小化が連動して進行しているのか、また若者や市民がどのように対応し行動しているのかについて実証事例を用いて言及する。最後に、これら 3 ヵ国の政治社会情勢を踏まえて、今後の展望を探っていく。

1. 権威主義と民主主義の定義と第二次大戦後の体制維持の変化

グローバル化が進み社会が多様化する中で、権威主義と民主主義をどのように定義するかについては研究者によって様々な議論がある。政治学研究者の間で最も基本的な民主主義の概念の一つは、経済学者としても有名なヨーゼフ・シュンペーターの古典的な著書「資本主義・社会主義・民主主義」(大野一訳、2016)の中で、18世紀の民主主義に基づき述べている次の一説である。「民主主義とは、政治的な決断を下すための制度上の取り決めであり、市民が自ら決定を下すことで公共の利益を実現する。個人を選出し、選ばれた個人が集まって市民の意志を実行に移す」5。もう一つの定説は、ロバートA.ダールが行動論を用いて著した「ポリアーキー」(Dahl 1971、[高畠・前田訳 1981])であり、民主主義が生まれる必要条件として、政治的に平等とされている全市民に対して、①要求を形成する機会、②個人的あるいは集団的行動を通じて、要求を表現する機会、③政府の対応において、要求を平等に取り扱わせる機会、が必要条件であるとし、それぞれに組織を形成し参加する自由、表現の自由、投票の権利、政治指導者が民衆の支持を求めて競争する権利、多様な情報源の保障の成立が挙げられている6。つまり、それ以外の非民主主義体制が権威主義体制ということであり、いわば2分法による説明である。

これらの議論も踏まえてサミュエル・P・ハンチントン (1995) は、「ポルトガルの独裁の終焉に続く 15 年間に、ヨーロッパ、アジアそしてラテンアメリカにおけるおおよそ 30 の国において、民主主義体制が権威主義体制に取って変わった」では、1974 年から 1990 年までの民主主義への体制移行を「民主化の第三の波」と提

⁵ シュンペーター (2016) II, p. 43

[・]訳者の高畠は、「ポリアーキー(polyarchy)」の説明として、モナーキー(mon(o)archyー人支配、君主制)、オリガーキー(olig(o)archy―少数の支配、寡頭制)に対する(多数の支配)の意味であるとし、Modern Political Analysis で(民衆による支配[popular-government])と同義であるとしている。山本圭(2021, p. 83)によれば、「ダール政治学は、ポリアーキーにおける多元主義(プルーラリズム)を強調する」とし、いわゆる権威主義ではなく「多元的民主主義論」であるとしている。

⁷ ハンチントン (1995) p. 21

えた。そして、「民主化の第一波」(1838~1929年)で封建貴族制が根強く残る絶対 君主制が、また「民主化の第二波」(1943~62年)ではファシスト国家、植民地、 個人主義的軍事独裁といった権威主義体制が民主主義体制へと移行し、第三の波で は主に一党制、軍事体制、個人独裁が民主化へと向かったとしている。

しかし、その波も 2011 年の「アラブの春」を最後に、権威主義体制の存続をかけた統治戦略の変化が台頭しはじめ、顕著に表れることになる。例えば、コリン・クラウチ(2007)の「ポスト・デモクラシー」で議論されているように、民主主義の諸制度が形骸化し、本来担い手であるはずの市民の力が徹底的に無力化される方向に向かい、商業的な既得権益者の利益が優先されて少数者による統治が横行する。またフランツ(2021)は、人権侵害や抑圧行為は含まれていない最小限の定義として「権威主義と民主主義を分ける際立った要因は、政府が自由で公正な選挙で選ばれるか否かである」8と主張する。そして、第二次大戦後から 1999 年代まではクーデターが民主主義に対する主要な脅威であったが、2000 年代になるとポピュリズムが台頭して権威主義化の足場となり、政党の後押しで形式的に選挙で選ばれた強権政治家たちが使うポピュリストのレトリックで、独裁政治へと進む傾向が強くなっていった9という。権威主義体制のタイプ(型)は、個人型、軍事型、支配政党型、君主型に分類されるが、1946 年から 2010 年までの統計をもとに状況分析すれば、世界的には冷戦後の個人独裁増加の兆候がある10といえる。

こうした近年の潮流に、山本圭(2021)は「市民社会にも『デモクラシー疲れ』ともいうべき現象が観察される。権力への批判的な態度よりも冷笑的な態度が主流になり、2016年には『ポストトゥールース』が世界の今年の言葉に選ばれた。マスメディアが演出する目まぐるしいスペクタクルのおかげで、私たちはすっかり権力の嘘や虚偽にならされてしまったようにも思う」¹¹と懸念している。つまり、市民社会の弱体化の裏返しに求められるのが、強い指導者の存在であり、フランツなどがいう非民主主義的な強権政治家が跋扈する状況を生み出している可能性も示唆されるのである。

近年のアジア諸国の権威主義体制について俯瞰するために、第二次大戦後に見られる世界の権威主義体制の特徴についても若干補足しておこう。先進諸国ほど民主主義体制が整っており、一部の例外を除き、一般的には開発途上国において権威主義体制の国が多く、これらの国々は地域的に偏る傾向があるという指摘である。フランツ (2021) は、独立後まもなくして民主主義国になったインドや、豊かなシン

⁸ フランツ (2021) p. 19

⁹ Kendall-Taylor and Frantz (2016)

¹⁰ フランツ (2021) pp. 105-108

¹¹ 山本圭 (2021) p. 230

ガポール、中東のサウジアラビア、クウェート、オマーン、カタールなどは権威主義体制にあるものの、その多くが貧困国に、また民主主義体制は富裕国に偏っている¹²とする。また、重要なこととしてそれぞれの体制の国には同様の体制の隣国が存在する可能性が高く、体制の移行が地政学的にも隣国からの影響を受ける傾向にある点にも言及している¹³。果たしてアジア諸国はどうなのだろうか。

2. 大国の影響で東南アジアの権威主義は強化されるのか

2.1 米中間の対立にみる国際的要因

論点をアジアに移し、近年なぜ権威主義が強靭化しているのかについて、一党支配が続く習近平体制下の中国の台頭と周辺国への政治的影響を中心に議論を進めたい。まず指摘したいのが、リプセット説¹⁴や民主化への移行論(transitology)¹⁵という観点から、アメリカの中国への関与政策が崩れ、中国脅威論の再熱化¹⁶と相まってトランプ政権以降は急速に中国とアメリカとの覇権争いが世界の注目の的となり、国際政治の中心課題になった点である。バイデン大統領は、2021年3月の就任後の初会見で「民主主義と専制主義の闘いだ」と強調したことは記憶に新しいが、アメリカが長年中国に「関与」し、経済発展と共に人権を重視する「政治改革」への期待が裏切られ、対立軸が言語化された。

東西冷戦下を振り返れば、キッシンジャーの密行後 1972 年のニクソン訪中を経て 1979 年 1 月にカーターと副主席だった鄧小平間でようやく米中の国交が正常化したが、2010 年代まで 40 年近くの間、アメリカの主流の考えは「関与」と「支援」であった¹⁷。中国はその間、1989 年に起こった天安門事件を武力で弾圧することに成功し、民主化ではなく自由化を選択して急速に経済発展を遂げ、2013 年の全国人民代表大会で国家主席に選ばれた習近平は市場化と自由化の方針を経済統制と言論統制への強化へと重心を移していった¹⁸。また、国家安全法制の体系的な整備から、反スパイ法(2014 年)、国家安全法(2015 年)、反テロリズム法(2015 年)、サイバーセキュリティ法(2016 年)などに加えて、それまで1万近いとされた様々な分野で活動する海外 NGO に対する管理体制の強化や合法的権利利益の保障等について定

¹² フランツ (2021) pp. 49-53

¹³ Ibid.

¹⁴ S.M.リプセットは『政治のなかの人間』(1963) Political Man (1960)の中で、経済発展と民主主義の相関関係を立証しようと試み、経済発展が中間層を形成し、政治的な民主化をもたらすとした。

¹⁵ 武田(2001) pp. 243-251, Zinecker (2009) pp. 302-331

¹⁶ 滕 (2018) pp. 35-54

¹⁷ 佐橋 (2021) p. 28

¹⁸ 柯隆 (2021) p. 53

める「海外 NGO 国内活動管理法」も制定された¹⁹。そして、習国家主席は最長 2 期の任期制に縛られないように、2018 年 3 月、憲法を改正し、国家主席の任期制を撤廃させた²⁰。柯(2021)は、裁判所を行政機関から独立させ、裁判官の独立性も担保していく必要があるが、現在の中国では司法の独立性に関する議論はタブーになっていると指摘する。また、「共産党のトップは党の総書記であり、同時に軍のトップの軍事委員会主席も兼ねる。人事権と軍を掌握する党の総書記は、いうまでもなく一番の権力者である。」²¹このように権威主義体制の強化が増す中で、香港での一国二制度の問題や台湾をめぐる一連の南シナ海における安全保障問題はもちろん、新彊ウイグル自治区の人権問題も含めてアジア広域を巡っての米中覇権争いが激化しているようにみえる。

本論で後述するミャンマーでいえば、2016 年 10 月にオバマ政権下で約 20 年ぶりに経済制裁を全面解除したものの 2021 年 2 月 1 日には軍事クーデターが発生し、国軍が全権掌握をして民主的な手続きによって選ばれた NLD (国民民主連盟)政権が倒され、市民への弾圧が続いている。また、同年 8 月 15 日にはアフガニスタンの反政府武装勢力タリバーンが首都カブールに進攻し、それまでアメリカを中心とする国際社会が支援してきたガニ政権が崩壊し、欧米式の民主化は大きく後退した。だからといって短絡的に民間企業に委ねる欧米型資本主義ではなく国家資本主義に依拠した「中国モデル」22と同様のことが歴史文化的な背景や政治体制が異なるアジア周辺国においても複製が可能であるとはいえないが、国境を接する周辺諸国への中国の影響力が今後も増すことは確実であろう。

2.2 ASEAN 諸国の受け止め方

こうした国際情勢に翻弄されてきたのが、東南アジア地域である。ここからは、ISEAS が ASEAN10 ヵ国を対象に 2019 年が 1,008 人、2020 年が 1,038 人、2021 年が 1,032 人の専門家や研究者、政府関係者、ビジネス業界、市民社会や NGO、メディア、国際/地域機関関係者など主に知識層から 3 年連続オンラインでデータを収集した意識調査の結果を抜粋し、加盟国の現状と大まかな立ち位置について検証してみたい。

最新の 2021 年の調査では、ASEAN 諸国が抱える最大の懸念は「流動的な政治・

82

¹⁹ 岡村、佐藤 (2021) p. 119

²⁰ 柯隆 (2021) p. 54

²¹ Ibid. p. 89

²² 「中国モデル」の捉え方は研究者によって様々であるが、中国共産党が強い権限を持って推し進めた市場経済による開発独裁型のモデルといえる(中兼,2013)。規制緩和、財政赤字の削減、資本市場の自由化、国営企業の民営化などを柱とする新自由主義に基づく政策である「ワシントン・コンセンサス」に対し、「政治的民主主義」を行わない形で政府指導の市場経済化を進めた中国の発展形態を「北京コンセンサス」と呼ぶ(吉岡,2012)。

経済発展」との回答(71%)が寄せられた。2番目は、地政学的に ASEAN が米中 という大国の狭間で競争の場となり、代理的な立場に置かれるという懸念(69.1%) であった。そして 3 番目には、2020 年以降に拡大した COVID-19 のパンデミック を克服できない懸念(52.4%)が続くが、本項では主に政治・経済的な影響と共に 信頼度の受け止め方について参照する。

図 1~3 は、それぞれ東南アジアへの政治・戦略的影響力が最も大きい国・地域、 経済的影響力が最も大きな国・地域、アメリカの ASEAN への影響力の増減、に関す る質問への回答を 3 年間に亘って表したものである。まず政治・戦略的影響につい てであるが、圧倒的 に中国の影響力が大きいことが窺え、アメリカが3割程度で推 移している一方で、ASEAN 加盟国間の影響力は減少傾向にある。また、それ以上 に中国の経済的な影響力は膨大で、7割を超える回答が続く一方、アメリカは7%強 に留まっている。ちなみに日本はその他に含まれ4%前後で推移している。この他、 図 3 が示す通り、2019 年と 2020 年の ASEAN に対するアメリカの関与については トランプ政権下において減少するとみられていたが、2021年はバイデン政権の関与 が増加すると見込んだ回答が68.6%に急増した。

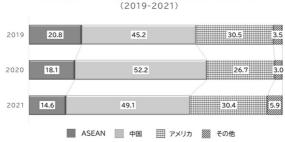


図1. 東南アジアへの政治・戦略的影響力が最も大きい国・地域

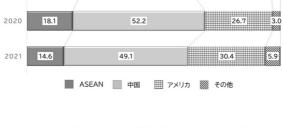




図3. アメリカのASEANへの関与は増加するか減少するか (2019-2020)

出所: いずれも ISEAS (2021) のデータに基づき筆者作成

表 1. ASEAN が連携を強要されたら中米どちらを選択するか?

1/7 2/7 :	中	国	アメリカ			
国・地域名/年	2020	2021	2020	2021		
ASEAN	<u>46. 4</u>	<u>38. 5</u>	<u>53. 6</u>	<u>61. 5</u>		
ブルネイ	69. 1	69. 7	30.9	30.3		
カンボジア	57. 7	46. 2	42. 3	53.8		
インドネシア	52.0	35. 7	48.0	64. 3		
ラオス	73. 9	80.0	26. 1	20.0		
マレーシア	60.7	47. 0	39. 3	53.0		
ミャンマー	61.5	51.9	38.5	48.1		
フィリピン	17. 5	13. 4	82. 5	86.6		
シンガポール	38. 7	34. 2	61. 3	65.8		
タイ	52. 1	43.5	47.9	56. 5		
ベトナム	14. 5	16. 9	85. 5	84. 9		

出所:ISEAS (2021)

これらの結果に加えて、回答者の国別思考に関する意識調査の結果についても簡潔に触れておきたい。表 1 は 2 択の質問で、ASEAN との連携を強要された場合に中国とアメリカのどちらを選択するのか、表 2 は ASEAN10 ヵ国を一括りにした周辺諸国に対する信頼の受け止め方の集計結果である。これらの回答結果によれば、トランプ政権下ではほぼ互角であった連携の度合いが 2021 年にはアメリカに傾いている状況が推察されるが、フィリピン、ベトナム、シンガポールが親米なのに対し、ラオスとブルネイが親中である傾向が読み取れる。また、表 2 からは、政治・経済

的な影響力が低い日本への信頼度は 6 割強と高く、一方で影響力を増す中国への信頼度が低い点も窺える。

ASEAN 諸国における中米両国を中心とする政治・経済的な影響に関する集計結果からいえることは、内政不干渉を建前とする中国の存在感が維持されていることが明白な一方で、各国の体制にどの程度の影響を及ぼし、どのような社会的変化がもたらされてきたのかは読み取れない。同時に大国からの影響が、直接自国が権威主義を強化する要因になっているともいい切れない。

次節以降は ASEAN の中でもベトナムやラオスのように社会主義体制はとっていないが、近年の権威主義の強化と民主主義の後退に伴う市民社会の狭小化が際立つタイ、ミャンマー、カンボジアの 3 ヵ国に焦点をあて、中米とのバランスや近隣の影響とともに内生的な要因を踏まえて見解を掘り下げていくこととしたい。

	信頼する			信頼しない			ノーコメント		
国·地域名/ 年	2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021
中国	19. 6	16. 1	16. 5	<u>51. 5</u>	<u>60. 4</u>	<u>63. 0</u>	28. 9	23. 5	20. 5
EU	41. 3	38. 7	51. 0	35. 2	36. 9	29. 6	23. 5	24. 4	19. 4
インド	21. 7	16. 0	19.8	45. 6	53. 5	50. 3	32. 7	30. 5	29. 9
日本	<u>65. 9</u>	<u>61. 2</u>	<u>67. 1</u>	17.0	21. 3	16. 5	17. 1	17. 5	16. 4
アメリカ	27. 3	30.3	48.3	50.6	49.7	31.3	22. 1	20.0	20.4

表 2. ASEAN10 ヵ国の周辺大国・地域への信頼の受け止め方(2019-2021)

出所: ISEAS (2019-2021) のデータに基づき筆者作成

3. タイ、ミャンマー、カンボジアにおける民主主義の後退と市民社会の狭小化

多様性を包含する東南アジアの中で、これら 3 ヵ国における民主化の後退を俯瞰するのに重要なのは、これまで隣国同士が社会・文化的にどのような影響を受け合いながら歴史を刻み、戦争や民族紛争を繰り返しながら今日の体制を築いてきたのか、その差異性を理解し、史実を解析することである。近代史を振り返れば、タイが西欧諸国の植民地化を免れ、1932年の立憲革命や第二次世界大戦を経て以降もラタナコーシン王朝下で独立を保持してきた一方で、ミャンマーは1886年に英国領インドに編入され、ビルマ連邦として独立したのが1948年であった。また、クメール王朝が栄えたカンボジアは18世紀末以来シャム(タイ)の勢力下にあり、その後1863

年と 1884 年の協約によってフランス領保護国となったが、ノロドム・シハヌーク国 王下の 1953 年にようやく独立した。

民主化という観点で現代政治史の3国関係の詳細を探ると、1980年代後半からソ連が崩壊する91年末までの冷戦下と、それ以降の中国台頭の30年による国際情勢の変化とに大別できる。さらにその30年は、民主化への高まりと揺り戻しが反復し、権威主義の抑圧による窮屈な市民社会の現状が浮かび上がる。紙面の都合上、国別の詳細については様々な研究がなされていることから、ここでは民主化の起点となりうる各国の1990年代までの大まかな振り返りと、それ以降2020年までの民主化と市民社会の動向を踏まえたい。

3.1 タイ市民社会の転換点と民主主義の崩壊

プーミポン・アドゥンヤデート国王(ラーマ9世)が終戦後の1946年から崩御する2016年まで国家元首であり国軍統帥として君臨したタイの70余年を回顧すると、1960年代以降徐々に「タイ式民主主義」²³が定着していったことが分かる。プレーム・ティンスラーノン²⁴政権下(1980-88)では「半分の民主主義」とも形容された。つまり、政党活動が認められて選挙が行われたものの、政党人ではなく、選挙にも出ていない陸軍司令官であったプレームを首相に推した政権で、『半分しか』民主化されていないものの1973年以前を基準にすれば『半分だけ』民主化を進めたのがプレームであった。つまり、軍主導による民主化の段階であった²⁵。

1970 年代に起こった学生革命期以降から 90 年代にかけて、タイでは内生的には農村開発や都市スラム問題に取り組むオンコーン・パタナー・エカチョン (NGO) が増加した時期である。一方、外生的には冷戦下にアメリカの支援で反共政策を取っていたことから、ベトナム、カンボジア、ラオスから大量の難民が国内に流入し、日本を含む多数の国際 NGO が進出した時代でもあった²⁶。また、1984 年には当時のビルマ国軍とカレン民族同盟 (KNU) 軍との戦闘が激化し、ミャンマー国境沿い

²³「タイ式」民主主義とも表記する。サリット軍政時代(1959-63)に構築された軍部や官僚による統治機能的な体制を指す場合もあるが、むしろプーミポン国王がその人柄と国民の絶大な信頼を背景に政治的混乱に陥った時に介入・仲裁し、国内政治・社会の深刻な事態において民意を反映した重要な安定化装置の役割を果たす政治(例えば1992年の5月事件時の国王の裁定など)のことを指している(秦,2017)。

 $^{^{24}}$ プレームは、首相退任後に枢密院議員に任命されるが、1998 年からは枢密院議長となり、2016 年 10 月 13 日にラーマ 9 世が崩御し、同年 12 月 1 日にワチラロンコーン皇太子がラーマ 10 世として宣誓するまでの 49 日間、暫定摂政として国王の職務を代行。2019 年 5 月 4 日の新国王の戴冠式にも議長として参列した後、同月 26 日に死去した。

²⁵ 重富 (2010) pp. 35-41

²⁶ 秦 (2014) pp. 130-135

に難民キャンプが増設された27。

その後、1991年に起こった国家平和秩序維持委員会(NPKC)による軍事クーデ ターによって再び国軍による権威主義体制へと傾くが、翌92年の5月事件の国王裁 定を受けて政治体制は大きく民主化へと向かい、第二次アナン・パンヤーラチュン 暫定政権以降はNGO の政治活動スペースが拡大するなど、「市民参加」の度合いが 増す起点となった28。そして、それを契機に制定された1997年憲法が、民主化を巡っ てタイの政治を大きく二分するタックシン・チナワット政権を生み出すことになっ た。だが、2006年にソンティ・ブンヤラカリン陸軍司令官らによる軍事クーデター が成功すると新憲法が制定され、民主主義崩壊へと突き進んでいく。2006年以降の 政治的混乱とは、王室支持で反タックシン派の民主主義人民連合(PAD、黄色シャ ツ派)とタックシン支持派でクーデターに反対する反独裁民主主義統一戦線(UDD, 赤シャツ派)の政治闘争であるが、前者がいわゆるエリート層や都市中間層を中心 とする社会階層に対し、後者は主に東北や北部の農村住民・都市貧困層を支持基盤 とする社会階層である²⁹。2013 年 10 月にインラック・チナワット政権下でタックシ ンの恩赦に関する法案が国会に提出されると、さらに王党派のステープ元副首相を リーダーとする人民民主改革委員会 (PDRC) が大規模デモや選挙妨害などを行い、 首都機能を麻痺させた。こうした一連の動きの中で、2014年にまたも反タックシン 派の支持を背景にプラユット・チャンオーチャー陸軍司令官らの国家平和秩序評議 会(NCPO)による軍事クーデターが敢行され、プーミポン国王の崩御、ワチラロ ンコーン新国王(ラーマ 10 世)の即位、2017年憲法の制定へと向かい、タイの市 民社会(プラチャーコム30)は狭小化していった。

この間の民主主義崩壊の要因について、重富(2018)は階層格差と階層意識、政治参加経験、選挙制度、社会活動の 4 つの角度から整理している。要約すると、① 所得や教育水準の格差などがもたらす経済的・社会的格差によるタックシン派への 階層的な偏見意識、②選挙監視ボランティアや憲法起草議会の議員候補、タンボン (行政区)レベルの自治体化などからみられる政治的関心の高まりと政治参加経験の違い、③97 年憲法によって選挙制度が改正され小選挙区制が導入さたことで政党政治が強化され、票に勝る農村住民・都市貧困層の政治的有力感が高まったこと、④ これらによって、PAD や PDRC、そして UDD がそれぞれの集合的アイデンティティのもとに組織的な社会運動を展開した結果、単なる社会階層の違いではなく民主主

 $^{^{27}}$ 1984年にターク県ターソンヤン郡に最初のカレン対象のメラー難民キャンプが開設され、その後 1990年にかけて、カレニーや モン (Mon) などの難民キャンプも国境に設営されていった。

²⁸ 秦 (2014) pp. 130-135

²⁹ 重富 (2018) pp. 47-49、玉田 (2011) pp. 143-159、秦 (2017) p. 13

³⁰ 重富 (2018) pp. 54-56

義をめぐって深い亀裂が形成された31と分析している。

結果的には、2014年に軍事クーデターが起こったことで、民主政治の根幹をなす選挙が2011年7月から2019年2月までNCPOにより封印され、2017年憲法下で民主的かつ公正な選挙とは程遠い制度下で実施された総選挙によってプラユット政権が誕生する。それ以降、今日までの権威主義体制の強化と民主主義の後退、そして市民社会の狭小化については、ミャンマー、カンボジアの情勢との比較において後述する。

3.2 ミャンマー国軍による選択的弾圧と市民社会形成の経緯

ミャンマーとタイとの現代政治史における根本的な違いは、英国植民統治を受けたか否かにある。「長年の植民地行政がもたらした『複合社会』構造がゆえに、第二次大戦中に国民が敵味方に二分され、独立後(正確には独立回復後)もすぐに内戦が勃発、東西冷戦の環境下、世界最多数の叛乱組織群が中央政府との間に半世紀にわたって武力抗争を続け、いまなお収束していない」32。独立の父アウンサン将軍は、ミャンマーの「最大多数の最大幸福」実現のためにはまず「真の民主主義」を築く必要があり、それは社会主義や共産主義より上に位置する概念だとした。しかし、経済面では資本主義以前の段階にあり、当面は主要生産手段を国有化する必要があるとして、「社会主義を原則とする独立ビルマ」を示唆した33。また、民族問題については国内少数民族が相応の権利を享受することで国民統合を図り、連邦制国家(aunion)の採用をめざした。独立前年の1947年2月にはシャン州パンロンでの会議34において少数民族の代表らと合意し協定に調印したが、その後暗殺されて少数民族の自治権は縮小した35。

ミャンマー国内は 1962 年の軍事クーデターによってネ・ウィン国軍司令官が全権を掌握して以降、1988 年まで軍政下で「ビルマ社会主義計画党」(BSPP) による一党独裁体制が続いたが、この時代はアメリカによって脆弱なインドシナと同様にタイとミャンマーへの反共のための秘密工作が展開された時代でもあった³⁶。つまり、冷戦初期のこの地域の第一義的責任は植民地化した英仏にあるとみたアメリカは、万一ミャンマーが中国共産党の手に落ちる場合に備え、新米英的なチン、カチン、

³¹ 重富 (2018) pp. 57-67

³² 熊田 (2001) p. 1

³³ 根本 (1997) pp. 174-179

³⁴ 根本 (1997) pp. 166-169 根本によれば、この会議に参加したのはシャン、カチン、チンの3 民族とその関連民族に限られ、カヤー、カレンからのオブザーバー以外にモン、アラカンなどからの出席がなかったことと、代表団の構成がほとんど伝統的支配者であった土侯(藩王)たちであり、英国の間接統治下の維持であったという2 つの問題を残したとしている。

³⁵ 熊田 (2001) pp. 5-7

³⁶ Ibid.

カレン、シャン等の各少数民族による抵抗活動を組織する秘密工作を想定し、英国自身も同様の方法を取ったのである³⁷。しかし、このアメリカの外交は、「公式政策」と「非公然工作」の矛盾であり、国務省と中央情報局(CIA)・国防省との齟齬を生む結果となり、この「二重基準」がよりミャンマー情勢を複雑化させる原因となっていった³⁸。

中共の勝利から「ドミノ理論」を防ぐための方法として、この間ミャンマーとタイは異なる政策を取った。冷戦初期にはタイがアメリカと同盟関係を築き³⁹、反共政策を展開して多額の経済的・軍事的援助を受けながら自国内でのタイ共産党の拡大を封じ込めようとしたのに対し、ミャンマーは非同盟独立国家として両大国とのバランスを取るために中立主義を選んだのである⁴⁰。しかしネ・ウィンは、中共が軍事援助するビルマ共産党やカチン等の少数民族組織との共闘工作に加え、西側が支援する反政府デモやゲリラ戦への対応、さらにはコーカン族の麻薬組織や中国国民党への対応なども加わり、米中への外訪も充分な成果に至らず、次第に独自路線を強化していく⁴¹。そして 1974 年憲法では、連邦制を変更して一院制議会とし、閉鎖的・排外的ともいえる軍事統制下での一党独裁体制を築いていった⁴²。

当然ながら、ネ・ウィン体制下ではミャンマーの CSO も厳しい監視下におかれ、反政府活動を行うものは投獄された。もともとミャンマーでは植民地下にあった 1906年には政治的活動が禁止されていたことから初の民族団体として仏教青年会 (YMBA)が結成された⁴³。その後 1920年には、後に多くのエリート政治家たちを生み出したビルマ人団体総評議会 (GCBA) へと引き継がれて中央部の村々へと拡大し、植民地支配への反対運動と独立を後押ししたとされている⁴⁴。また、仏教系組織のほかにも地方を中心に社会福祉活動を行うキリスト教系のビルマ・バプティスト伝道者会議 (BBMC) などや、少数民族に特定したカレン国民協会 (KNA) などといった組織も活動してきたが、これらに加えて僧侶や寺院などの宗教施設も厳しい監視下に

³⁷ Ibid.

³⁸ Ibid.

³⁹ 東南アジア条約機構 (SEATO) は 1954 年 9 月、この地域の共産主義化を防ぐ目的でアメリカを中心にフランス、英国、ニュージーランド、オーストラリア、フィリピン、タイ、パキスタンの 8 ヵ国で構成された。しかし、フィリピンとタイが自国内で共産主義勢力が脅威となることを恐れて同意したのに対し、インドネシアと当時のビルマは中立を理由に参加しなかった。またアメリカの目的は、ベトナムへの関与を法的にも正当化することもあった。しかし、北大西洋条約機構 (NATO) と異なり、SEATO には情報入手や軍事力配備のための独立メカニズムがないなど限定的であった。西洋植民地主義の再来という非難にも直面し、ベトナム戦争後の 1977 年に解散した。(アメリカ国務省歴史課)

⁴⁰ Han (2018)

⁴¹ 熊田 (2001) p. 12

⁴² Ibid.

⁴³ 根本 (2019) pp. 113-114

⁴⁴ 伊藤(2014)pp. 221-222

おかれた45。

だが、強固で頑ななミャンマーに転機が訪れたのは、冷戦構造が崩壊する 1980 年代後半であった。ネ・ウィン体制下で世界最貧国となったミャンマーでは 1988 年に民主化を求める動きが高まり 8888 運動へと向かうが、9月18日には軍事クーデターが発生し、BSPPに代わって国家法秩序回復評議会(SLORC)が全権を掌握。そして 1990年にはほぼ 30年ぶりに総選挙が行われ、アウンサン・スーチー(以下、スーチー)が率いる国民民主連盟(NLD)が大勝するが、SLORC は結果を拒否して彼女を自宅軟禁し民主化勢力を弾圧し、約 2,000人の民主活動家も投獄したことから、多数の人が国内避難民や難民として海外に逃れた。

一方、軍事政権は少数民族武装勢力との停戦協定の締結を推進し、非政治的な国際 NGO と覚書 (MOU) を結び、限定的ながら活動を許可した。また、現地 NGO も徐々に増加し、地域住民団体 (CBO) や国際 NGO、国連機関等とのネットワークも次第に形成されていった⁴。だが、この状況をさらに加速化させたのは、2007年の「サフラン革命」⁴7の翌 2008年に起こったサイクロン・ナルギスによる大被害であった。13万人もの死者を出し、240万人が被災したとされる悲劇が国を襲ったことで、人道支援が各国から寄せられ市民社会のスペースが必然的に拡大したのである。

同年の 2008 年に軍政下で承認された憲法のもと、2011 年に「ミスター・クリーン」で評判のテイン・セインが大統領に選出されると、彼は「良い統治」と「清い政治」を強調し、「透明」で「説明責任を持つ」と就任演説で誓っただけでなく、スーチーと協力することを示唆した48。政治経済改革の過程で多くの民主活動家が解放され、88 年以降に海外に逃れていた活動家たちも帰国した49。また、1992 年から軍政のトップにいたタン・シュエは、この時愛弟子のミン・アウン・フライン将軍を新たな国軍トップに任命した50。外交面でも、テイン・セイン政権下では、中米関係に様々な変化をもたらした。2008 年以降は中国との経済関係が活発化し、2009 年にはインド洋に面するチャウピュー経済特区と中国昆明までを結ぶ石油・ガスパイプ

⁴⁵ Ibid.

⁴⁶ Ibid

^{47 「}サフラン」という名称は僧衣の色から来ているが、この時の大規模な民主化要求デモは 2007年に軍事政権下で石油と天然ガスの補助金を撤廃したことで一部商品価格が急騰したことに端を発し、「88世代」の学生グループが平和的デモを開始し、その後国内各地の僧侶組織が「全ビルマ仏教僧連盟」(ABMA)が組織され、抗議行動が全国的に拡大した。軍政は発砲するなどして市民や学生、活動家らを逮捕し、僧院を襲撃して僧侶らも大量拘束するなどした(守屋 2010)。日本人報道カメラマンの長井健司氏も国軍兵士の発砲を受け犠牲となった。

⁴⁸ タンミンウー (2021) pp. 169-181

⁴⁹ 伊藤(2014)pp. 226-232

⁵⁰ タンミンウー (2021) pp. 169-181

ライン計画が調印されるなど、軍政下では中国寄りの経済成長を図るも、2010年の総選挙を経て政権が立ち上がると2011年9月には軍政下で中国と合意した発電用のミッソン・ダム建設を凍結すると発表し、次いで2014年には雲南省とラカイン州を結ぶ鉄道建設計画も棚上げした51。この間、2011年末に1955年のダレス長官以来56年ぶりにクリントン国務長官が訪緬し、2012年11月にはバラク大統領も歴訪してアメリカとの関係改善も進み、中国の焦りをかった52。

中国の外交的関心がスーチーへと向う中、2015年の総選挙ではNLDが勝利して政権を樹立し、さらに民主化への動きが加速した。米中日EUを含む世界各国との外交が活発化し、多額の経済援助や民間資金が国内に流入し、CSOの動きも拡大するが、ロヒンギャ問題の深刻さと併せて2021年2月1日に軍事クーデターが発生するまでとその後の政治的混乱については、次節で言及する。

3.3 カンボジア市民社会の拡大期と権威主義化への転換点

本節のおわりに、第二次大戦後のインドシナ半島での政治的混乱を背景とし、民主化の起点となる 1991 年 10 月のパリ和平協定に至ったカンボジアの経緯とそれ以後の市民社会の形成過程について、掻い摘んで略史を述べておきたい。カンボジア内戦は、ベトナム戦争中の 1970 年 3 月に当時のシハヌーク国王が外遊中にアメリカが支持するロン・ノル将軍が無血クーデターを起こし激化するが、1975 年にロン・ノル政権が解放戦線によって倒されると今度は親中派のポル・ポト政権が誕生し、共産主義化が進んだ。しかし、1978 年 12 月にベトナム軍がカンボジアに侵攻後ヘン・サムリン政権が発足すると、タイ国境を拠点にした「独立・中立・平和・協力のカンボジアのための民族統一戦線」(FUNCINPEC、シハヌーク派)、親米のクメール人民民族解放戦線(KPNLF、ソン・サン派)、そしてクメール・ルージュ(ポル・ポト派)の三派との内戦が約 20 年も続いた。その間、地政学的にはポル・ポト派が残虐行為で広く知られていたにもかかわらず、1982 年に中国と ASEAN 諸国は、ポル・ポト派にソン・サン派とシハヌーク派と同盟を結ぶよう圧力をかけ、シハヌークを大統領とする民主カンプチア連合政府(CGDK)を樹立させ国連の議席を維持するという奇妙な状況を生み出した。3。

1991 年にはベトナム軍がカンボジアから撤退し、パリ和平協定によって国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)が設立され、ポル・ポト派は不参加を表明したものの1993 年にはカンボジア最高国民会議(SNC)の合意に基づき制憲議会選挙が実施

⁵¹ Han (2018)

⁵² Ibid.

⁵³ Sok (2009)

された54。議会は憲法起草委員を選出し、国家は「国王が,憲法,自由な民主主義及び複数政党制の原理に基づいてその職務を行う王国」(第1条)とし、国王55は「君臨するが統治しない」(第7条)国体とする憲法を発布した56。憲法上、国王が国軍の最高司令官であることも記された。

総選挙は、1993年こそシハヌーク国王の次男のラナリット王子が率いる王党派フンシンペック党に人民党が破れてフン・センは第二首相に収まったものの、1997年に起こした実質上の軍事クーデターといえる「7月事変」57でフンシンペック党やソン・サン派の仏教自由民主党(BLDP)の抑え込みに成功する。そして、以後の1998年、2003年、2008年、2013年、2018年の総選挙はすべて人民党が第一党となり、1985年に首相に就任して以来37年間の長期政権を維持している。しかし、2008年総選挙で野党のサム・ランシー党が123議席中26議席、新党の人権党が3議席を獲得して躍進し、さらに2013年にはサム・ランシー党と人権活動家のケム・ソカーが党首であった人権党が合流してカンボジア救国党を設立すると、人民党68議席(得票率48.83%)に対して救国党が55議席(44.46%)にまで迫り、情勢は転機を迎えた58。

この選挙の正当性を示す理由として、上村 (2013) は UNTAC 以降の選挙では国際選挙監視団の活動が評価されてきた一方で、カンボジア人自身による選挙監視団体 (EMO) の活動が草の根レベルまでネットワーク化され、40 団体以上の NGO が参加したプラットフォーム形成と一体化した選挙監視体制による状況分析室の活動に着目している。つまり、それまでまとまっていなかった CSO による監視体制が一体化されたことで政府側からの圧力を防ぐ結果となり、監視活動に国際 NGO などからの協力が得られ、救国党は選挙結果を認めていなかったものの人民党側はこの取り組みを尊重して暴力化に至らなかったとしている。だが、フン・セン政権の民主化や市民社会への圧力は、ここから徐々に増していくことになる。

内戦が長く続いたカンボジアでは、それまで国連や各国からの復興・開発援助をはじめ、国際 NGO による協力に長く支えられてきた⁵⁹。NGO の中間支援組織である Cooperation Committee for Cambodia(CCC)が 2011 年に行った調査では、内務省に登録した CSO が 2,982 団体、国際 NGO が 508 団体であったが、2019 年に

⁵⁴ 四本 (1997) pp. 217-244

 $^{^{55}}$ 1994 年 7 月に新憲法が発布するとシハヌーク国王は再即位したが、2004 年 10 月には退位して第 6 夫人であったモニニヤット妃の息子のノロドム・シハモニ王子に譲位した。シハヌーク国王は 2012 年 10 月 15 日に北京で崩御した。

⁵⁶ Ibid.

⁵⁷ 天川 (1998) pp. 237-264

⁵⁸ The Committee for Free and Fair Elections in Cambodia (2013)

⁵⁹ 秦(2014)pp. 142-151

は前者が 5,523 団体まで増加した一方で、後者は 419 団体に減少した⁶⁰。また、カンボジアに対する日本の ODA の占める割合は 2010 年まで最大であったが、2011 年以降は中国による経済的支援の占める割合が急速に伸び、影響を増していった⁶¹。

フン・セン政権の市民社会への圧力は、2018年総選挙の前年に実施された地方選 挙で人民党が敗北したことで増幅したと推察されるが、その傾向はスウェーデンが 1997~2017年の 20 年に亘って実施した民主化と人権への自国の ODA の影響を調 香した報告書62 からも読み取ることができる。スウェーデンの ODA は人権の確立 と民主化の促進を基本に置いているが、復興期から「自由と民主主義」を憲法に謳っ たカンボジアでの重点項目は、①地方分権と地方の民主化、②教育(主に初等)の 向上、③市民社会支援をカンボジアの政治文脈でスウェーデンの価値をどのように 実行していくかにあった。詳細は省くが、結果としてコミューンレベルでのボトム アッププロセス、独立した市民社会、草の根の住民参加、教育レベルおよび政治意 識が向上した反面、三権分立や法の支配と独立した司法機関の確立については貢献 できなかった。特に政治面では地方において人民党の伝統的な権限が根強かったが、 2013年の国政選挙では地方票が減少し、さらに2017年の地方選挙でも大きく票を 落として政権がパニックに陥り、その後の判決で最大野党のカンボジア救国党が解 党⁶³に追い込まれ、メディアや市民社会への圧力が強まった⁴ことに触れている。将 来の民主化支援に重要なのは、行政機関や国家と市民社会間で相互がより良く機能 できるスペースを確保し、ハイレベルの政治的不信に対処することだと報告書は指 摘している。

関連して、USAID が毎年発行している The 2020 CSO Sustainability Index for Asia も、権威主義的な傾向は明白であり、「カンボジアの一党政権は 2018 年に始まった民主的衰退を続け、野党の党員、独立した報道機関、デモ参加者は定期的に脅迫、政治的動機による起訴、暴力に直面した」と報告している。さらに、アムネスティ・インターナショナル(2021)も、救国党の議員、活動家、支持者からなる被告人の容疑は人によって異なるが、謀議、重犯の扇動、軍人への不服従扇動、犯罪の企て

⁶⁰ The 2020 Civil Society Organization Sustainability Index for Asia による。

 $^{^{61}}$ 2022 年現在のカンボジア開発評議会(CDC)のデータベースによれば、2019-2022 ベースの二国間援助の中国と日本の割合は拮抗しており、中国が 104 事業で 2019 年と 2020 年が 約 5 億ドル、2021 年が 3 億 4 千万ドルに対し、日本は 697 事業でそれぞれ約 2 億ドル、5 億ドル、4 億ドルで推移している。

⁶² Andersen, Henny, Karl-Anders Larsson and Joakim Öjendal (2019)

^{63 2017} 年 9 月に党首のケム・ソカーがアメリカと共謀してクーデターを扇動しているとフン・セン政権に糾弾されて起訴され、11 月には最高裁判所が救国党の解党を命じた。

^{64 1993} 年に創刊した英字紙『カンボジア・デイリー』を発行する新聞社が多額の税金を課され、9月に廃刊に追い込まれたり、アメリカの NGO である全米民主研究所 (NDI) が閉鎖されたりしたほか、選挙監視 NGO が活動を縮小せざるを得なくなるなど、2018 年国民議会議員選挙を前にメディアや NGO へのプレッシャーが強まった (初鹿野、2018)。

などで、その多くが国外亡命中の救国党の元幹部が、2019 年 11 月にカンボジアに 帰国しようとしたことに関係しており、有罪となれば最大 30 年の刑になると国際社 会に警鐘を鳴らしている。

このように、カンボジアは冷戦下において大国の影響による残酷で悲惨な内戦を経験し、1991年以降は国連主導によって民主主義の拡大と市民社会スペースの形成が図られてきたものの、2000年代から近年にかけて選挙を重ねる中で権威主義化が強化されてきている。また、一連のフン・セン政権の動向や一党独裁体制への強化についてはタイの民主化情勢とも連動している可能性が指摘される点も多々あることから、データと比較しつつ次節でさらに議論を深めることにしたい。

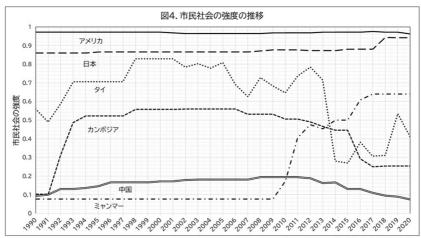
4. 民主化の制限と市民社会狭小化の要因

4.1 V-Dem 指標にみる市民社会スペースの推移と政治変動

本節では、V-Dem Institute が独自の指標によって作成したデータ(1990 -2020年) 65 をもとに、筆者が作成した図 4 の市民社会の強度の推移と図 5 ~7の市民社会スペースと政治的自由度の変化を示す。そして、前節において述べた各国の政治変動と民主化の後退、そして市民社会の狭小化がどのように変化し、若者や市民の行動に関して 3 ヵ国での連動性や共通点があるのかについても検討してみることにしたい。

図4は1990年から2020年までの3ヵ国の市民社会の強度をグラフ化したものである。参考までに、アメリカ、中国、日本の推移についても表示した。測定期間を1990年以降にした理由は、タイでは1991年に軍事クーデターが起こり、翌年に5月事件が発生して1997年の民主的憲法発布へと進んだことと、ミャンマーでは1988年の民主化運動が起こり弾圧された経緯が起点となること、またカンボジアでは1991年のパリ和平協定でUNTACの監視下で1993年に総選挙が実施され、憲法が発布されたことが主因である。だが、残念ながら、2021年2月1日にミャンマーで起きた軍事クーデター後の指標は含まれていない。

 $^{^{65}}$ V-Dem が Web 上で提供しているデータベースで、ここでの市民社会の領域は、私的領域と国家の間の公共空間にあり、ここでは労働組合、市民活動または政治活動に従事している宗教団体、社会運動、職能団体、慈善団体、およびその他の非政府組織(NGO)などを市民社会組織(CSO)として含めている。また集計された指標は CSO の開始と終了(v2csecorgs)、CSO の抑制(v2csreprss)、および CSO 参加型環境(v2csprtcpt)の指標の Bayesian factor analysis model から推定値(0 から 1 までの小数点以下 3 桁)が算出されている。つまり、指標が 1 に近いほど国家からの自主性を CSO が享受し、市民が自由かつ積極的に政治的および市民的目標を追求できることになる。図 4 は、市民社会の中核的指標(Core Civil Society Index)の中値を使用した。図 5~7 も、5 つの指標について推定値(0 から 1 までの小数点以下 3 桁)をもとにレーダーチャートに示した。



出所: V-Demデータに基づき筆者作成

米中日においては、アメリカと日本がほぼ高い市民社会の強度で過去30年間推移しているのに対し、中国は2012年に習近平が共産党の中央委員会総書記と軍の統帥権を握る中央軍事委員会主席に選出され、翌2013年に国家主席・国家中央軍事委員会主席に就任して権限を掌握したころから下向していることが窺える。2010年以降でみれば、米日と、その中国に挟まれているのが3ヵ国である。それぞれの市民社会の強度の推移と実証事例を以下に整理し、市民社会スペースと政治的自由度の変化と併せて考証する。

4.1.1 「不敬罪」の適用と政党解党によるタイの権威主義強化

図 4 で第一に明白なのは、タイの市民社会の強度に関する変動が極めて激しいことである。政治変動と比較してみると、1991 年の軍事クーデターによって落ち込んだ数値は、アナン暫定政権を経て民主党のチュアン第一次政権(1992-1995)の間に強度が回復して横ばいになるが、1997 年憲法が発布され、経済的にはバーツ危機などがあったものの市民参加が加速化されたことでタックシン政権が発足する2001年まで最も高い数値で推移した。その後はやや上下変動を繰り返すが PAD の反タックシン政権デモの拡大を背景に生じた 2006 年の軍事クーデターで落ち込み、2007 年の総選挙を経て翌 2008 年のサマック政権でやや回復。今度は UDD のアピシット政権反対デモと 2011 年に行われた総選挙で生まれたインラック政権で反復を繰り返し、2014 年の軍事クーデターで激しく落ち込む結果となっている。結果的には民主政治の根幹をなす総選挙が 2011 年 7 月から 2019 年 2 月まで封印され、2017 年に軍政

下で発布された憲法下で 2019 年に総選挙が実施されるが、市民社会の強度は低く推移している。

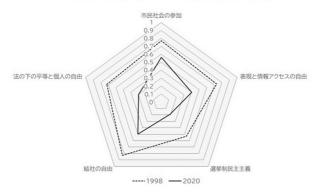


図5. タイ市民社会のスペースと政治的自由度の変化

出所: V-Demデータに基づき筆者作成

図 5 はタイで最も市民社会スペースが広かった 1998 年と 2020 年現在の「市民社会の参加」「表現と情報アクセスの自由」「選挙制民主主義」「結社の自由」「法の下の平等と個人の自由」の指標を V-Dem のデータに基づき比較したレーダーチャートである。1998 年は 3 ヵ国中最も市民社会スペースが広いタイの中でも民主化が進んで最大にまで拡大した状況がみられたが、 2014 年の軍事クーデター以降に落ち込み、中でも「法の下の平等と個人の自由」と「選挙制民主主義」の範囲が極めて狭小化している点が窺える。「表現と情報アクセスの自由」とも関連性があるが、具体的には刑法 112 条の「不敬罪」66 と 116 条の治安維持法、そしてコンピューター関連法を使った取り締まりが強化されてきたことである67。また、「選挙制民主主義」に関しては、改正が極めて困難な 2017 年憲法68 によって選挙制度や上院議員の選出方法などが大幅に変更された点もあるが、紙面の都合上、代表例として 2019 年の総選挙で若者の強い支持を集めて大躍進した「新未来党」が解党に追い込まれたことを記しておく69。憲法裁判所は、解党理由を党の設立時にタナトーン・ジュンルンル

 $^{^{66}}$ タイでは「不敬罪」の廃止や改正、厳罰化に関する議論が度々行われてきたが、現行では 1976 年に改正された(112 条の国王、王妃、王位継承者または摂政を対象、禁固刑 3 年 \sim 15 年)が適用されていると推測される。

⁶⁷ 秦 (2017)

⁶⁸ 外山 (2020a)

⁶⁹ タナトーンは自動車車体製造大手、タイサミット・グループを所有する家族の息子で、学生時代から社会運動などに関わってきた。新未来党は「民主主義の回復」と「反軍」を掲げ、500 議席中約 80 議席を獲得して第三党に躍進。選挙後の議会では政府が提出した緊急勅令(国軍部隊の一部を国王の部隊に移すという内容)に対して唯一反対票を投じたり、徴兵制撤廃や

アンキット党首が融資した金額が政党法に違反すると説明し、タナトーンを含む党幹部 16 人に 10 年間の政治活動禁止を命じ、国政などから排除した⁷⁰。これまでにも、憲法裁判所によってタックシンが設立した「タイ愛国党」が 2007 年に、またそれを引き継いだ「国民の力党」にも 2008 年に解党命令が出されたり、2019 年には選挙直前にウボンラット王女を党首に擁立しようとしたタックシン派の「国家維持党」にも解党命令が下されたりした。したがって、権威主義化の常套手段とも解釈されるが、2019 年以降はタックシン世代から次のタナトーン世代へと対立軸が移っている点が興味深い。

4.1.2 性急な民主化がもたらしたミャンマーの功罪

図 4 で第二にいえるのは、 2009 年以降のミャンマー市民社会の急激な拡大である。前節でも述べたが、1962 年の軍事クーデターから 1988 年までネ・ウィンによる独裁体制が継続された。図 4 は、その体制がタン・シュエに引き継がれ、軍政下で練られた「民主化ロードマップ」⁷¹に基づいて 2008 年憲法を制定し、2010 年 11 月に NLD がボイコットする中で総選挙が実施されて軍系の連邦団結発展党(USBP)が圧勝して 2011 年にテイン・セイン政権へと「民政移管」されるが、その政治動向を如実に表している。ミャンマー市民社会の強度は、テイン・セイン政権に移行する段階の政治・経済・社会改革で大きく増加し、2015 年の総選挙で NLD が圧勝してスーチーが「国家顧問」に就任する段階でもう一段上昇しているが、その後の伸びは止まっている。

図 6 は、ネ・ウィン体制の末期にあり、民主化運動が弾圧されて軍事クーデターが起こった1988年とスーチー政権下にあった2020年の5つの指標をV-Demのデータに基づき比較したレーダーチャートである。1988年におけるすべての指標がいかに低かったかが明白であり、「市民社会の参加」と「表現と情報アクセスの自由」については1998年のタイとほぼ同レベルの政治的自由度が窺える。2008年のサイクロン・ナルギス災害以降、海外のNGOにも寛容な受け入れを取り始めたことは先述したが、言論の自由によって半世紀続いた新聞検閲が廃止されたり亡命メディアが帰国してヤンゴンに拠点を開いたりしたほか、ウェブサイトやSNSの接続禁止が

軍事費の削減などを訴えたりした(重富, 2020)(日経新聞, 2020)。党はその後、議席を減らすものの「前進党」に引き継がれた。

⁷⁰ 日経新聞 (2020年2月21日)

⁷¹ 2003 年に軍政下で発表された「民主化ロードマップ」は、①1996 年以降停止している制憲議会の再開、②民主的制度構築ために必要なタスクの段階的実施、③新憲法の起草、④国民投票による新憲法の承認、⑤新憲法に基づく自由で公正な選挙の実施、⑥国会の召集⑦国家指導者の選出と新しい民主国家の樹立、の7段階で構成された(中西,2014)(深沢,2022)。

次々に解除された⁷²。2008 年憲法によって議員数の 25%(110 議席)は自動的に軍に割り当てられる⁷³ が、2015 年の総選挙では NLD が圧勝して 440 議席中 250 議席を獲得し、NLD がボイコットした 2010 年の総選挙では 258 議席を獲得していた USDP が僅か 30 議席と大敗した。しかし、一見すると急速に民主化が進み「選挙制民主主義」も順調に進展しているかに映るが、もう一方でこのデータには表れない宗教対立が深刻化していたことにも触れておく必要がある。ミャンマーでは 9 割弱が上座部仏教を信仰し、他に数%ずつキリスト教徒、イスラーム、ヒンドゥーなどが生活しているが、特に仏教徒とイスラームとのコミュニティレベルでの紛争が 2012 年以降、表面化してきたのである。

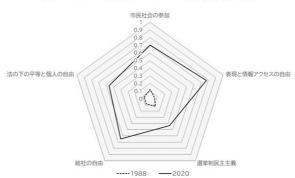


図6. ミャンマー市民社会のスペースと政治的自由度の変化

出所: V-Demデータに基づき筆者作成

なぜ民主化が進むと暴力化が進むのかについて、中西(2020)は民主主義の根幹が人々の統治にあるとした上で、主に2つの問題を指摘している。一つは、民主主義の原則が中立性を失い多数決主義に陥りやすく「人々」が民族と同義語で定義され、少数民族の排除(民族浄化)に走る可能性があること、もう一つはこれに加えて国家の統治能力が弱い場合、人々に公共財などを公平に分配できず、権力の争奪戦が激化し、民族同胞の連帯が強化されて過激化していくことである。ミャンマーでは反イスラーム感情によって、仏教ナショナリズムが強化され、969運動やマバ

⁷² 深沢 (2022) pp. 46-55

⁷³ 2008 年憲法では連邦議会は 2 院制で、人口比に基づく人民院 (the Pyithu Hluttaw, 議員数 440) と管区・州を代表する民族院 (the Amyotha Hluttaw, 議員数 224) の 2 院から構成され、それぞれ 25%にあたる 110 議席と 56 議席が軍に割り当てられている。憲法改正には連邦議会の議員総数の 75%超の賛成を必要とするが、軍人議員が議席の 25%を占めていることから、国軍内部の対立が表面化しない限り、憲法の規定に従った憲法改正は、国軍の意向に反する形で行われることが事実上不可能となる。(遠藤, 2009)

タ(MaBaTha)という仏教系団体が設立され、「民族・宗教保護のための 4 法」 74 を 突き付けるなど、ラカイン州のロヒンギャ問題にも強い影響を与えた。 2016 年の NLD 政権以降、スーチー国家顧問は国際的な圧力も強まる中でこの問題への対応に 追われ、国軍によるジェノサイド疑惑が高まり 2019 年には国際司法裁判所 (ICJ) の法廷に立って条約違反を否定した 75 。

ロヒンギャ問題は歴史も長く、1982 年に国籍法に係る複雑な要素なども相まって非常に解決が難しい問題の一つであるが、この難問を抱えながらも NLD は 2020 年 11 月の総選挙で 3 度目の大勝を勝ち取り、前回を上回る 258 議席を獲得した。だが、国軍側は総選挙に不正があったとして選挙管理委員会や連邦議会議長に何度も抗議を繰り返した 6。そして、連邦議会の招集日だった 2 月 1 日、国軍はスーチー国家顧問、ウィンミン大統領、連邦政府閣僚、地方政府首長など 100 人以上を拘束し、憲法に基づいて非常事態宣言を発出し、ミン・アウン・フライン国軍最高司令官に行政・立法・司法の権限を委譲すると一方的に発表した 5。実質上のクーデター強行であった。

4.1.3 民主主義の抑圧と権力の集中化が進むカンボジア

第三に、カンボジアについてあるが、図4からは1991年のパリ和平協定から1993年のUNTAC下における総選挙実施までの間に、急速に市民社会のスペースが拡大し強化されたことが窺える。しかし、第2回目の総選挙が行われた1998年までは緩やかな増加がみられるものの、第1回目の上院議員選挙があった2006年までの8年間は横ばいで推移し、それ以降は減少傾向にある。他の2ヵ国と比較すると、カンボジアについてはこの間フン・セン政権が長期化していて政権交代が一度もないが、2015年に野党のカンボジア救国党党首のサム・ランシーに名誉棄損で逮捕状が発出され、その後サム・ランシーの辞任に伴い救国党党首に就いたケム・ソカーも

⁷⁴ 国内外の人権団体や他宗教者が猛反対する中、マバタが推進した①「人口増加率抑制に関する健康保護法」②「宗教の改宗に関する法」③「ミャンマー仏教徒女性の婚姻に関する特別法」④「一夫一婦婚姻制履行に関する法」の4法が2015年5月から8月にかけて連邦議会で成立した(中西2021a, pp. 121-131)(平木2016, pp. 77-79)。

⁷⁵ ロヒンギャの殺戮は2016年10月に国境警察の駐在施設で起こった襲撃事件からエスカレートし、2017年8月に再び襲撃事件が起きて国軍と警察による掃討作戦が激しさを増していった。ガンビアがミャンマー政府をICJに提訴したことで、法廷が開かれた。

⁷⁶ 選挙不正の訴えからクーデターの決行に至った原因として、スーチー政権下で NLD が実施した内務省総務局の管轄を大統領府に移管し軍の統治機能を剥奪した点、国軍が持つ宝石ビジネスの利権の法的透明化を図った点、憲法改正を掲げ、国軍の権限を弱めて文民統治を急ごうとした点が思料される(深沢 2022, pp. 257-263, pp. 268-277)。

[&]quot;憲法では、連邦の分裂、国民の結束の崩壊、主権の喪失が発生する危険性を有する非常事態の際に、国軍最高司令官及び国防治安評議会(含大統領)に対して、大統領を上回る権限が付与さている(遠藤,2009)。よって、この権限に則って最高司令官は非常事態令を宣言した(深沢 (2022, pp. 264-265)。

国家反逆罪で2017年に逮捕されて救国党が解党された時点で急速に市民社会も弱体化している。この時期は、2017年の地方選挙と2018年の国会議員選挙とも重なっている。

図 7 は、カンボジアが民主化する起点となった 1993 年を踏まえて新国家が実際に稼働し始めた 1994 年と最新の 2020 年現在の V-Dem データをレーダーチャートに示したものである。カンボジアの状況もタイと同様に政治的自由度は狭まっており、特に「結社の自由」と「表現と情報アクセスの自由」の指標の落ち込みが顕著に表れている。まず理由に挙げられるのが、2015 年に発行された「NGO 法」と「労働組合法」である。これにより、特に人権問題に関わる NGO の取り締まりが強化され、2016 年には人権保護と選挙監視に取り組む NGO コンソーシアムが標的となった。一例として 2017 年 8 月、外務省はアメリカが資金提供する National Democratic Institute (NDI) を閉鎖し、税法を引用して外国人スタッフの追放を命じた 78 。また政府は、土地の権利グループである Equitable Denmark の活動を恣意的に停止するなどした 79 。関連して、2018 年 2 月には「不敬罪」が国会で可決され、違反すれば $1\sim5$ 年の懲役と $500\sim2,500$ 米ドルの刑罰が課せられることになった 80 。だが、権威

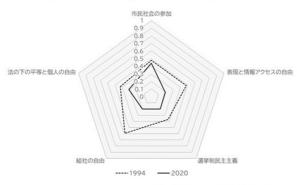


図7. カンボジア市民社会のスペースと政治的自由度の変化

出所: V-Demデータに基づき筆者作成

主義化を最も決定的にしたのは、野党議員がボイコットした 2017 年 7 月の国会において、「政党法」を改正して人民党下にあった内務省と最高裁判所の権限を強化し、「国家転覆罪」や「複数政党制による自由民主主義」を破壊する活動だと政府が判断

⁷⁸ Human Rights Watch (2018)

⁷⁹ Ibid.

⁸⁰ 世界の各報道機関がこのニュースを取り上げ、タイのケースと類似する点を指摘した。

した場合、政党を無期限停止にでき、政治指導者を 5 年間活動停止にできる権限を与えたことである⁸¹。つまり、この法改正で政敵サム・ランシーを再起不能にして野党を解党へと追い込める布石を打ち、人民党が 2018 年の選挙で国民議会の 125 議席の全議席を独占したと考えられる。では、なぜそこまでフン・センの権限は強固なのだろうか。

フン・センは、ヘン・サムリンが国家元首だった新ベトナム政権下で 1985 年 1 月に 32 歳という世界で最も若い首相に選出されたが、「実は、与党カンボジア人民党の現指導部である第 5 期中央委員会は、1985 年 10 月の第 5 回全国代表者大会で選出されて以降、一度も改選されていない。つまり、フン・センを中心とする少数の支配者集団が、35 年も結束を保ったまま長期支配を続けているのである。」 82 人民党自身は元々1979 年にマルクス・レーニン主義を掲げてカンプチア共産党として設立された経緯があり、その後パリ協定が結ばれた 1991 年 10 月に開かれた臨時党大会で改名し、その主義を放棄した。2020 年現在、党中央委員数は 865 人いるが、そのうち 36 人の常任委員に権力が集中している83。

また、フン・センの政治的権力は近親者を通じて広くビジネス界にも及んでおり、Global Witness が 2016 年に発行した報告書は、国際的に著名な多数の企業のカンボジア国内での事業や、収益性の高い鉱業、ギャンブル、不動産などに深く関与して多額の資産を築いているものの、汚職があったとしても摘発には及ばないと思料している。山田 (2021) は、複数の党中央常任委員とフン・センの子らとの婚姻関係が多数結ばれている点や 2018 年の人民党臨時大会決議で「カンボジア人民党の核心であるフン・セン殿下」と表現された点に触れ、米英で軍事訓練や経済博士号を受けた長男のフン・マナエトと次男のフン・マヌットを党と国軍の主要ポストに加えたり、三男のフン・マニーを議会と市民社会に戦略的に配置したりして「太子党」化に布石を打っていると説明している。後継者づくりのための、一族での地盤固めが着々と進んでいることが窺える。

4.2 3 ヵ国で類似する若者や市民の抵抗と強権者の政治行動

3 ヵ国の歴史や政治状況は異なり、また政治体制が異なることから一様に比較することは容易ではないが、強権者による権威主義化が近年(ミャンマーでは 2021 年 2 月の軍事クーデター以降急速に)進んできたことは明白である。ここではそれに対する若者を中心とした市民側の抵抗運動と、3 ヵ国で類似する権力者側の政治行動について整理したい。

⁸¹ Peou (2018)

⁸² 山田 (2020)

⁸³ Ibid.

まず、タイでは2020年7月から頻繁に大学生や高校生を中心とした映画「ハンガー・ ゲーム」の抵抗サインである3本指を突き上げた反政府デモが全国で拡大したが、そ の要求がこれまでタブーとされてきた「王室改革」にまで及んだことがある。若者 たちの当初の要求は、軍事クーデターにより憲法が新たに起草され総選挙が行われ たものの、プラユット政権は抑圧的かつ非民主的であり、腐敗しているとの理由で、 ①政府による脅迫の禁止、②憲法改正、③国会解散の3項目のみであった。しかし、 8月3日に民主化グループの学生が主催したハリーポッターをテーマにしたデモで、 学生らは王室権限の拡大に関わる法律の廃止と改正、不敬罪法の改正、人権侵害の 停止などを要求し、メインスピーカーであった人権派弁護士のアノン・ナムパーは 公然と王室を批判した84。そして、それを受けて8月10日にタマサート大学で開か れたデモのステージで、タイ学生連盟のパヌッサヤー・シティジャヤワタナクンが 10項目の王室改革を読み上げた。10項目の要約は、①国王に対して訴訟を起こせな いと定める 2017 年憲法第6条の廃止と、国会が国王の不正行為を検証できる 1932 年憲法の条項の追加、②不敬罪法の廃止と表現の自由の確保、及び不敬罪犯への恩 赦、③財務省が管理していた国王の財産を国王の私有財産に変更した2018年王室財 産法の廃止、④国家予算で国王に配分される予算を経済状況に合わせ削減すること、 ⑤枢密院等、宮中内の公的機関の廃止と王室警備隊の再配置、⑥王室資産の監査を 可能とするための王室慈善事業に対する寄付の廃止、⑦公共の場で王室が政治的見 解を表明する特権の廃止、⑧王室を過度に賛美する広報や教育の廃止、⑨君主制を 批判し、またそれに関連して殺害された者に関する真相究明、⑩国王によるクーデ ター承認の禁止、である85。

これ以降、SNS を利用した学生主体のデモは様々な形態で行われ、一部が先鋭化したのに加え、王室改革 10 項目に賛同しない民主化グループのデモ⁸⁶ も含めて断続的に続く。だが、2021 年 11 月 10 日、憲法裁判所は前年 8 月に発表された 10 項目に係るアノン、パヌポン・ジャッノック、パヌッサヤー3 氏の一連の言論が立憲君主制の転覆を企てるものだと認定し、憲法 49 条に違反すると発表した⁸⁷。地元メディアは、この学生デモ以降、不敬罪や君主制に対する名誉棄損で 140 人以上が起訴されているとし、関連して首相府副大臣らを中心に人権 NGO の Amnesty International Thailand が民主化を支持しているとして活動停止処分にするよう糾弾していると報

⁸⁴ Prachatai (2020a) , 外山 (2020b)

⁸⁵ Prachatai (2020b)

 $^{^{86}}$ 2021 年 8 月には、赤シャツ派 UDD のリーダーなどがコロナ下で車によるデモなどを実施したほか、2021 年 9 月には人権 NGO や国際的な NGO ネットワークなど 13 の CSO がタイ政府に公開書簡を発表し、抗議を抑制せず、人々が COVID-19 パンデミック下で平和的な集会と表現の自由の権利を行使するための安全で有効な環境を作るよう要求した。

⁸⁷ Bangkok Post (2021)

じた⁸⁸。

こうしたタイの若者たちの民主化推進デモは、隣国ミャンマーの若者たちへも大 きな影響を与えている。2021年2月の軍事クーデター直後には多くの若者たちがタ イと同様に「3本指」を掲げて街頭に出て大規模な反国軍デモを繰り広げ、SNS を駆 使して市民的不服従運動(CDM)89が始まった。一方、クーデターを指揮したミャ ンマー国軍のミン・アウン・フラインはタイ国軍と密接な関係にあり、2011年以来 少なくとも 11 回はタイを訪問していると地元メディアは報道している90。その間、 枢密院議長であったタイのプレームとは「養父と養子」91として親密度を深めたり、 2013 年と 2018 年に王冠勲章と白象勲章を受章したりしたとされる⁹²。また、ミン・ アウン・フラインは 2014 年 5 月にタイでクーデターが起こった 2 か月後にプラユッ トと面会しているが、チェンバース(2021)らによれば両国の政治体制は異なるも のの国軍が政治的に強く関与し、軍政下で起草された両国の憲法の内容に関して、 特にタイが 2017 年憲法下で総選挙を実施し、プラユット政権が発足した経緯を「モ デルケース」にしてミャンマーでもクーデターを決行したのではないかと推測して いる93。タイとミャンマーとは歴史的には敵対する時代もあったが、冷戦期から少数 民族武装勢力に関する政治的取引や難民問題、近年ではタイ国内で最も多い移民労 働者の問題4など、様々な面で綿密な交渉を行ってきた。その間、国軍同士の関係は より緊密になり、ミャンマーが国際社会から非難を受ける中で軍事クーデター後の 2021 年 3 月 27 日にネピドーで開催された国軍記念日式典に参加したのはタイをは じめ、ロシア、中国、インド、バングラデシュ、ラオス、パキスタン、ベトナムの8ヵ 国のみであった。

何より懸念されるのは、ミャンマー国軍の武力弾圧が極めて暴力的なものであり、一方の市民側も犠牲者が増えるにしたがい非暴力で対応することが困難となり、一部の若者たちが武力闘争へと進んだことである。人権 NGO の「政治犯支援協会 (AAPP)」の発表では、2022年3月21日現在で死者1,695名、逮捕者12,853名に

⁸⁸ The Diplomat (2022)

^{***} ミャンマーでは、これまでマハトマ・ガンディなどが実践した非暴力による不服従運動が 度々用いられてきた。中でも、1993 年にジーン・シャープが「新時代ジャーナル (Khit Pyain)」 の編集長であったウー・ティン・マウン・ウィンの要請をうけてタイ・バンコクで英語とビル マ語で連載し、後に出版された「From Dictatorship to Democracy」はミャンマー国内に大き な影響を与えた(シャープ, 2012)。書には非暴力行動 198 の方法なども記されているが、SLORC 軍事政権下では禁書に指定し、所持していただけで刑を科した。

⁹⁰ The Irrawady (2019)

⁹¹ タイやミャンマーでは、尊敬する目上の人に親代わりになってもらう慣習がある。

⁹² The Irrawady (2019)

⁹³ The Straits Times (2014), 深沢 (2022) pp. 279-281

⁹⁴ 秦 (2019) pp. 13-44

上っている⁹⁵。クーデター直後には、2020年11月の選挙で勝利したNLDの議員が中心になって連邦議会代表委員会(CRPH)を結成し、4月16日には国民統一政府(NUG)として樹立させた。また、若者たちを組織化し、少数民族武装勢力とも連携して闘っていくため5月には人民防衛軍(PDF)を組織し、「自衛のための闘い」を宣言した⁹⁶。2021年10月、ミャンマー担当国連事務総長特使は、武力衝突が全土に拡大していることを懸念し、2022年1月にはタイのプラユット首相と会談してタイ側への避難民の支援とASEANが示した5項目合意⁹⁷についてミャンマー国軍がコミットするよう働きかけることを要求した⁹⁸。また特使は、コロナ禍にありながら特に若者たちが命がけで抵抗運動を続けていることは、ミャンマー周辺地域にも影響を与えるだろうと懸念を示している⁹⁹。

翻って、カンボジアの若者たちの政治的関心はどこに向いているのであろうか。 近年、カンボジアで大規模な民主化運動は起きていないが、フン・セン政権が 2013 年の総選挙から野党を排除して行われた 2018 年の総選挙にかけて、若者による Face book などソーシャルメディアでの政治発信に対する締め付けを強めている 100。また、 世界の市民活動と市民社会の強化を目的とするグローバルアライアンスの CIVICUS も、国連人権理事会や EU、国際人権団体などからの多数の忠告にも関わらず、2018 年の総選挙後も野党支持者やジャーナリスト、人権活動家、環境活動家や音楽家な ど、民主化を求める人々のオンラインスペースを制限したり、若者たちを逮捕した りするなど弾圧が継続していると警鐘を鳴らしている 101。

2020 年にドイツの Konrad Adenauer 財団が実施した意識調査 102 によると、カンボジアの人々のメディア消費はソーシャルメディア (Facebook, YouTube) がテレビを上回って最も高く、全体で 79% (18-24 歳は 93%) であった。また、若者の政治的関心は高く、55-64 歳が 38%だったのに対して 53%であった。この他、カンボジアの外交、貿易、経済・インフラに関するベストパートナー国は中国が最も高く、

⁹⁵ AAPP (2022)

⁹⁶ 中西 (2021b)

^{97 5} 項目合意は、2021 年 4 月にジャカルタで開催された ASEAN 首脳会議で、議長声明として発表された。内容は、①ミャンマーにおける暴力行為を即時停止し、全ての関係者が最大限の自制を行う、②平和的解決策を模索するための関係者間での建設的な対話を行う、③ASEAN 議長の特使が対話プロセスの仲介を行い、ASEAN 事務総長がそれを補佐する。ASEAN はASEAN 防災人道支援調整センター(AHA)を通して人道的支援を行う、⑤特使と代表団はミャンマーを訪問し、全ての関係者と面談を行う、となっている(ASEAN, 2021)。

⁹⁸ Reuters (2022)

⁹⁹ UN (2022)

¹⁰⁰ 新谷 (2020)

¹⁰¹ CIVICUS (2022)

¹⁰² Konrad Adenauer Stiftung (2021)

次いでアメリカ、日本、貿易についてはタイやベトナムが挙げられた¹⁰³。相対的に若者の方が中高年層よりも近年の経済成長や生活に満足している点も指摘されてはいるが、ヒューマンライツ・ウォッチ(2020)は、フン・セン首相と人民党が、陸軍、憲兵隊、警察の高官などによる盤石な後ろ盾をもとに、2018年以降は50人以上の政治犯と数十人の活動家を訴追し、権威主義的な体制が一層進んでいると報告している¹⁰⁴。

近隣との外交関係に言及すると、タイとはタックシンやインラック政権時には経済政策の観点から良好であった¹⁰⁵ ものの、アピシット政権下ではタイとの国境上にあるプレア・ビヒア寺院の領有権を巡って緊張が高まり、2014年のプラユット軍政以降も不即不離の状態を維持してきた。ミャンマーに関しては、カンボジアが2022年にASEANの議長国となったことでフン・セン首相が年明け早々1月7、8日にネピドーを訪問してミン・アウン・フライン国軍司令官と面談し、波紋を呼んだ。民主化を支持する多くの若者や市民が街頭デモを行ったほか、ASEAN 加盟国間で足並みの乱れる結果を招いた。

プラユット、ミン・アウン・フライン、フン・センというそれぞれの国の強権者に共通することは、いずれもが国軍をはじめ治安部隊や警察の権限を掌握し、権力者側に有利な憲法を制定することで司法を操り、刑法等の制定や改正によって恣意的な解釈のもとに政敵であるタックシン、タナトーン、スーチー、サム・ランシーなどを政界から追放し、同時に市民社会の狭小化を強引に推進してきたことである。その抑圧は、王室改革や武力による抵抗など一線を越えての行動で訴えかける若者や市民へと向けられており、民主化を求める人々にとっては極めて苛酷な状況にあるといえるだろう。

5. まとめと今後の展望

世界で個人独裁による権威主義の強化が際立ち、民主主義後退の傾向が顕著な中で、近い将来、アジアにおいてシュンペーターやダールのいう民主主義が形成される日はやって来るのだろうか。本論では、戦後の権威主義と民主主義を議論しつつ、米中の東南アジアへの影響について概観した。その上で、冷戦期をそれぞれの国内

¹⁰³ 第 2 節で取り上げた ISEAS の意識調査対象者が知識層であったのに対し、この調査は一般市民 1,015 人を対象にしていることから、中米の影響に関する受け止め方の違いがみられる。

¹⁰⁴ Human rights Watch (2020)

 $^{^{105}}$ 2008 年以降、亡命生活に入ったタックシンは、2009 年 11 月から 2010 年 8 月までシハモニ国王の承認によりフン・セン首相の私設顧問を務めた。また 2019 年 1 月、South China Morning Post は、2017 年にインラックがタイから極秘に出国する際、カンボジア政府の支援を受けた形跡があると報じた。

情勢に配慮しながら大国の政治的影響と折り合いをつけてきたタイ、ミャンマー、カンボジアに着目し、1990年代以降急速に押し寄せる民主化の波をどのように権力者側が受け止め、政治的に立ち回ってきたのかを市民社会の観点から検討してきた。その結果、本論ではEUや日本、インド、ASEAN等との関係や経済的影響については加味しておらず限定的な解析であることは否めないが、既存の民主主義に関するデータと事象に基づく試論的考察で明らかになったことは、政治的自由度の制限と市民社会の狭小化の実態であり、未だ民主化が唯一の帰結とはいえないという現実である。

国王を国家元首とするタイは、冷戦下において国軍を中心に親米の「タイ式民主主義」を進め、国内から共産主義を排除するのと併行してインドシナ三国やミャンマーからの難民を受け入れ、市民社会を形成しつつ少数民族武装勢力との関係も維持してきた。ミャンマーは、戦後独立をしたものの冷戦下で米中の影響をもろに受け、中国共産党と少数民族武装勢力との難題を抱える中で国軍と政党が一体となり、独自路線を貫き民主主義を徹底的に抑え込んだ。そしてカンボジアは、冷戦下で内戦へと陥り、国連監視下において立憲君主制を復活させ、国際 NGO などの対外援助に頼りながら欧米式の「自由で民主主義な国家」の形成過程を受け入れた。

だが、三者三様の立ち位置にあったこれらの国々は、2000 年代に入って間もなく民主化を求める市民や若者たちと対峙し、武力と法的手段を用いて人権と民主主義をないがしろにし、市民社会への圧力を強めていった。タイは 2006 年まで民主化を推進させてきたが、王党派と国軍によってタックシン派を敵視し、権威主義体制を強化した。2014 年の軍事クーデター以降もプラユット政権は野党を解党させ、「不敬罪」などを適用して若者たちの言論の自由を奪った。ミャンマーは、2011 年に国軍自ら民主化へと舵を切ったもののスーチー党首を中心とする NLD による性急な動きに危機感を募らせ、ロヒンギャ問題などが山積する中ミン・アウン・フラインが軍事クーデターを強行した。一方、カンボジアは 2010 年代以降、中国からの多額の経済援助を背後にフン・センは政敵サム・ランシーとケム・ソカーを追放し、救国党を解党させて独裁化を進めた。「不敬罪」の導入や「NGO 法」の成立など、市民社会の抑え込みも進めている。

権威主義体制の生存戦略について、フランツ (2021) は「抑圧」と「抱き込み」の活用を挙げている¹⁰⁶。程度にもよるが、民主主義体制の場合は「抑圧」をすれば政権が崩壊しやすいのに対し、権威主義体制の場合は「抑圧」しても政権が罪に問われない。また、潜在的な挑戦者には、財やサービス、既得権などを与えることで妨害がなくなり、存続への強い動機ともなる。したがって、敵対したり反対したり

¹⁰⁶ フランツ (2021) pp. 129-148

する組織や個人には武力や法的措置で徹底的に「抑圧」を加え、一方で政治的支持に見返りを求める側にはあらゆる手段を使って「抱き込み」を図り、生存を維持するのである。むろん、崩壊も否定できない。フランツは、冷戦後に権威主義が崩壊した事例として7つの方法をあげ、確率の高い順に選挙、民衆蜂起、反乱、クーデター、支配集団の構成ルールの変更、大国による推しつけ、国家の解体だと述べる107。唯一、「自由で公正な」とまではいい切れないが、「選挙」の実施という観点からは最低限の共通認識として3国内で定着しつつあるとみられるものの、これら7つの方法がどのように作用するのかは未知数である。今後のこの地域における大国やASEAN、そして日本の影響とともに、若者や市民社会の動向について、さらに研究が深められる必要があるだろう。

参考文献

- 天川直子 (1998)「1993 体制の終わりの始まり: 1997 年のカンボジア」アジア動向年報、日本貿易振興会、アジア経済研究所、 pp. 237-264
- 伊藤路子 (2014)「ミャンマーの市民社会と NGO」『アジアの市民社会と NGO』 秦辰也編著、 晃洋書房、pp. 218-232
- 稲田十一 (2017) 『社会調査からみる途上国開発』明石書店
- 上村未来 (2013)「二〇一三年カンボジア総選挙における市民社会の戦術転換」アジ研ワールドトレンド、アジア経済研究所、pp. 12-15
- S.M.リプセット (1963) 『政治のなかの人間:ポリティカル・マン』 内山秀夫訳、現代社会科 学叢書
- エリカ・フランツ (2021)『権威主義―独裁政治の歴史と変貌』上谷直克+今井宏平+中井遼 訳、白水社
- 遠藤聡(2009)「ミャンマー新憲法―国軍の政治的関与」『外国の立法 241』国立国会図書館調査及び立法考査局、pp. 171-197
- 岡村志嘉子 (2016)「中国の国家情報法」「【中国】海外 NGO 国内活動管理法の制定」外国の立法 (2017.8) 国立国会図書館調査及び立法考査局
- 加藤朗 (2020)「Chapter 2 民主主義の脆弱性と権威主義の強靭性―領域統治の観点から―」 日本比較政治学会編『民主主義の脆弱性と権威主義の強靭性』日本比較政治学会年報第 22 号、ミネルヴァ書房、pp. 31-62
- 柯隆(2021)『「ネオ・チャイナリスク」研究』慶應義塾大学出版会

¹⁰⁷ Ibid. pp. 149-154

- 工藤年博(2021)「ミャンマー・クーデターが突きつける日本の政府開発援助(ODA)の課題」 『IDE スクエア』世界を見る目 アジア経済研究所
- 熊田徹 (2016)「『アウンサンスーチー政権』の実績と展望:ミャンマー政治のパラドックス」 一般社団法人霞関會、 https://www.kasumigasekikai.or.jp/16-11-04-1/
- ---- (2003)「1962 年ミャンマー軍事クーデターの背景要因としての外部介入-米国国務省 外交記録を中心として見たその経緯」外務省調査月報、pp. 23-55
- ---- (2001) 「ミャンマーの民主化と国民統合問題における外生要因―米国公式記録に見る 史実を中心として」アジア研究、Vol. 47, No. 3, July 2001 pp. 1-22
- コリン・クラウチ (2007) 『ポスト・デモクラシー: 格差拡大の政策を生む政治構造』山口二 郎監修、近藤隆文訳、青灯社
- 佐橋亮(2021)『米中対立』中公新書
- サミュエル・ハンチントン (1991) 『第三の波―20 政治後半の民主化』坪郷実他訳、三嶺書房 重冨真― (2020) 「続くタイの政治混乱―あぶりだされた真の対立軸」アジア経済研究所 『IDE スクエア』 論考
- -----(2018)「政治参加の拡大と民主主義の崩壊―タイにおける民主化運動の帰結―」『後 退する民主主義、強化される権威主義』ミネルヴァ書房、pp. 45-70
- ----- (2010)「タイの政治的混乱―その政治的位置」『アジ研ワールドトレンド』アジア経済研究所、pp. 35-41
- ジーン・シャープ (2012) 『独裁体制から民主主義へ』瀧口範子訳、ちくま学芸文庫
- 新谷春乃 (2020)「第3章 若年層に対する人民党の諸戦略:締め付け、取り込み、記憶の政治」 『カンボジアの静かな選挙:2018 年総選挙とそれに至る道のり』アジア経済研究所 pp. 81-96
- 杉浦功一 (2020)「民主主義体制の脆弱化と権威主義体制の強靭化における国際的要因の考察」、 日本比較政治学会編『民主主義の脆弱性と権威主義の強靭性』日本比較政治学会年報第 22 号、ミネルヴァ書房、pp. 179-209
- ----- (2013)「第10章 民主化支援の実態と比較」、木村宏恒・近藤久洋・金丸裕志編著『開発政治学の展開』 勁草書房、pp. 322-356
- 杉下恒夫 (2016)「中国社会の後退に繋がる『外国 NGO 管理法』」、『ODA ジャーナリストのつ ぶやき』、vol.377 29 June 2016, https://www.jica.go.jp/aboutoda/odajournalist/2016/377.html 武田康裕 (2001)『民主化の比較政治: 東アジア諸国の体制変動過程』ミネルヴァ書房、pp. 243-251 ダニ・ロドリック (2013) 『グローバリゼーション・パラドックス』 柴山桂太・大川良文訳、白水社
- 玉田芳史 (2011)「タイ政治における黄シャツと赤シャツ:誰、なぜ、どこへ」『国際情勢』紀要、 世界政経調査会国際情勢研究所事務局編 (81) 2011.2. pp. 143-159
- 滕鑑 (2018)『「中国脅威論」の脅威』岡山大学経済学会雑誌 50 (2) 2018, pp. 35-54

- タンミンウー(2021)『ビルマ危機の本質』中里京子訳、河出書房新社
- 外山文子 (2020a)「権威主義体制の再構築と憲法の変容―タイ 2017 年憲法の分析から―」日本比較政治学会編『民主主義の脆弱性と権威主義の強靭性』日本比較政治学会年報第 22 号、ミネルヴァ書房、pp. 143-175
- (2020b)「タイの反政府デモが、タブーとされてきた王室改革に踏み込んだ理由」202011.19 https://wezz-y.com/archives/83307/3
- 中西嘉宏 (2021a) 『ロヒンギャ危機』 中公新書
- (2021b)「ミャンマーは破綻国家になるのか」『国際問題』No. 704 (2021 年 12 月)pp. 41-49
- (2014)「軍と政治的自由化」『日本比較政治学会年報』2014年16巻 pp. 183-205 中兼和津次(2013)「『中国モデル』再考:それは新しい開発・移行モデルなのか?」比較経済研究、第50巻第1号(2013年1月) pp. 53-65
- 日経新聞 (2020) 「タイ憲法裁、反軍野党に解党命令『党首の融資違法』」(2020 年 2 月 2 日) 日本比較政治学会編 (2020) 『民主主義の脆弱性と権威主義の強靭性』日本比較政治学会年報 第 22 号、ミネルヴァ書房
- 根本敬(2019)「第7章 植民地化への対応」『東南アジアの歴史』有斐閣アルマ
- ----(1997)『アウンサン』岩波書店
- 平木光二 (2016)「ウィラトゥ比丘と仏教団体『民族・宗教を保護する会』(マバタ: MaBaTha) の反イスラームキャンペーンについて」パーリ学文教文化学 30(0), 2016 pp. 65-86
- 秦辰也(2019)「東南アジアの社会変化と社会保障制度の拡充一高齢化、貧困の縮小と不平等 化に伴うタイの外国人労働者の現状を中心に一」Journal of International Studies, Kindai University, 4, pp. 13-44
- (2017)「タイの王権と『タイ式民主主義』 プーミポン国王時代の再考察」近畿大学 総合文化研究科紀要『混沌』、vol.14, 2017.7 pp. 1-27
- (2014)「タイ・カンボジアの NGO と市民社会の動向」『アジアの市民社会と NGO』 秦 辰也編著、晃洋書房、pp. 128-155
- 初鹿野直美 (2018) 「2017 年のカンボジア 最大野党のカンボジア救国党解党」『アジア動向 年報』アジア経済研究所、pp. 244-264
- 深澤淳一(2022)『「不完全国家」ミャンマーの真実』文眞堂
- 湊一樹 (2020)「民主主義指標にみるアジア諸国の民主主義の現状」アジア研究、Vol. 66, No. 2 April 2020, pp. 42-51
- 森政稔(2016)『迷走する民主主義』ちくま新書
- 守屋友江編訳(2010)『ビルマ仏教徒民主化蜂起の背景と弾圧の記録』明石書店
- 山田裕史 (2021)「人民党長期支配下で台頭するカンボジア版『太子党』」『IDE スクエア』世界を見る目 アジア経済研究所、pp. 1-11

- 山本圭 (2021) 『現代民主主義 指導者論から熟議、ポピュリズムまで』中公新書
- 山本博史編著(2019)『アジアにおける民主主義と経済発展』文眞堂
- ョーゼフ・シュンペーター(2016)『資本主義・社会主義・民主主義』I、II 大野一訳、日経 BP 社
- 吉岡孝昭 (2012)「『中国モデル』に関する一考察: ワシントン・コンセンサスと北京コンセンサスの動きを中心に」国際公共政策研究、16(2) pp. 89-104
- 四本健二 (1997)「第7章カンボジアの憲法制度」『アジア諸国の憲法制度』経済協力シリーズ, アジア経済研究所、pp. 217-244
- ロバート A. ダール (1981) 『ポリアーキー』高畠通敏・前田脩訳、三一書房
- AAPP (2022) Assistance Association for Political Prisoners HP https://aappb.org/
- Amnesty International (2021) "Cambodia: 150 opposition politicians and supporters face jail in mass trials", January 14, 2021,
 - https://www.amnesty.org/en/latest/news/2021/01/cambodia-opposition-mass-trials/
- Andesen, Henny, Karl-Anders Larsson, and Joakim Ojendal (2019) "Supporting State-Building for Democratization?, A Study of 20 years of Swedish Democracy Aid to Cambodia", EBA Report 2019:03, The Expert Group for Aid Studies (EBA), Sweden.
- Andrea Kendall-Taylor and Erica Frantz (2016) "How Democracies Fall Apart: Why Populism Is a Pathway to Autocracy", Foreign Affairs, December 5, 2016, https://www.foreignaffairs.com/articles/2016-12-05/how-democracies-fall-apart
- ASEAN (2021) "Chairman's Statement on the ASEAN Leaders' Meeting", ASEAN Secretariat, Jakarta, Indonesia, April 24, 2021
- Bangkok Post (2021) "Constitutional Court rules activists aimed to overthrow monarchy", Nov.10, 2021 https://www.bangkokpost.com/thailand/politics/2213147/constitutional-court-rules-ac
 - tivists-aimed-to-overthrow-monarchy
- Carothers, Thomas (2009) "Democracy Assistance: Political VS Developmental?", Journal of Democracy Volume 20, Number 1, January 2009, National Empowerment for Democracy and the Johns Hopkins University Press
- CIVICUS (2022) "MONITOR Tracking Space", CIVICUS HP https://monitor.civicus.org/country/cambodia/
- Dahl, Robert A. (1971) "Polyarchy: Participation and Opposition" New Heaven and London, Yale university Press
- Freedom House (2021) "Freedom the World 2021", https://freedomhouse.org/sites/default/files/2021-02/FIW2021 World 02252021 FINAL-web-upload.pdf
- Global Witness (2016) "Hostile Takeover: The Corporate Empire of Cambodia's Ruling

Family", July 2016

myanmar-crisis-2022-01-17/

- Han, Enze (2022) "Under the Shadow of US-China Competition: Myanmar and Thailand's Alignment Choices", The Chinese Journal of International Politics, 2018, 81-104, Downloaded from https://academic.oup.com/cjip/article/11/1/81/4844054 by guest on 10 February 2022
- Human Rights Watch (2018) "Cambodia: Repeal of Abusing Association Rule", https://www.hrw.org/news/2018/12/07/cambodia-repeal-abusive-associations-rule#:~:text=Cambodia
- Human Rights Watch (2020) "Cambodia: Hun Sen and His Abusive 12 Generals", Oct.22. 2020 https://www.hrw.org/news/2020/10/22/cambodia-hun-sen-and-his-abusive-generals
- ISEAS (2021) "The State of Southeast Asia 2021 Survey Report", https://www.iseas.edu.sg/wp-content/uploads/2021/01/The-State-of-SEA-2021-v2.pdf
- Konrad Adenauer Stiftung (2021) "What do Cambodian think?", KANTAR, April 30, 2021 https://www.kas.de/en/web/kambodscha/single-title/-/content/what-do-cambodians-think
- Peou, Sorpong (2019) "Cambodia's hegemonic-party system: How and why the CPP became dominant", Asian Journal of Comparative Politics 2019, Vol. 4(1) 42-60
- Prachatai (2020a) "The revolution will be magical: Harry Potter-themed protest calls for monarchy reform" 5 Aug 2020 https://prachatai.com/english/node/8696
- ——— (2020b) "The Demonstration at Thammasat Proposes Monarchy Reform" 11 Aug 2020 https://prachatai.com/english/node/8709
- ——— (2021) "It's time to talk about the lèse majesté law", Submitted by Apeel Zl, Pravit Rojanaphruk on Sun, 24 Oct 2021 https://prachatai.com/english/node/9511
- Reuters (2021) "U.N. envoy seeks Thai help to halt deterioration of Myanmar crisis", Jan.17, 2022

 Bangkok

 https://www.reuters.com/world/asia-pacific/un-envoy-seeks-thai-help-halt-deterioration-
- Sang Lian Thang, Peter (2013) "The Role of Civil Society in Promoting Democracy, Good governance, Peace and National Reconciliation in Myanmar", University of Agder
- Sok Udom Deth (2009) "The Rise and Fall of Democratic Kampuchea", EDUCATION ABOUT ASIA Volume 14, Number 3 Winter 2009
- Sombatpoonsiri, Janjira (2018) "Conservative Civil Society in Thailand", Carnegie Europe Carnegie Endowment for International Peace, 2018

 https://carnegieeurope.eu/2018/10/04/conservative-civil-society-in-thailand-pub-77373
- South China Morning Post (2019) "Former Thailand prime minister Yingluck Shinawatra does have a Cambodian passport, and may have used it to flee in 2017", January 2019

- https://www.scmp.com/news/hong-kong/politics/article/ 2181359/former-thailand-prime-minister-yingluck-shinawatra-does-have
- Suzuki, N. (2017) "The Formation Process for Civil Society in Northeast Thailand: A Social Research Case Study of Two Villages", Historical Social Research, 42(3), 317-334. https://doi.org/10.12759/hsr.42.2017.3.317-334
- The Committee for Free and Fair Elections in Cambodia (2013) "Final Assessment and Report on the 2013 National Assembly Elections", December 2013, COMFREL
- The Irrawady (2019) "Myanmar Military Chief Visits Thai Military's Major Shipping Supplier", November 18, 2021

 https://www.irrawaddy.com/news/burma/myanmar-military-chief-visits-thai-militarys

 -major-shipbuilding-supplier.html (Accessed on February 20, 2022)
- The Diplomat (2022) "Royalists Step Up Campaign Against Thai Chapter of Amnesty International", Jan 22, 2022, https://thediplomat.com/2022/01/royalists-step-up-campaign-against-thai-chapter-of-amnesty-international/
- The Straits Times (2014) "Thailand and Myanmar: Traditional rivals now brothers in arms",

 July 14, 2014

 https://www.straitstimes.com/asia/thailand-and-myanmar-traditional-rivals-now-brothersin arms
- Ungsuchaval, Theerapat (2015) "Civil Society and Nongovernmental Organizations (NGOs) in Thailand. History, Politics, and State-Society relations", GRIN 2015 https://www.grin.com/document/342056
- United Nations (2022) "Window of opportunity' for unity opens in Myanmar", United Nations News, Jan. 31, 2022. https://news.un.org/en/story/2022/01/1110952
- USAID (2021) "2020 Civil Society Organization Sustainability Index for Asia", 7th Edition,
 November 2021 developed by United States Agency for International Development
 Bureau for Democracy, Conflict and Humanitarian Assistance
 Center of Excellence on Democracy, Human Rights and Governance
- V-Dem (2022) Varieties of Democracy http://www.V-Dem.net/
- Winichakul, Thongchai (2020) "Fear of Democracy in Thailand", アジア研究 Vol. 66, No. 2, April 2020, pp. 52-55
- Zinecker, H (2009) "Regime-Hybridity in Development Countries: Achievements and Limitations of New Research on Transitions", International Studies Review vol.11. pp. 302-331

新型コロナウィルス (COVID-19) 影響下での 災害対応における境界連結活動 (バウンダリースパニング) を 可能にする要因: 佐賀県の災害対応の事例から

Achieving Boundary Spanning Activities in Disaster Response during the COVID-19 Crisis with Focus on Saga Prefecture

桑 名 恵 (Megumi Kuwana)*

ABSTRACT: Difficulties were faced during the disaster response activities conducted amid the COVID-19 crisis. The activities faced a particular challenge of collaboration between insiders and outsiders due to travel restrictions and the sentiments of residents, which lead to less support from outside organizations, and delayed reconstruction. As the recent crisis has become more complex and unpredictable, greater collaborative relationships are needed between outsiders and insiders, which produce a positive impact even amid the COVID-19 crisis. This paper aims to analyze the possibilities of interrelated activities across boundaries, through collaborations between insiders and outsiders, and among the different sectors, such as government, NPOs, and volunteers. The case used for this study is of the support activities undertaken during the heavy rain disaster which occurred in the Saga Prefecture in 2021, by applying the 'boundary spanning leadership model'. It proposes that boundary spanning activities are accelerated by functionalizing intermediate organizations, promoting public-private collaboration, and inviting CSOs outside the prefecture. In boundary spanning activities, connections are strengthened by trust and community building based on internal unity, and valuing an 'insider-outsider perspective', which accordingly establish a broader nexus.

KEYWORDS: 災害対応,新型コロナウィルス感染症,バウンダリースパナー,境界連結活動,連携調整

はじめに

突発的に、不確実性の中で起こる災害対応では、多くの連携、協力やパートナーシップを通じて社会を再編する動きが生み出される。しかしながら、新型コロナウィルス感染症(COVID-19)により世界中で人々の移動が制約され、外部者が人道危

* Associate Professor of International Collaboration and Humanitarian Assistance, Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail: kuwana@intl.kindai.ac.jp

Kuwana, M. (2022). Achieving Boundary Spanning Activities in Disaster Response during the COVID-19 Crisis with Focus on Saga Prefecture. *Journal of International Studies*, 7, 113-130. ©2022 Megumi Kuwana

機の被災地にアクセスすることが困難となった。そして、COVID-19影響下の人道 支援に関する調査では、現場へのアクセスをめぐって内部者と外部者の境界がより 鮮明になる傾向が現れている。こうした状況は、内部者である現地アクターのリー ダーシップを強め、支援の現地化を推進する原動力となっている¹。一方で、内部者 と外部者の直接的接触が希薄になることで連携が困難となり、外部組織からの支援 が減少して復興に遅れが生じ、時には支援方針をめぐって立場の違いを際立たせる 分断や対立が現れる傾向が明らかになっている²。

4カ国の災害対応を分析した、アルドリッチの研究では、中長期の復興を支えるには、内部者の結束だけではその場を凌ぐことしかできず、内部者の協力体制と外部者との関係性を連鎖させることが必要であると結論づけている³。そのため、COVID-19 影響下においても、内部者のみで行う対応には限界があり、外部者と内部者の連携が正のインパクトを生む関係性が求められる。

本稿では、COVID-19 の危機下にあっても、内部者と外部者が境界を越えて交わり、新たな創発を促す関係プロセスを追究するため、COVID-19 の影響下の 2021 年に発生した佐賀県における豪雨災害への支援活動を事例に、「バウンダリースパニング(境界連結活動:Boundary Spanning)」の概念を援用し、外部者、内部者両方の視点を交差させる実践の工夫を模索する。

第1節 災害支援におけるバウンダリースパナーの重要性

状況が移り変わる災害時の対応においては、平時の対応の仕組みが機能しないことが多いため、多数の組織間のコミュニケーションと調整を要し、多様なセクターが関わる組織を越えた意思決定が必要になる⁴。そして、組織の境界や、政府、企業、NPO等のセクターの壁を越え、信頼を構築し、効果的な対応を生み出す必要がある。このような危機対応において、重要な役割を果たすのが、境界を越え、連結させる存在としての「バウンダリースパナー」であるといわれている⁵。たとえば、菅野

¹ Barbelet, V., J. Bryant & B. Willitts-King. 'All eyes are on local actors':Covid-19 and Local Humanitarian Action: Opportunities for Systematic Change. Humanitarian Policy Group.

² 桑名 恵、2020、「新型コロナウィルス感染症 (COVID-19) によって「人道支援の現地化」は進むのか? - 内部者と外部者のパートナーシップが拓く公共圏への示唆 - 」 *Journal of International Studies*, No.5、近畿大学、75-93 頁。

³ アルドリッチ、D.P. 、2015、『災害復興におけるソーシャル・キャピタルの役割とは何か: 地域再建とレジリエンス の構築』、ミネルヴァ書房。

⁴ Kapucu, N. 2006. Interagency Communication Networks During Emergencies: Boundary Spanners in Multiagency. *The American Review of Public Administration*, Vol.36, p.221.

⁵ *Ibid.* p.210.

(2020)の研究では、東日本大震災の復興過程のNPOをはじめとするサードセクターの役割が取り上げられ、社会的課題解決にあたって、組織の境界を越える複数の対境担当者がハブとなり、さまざまな資源を動員し組織を越えて結びつけたことで、イノベーションが創出され、社会的な解決が目指されたプロセスを明らかにしている6。

経営学や組織論の領域において、組織の境界を越える存在としてのバウンダリースパナーに着目した研究は数多い。一方で、経営分野のみならず、テロ事件に対する危機対応⁷や、持続可能性に関わる開発課題の協働解決⁸、災害対応⁹におけるバウンダリースパナーの役割も注目され始めている。本稿では、これまで詳細に考察されてこなかった、COVID-19 影響下の複合的危機の中で、協力関係がより築きにくい状況でのバウンダリースパナーの実践をどのように可能にするのかを分析し、そこから生まれるインパクトを明らかにする。

バウンダリースパナーの定義として、公共部門のバウンダリースパナーを研究してきた Van Meerkerk and Edelenbos は、「積極的に組織環境を解析し、情報収集を行い、組織の境界を超えサポートを得て、自組織と周囲の環境を調整し、境界を越えて、プロセスやアクターをつなげる人」と説明し、次の4つのタイプの活動、1)情報収集と情報交換、2)関係的活動、3)内部と外部のアクターを調整し折り合いをつけること、4)協力を媒介しつつ促進すること、を挙げている。またその主な4つの機能として、調停役(Fixer)、橋渡し役(Bridger)、仲介役(Broker)、革新役(Innovator)を示した 10 。

そして、境界を結びつける実践の道筋として、アーンストとメイソンは、バウンダリー・スパニング・リーダーシップモデルを提唱した。組織を越えた協力で達成できる連結点を生むために、図1で示すように、3つの段階、「境界のマネジメント」、「共通の土台作り」、「新たなフロンティアの発見」を経るプロセスを示した。さらに、そのプロセスを進める6つの実践として、「安心・安全を確保する(バッファリング)」、「敬意を育む(リフレクティング)」、「信頼を築く(コネクティング)」、「コミュニティをつくる(モビライジング)」、「相互依存を深める(ウィービング)」、「再構成を可能にする(トランスフォーミング)」、を挙げたい。異なる価値観が交わり、つながる場

⁶ 菅野拓、2020、『つながりが生み出すイノベーション ―サードセクターと創発する地域―』 ナカニシヤ出版。

⁷ Kapucu. 2006. *op.cit*.

^{*} 大塚健司、2021、「越境的実践がつむぐガバナンス―持続可能性課題の協働解決に向けて―」 『国際開発研究』 30 巻 2 号、1-9 頁。

⁹ 菅野、2020、上掲書。

¹⁰ Meerkerk, V. and J. Edelenbos. 2019. *Becoming a Competent Boundary Spanning Public Servant*. ResearchGate. p.2.

¹¹ アーンスト・クリス、ドナ・クロボット=メイソン、2018、(三木俊哉訳)『組織の壁を越

所には可能性や成果を引き出す連結点が形成されやすい。一方、その連結点では、種々の価値、実践を接合させる力が問われることになる。したがって、支援活動においては、外部者、内部者両方の視点を交差させられる存在が、境界を越えた実践や創発において大きな促進剤となる。

ネクサス効果 新たなフロンティアの発見 **NEXUS EFFECT** トランスフォーミング:再構成を可能にする、 ウィービング:相互依存を高める DISCOVER NEW FRONTIERS Transforming - Enable Reinvention Weaving - Advance Interdependence ORGE COMMON GROUND 共通の土台づくり モビライジング:コミュニティをつくる Mobilizing - Develop Community コネクティング:信頼を築く Connecting - Build Trust ANAGE BOUND 境界のマネジメント Reflecting - Foster Respec リフレクティング:敬意を育む Buffering - Create Safeti バッファリング:安全・安心を確保する GREAT DIVIDE グレート・ディバイド

図 | バウンダリー・スパニング・リーダーシップの6つの実践

出典(アーンストとメイソン、2018:35)

このような理論的枠組みを踏まえて、次節では、佐賀県の災害対応を事例に、外部者と内部者の境界連結活動の動態を捉え、特に COVID-19 影響下で効果的に災害対応を行う上でのバウンダリースパナーの重要性の高まりを明らかにし、その実現を可能にする要因を分析する。本稿で捉える境界は、主に「県内団体/県外団体」あ

るいは「被災市町内/被災市町村外」などの分類による外部者と内部者の境界、また、 政府、NPO、企業などのセクター間の境界である。

第2節 佐賀の災害対応

2-1 佐賀県の災害とその対応

佐賀県は、南海トラフ地震の想定死者数が九州で唯一、「0」の県であり、他県と比べ、災害の少ない県とされている。しかしながら、近年気候変動の影響もあり、頻繁に大雨、洪水、台風による被害を受けている¹²。特に 2017 年以降、九州北部で豪雨、大雨や短時間の強雨による災害が毎年起こっていることから、今後も大規模災害が頻発化・激甚化する傾向にあると分析されている¹³。そして、佐賀県では、2018年7月豪雨などの大規模災害において、行政を中心に対応する「公助の限界」が浮き彫りになったため、防災・減災の体制づくりの目標として、「『自助』『共助』『公助』の適切な連携により迅速かつ的確に対応し、県民の安全安心を確保して救える命を救う防災・減災対策を確立すること」が掲げられている¹⁴。

本稿では、今後佐賀県において重点的に求められている連携の中でも、特に「共助」を担う NPO や CSO (Civil Society Organization) ¹⁵を中心とする災害対応や、「共助」と「公助」の連結点に焦点を当てたい。NPO や CSO に着目する理由は、近年の頻発する大規模な危機対応において、従来の「公助」を中心とした垂直的な対応では限界が生じ、様々なアクターが参画するネットワークガバナンスへの変革が求められているからである¹⁶。事例としては、2019 年の大雨・台風¹⁷の対応とを比較しながら、COVID-19 影響下で起こった 2021 年の大雨災害¹⁸への県レベルの災害対

¹² 佐賀県ホームページ「佐賀県の災害の概要」 https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003989/index. html (2022 年 3 月 25 日アクセス)。

¹³ 佐賀県、2019、『佐賀県総合計画 2019 —人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプランー』、 7 頁。

¹⁴ 上掲書、第3章1-4。

^{15「}NPO」は、内閣府(2020)の「多様な被災者支援主体の連携体制の構築・強化ガイドライン(案)~円滑かつ効果的な被災者支援のために~」の定義では、「特定非営利活動法人」の法人格を有する組織(NPO 法人)だけでなく、様々な市民活動団体の総称を指す。一方、佐賀県の政策文書で使用されている「CSO」とは、法人格の有無を問わない、ボランティアグループや NPO 法人などの「志縁組織」、そして地域活動を担ってきた地域住民で構成される自治会や婦人会を含む「地縁組織」を合わせたものと定義されている(佐賀県、2004、「県民協働指針」、16 頁)。どちらも似た領域をさすが、本稿では、佐賀県の政策を説明する際は、正確を記すために、「CSO」の表記を用い、それ以外の説明では「NPO」と表記する。

¹⁶ 菅野拓、2021、『災害対応ガバナンス』ナカニシヤ出版。

¹⁷ 被災規模は、約 378 億円に上り、住宅被害は総計 6,134 棟。(佐賀県、2020、「平成 31 年・令和元年災害の概要」1 頁。)

¹⁸ 被災規模は、約390億円に上り、住宅被害は総計3.423棟。(佐賀県、2022、「令和3年8

応を取り上げる。NPO や CSO、及び県庁関係者へのインタビューや、政策文書、新聞記事などをもとに分析する。

2-2 災害対応における行政と NPO のバウンダリースパニング

1) 佐賀災害プラットフォーム (SPF) による災害対応

佐賀県の災害対応において、県域で多様なアクターをつなげる中間組織として大 きな役割を果たしているのが SPF である。SPF の前身は、東日本大震災や熊本地震 などで外部から被災者支援を行うために佐賀の NPO 有志が支援を展開した「佐賀県 から元気を送ろうキャンペーン」である。2016年の熊本地震の際に支援活動を同キャ ンペーンで展開する中で、佐賀県内で同様の災害が起こったときに、「県内組織だけ では対応できない。佐賀県内で外部の支援を受ける際の仕組みを作っていかないと 間に合わない」という認識が深まり、2016年、任意団体として SPF が立ち上がった 19。SPF は様々な団体や組織をつなぎ、県内外への被災地域へ、人・もの・資金を仲 介する活動を実施することを目的とする、災害対応の中間組織である。2022 年 2 月 時点で、58 団体が賛同し、活動に関わっている²⁰。SPF の設立当時、2016 年の熊本 地震に加え、2017年九州北部豪雨、2018年西日本豪雨のように、深刻な自然災害が 毎年のように起こり続けたため、佐賀県においても受援の仕組みの機能化は急務で あると認識されていた。佐賀県内の賛同団体が中心となり、医療支援、外国人支援、 資金調達など分野別に9つのタスクに分かれて、具体的な期限や成果目標を定め、 災害対応の仕組みづくりが進められた21。SPF の準備に関わった多くの賛同団体は、 所属団体の活動としては災害対応以外を専門としていたが、災害リスクが佐賀県に も差し迫っているという認識のもと、災害対応という共通の目標に向けて様々な分 野の知見を結集させることになった。

災害対応における、官民連携や中間支援の機能は、特に東日本大震災を機にその必要性が検討されるようになった。多様な被災者のニーズに対応するためには、「行政による公的な施策・制度」や「災害ボランティアセンターを通じたボランティア活動」のみならず、「NPO等によるきめ細やかな多様な支援」が求められており、「行政・NPO・ボランティア等の三者」による幅広く多様な主体の連携・協働が必要であるという認識が広がったからである。多様な支援団体が被災地で活動するようになったことで、全体として適切な支援活動が行われるよう調整する中間支援組織の

月 11 日からの大雨による被害状況等をお知らせします (2 月 16 日 9 時 00 分現在)」、 https://www.pref.saga.lg.jp/bousai/kiji00381950/index.html (2022 年 3 月 25 日アクセス)。

¹⁹ SPF 関係者へのインタビューによる (2021年11月、2022年2月、3月)。

 $^{^{20}}$ SPF ホームページ、「SPF について」、https://s-spf.com/about (2022 年 3 月 25 日アクセス)。

²¹ SPF 関係者へのインタビューによる (2021 年 11 月)。

役割が不可欠になっていった。このような動きは、政府の「防災基本計画」にも反映されている。2018 年 6 月には三者連携について、「国及び市町村(都道府県)は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボラシティア団体及び NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする」と明記された。さらに、2019 年 5 月には、「国及び市町村(都道府県)は、行政・NPO・ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする」と具体的な三者連携に必要な内容が追記されている(傍点は筆者による)22。

SPF にとって、最初に受援としての中間支援組織の機能を試されたのが、2019 年大雨・台風災害であった。被災規模が大きかったため、外部から多くの団体が支援に入った。しかし、発災直後は、SPF は様々な要因が重なって支援団体間の調整会議をすぐに立ち上げることができず、外部団体が主導する調整会議が行われることになった。SPF が佐賀県、県社会福祉協議会と共に準備を重ねてきたにもかかわらず、外部団体主導の体制による調整が始まったことで、関係者には戸惑いと混乱が見られたという²³。しかし、第 3 回目会合時から、「葉隠会議」と名づけられた支援団体間の調整会議が、SPF が中心となって運営された。ただし、初めて本格的に行う調整会議であったため、会議の進行・運営や、県内のニーズを汲み上げ、効果的に支援団体の活動とマッチングを行うことなどに課題が残った²⁴。

そして、翌年、COVID-19の世界的大流行の中、2020年7月3日~8日にかけて、九州地方を中心とした豪雨災害が起こり、特に熊本県が大きな被害を受けた。支援関係者は日本国内で初めてCOVID-19影響下での本格的な自然災害対応が求められた。しかし、熊本県では被災直後に県外から派遣された応援行政職員やマスコミ関係者がCOVID-19に感染したことが判明し、県外からの被災地入りの方針をめぐって支援団体関係者が右往左往することになった。7月12日には熊本県域における災害対応の中間組織である熊本災害団体ボランティアネットワーク(KVOAD)から、県外からのボランティア、NPO等を保留する方針25が発表され、その後、7月27日、

²²「防災基本計画」https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf (2022 年 3 月 25 日アクセス)。

²³ SPF 関係者へのインタビューによる (2021 年 11 月)。

²⁴ SPF 関係者、佐賀県庁県民協働課へのインタビューによる(2022 年 1 月、2 月、3 月)。

²⁵ KVOAD、「第 286 回火の国会議議事録 (2020 年 7 月 12 日)」。

「外部支援者に対して熊本県内の被災市町村或いは市町村社会福祉協議会等により支援の要請があった場合は、専門ボランティアのみ、感染対策を十分に行った上で県外から被災地に入る活動が可能」という方針が出された²⁶。多くの団体にとっては、行政機関が緊急事態によって混乱している状況での支援要請の取得は至難であり、支援は中止されたり、大幅に遅れることになった²⁷。緊急期の支援に関わっていた外部支援者は当時の状況を、「自分たちがよそ者であるという区別を感じる場面が多くあった」と語っている。また、「行政機関が要請すれば県外団体が被災地で活動可能とした点については、行政が住民のニーズを把握しない場合はニーズがないと判断される危険性も兼ね備えており、住民の生活再建への負の影響を与えかねない」との懸念が複数寄せられた²⁸。さらに、外部者が入りにくいことで、被災地の復旧、復興が大幅に遅れ、被災者にしわ寄せがいく状況や、遠隔支援のみで行う活動では、変動する現場のニーズに応えにくいことも明らかにされた。そして感染症対応を配慮し、現地提携団体と調整することで、被災地に入る活動を探っていける可能性も示された²⁹。

SPF は、このような熊本県などの災害対応の状況や、2019 年の大雨災害で佐賀県内関係者のみの対応での限界に直面した経験も踏まえて、2020 年から COVID-19 影響下であっても佐賀県内の災害時にどうすれば外部支援団体を受け入れられるのかについて、佐賀県庁、県社会福祉協議会と議論を続けていた。そして、2021 年に佐賀県で大雨災害が発生した際は、いち早く外部団体を受け入れる方向性が合意され、発災数日後に SPF は外部支援団体に対して支援活動ができるという方針を公表した。同時期に熱海での土砂崩れ災害も起こっており、外部支援者の被災地へのアクセスを最初の時点で断ると、以降外部支援者の支援が入ってこないのではないかという懸念もあったという30。外部支援者に対する活動指針としては、「コロナ禍での域外への支援要請の為のガイドライン」31を策定し、支援開始前に外部支援団体に団体登録や PCR 検査などの感染防止策の徹底を依頼し、面談をして面識を持った団体に対して、SPF のステッカーを配布し、そのステッカーを車に貼付してもらうこ

²⁶ KVOAD ホームページ「令和 2 年 7 月豪雨災害 熊本県外から災害支援のために来県された団体及び今後来県予定の団体の皆様へ」。https://www.kvoad.com/2020/07/27_27.html (2020 年 9 月 10 日アクセス)。

²⁷ 桑名、2020、前掲論文。

²⁸ ジャパン・プラットフォーム加盟団体へのアンケート調査(2020年11月)による。

²⁹ 桑名恵、2021、「2020 年 7 月豪雨災害支援プログラム初動対応期振り返り―外部専門家報告書」ジャパン・プラットフォーム。

³⁰ SPF 関係者へのインタビューによる (2021年11月、2022年2月、3月)。

³¹ SPF ホームページ、「佐賀災害支援プラットフォーム (SPF) 加盟団体による コロナ禍での域外への支援要請等の為のガイドライン |

https://s-spf.com/wp-content/uploads/2022/03/spf guideline.pdf (2022 年 3 月 25 日アクセス)。

とで、地元住民の安心を高められるような工夫を行った。PCR 検査については SPF が日本財団や佐賀県からの助成を受けていたため、外部支援団体が費用を負担する必要はなく、手続きを円滑に進めることができたという。さらには佐賀未来創造基金を通じて、佐賀県内外の CSO に一律 10 万円を助成する体制も整備し、支援者の活動を促進した。そして、2019 年の SPF の活動で課題として指摘されていた、支援のマッチング機能については、「求められている支援・物資」、「物資提供申出情報」を常に Web サイトで確認できる掲示板を整えた32。これらの仕組みは、全般的にうまく機能したが、移り変わる被災地ニーズを即時的に把握することや、被災自治体によっては外部支援者に対する理解を得にくいなどの問題点も浮かび上がった33。こうした課題への対応としては、平時からの市町村レベルでの理解促進や関係構築の必要性が認識され、SPF は、2021 年 10 月以降、復旧支援や平時の防災活動などにおいて、武雄市、嬉野市、小城市などと災害発生時の連携・協力協定を締結している34。

2) 県民協働の実践

佐賀県では、人口減少と高齢化、多様な県民ニーズへの対応などの状況から、地域課題全般に対して行政のみでは限界があるという前提で、多様な主体による県づくりが推進されてきた。その一つの方策が「県民協働」であり、「県民協働指針」として 2004 年にまとめられた³⁵。この指針における協働とは、「『異種・異質の組織』が、『共通の社会的な目的』(公益の実現)を果たすため、それぞれの特性を持ち寄り、『対等な立場』で『協力して共に働く』こと」とされ、特に NPO を含む CSO と行政の協働を対象としている。この指針は、県と CSO が集まって顔を突き合わせ、特に CSO の意向を反映して、濃密な議論をした上でまとめられたものであるという。こうした方針を作る過程で、県や CSO 関係者の信頼関係が構築され、災害分野においても官民連携を円滑に進める土台になった³⁶。

佐賀県における災害対応の県民協働の形は、2019年の豪雨災害から、その試行が

³² SPF ホームページ、「支援申出/受け入れ」https://s-spf.com/sien# (2022 年 3 月 25 日アクセス)。

³³ 佐賀県庁県民協働課へのインタビューによる (2022 年 2 月)。

³⁴ 佐賀新聞 Live、「災害対応の連携、平時から武雄市が支援団体と協定」(2021/10/19)、https://www.saga-s.co.jp/articles/-/756358(2022 年3 月 25 日アクセス)。佐賀新聞 Live、「嬉野市、佐賀災害支援プラットフォームと協定 8 月大雨の復旧支援」(2021/10/1)、https://www.saga-s.co.jp/articles/-/748042(2022 年3 月 25 日アクセス)。朝日新聞、「小城市が4 団体と災害支援協定」2021 年11 月 24 日、https://www.asahi.com/articles/ASPCR6SK4PCMTTHB008.html、(2022 年3 月 25 日アクセス)。

³⁵ 佐賀県、2004、「県民協働指針」、2 頁。

https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00331710/3_31710_2_sisin1.pdf (2022 年 3 月 25 日アクセス)。 ³⁶ 佐賀県庁県民協働課へのインタビューによる (2022 年 2 月)。

本格的に始まった。その仕組みづくりは、県のみならず、県社会福祉協議会、SPF との三者が常に集まり、共に話し合いながら作り上げたという。最初から三者の役割分担が明確にあったわけではなく、平時から災害対応時まで、課題が認識される度に三者で議論を重ねる中で、共通認識ができていったと関係者は口を揃えて語る³⁷。佐賀県は地理的にも小さくまとまっているため、お互いに集まりやすいという要因もあるが、三者の間で信頼関係が築かれ、被災地の復興という共通する目標を持ち、その実現に向けて、セクターの境界を越えたチームの一体感ができているからであろう。また、佐賀県と SPF は 2019 年に災害時の連携協定を締結した³⁸。佐賀県災害対策本部会議には SPF 代表者が出席している。CSO の声を発信しつつ、会議の情報を即時的に CSO と共有でき、県の政策との連携も実現しやすい環境が整えられている。

災害対応において県民協働を促進するもう一つの場としては、県が主催し、SPFに委託している市町村レベルでの「災害時における協働研修」の実施がある。県内では市町村によって支援を受ける「受援力」に差があるため、被災し受援した経験値の高い市町村のノウハウを、他地域に移転するための研修である。そもそも、日本では、NPOやCSOの認知度が全般的に低く、NPOやCSOは行政組織の認知、信頼を得るために、災害対応時に行政組織と一から関係を築く必要があることもしばしばで、活動実施に困難を抱えることが多い³9。このような課題を軽減するため、県庁は平時から、市町村の自治体のCSO担当課だけでなく、福祉や防災担当など複数課に「災害時における協働研修」に参加を働きかけるなどの橋渡しをしている。また、研修の準備の過程でも、県、市町村の行政機関、SPF、社会福祉協議会などの関係者の間で、相互交流する機会が生まれ、信頼醸成につながっている⁴0。県の「県民協働」政策による強い推進力が、セクターを越えた協働の実現に果たした役割は大きいと考えられる。ただし、佐賀県全域でSPFなどのCSOの理解や認知度を広げるという点でまだ課題が多い。

3) 県外の CSO 誘致政策

佐賀県のさらなる境界連結の政策として、「地域活性化のための県外 CSO 誘致事業」がある。地域の課題解決を図るために、多様な主体が公共サービスを担うことを促進するため、さまざまな分野でトップランナーとして活躍している県外の CSO

³⁷ SPF 関係者、佐賀県庁県民協働課へのインタビューによる(2022年1月、2月、3月)。

³⁸ 佐賀県ホームページ「令和 3 年 8 月豪雨災害に伴う佐賀災害支援プラットフォーム (SPF) との連携による被災者支援について」 https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00382214/index.html (2022 年 3 月 25 日アクセス)。

³⁹ ジャパンプラットフォーム加盟団体へのインタビュー調査(2020年11月)による。

⁴⁰ 佐賀県県民協働課へのインタビューによる (2022 年 2 月)。

を誘致している。企業誘致を導入している自治体は多いが、 CSO を本格的に誘致している自治体は他に類を見ない。平成 27 年度から誘致事業が開始され、2022 年現在、12 団体の CSO が佐賀で活動している⁴¹。

佐賀県としては、県外の CSO を誘致することにより、人材の流入や雇用を生み出 すとともに、誘致された CSO と交流することでノウハウの提供を得て、県内の CSO のスキルアップやさらなる地域課題の解決につなげられる。例えば、規模の大きい CSO の資金調達のノウハウや専門的な最先端の情報がもたらされる効果などが現れ ている⁴²。また CSO にとっては、県や佐賀未来創造基金から助成金などの各種サポー トを受けながら、自治体と誘致 CSO が協働する新たな事業が展開でき、さらにはふ るさと納税の仕組みを活用した効果的な資金調達ができる43。ふるさと納税は、一旦 県に受け入れて、CSO に寄付金として交付する形態をとり、CSO に使い勝手がよい ように工夫されている。誘致 CSO の多くは資金調達力が飛躍的に上がったと、その メリットの大きさを指摘する4。さらに、佐賀県により誘致 CSO と地元の団体と交 わる交流イベントが多く設けられ、CSO、行政、市民などを橋渡しする関係づくり が意識されている。山口佐賀県知事は、県外の CSO の誘致について「志の誘致」と 述べ、「身内で固まっているとアイデアも出てこないし、人間関係が固定化されるの で、外部の考えを取り入れるために誘致し、交流するためのベースを私たちがしっ かりつくる」とし、行政が「クチは出さずに下から支える」ことの重要性を強調し ている45。

このような CSO 誘致は、災害対応分野においても、バウンダリースパニングに大きな役割を果たしている。2016 年の熊本地震支援の際、災害対応分野を専門とする誘致団体であるシビックフォース (CF) と SPF の前身である「佐賀から元気を送ろうキャンペーン」との連携による活動が行われたことで、佐賀県内団体の問題意識が高まり、SPF 設立への動きの一つのきっかけとなった。阪本は、日本国内の災害対応における協働ガバナンスが促進された要因として、災害に関わる NGO⁴⁶や NPOが海外における人道支援を通して被災地支援における知や技術を得ていたことを指

⁴¹ 佐賀県ホームページ「NPO・NGO 経営者の皆さまへ 佐賀県を活動の拠点にしませんか?」 https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00346571/index.html (2022 年 3 月 25 日アクセス)。

⁴² 佐賀県庁県民協働課へのインタビューによる(2022 年 2 月)。

⁴³ 佐賀県、2021、「SAGA×CSO guidebook」、2 頁。

⁴⁴ 誘致 CSO 関係者へのインタビューによる (2021年11月、2022年2月、3月)。

^{45 「&}quot;自発"を重視し、県民一人ひとりを主役にした取り組みをめざす クチは出さずに下から支える それが佐賀県政の特徴です 佐賀県知事 山口 祥義」自治体オンライン 自治体通信 Vol.09 (2017年7月号) https://www.jt-tsushin.jp/interview/jt09_yamaguchi/ (22年3月25日アクセス)。

⁴⁶ 国際的な問題に取り組む団体は「NGO」、国内や地域の問題に取り組む団体は「NPO」という意味で用いる。

摘している⁴⁷。CF、ピースウィンズ・ジャパン、日本レスキュー協会、難民を助ける会など災害対応を専門とする誘致 CSO は、海外での人道支援の活動経験が豊富であり、SPF には執行部あるいはメンバーとして関わり、様々な知見の共有を行なったことが、SPF の災害対応のバージョンアップにつながったと考えられる。

一方、誘致 CSO にとっては、平時の交流の場を通じて、佐賀県広域で多様な組織と関係性を育んでいることが、災害時の円滑な活動実施につながっている。また、県外からの外部支援者として入ると一時的な関わりとなってしまうが、平時から被災県に身を置くことで、復旧、復興も含めた長いプロセスで、外部支援者であれば見えてこなかった視点を持つことができるということだ48。さらには、佐賀県で活動をしていることで、他の九州地域や、全国レベルの組織につながることがあり、誘致される前よりも、飛躍的に幅広いネットワーク構築が可能になっている団体もある49。

第3節 バウンダリースパニング・リーダーシップモデルからの考察

佐賀県の災害対応においては、2節でまとめたように、中間支援組織の機能化、官民協働の推進、県外 CSO の誘致など、県内関係者と県外関係者の境界をつなげるための様々な工夫や、対話や交流を通じて組織やセクターの境界の連結点が生み出されていた。本節では、2頁に記した「バウンダリー・スパニング・リーダーシップモデル」をもとに、SPF を中心とした災害対応の仕組みづくりで境界連結を可能にした要因を整理し、次項で境界連結によって生まれたインパクトを掘り下げる。

3-1 バウンダリースパニングを可能にした要因

境界連結活動の第一段階は「境界のマネジメント」である。アーンストとメイソンによると、まず境界を明確にして、メンバーが「安心・安全を確保する(バッファリング)」ことが重要であるという。内部メンバーの安心がないと、境界を越えて連携をするという動きにはなりにくいからである。具体的には、組織のアイデンティティやミッションを明確にし、チームビルディングの活動やイベントを大事にして帰属意識を高めることなどが挙げられている50。SPFの場合は、行政、NPOやCSO、企業などの多様な支援組織のリソースをつなぐという共通の目的を明確にし、メン

⁴⁷ 阪本真由美、2021、「東日本大震災における緊急人道支援」内海成治他編『緊急人道支援の世紀:紛争・災害・危機への新たな対応』ナカニシヤ書店、265 頁。

⁴⁸ 誘致 CSO 関係者へのインタビューによる (2022 年 3 月)。

⁴⁹ 誘致 CSO 関係者へのインタビューによる (2022 年 3 月)。

⁵⁰ アーンストとメイソン、2018、前掲書、131 頁。

バー団体の協働を促した。発災前の準備段階では、タスクフォースに分けた少人数での作業を進め、県からの予算を受けて期限と目標の成果を定め、SPF 全体の仕組みとしてつくりあげていった。SPF の活動開始以前に、「県民協働指針」策定プロセスでの議論や「佐賀から元気を送ろうキャンペーン」の活動などにより、もともと主要なメンバー間の関係性が構築できていたことも、メンバーの安心・安全の確保に大きく貢献したと考えられる。

「境界のマネジメント」の次の実践は、自分達の集団の境界線を理解した上で、他の集団に対する理解を深めるために、他集団への「敬意を育む(リフレクティング)」ことである。「彼ら」、「私たち」のように集団を区別しようとする抵抗に抗い、お互いを受け入れようと促す実践である⁵¹。SPF の場合の主な他集団は、県庁等の行政機関や社会福祉協議会、外部支援者などである。災害対応などの社会課題における「県民協働」政策が県行政として強力に後押しされていたことで、SPF、県庁、社会福祉協議会との対話のチャンネルが開かれ、さらにはそれぞれの担当者の配慮もあって、対話が円滑に丁寧に進められた。さらに、佐賀県の場合、自分達のみの対応力では難しいという共通の出発点が、他集団への敬意を育み、信頼を生みやすい状況を作っているといえる。一方で、市町村レベルでは、NPO や CSO の役割や外部支援者に対する理解が十分ではない自治体もあり、平時の研修や交流などを通じて多様なレベルの集団間の「敬意を育む」過程の実践は引き続き強化していく必要がある。

第二段階は、「共通の土台づくり」である。この段階では、集団間の共通点に注意を向けて、「信頼を築く(コネクティング)」、「コミュニティを築く(モビライジング)」の実践が重要になる。「信頼を築く」では、人々を結びつけ、他の集団に橋をかけて、境界を無効にし、集団相互の信頼を築いていく。そして、「コミュニティを築く」では、集団を越えた共通の目的やアイデンティティを確立して、もっと大きく、包摂的な、全員が共有する新しいコミュニティを築く実践である52。SPFの場合、外部支援者が入った災害時の支援活動の調整が、それらの実践の場となった。支援活動の調整会議の開催や、コロナ禍の指針の策定とその実践が、多様な組織をつなげ、「信頼を築く」場となった。COVID-19 対策の工夫を盛り込んでガイドラインを定め、面談をし、助成金を準備するなど、外部者と内部者の間になんとか橋をかけようとするプロセスが、県外支援者と県内支援者の境界を少しずつ溶かすことにつながった。そして、被災地での迅速で効果的な支援の実現という共通の目的の下で、被災地のニーズと外部支援者の支援の可能性をマッチングする機能を充実させることで、境界を越えて「コミュニティを構築する」働きを促した。しかし、普段は顔を合わせていない外部支援者と共にコミュニティを構築する実践は、様々な意向が

⁵¹ 前掲書、153 頁。

⁵² 前掲書、177-199 頁。

交差する中、衝突や問題も発生し、SPF は板挟みの立場におかれることもあった⁵³。また、調整会議で共有されることは、被災地の状況の一側面に過ぎず、見落とされている問題も多い。会議の場だけに頼らず、被災地に赴き、支援関係者、被災者と接し、被災状況の調査を行うなどの、多方面からのアプローチが求められ、メンバーの膨大なエネルギーを要した。さらなる頻度や規模での災害が起こる場合を想定すると、担い手が足りないという課題が突きつけられることにもなった⁵⁴。

3-2 バウンダリースパニングから生まれたインパクト

第三段階は、新しい可能性が生まれ、最も先進的、画期的な思考につながる発見がもたらされる「新たなフロンティアの発見」である。この段階の実践としては、「相互依存を高める(ウィービング)」と「再構成を可能にする(トランスフォーミング)」が挙げられている。「相互依存を高める」では、各アクターが独自のアイデンティティや目的を維持しながら、それらの集団を大きな全体の中に統合する。個々の集団だけでは達成できない相互依存的な目標を定めるなどがそれにあたる55。2021年の豪雨災害の対応では、COVID-19影響下にあっても、県域レベルで外部支援者との基本的な調整機能は達成できた一方で、市町村レベルでの調整や橋渡しには課題が残った。市町村レベルで活動するCSOや町おこし協力隊員が連携のハブとなって、外部支援者との連携が促進された市町村もあったが、さらに広域で機能できるよう関係を編み込んでいく必要がある。発災半年後から始まった、市町村レベルでの「災害時における協働研修」は、SPFが実施し講師を務めることで、SPFを含むCSOの認知を上げ、さらなる大きな領域で相互依存を高める活動といえる。今後、それらの効果が期待される。

また、バウンダリースパニングから生まれるインパクトとしては、SPF の災害対応の経験の「再構成」を通して新しいフロンティアが拓かれる試みが現れている。「再構成」では、現在の経験や知識を新しい目標に向けた起点として活用し、集団がその境界線を切断し、集団を再編することで、新しいアイデンティティや可能性が現れるプロセスである56。SPF の実践から再編成された動きの一例として、金融機関で10年以上出し入れのない「休眠預金」を活用した、人材育成のための「九州全県の被災者の緊急復旧・復興支援~新型コロナ禍における緊急被災者支援事業」がある。この休眠預金事業は、SPF の共同代表を務める佐賀未来創造基金が幹事団体となり、中間支援団体として災害支援を行なっていた有志団体が集まり設立した「九州防災

⁵³ SPF 関係者からのインタビューによる (2022 年 1 月)。

⁵⁴ SPF 関係者からのインタビューによる (2022 年 1 月)。

⁵⁵ 前掲書、229 頁。

⁵⁶ 前掲書、255 頁。

減災連携推進協議会 L など併せて 5 団体が資金配分団体となっている。つまり、SPF の活動を起点にして、災害対応の構想を九州全域に広げている。今後、日本国内で 同時多発的に災害が起こる可能性もあり、2021 年の COVID-19 影響下で試行され た災害対応の仕組みだけでは人材が圧倒的に足りないという危機感から、災害対応 を専門とする県外の団体に頼る体制ではなく、近隣地域の団体を育成し、九州独自 のモデルを構築することを目指している。災害専門の担い手を育成するというより は、災害対応以外の平時の活動を行いながら、BCP(事業継続計画)として災害対応 も担いデュアルモードで活動できる団体の育成を狙っている。具体的には、コロナ 禍での支援活動のガイドライン作りや、地域企業からの人・物・資金の継続支援、ICT 等のテクノロジーを活用した新たなシステム構築に資する事業に助成する。すでに 被災した地域において、コロナ禍により遅延している復旧・復興を支援する事業や、 行政と地域の橋渡し役を担う「中間支援組織」を県内各地に増やす取り組みも後押 しする⁵⁷。2021 年度分は、九州全域を助成対象に総額1億6千万円が14 団体に助 成され、さらに佐賀県内を助成対象にしたコロナ禍での災害支援事業として総額 2 億6千万円分が2022年度にまたがって助成される予定である58。休眠預金は、元々 NPO などからの政策提言が実を結んだ制度であり、本事業の実施を通じて、今後様々 な政策提言のチャンネルにもつなげ、法的な枠組みの改正などの働きかけを視野に 入れている⁵⁹。

もう一つの「再構成」の例は、日本レスキュー協会が大町町で建設している災害 救助犬やセラピー犬の育成・派遣施設の開設である。日本レスキュー協会は、佐賀 県に誘致された当初から救助犬育成のための施設の開設を計画していたが、条件に 合致する土地を見つけることができていなかった。ところが、SPF の事務局長として、2019年の災害時に大町町で支援活動に関わったことをきっかけに、大町町の人々 との関係性が深まり、救助犬育成のための施設構想を関係者に話す中で、大町町から 賛同を得て、土地の貸与を受け、施設を建設できることになった⁶⁰。さらにはこの 施設建設の計画を進めるプロセスで、様々な関係組織から連携の申し出があり、日 本レスキュー協会や大町町のみならず、九州全域の社会福祉協議会のロジスティク スの拠点や、平時の災害訓練拠点としても使用される予定である。このように、施 設建設とこれまでの活動から生まれた関係性が相乗的にもたらす連携のインパクト

⁵⁷ 九州防災減災対策協議会(九災対)、幹事団体:公益財団法人佐賀未来創造基金「~九州全県の被災者の緊急復旧・復興支援~新型コロナ禍における緊急被災者支援事業(休眠預金等活用事業) 2020 年度実行団体公募要綱」、2021 年 2 月。

⁵⁸ 佐賀未来創造基金関係者へのインタビューによる(2022年1月)。

⁵⁹ 佐賀未来創造基金関係者へのインタビューによる(2022年1月)。

⁶⁰ 佐賀新聞、「災害犬、セラビー犬・・・大町で育成」、2020 年 10 月 26 日。

は想像以上のものだったという 61 。岡事務局長が日本レスキュー「協会の活動の幅を広げるだけでなく、大町町の災害復興のシンボルとして、そして九州、全国から期待される拠点にしたい」 62 と語るように、SPF の枠組みを越えた大きな領域でのバウンダリースパニングの実現のインパクトが生まれつつある。

3-3 「内部者兼外部者」の役割

3-1、3-2 でまとめた、バウンダリー・スパニングリーダーシップを可能にする 6 つの要因に付け加えて、佐賀県において境界連結のプロセスをさらに促進した要因としては、「内部者兼外部者」の視点が大きな役割を果たしたと考えられる。「内部者兼外部者」の視点を持つ存在としては、誘致 CSO がまず挙げられる。国内外で外部者として支援を行ってきた災害対応の専門的な知識・実践で県内 CSO に刺激を与え、SPF においては内部者となって事務局や執行部として支えた。国内の支援のみならず、海外において、外部者として活動してきた経験があるからこそ、外部者が連携時に何を欲しているのか、連携には何が必要なのかを理解しやすい。そして、グローバルな災害対応の知見やネットワークも取り入れることができる63。さらに、「支援する側」と「支援される側」との立場の相互転換を経験することによって、より深い本質に気づき、新たな関係を創出できる可能性をもつ。

金融業界の専門分化による組織の硬直化の弊害を人類学の視点から解明したテッドは、人類学者兼社会学者であるブルデューを引用し、「インサイダー兼アウトサイダー」となり、視点を逆転させることが、境界を飛び越える鍵であると主張している。他者の視点で世界を見ると、自分自身をより客観的に見ることができ、そこに潜むリスクやチャンスに気づき、新たな発見、打開策が見えてくるからである64。

「外部者兼内部者」の視点を持つ存在は、誘致 CSO に限らない。災害支援を専門にしていなかった CSO が SPF の主要メンバーとなり災害対応の仕組みづくりを担った点でも発揮されたであろうし、外部支援者として「佐賀から元気を送ろうキャンペーン」を担った SPF メンバーが、佐賀県の災害時には支援を受ける側となった立場転換の経験も、「内部者兼外部者」の視点を持ちながら、異種の存在を結節させる大きな力となったと考えられる。

⁶¹ 日本レスキュー協会関係者のインタビューによる (2022 年 3 月)。

⁶² 佐賀 Live,「レスキュー協会の佐賀拠点計画 大町の救助犬育成施設起工 2022 年 1 月始動、九州の災害対応も」https://www.saga-s.co.jp/articles/-/707301 2021/7/5 2022 年 3 月 25日アクセス)。

⁶³ 誘致 CSO 関係者へのインタビューによる (2021年1月、2022年3月)。

⁶⁴ テッド・シリアン、2019、『サイロ・エフェクト』文藝春秋、78 頁、83 頁。

おわりに

現代社会では災害や危機を回避するのは難しく、近年そのリスクが様々な要因と複合的に絡んで襲いかかってくる。このような環境において、状況に合わせてしなやかに適応する組織や機関、システムを構築することが急務になっている。本稿では、外部者の支援が必要となる災害対応において、異なる価値観、専門領域を持つ外部者と内部者の連携が異なるグループに橋をかけ、実践の束を混交させ、結節点を生み出すプロセスを、「バウンダリースパニング」の概念を手がかりに考察した。佐賀県のケースでは、中間組織の機能化、官民協働の推進、県外 CSO の誘致などによって異なる境界上の複数の結節点でつながりが生みだされていた。また内部の結束をもとに、他組織やアクターとの信頼関係やコミュニティを構築し、内部者兼外部者の視点が取り入れられることで、COVID-19 影響下においても、バウンダリースパニングが、外部者の受け入れに関わる困難を乗り越える力となり、様々な組織の協力関係を生み、さらなる次元でのインパクトを促していた。このようなバウンダリースパニングの活動が様々なレベルで重ねられると、信頼と協力に根ざしたインフォーマルなネットワークが張り巡らされることになる。

しかし、バウンダリースパニングは、そう簡単な実践ではない。そのプロセスで は、様々な不協和音や対立も起こり、中間組織等のバウンダリースパナーは被災者 や他組織の間での板挟みを幾度も経験する。COVID-19 はその困難さに拍車をかけ ている。このように複雑な課題に立ち向かい、多様なアクターとのコラボレーショ ンが必要となる場合、カヘンは、コントロールを捨てることがまず重要であり、不 協和音、試行錯誤、共創という混乱した現実を受け入れることが必要であると主張 する。そして、一つの最適な計画と解決策に合意して協力していく形ではなく、対 立とつながりを受容し、進むべき道の実験的試行を受け入れていくことで、多数の 共創を生んでいくという新しい協力形態の「ストレッチ・コラボレーション」を提 唱している65。変化が激しく、複雑化する社会の危機対応では、政治の仕組みを法律 や条例に基づき、コントロール力によって政府が公共を執行する「ガバメント」で は立ち行かず、多様性、自律性と自発的協力を促進する網状の社会形成により、様々 なアクターが意思決定に関わる、協治の「ガバナンス」の組み合わせが必要になる。 そしてこの移行において、一つの方策にこだわらず、不協和音、試行錯誤を受け入 れながらその都度の最適解を模索し、異なる領域や価値観を結びつけるバウダリー スパナーが、固定化した社会の仕組みを流動化させ、新しい価値を作る役割を担う と考えられる。

災害や、気候変動、パンデミックに立ち向かうには、各々の専門や組織領域に閉

⁶⁵ カヘン、アダム、2018、『敵とのコラボレーション』、英知出版、26 頁。

じこもらず、統合的で柔軟な視点で危機に対応することが強く求められている。おりしも、COVID-19 の様々な制限により、内向きになり、これまで以上に外部者に対する拒否感が生まれやすい時期にある。だがそんな時こそ、対話をおこない、対立や試行錯誤を厭わないストレッチ・コラボレーションにより、異なる価値観に橋をかけ、境界をつなげ、溶かしながら、多様なレベルの危機を打開するバウンダリースパニングが必要とされている。

私たちが突きつけられている差し迫った難題のほとんどは、異なる領域の境界線上に存在するといわれている⁶⁶。佐賀県の災害対応におけるバウンダリースパニングの試行錯誤は、私たちが予測不可能なリスク社会で抱える社会課題への対応の手がかりとなるアプローチを示している。

⁶⁶ ゾッリ、A.、2013、『レジリエンス、回復力』、ダイヤモンド社、27 頁。

祖国という異郷に生きる ---マラヤ華人王嘯平の自伝小説を読む---

Living in the Motherland as a Stranger: A Study of the Autobiographical Novels of Malayan Chinese Wang Xiaoping

松 村 志 乃 (Shino Matsumura)*

ABSTRACT: This paper focuses on the trilogy of Autobiographical novels of Wang Xiaoping (1919-2007) who is a Chinese writer from British Malaya. His life and thought torn apart between People's Republic of China and Singapore in 1940s-1980s were treated in these novels. He has not been well known for many years despite having family members who are famous writers Ru Zhijuan and Wang Anyi. Accordingly, this paper studies the spiritual history of Wang Xiaoping as writer and director from an aspect of the military officer of People's Republic of China. In other words, it reveals how he lived in his "homeland" as a gentile with trauma and regret.

KEYWORDS: 中国語圈文学, 馬華文学, 中国当代文学, 王嘯平, 王安憶, 茹志鵑, 自伝文学

はじめに

中国では1976年に文化大革命が終息すると、抑圧された思いを噴出するように文学が続々と書かれた。当時この時期の文学は、新しい時代への期待を込めて「新時期文学」と呼ばれていた。「新時期文学」はまず、文革の傷痕を訴える「傷痕文学」が登場し、のちに文革の惨劇を主体的に思索する「反思の文学」へと深化し、さらに文革期に「知識青年」として農村に「下放」した若い世代の文学が登場した。「知識青年」らの文学的実践は1980年代半ばの文化の「尋根(ルーツの探し)」文学へと結実し、その後の多様な文学状況が花開く端緒となった。

そのような中、文革期に中年を過ごした文学者らによって、さまざまな自伝(自伝小説)が書かれた。著者の多くが、反右派闘争(1957)から文化大革命(1966-76)にかけて、「右派」とされて迫害を受け、長年にわたり不遇をかこった文学者であっ

Matsumura, S.(2022). Living in the Motherland as a Stranger: A Study of the Autobiographical Novels of Malayan Chinese Wang Xiaoping. *Journal of International Studies*, 7, 131-150. ©2022 Shino Matsumura

^{*} Lecturer of Modern Chinese Literature, Faculty of International Studies, Kindai University. E-mail: matsu-shino@intl.kindai.ac.jp

た。日本で翻訳紹介されているものだけでも、劉賓雁(1925-2005)、従維熙(1933-2019)、丁玲(1904-86)、韋君宜(1917-2002)¹などといった人々の自伝がすぐに思い起こされる。

こうした自伝の原点は、迫害を受けた時期に語りえなかった思いを語りたいという動機にあるが、だが力点の置き方は微妙に異なっている。例えばジャーナリスト 劉賓雁の自伝²は、「六四」天安門事件(1989)直後に亡命先のアメリカで執筆されるという極限状態で書かれたもので、当時の共産党統治に対する彼の批判意識が鮮明に映し出されている。自伝の主な内容は、劉賓雁が度重なる迫害に耐えながら、国家社会のために「報告文学(ルポルタージュ)」を手掛けてきた過程を詳細につづるというもので、劉自身の恋愛や家族といったプライベートや、内心の葛藤に関しては、ほとんど書かれていない。その意味で、劉賓雁の自伝は士大夫的意識の強い「文芸工作員」の記録と言ってよい。

一方、少し下の世代の作家従維熙の自伝3は、かなり趣が異なる。彼の自伝の力点は、自分と同じく当時「右派」とされ公民権を奪われていた知識人群像を描くことにあり、同時に自分が労働改造農場に収容されていた苦しい日々や、社会の底辺に置かれることになった家族への悲痛な思いを記すことにあった。つまりこの自伝には著者本人のプライベートに多くの紙幅が割かれており、従維熙という作家の等身大の姿がさらけ出されたものであった。彼の自伝がベストセラーとなったのは、作者の飾らない姿が共感を呼んだためであろう。

本稿で取り上げる自伝もまた、文革後の時期に劉賓雁と同世代の文学者によって書かれたものである。『南洋悲歌』(1986)、『客自南洋来』(1990)、『和平歳月』(1999) 4の自伝小説三部作は、王嘯平(1919-2003)というほぼ無名の英領マラヤ出身の文学者によって書かれた。なお彼自身は無名に近いが、妻の茹志鵑(1925-98)と次女の王安憶(1954-)はよく知られた文学者である。この自伝小説三部作には、英領マラヤから抗日戦争に貢献するために中国大陸に渡り、新四軍で抗日戦争を体験し、共産党政権成立後も中国で過ごした著者自身の人生が如実に反映されている。

¹ 邦訳は順に以下の通り。劉賓雁著、鈴木博訳『劉賓雁自伝―中国人ジャーナリストの軌跡』 みすず書房、1991 年。従維熙著、柴田清継訳『ある「右派」作家の回想』学生社、1992 年。 丁玲著、田畑佐和子訳『丁玲自伝―中国革命を生きた女性作家の回想』東方書店、2004 年。楠 原俊代著『韋君宜研究 記憶のなかの中国革命』中国書店、2016 年。

² Liu Binyan, A Higher Kind of Loyalty: A Memoir by China's Foremost Journalist, translated by Zhu Hong, Pantheon Books, 1990.劉賓雁『劉賓雁自伝』時報文化出版企業有限公司、1989 年。なお劉賓雁自身が英語版を確定版としたため、注 1 に挙げた翻訳は英語版に拠っている。

³ 従維熙『走向混沌三部曲』中国社会科学出版社、1998 年。注 1 に挙げた邦訳は、三部作の うち第一部のみのものとなる。

⁴ 王嘯平『南洋悲歌』作家出版社、1986 年。『客自南洋来』百度出版社、1990 年。『和平歳

王嘯平は1919年、英領マラヤの港湾都市シンガポールに生まれた。原籍は福建省で、祖父母の代で当地に渡った華人3世とみられる5。英領マラヤの華人はかつて幇派6と呼ばれる出身地ごとの集まりで分断され、教育も幇派ごとに行われていたが、20世紀初頭になると中華アイデンティティが勃興し、王嘯平の生まれた1919年には中国語(国語)教育を行う南洋華僑中学がマラヤで初めて開校されていた。また1919年は、中国では「五四」新文化運動が始まった年でもあった。

王嘯平の少年時代の経歴には不明な部分も多く、彼がどのような教育を受けたのかについてはっきりとした記録はない。だが、当時のマラヤの華語学校の学生数が英語学校よりはるかに多かったことや7、王嘯平の自伝小説でも主人公が華語学校(中国語の国語教育を行う学校)に通った設定となっていることを踏まえると、王嘯平が中国語教育を受けたと考えるのが妥当であろう。

英領マラヤで中国語教育が開始されるのと軌を一にするように、「五四」文学に啓発を受けた人びとによって、中国語による文学創作が行われるようになった。それが現在まで続く「馬華文学(マラヤ華語文学、広義にシンガポール華語文学も含む)」の最初期のものである。盧溝橋事件(1937)以後は、マラヤでも盛んにおこなわれるようになった救国運動を背景に、数多くの抗日文学が書かれることになった。当時、中国での戦火を逃れてマラヤを訪れた大陸の知識人(文学者)も、文学の発展に大きな影響を与えた8。また演劇(内容は中国本国のもの)による抗日宣伝も広く進められ、シンガポール陥落(1942)までの数年のうちに、シンガポールだけで71もの劇団が組織されていた9。

当時王嘯平も「馬華人巡回劇団 (マラヤ華人巡回劇団)」という比較的規模の大きな劇団に加わり、マラヤ各地を渡り歩いた¹⁰。その一方で彼は若手文学者として、小

月』湖南文芸出版社、1999年。

⁵ 本論では overseas Chinese の意で「華人」の語を用いる。なお原文が「華僑」となっていた場合にのみ、翻訳として「華僑」の語を用いる。

⁶ 幇派とは中国の出身地域の方言の共通性による結びつきによる社会・経済共同体である。 英国の植民地化のシンガポールにおいて、華人居住区はシンガポール川南部とされていたが、 華人もけっして一枚板ではなかった。その中で華人は幇派ごとに住み分けており、幇派外の人間とは方言が通じないため、意思の疎通は容易ではなかった。なお幇派自体は他の華人地域に もみられるが、シンガポールでは特に強い社会的影響を有していた。(持田洋平「シンガポール 中華総商会の社会的機能の形成一その設立家庭と初期活動を中心に一」『アジア太平洋論叢』23 号、2021年参照)。

⁷ 田村慶子「シンガポールの華人社会と南洋大学の創設」『マレーシア研究』第 1 号、2012 年。

^{*} 馬華文学史については宇戸清治、川口健一編『東南アジア文学への招待』(段々社、2001年)などを参照した。

⁹ 楊松年「中国与新馬:抗戦救亡戲劇伝播層面的探討」、莊鍾慶、鄭楚主編『東南亜華文文学研究』厦門大学出版社、2017年。

¹⁰ 嘯平「向朋友們告別」、方修編『馬華新文学大系(七)散文集』第二版、香港世界出版社、

説、散文、脚本などを数多く発表した¹¹。王嘯平は英領マラヤで開始されて間もない 国語教育を受け、近代文学(「五四」文学)に触発され、抗日のための文学創作に携 わるようになった文学者であり、その意味において、まさに馬華文学勃興期の申し 子だったのである。

1940 年、王嘯平は中国で直接抗日活動に参与したいと考え、21 歳で中国に渡った。大陸では新四軍(華中の共産軍)に身を寄せ、軍の文芸工作団で劇作家としての才能を発揮させ、『永生的人們』(1946) ¹²などの脚本を発表した。のちに妻となる茹志鵑には、この時期に知り合っている。1949 年に中華人民共和国が成立し、マラヤと中国が政治的に断絶状態にある中、王嘯平は華東軍区政治部創作室主任、南京軍区政治前線歌劇団副団長などの職に従事し、文芸工作に没頭した。この時期の脚本に『回到人民的隊伍』(1949)、『海岸線』(1956)、演劇理論に『導演与表演諸問題』(1951) などがある¹³。南洋の文化人で、建国に大きく貢献した老革命家であったことが、その後の安定した地位につながっていたとみられる。1950 年には茹志鵑と結婚して南京に暮らし、54 年には後に作家となる王安憶が生まれている。

だが 1957 年に始まる反右派闘争で「右派」とされ、党籍、軍籍ともに剥奪されたことで、王嘯平の人生は一変する。1962 年より上海人民芸術劇院に異動し、その後 20 年に渡り演出を務めたが、はたして文革期にわたる勤務の実態がどのようなものだったかについては、定かではない。

妻茹志鵑の方は 1955 年に上海の『文芸月報』雑誌へ異動となり、ふたりの娘とともに上海に転居していた。茹志鵑がこの時期に書いた「百合花」(1958) は一躍有名になったが、皮肉にもこれは「右派」とされ、ひとり南京に暮らしていた、かつての同志王嘯平を思いながら書かれたものだった¹⁴。文革後の茹志鵑は、「剪輯錯了的故事」(1979) ¹⁵などで再び話題を呼んだほか、上海作家協会の副主席としても活躍した。娘の王安憶もまた、80 年代には知識青年作家としてデビューし、「本次列車終点」(1982)、『小鮑荘』(1985) ¹⁶で全国的な賞を得て脚光を浴び、日本でも広く知

馬来西亜大衆書局、2000年所収。原載『新流』副刊、1940年3月27日。

[&]quot;当時のペンネームは、嘯平、王歌、薫丁、葉冰、洪瑛など。現在では『馬華新文学大系』 (香港世界出版社、馬来西亜大衆書局、1970年初版、2000年再版)において、当時の文章をい くつか読むことができる。

¹² 王嘯平『永生的人們』拂曉社、1946年。

¹³ 王嘯平『回到人民隊伍』上海新華書店、1949 年。王嘯平、劉川著『海岸線』中国青年出版社、1956 年。王嘯平『導演与表演諸問題』正風出版社、1951 年。

¹⁴ 茹志鵑「我写『百合花』的経過」『青春』1980 年第 11 期。

¹⁵ 茹志鵑「剪輯錯了的故事」『人民文学』1979 年第2期。

¹⁶ 王安憶「本次列車終点」『上海文学』1981 年 10 月、1981 年全国優秀短篇小説賞受賞。「小鮑荘」『中国作家』1985 年第 2 期、1985 年全国優秀中篇小説賞受賞。

られるようになった17。

王嘯平は文革終息後に名誉回復をして、1982年に上海人民芸術劇院を退職した。 文筆活動を再開させたのは退職後のことで、本稿で取り上げる自伝的長篇小説三部 作はこの時期の代表作である。しかし王嘯平は、生まれ故郷のシンガポールにおい ても、また生活の拠点である中国においても、その名が知られることはほとんどな かった。不思議なことに、同業者である茹志鵑や王安憶もまた、同じく文学者であ る王嘯平について、さほど雄弁に語ってはこなかった¹⁸。

ただし現在でも王嘯平の存在に光が当られるのは、中国を代表する作家に成長した王安憶の存在が大きいだろう。両親の死後、王安憶が王嘯平と茹志鵑の遺稿を整理して、自分の散文を付して出版、発表したのである¹⁹。またちょうど馬華文学が台湾経由で広まったほか、トランスボーダーの文学自体が新しい文学形態として注目を集めた。そうした状況を踏まえて、世界中で書かれている中国語による文学についても、王徳威によって Sinophone Literature (華語語系文学) というプラットフォームが議論されるようになっている。

現在、王嘯平の自伝小説の第一部『南洋悲歌』は、シンガポールにおいても馬華文学のひとつと見なされている²⁰。生前の彼は、シンガポールの両親を気にかけ、シンガポールを舞台に長篇の自伝を書いたり、マラヤ(シンガポール)の華文文学の動向を追っていたりしたという²¹。だが彼は、当地の親戚からも再三呼びかけがあったにもかかわらず、文革が終息してもなお、何か思うところがあるのか、遅々としてシンガポールを訪れようとしなかった。ようやく彼が故郷の地を踏んだのは、渡中して 50 年、文革終息後 10 年あまりが過ぎた 1989 年²²のことであった。

では王嘯平のこの故郷に対する態度は、何を意味するのだろうか。はたして王嘯 平という文学者はどのような思いで、中華人民共和国に生きたのか。王嘯平の自伝

¹⁷ なお王嘯平と茹志鵑・王安憶との関連は、拙論「南洋華僑とその家人――茹志鵑、王安憶から見た王嘯平」(中国モダニズム研究会編『夜の華 中国モダニズム研究会論集』中国文庫、2021年) に詳しい。

¹⁸ 王嘯平が「右派」とされた背景に、海外華人であることが影響していたと推測される。茹 志鵑と王安憶は、彼を保護するために、長い間彼について語ろうとしなかったものと考えらえ る。

¹⁹ 茹志鵑著、王安憶編『她従那条路上来』(上海文芸出版社、2005 年) の出版や、『世紀』 2014 年第 1 期の特集「王安憶之父:南洋帰雁的伝奇」に王嘯平の遺稿 5 点に王安憶の書いた 「小跋」を付して掲載したのが、それにあたる。

²⁰ シンガポール国立図書館では『南洋悲歌』は「中国文学」ではなく、「馬華文学」の欄に 配されている(2020年3月筆者による調査)。

²¹ 王振科「"我只是'滄海一粟'"——追憶帰僑芸術家王嘯平先生」(『上海档案』2003 年第 3 期)。

²² 当時のことについては王嘯平の散文「愛的折磨与栄耀」(『世紀』2014 年第 1 期) に詳しい。なお王振科(前出「"我只是'滄海一粟'"」) によると、王嘯平の帰郷は 1989 年初頭で、六四天安門事件の直前のことだったとみられる。

小説は、フィクションを含みながらも、そこには著者自身の精神の軌跡を見て取ることができる。そこで本稿は自伝小説三部作『南洋悲歌』、『客自南洋来』、『和平歳月』を手掛かりに、祖国という異郷に暮らすことになった王嘯平の精神の軌跡をたどってゆきたい。

(一)『南洋悲歌』 ——潮風香る「五四」小説

『南洋悲歌』は1930年代末の英領マラヤを舞台とした「五四」文学風ビルディングズロマンである。あらすじは以下のとおりである。華人青年方浩瑞は、華語学校で優秀な成績を修めるも、家計のために進学を諦め、同窓の鄭莉英の父が経営する会社に就職することになった。抗日活動参加を機に鄭莉英に再会していた方浩瑞は、彼女に恋心を抱き、鄭と共に活動に熱を入れるようになる。しかし植民地政府も職場の経営者(鄭莉英の父)も、抗日活動に反対の姿勢を見せていた。そのため、鄭莉英は家の中では身内に非難され、外では反動勢力の家人と見なされて、苦しい立場に立たされる。方浩瑞もまた職を解かれたのちに、当局に逮捕され、シンガポールを追われることとなった。最後、方浩瑞は埠頭で見送る母と鄭莉英に別れを告げ、希望を胸に憧れの祖国中国に渡るのだった。

このように『南洋悲歌』は歴史に翻弄される南洋植民地の青年を描いた小説である。それにもかかわらず、この小説が瑞々しい印象を与えるのは、1930 年代末のシンガポールの風景とマラヤ青年の青春とが、生き生きと描かれているためであろう。主人公方浩瑞は思いを寄せる鄭莉英と街角の小さなカフェでコーヒーを飲んだり、浜辺の芝生で語り合ったりして、青春を謳歌する。

彼女はウフフと甘くほほえむと、芝生から立ち上がり、海岸の縁まで歩いていった。堤はくねくねと曲がりながらいつまでもつづき、河原と芝地を分けていた。このとき波ははるか遠く大海原へ引いて、海が夢うつつで鼾をかいているかのように、波音が静かに、ゆったりと、はるかかなたから響いていた。熱帯の昼は陽が長く、黄昏の暮色がどこまでもつづいていた。夕焼けはすでに消えかけているのに、闇夜はまだ空の果てよりも遠くにあるようだった。

(中略)

「莉英、ヤシの実の汁を飲むかい?」

「もちろんよ」

「ほら、上にたくさんなっているだろう」

「木に登って摘んでこようというの?」

「登る必要なんてないさ。目の前に持ってきてくれるんだ」

方浩瑞は小石を拾うと、椰子の木の上にいる猿に、容赦なく投げつけた。猿は小石をよけきれずに頭にくらって、ギャアギャアと叫んだ。彼がまたも少しばかり大きめの石を投じると、猿はすっかり腹を立ててしまい、復讐してやらんとばかりに辺りに武器を探し、椰子の実を摘みとると、彼に向かって投げおとした。彼はさっと身をかわし、実は地面にごろりと落ちた。彼はその実を拾い上げると、小刀をとりだして、シュッシュッと繊維をはぎとって、椰子の殻をなんどか木の幹にたたきつけた。すると割れ目をつたって汁が漏れ出てきた。彼は顔をあげると猿に「ありがとう、お猿さん」と手を振った。ふたりは笑い転げて、大喜びで椰子の実の汁を飲んだ。

ふたりはひとしきり楽しみ、しばらくの間、笑っていた。やがて椰子の実の 汁をすっかり飲みほすと、絨毯ように柔らかい緑の芝生にごろんと寝転がった。 そしてまた体を起こして、見つめあった。²³

また方浩瑞の瑞々しい青春と合わせるように、1930年代の英領マラヤの華人を中心に様々なルーツをもつ人々が行きかう姿も、生き生きと描かれている。例えば、方浩瑞の父方文発は、元々ゴム工場の経営者であったが、病気を理由に解雇された後、アヘン中毒となり、息子がいつかタン・カーキーのように成功した実業家になることを夢見ている。方浩瑞はそんな父をしり目に抗日活動をつづけ、新聞記者の馬仲達に出会う。共産党員で、進歩的な思想を持つ馬仲達は、抗日のために中国へ渡り、その後の方浩瑞のロールモデルとなる。また方浩瑞は、白人の子にいじめられる華人少年を助けてやったり、埠頭の下層労働者に助けられたりしながら、友人を増やしてゆく。一方、資産家の鄭家の長男(鄭莉英の兄)は、白人第一主義者で英語しか話さず、無国籍人士を称して遊びまわっている。

では、『南洋悲話』が 1930 年代のシンガポールの人々や風物を描きながらも、中国由来の「五四」文学として読めるのはなぜなのか。それは中国と同じように国語による教育を受け、「五四」文学を愛読する若者が、家父長制や植民地主義に反対し、自由恋愛を信奉するといった近代以降の中国に普及した思想を内面化しているためである。また後述するように、彼らの中で「祖国」へのナショナルな一体感がアプリオリな前提とされていることも、それまで出身地ごとに住み分けと分断が進んでいたマラヤ華人にはない発想であった。

こうした「五四」文学青年らしさは、保守的資本家家庭に育ち、家族と対立せざるをえなかった鄭莉英のほうにより明確に表れている。鄭莉英は祖父の意向で華語学校へ進み、優秀な成績を収めた「新女性」である。下の引用は、鄭莉英が父に反

²³ 前出 王嘯平『南洋悲歌』135-136 頁。

抗するように巴金『家』(1931)を読みふける場面である。

鄭莉英は微動だにせず、ゆったりとしたソファーに斜めにもたれていた。彼女がちょうど読んでいたのは、河に身投げしようとする鳴鳳が、最後に覚慧を一目見ようと、真夜中に彼の部屋の戸を叩く場面であった。彼女は一心不乱に読みふけった。熱い涙が心の中に流れ落ち、ひどく心を動かされていた。両親がくどくどしく「訓閨篇(両家の子女のあるべき姿を述べたことば:引用者)」を説いていたが、ちっとも耳に入っていないようすだった。

「いったいなにを一日中くだらないものばかり読んどるんだ!」鄭福興は五加皮 (漢方の強壮剤:引用者)をふたくち啜ると、立ち上がり、大きなソファーの傍に ある茶托に積まれた本や雑誌を一冊取りあげ、床にバシャリとたたきつけた。 「まったく『生活知識』だの『読書生活』だの『大衆哲学』²⁴だのと……」²⁵

このとき共産党の根拠地延安に行くと主張して²⁶両親を驚かせた鄭莉英は、やがて 方浩瑞と共に積極的に抗日活動にいそしみ、革命歌曲「延安頌」(1938)や「松花江 上」(1935)²⁷の歌い手として知られるようになる。その実彼女は延安に行く気など なく、やがて抗日活動と活動に反対する家族との間で板挟みになり、悩んだ末に、安 定した生活も捨てがたいと考えるようになる。

一方、直線的思考の方浩瑞において「五四」文学的要素は、ただ抗日を志すことで表現される。「孫文が『華僑は革命の母』と言ったように華僑青年も祖国に貢献すべきだ」と海外華人青年の自覚を促された方浩瑞にとって、「『祖国に帰る(回祖国:原文)』の三文字は、当時マラヤで育ちマラヤ生まれの華僑青年の頭の中では非常に神聖かつ荘厳なもので、神秘的な色彩を持った大事」となった。加えて彼は「祖国よ、早く立ち上がるのだ、早く豊かで強くなってくれ!」と郁達夫「沈淪」(1921)を想起させる独白すらしている。

ちなみに当時実際にシンガポールに移住していた郁達夫は、当地の文学青年たち

²⁴ 『生活知識』: 上海で流通した共産党系地下雑誌。『読書生活』: 1934 年に上海出版公司発行により発行された左翼系雑誌、1936 年 11 月に国民党によって差し押さえられた。『大衆哲学』: 艾思奇著、生活・読書・新知三聯書店、1979 年。『読書生活』に「哲学講話」と題して連載されていた。

²⁵ 前出 王嘯平『南洋悲歌』53 頁。

 $^{^{26}}$ 延安は陝西省に位置し、1935 年の長征以後、共産党の根拠地となっていた。例えば丁玲の「我在霞村的时候」(1941) は、かつて慰安婦とされた女性が延安に向かうものがたりとして知られる。

²⁷「延安頌」: 1938 年創作、莫耶作詞、鄭律成作曲、現在でも愛国歌曲として知られる。「松 花江上」: 1935 年創作、張寒暉作詞作曲、抗日歌曲として知られる。

に大きな影響を与えたことで知られている²⁸。自伝の作者王嘯平もまた郁達夫に知遇 を得ていた²⁹。

さて、こうして方浩瑞は、中国に渡り革命に参加したいという思いを募らせていったのであった。

馬仲達が中国へ去り、彼は自分の今後を考えるようになった。華僑青年は救国に従事すべきだ。だが、みなが前線に行く必要はない。しかし中国の青年として、祖国の面目をひと目見ることもなく、祖国の大地のいちども嗅いだこともないというのは、たしかに残念なことだった。それに、この小さな島でただちょっと文章を書いたり、芝居をしたり、勉強を教えたりするだけでは、日々の生活がどうにも変化に乏しくあまりに平凡に思えた。彼はよりにぎやかでより壮観でより刺激のある生活を求めていた。30

この後、方浩瑞は若い血をたぎらせて「祖国よ!いつになったら豊かで強い国になるのだ。全世界が、おまえが偉大な存在だと認めている。海外の同胞が自分の国を熱愛する自由と権利をもたせてくれ」と語り、植民地政府に追放された身であるにもかかわらず、意気揚々と「祖国」中国へ向かうのである。

ここで方浩瑞はいくどとなく「祖国」と口にするが、英領マラヤの華人にとって、このナショナルな概念はアプリオリなものではなく、20世紀になってから徐々に浸透し始めたものだった。持田洋平によると³¹、当初シンガポール華人の主な出生地は福建、潮州、広東であり、出身地によって幇派が形成され、ゆるやかな住み分けが行われていた。彼らはいずれも方言を用い、互いに言葉が通じないがために、相互コミュニケーションが難しく、華人同士が連帯することは一般的ではなかった。1900年代後半になると幇派ごとに国語教育を行う学童が建設されはじめ、1919年には華人全体を対象に国語教育を実施した南洋華僑中学が設立される。つまり、方浩瑞にとって国民国家とういう概念がアプリオリな前提となっていたのは、彼が国語教育整備後に成長した若者だったことを意味している。

だが一方で、テクストを仔細に読んでゆくと、国民国家の枠外で「中国」を語る

²⁸ 当時の郁達夫については新沼雅代「『星洲日報』副刊主変時期の郁達夫における南洋に対する認識について――描写表現の変化と胡愈之との比較から」(宮尾正樹教授退休記念論集刊行会編『文学の力、語りの挑戦 中国近現代文学論集』東方書店、2021年)を参照した。

²⁹前出 「作家与戦士——回憶郁達夫先生」。

³⁰ 前出 王嘯平『南洋悲話』134 頁。

³¹ 持田洋平「「国語」教育の分断と連帯——1900 年代後半のシンガポール華人社会における 初頭学童設立に関する一考察」(『中国研究月報』第72 巻第4号、2018 年4月)及び前出 持 田洋平「シンガポール中華総商会の社会的機能の形成」参照。

人物もたびたび登場している。例えば、方浩瑞の父方文発は、福建省の出身である。 世代的に見れば、方浩瑞よりひとつ上の世代である彼は、近代思想を吸収する機会 をもたず、「祖国」や「愛国」や「救国」などというものを何より重んじ、危険を冒 してまで救国活動に熱を上げる息子を理解できないでいる。

またテクストには、さらにひとつ上の世代の華人として、鄭莉英の祖父も登場している。鄭莉英の祖父は「老骨董(古い骨董品の意、保守的観念にこだわりつづける老人を指す)」と揶揄される人物で、死後は「唐山」に遺骨が埋葬されることだけを願いつづけている。「唐山」とはかつて華人の間で用いられた中国に対する別称で、やはりナショナルな意味における中国を意味する概念ではなかった。

方浩瑞の父や鄭莉英の祖父といった人びとは、いずれも「後れた」人物として描かれている。しかし「後れた」彼らのイメージする「唐山」と、「新青年」たる方浩瑞のイメージする「祖国」との間に、いったいどれほどの違いがあっただろうか。中国に行ったことのない方浩瑞にとって、憧れの「祖国」は文学の中でしか存在せず、多分に美化された存在であった。それがイメージである以上、老人の語る「唐山」と、方浩瑞の思い描く「祖国」との間には、それほど大きな違いはなかっただろう。続篇で中国に渡ったとき、方浩瑞が早々に祖国に対する甘い幻想を打ち破られることになるのは、そのためなのだ。

(二) マラヤ青年の見た祖国――『客自南洋来』

自伝の第二巻『客自南洋来』は、方浩瑞が中国に渡り、新四軍の文芸工作に従事し、共産党員となる決意を固めるまでのものがたりである。冒頭は、中国行きの船上に始まる。船内で数日を過ごした方浩瑞は、祖国の人々の不衛生に眉を顰め³²、到着すれば病人じみた灰色の長江や不衛生で国語(標準語)を話さない人々、さらに荒廃した農村(「祖国の病態」)に言葉を失う。新四軍の駐屯する地域へ向かう途中で、方浩瑞は早くも故郷に戻る方法を心配しはじめていたが、共産党の根拠地に到着するや南洋の文化人として歓待を受け、文芸工作団で舞台芸術を中心とした工作に従事することになった。

当時の実際の新四軍の文芸活動については、呉強「新四軍文芸活動回憶」³³に詳しい。呉強によると新四軍の文芸活動は「主に演劇であり、その次が音楽・歌謡であった。美術家や美術工作者は、絵を描いたり版画を作ったりして、演劇・歌謡活動と

³² 船は香港便で上海は登場しないが、ここではさほど脈絡なく上海人に対する否定が多く盛り込まれている。ここには、王嘯平の長年にわたる上海生活に対する思いが反映されているとみられ、興味深い。本文ではこの後、上海人は大学生でも「普通話」を離さず、めったに風呂に入らないと続く。

協力し合い、人民大衆や部隊の幹部や戦士に対して、抗日を宣伝し、民心を奮い立たせ、士気を鼓舞」するものであった。続けて呉強は、皖南事変 (1941) ³⁴で壊滅的打撃を受けた後、軍に合流した貴重な人材のひとりとして、王嘯平の名を挙げ、文芸工作の劇全体の演出が成功を収めたのは「舞台芸術への造詣が深く、経験豊富な王嘯平が演出工作に尽力したのも重要な要素」であったと書いている³⁵。

当時多くのマラヤ青年が「祖国へ帰る」ことを希望するも、果たせなかったと言われる。その意味において王嘯平は成功者であり、抗日のために祖国に駆けつけた 華僑青年のサクセスストーリーとして自伝を書くこともできたはずだった。だが王 嘯平が『客自南洋来』に書いたのは、異郷の軍隊に置かれたマラヤ青年の戸惑いの日々だった。

根拠地に落ち着いた方浩瑞は、早々に軍と党の粛清の激しさを目の当たりにして恐怖を覚える。軍規の厳しさは自由を愛する自分の気質に合わないと考えた彼は、自分は抗日のために渡中したのであり、必ずしも共産党員になる必然性はないのだと語り³⁶、その率直さゆえに、周囲の人間に危険思想の持ち主として警戒されるようになる。

では方浩瑞はなぜ新四軍に留まり続けたのか。それは、ある晩の文芸工作団の公 演『紅鼻子参軍』³⁷がきっかけだった。

彼ら(観客である兵士:引用者)は公演を見終えた後、今晩にも最前線に送られ、 栄誉ある帰還を果たすか、壮烈な犠牲となるかもしれないのだ。この非凡なる観 衆の面前で、方浩瑞は彼の愛してやまない文化芸術が、これまで知ることもな かった崇高な意義を持っていることに気づいた。また観衆の発する拍手や笑い声

³³ 呉強「新四軍文芸活動回憶」『新文学史料』1980年第4期。

 $^{^{34}}$ 皖南事変とは、第二次国共合作(1937-46)の最中の 1941 年に発生した国民党軍による新四軍への襲撃事件である。

³⁵ 呉強は、皖南事変の後「多くの著名作家、演出家、音楽家、画家が大後方や上海あるいは そのほかの地域から陸続と塩城を中心とした蘇中や蘇北の抗日民主根拠地と新四軍に工作のた めに駆けつけた」とし、その中に王嘯平の名を挙げている。(前出 呉強「新四軍文芸活動回憶」)。 また『客自南洋来』にも、フィリピン華人の同志が登場する。

^{36 『}客自南洋来』は二部構成であるが、第一部の「一顆"個人主義"子弾(一粒の"個人主義"の銃弾」では、方浩瑞と周りの者との人間関係にかなりの紙幅が割かれている。なおこのタイトルは、魯迅(『二心集』初版は合衆諸局、1932年)の「対於敵人,個人主義者所発的子弾,和集団主義者所発的子弾是一様地能够制其死命(敵に対しては、個人主義の発した弾も集団主義の発した弾も、同じく死命を制することができるのだ)」に由来し、抗日活動に従事できればどこに所属しようが関係はないという方浩瑞の主張を反映している。ところが第二部「自由的失落(自由の失落)」に至ると、方浩瑞はかなり駆け足に個人の自由に関する主張を取り下げて、党員になる覚悟を決める。このことは、テクストの脱稿日が、1989年7月5日という「六四」天安門事件の直後であることも影響していると推測される。

³⁷ 『紅鼻子参軍』は新四軍の文芸工作員李増援(1913-41)によって1940年に創作された。

は、いずれもこれまでになく彼の心を揺り動かした。このように簡単な筋書きの 小劇『紅鼻子参軍』が、かくも強烈な効果をもたらすとは思いもしなかった。彼 は思った。この水準のものなら、自分にもできるだろう。(中略)(風で舞台照明 が消え、舞台袖では同志たちが木の枝で作った松明を灯し始めていた:引用者) 舞台袖で松明を高く掲げた同志の手は、大風に飛ばされ火花が落ちて、真っ赤に やけどをしていた。演技を終えた劉達民も、松明を高々と掲げていた。手はすで に火花でいくつも水ぶくれができていた。方浩瑞が交代を申し出ると、彼は「君 には耐えられまいよ」と言い、にっと笑った「南洋の客人よ、世界中のどの舞台 だっておれたちのほど立派じゃないぞ。おれは上海の卡爾登大劇場だって行った ことあるんだ。スポットライトだとか、散光灯だとか、フットライトだとか舞台 照明だとかあってさ……でもおれたちのこの松明ほど立派なものなんて、どこに もない」(中略) たった6人の文化戦士が舞台の両側で高々と松明を掲げていた。 大風が吹きつけると、舞いあがった火花が花火のように飛び散り、光が舞台に射 し込んだ。舞台上には、今まさに前線に行かんとする戦士に、彼を見送る妻、そ して子に別れを告げる父親がいた……彼らの顔には赤々とした火花が瞬いてい た。火花が煌めき、風が吹き付け、歌声が沸きあがった。(中略)初めて春雷が鳴 り響いたこの晩、彼の生活に天地がひっくり返るような変化が起きた。彼は舞台 衣装を脱ぎ捨てて軍服をまとい、幕を下ろして舞台のセットを取り壊したのだっ た。38

『紅鼻子参軍』の程度の公演なら「自分にもできるだろう」と考えていた方浩瑞の目の前で、戦時下の公演が熱く繰り広げられる。それを見た方浩瑞の中で「天地がひっくり返るような変化」が生じ、彼は「舞台衣装を脱ぎ捨てて軍服をまと」った。それは、この極限の状態で行われた公演の興奮と感動が、方浩瑞に軍服をまとわせたことを暗示している。言い換えると、この日の公演が方浩瑞の舞台芸術と抗日に対する強い思いを呼び起こし、彼を長きにわたり軍に留まらせたのである。

他方、このとき松明を掲げていた戦友たちの存在もまた、方浩瑞を新四軍に留まらせたもうひとつの理由だった。テクストには、文芸工作団に集った様々なルーツの若者の青春と愛情が、ユーモラスかつ温かな筆致で描かれ、軍内、党内で繰り広げられた政治的深謀遠慮と好対照をなしている。

戦友の中でも最も重要なのは應欣萍である。大卒の若い上海女性で、方浩瑞の上 官でもあった應欣萍は、方浩瑞の芸術的素養を重んじ、党の規律を逸脱しようとす る彼をたびたび保護してきた。彼女はのちに上官と結婚するが、出産後まもなく夫

³⁸ 前出 王嘯平『客自南洋来』21-23 頁。

が戦死し、次作『和平歳月』の冒頭で、方浩瑞と再婚している。

この應欣萍の登場で、『南洋悲歌』の第二の主人公鄭莉英はすっかり影をひそめてしまう。鄭莉英は音楽を学ぶ名目で上海に渡っていたが、方浩瑞と共に抗日戦に飛び込む勇気はなかった。そんな鄭莉英を見て、方浩瑞の気持ちは徐々に冷め、應欣萍に傾いていった。つまり共産主義を内面化した應欣萍の方が、進化した「新女性」としてより方浩瑞を引き付けたのである。他方、應欣萍は方浩瑞の思いを知りながら、いちどは別の上官男性と結婚し、初婚の夫が戦死し方浩瑞が入党してようやく方と結婚に至るのだった。

ここで問題となるのは、大陸の共産党員の應欣萍の目に映る方浩瑞が、いかにも 非力な人物として書かれていることである。『南洋悲歌』に描かれた英領マラヤの方 浩瑞は、聡明かつ勇敢で、家族や友人からの信頼も厚い青年だった。しかし『客自 南洋来』に登場する方浩瑞は、常に周囲の人間との齟齬や誤解に悩まされる、世慣 れない、不器用な青年として書かれ、マラヤにいたころの面影が雲散霧消している。 方浩瑞の人物像のこのような変化は、著者が英領マラヤから中国に至るにあたり自 画像を変化させたという意味において重要ではないだろうか。ではその背景にあっ たのは何か。

馬華文学の作家であり研究者でもある黄錦樹 (1967-) は、「在或不在南方」において、方浩瑞の直面した種々の困難を、以下のように説明している。

『客自南洋来』に至ると、天真爛漫な主人公は中国に到着し、憧れが現実のものとなった。だがその現実は想像よりもはるかに粗く硬いものだった。まずすべての者が、彼が南洋出身であるということに注意を向け、それは外来者の烙印、印のようなものとなった。たとえ娘(後述の王安憶の散文「父親的書」を指す:引用者)が、彼のあの直しようのない南洋なまりや、歩く姿だけで異郷人だとわかってしまうことに注意を向けていても、そうしたことは、いずれも彼の個性や彼の強情さといっしょくたに「南洋」の判を押されてしまうのだ。39

黄錦樹が『客自南洋来』の「タイトルの主語「客」は強烈な暗示である⁴⁰」と指摘するように、王嘯平が方浩瑞の人物像が変化させ、タイトルに「客」の字を付けざるをえなかった理由を、方浩瑞という人物の不器用すぎるキャラクターにのみに帰する――本作一作だけを読めば、そのような印象を与えるだろう――ことはできないだろう。つまり方浩瑞の人物像の変化は、周囲の者に「客」=異郷人として扱われ、誤解されつづけてきたことと無関係ではないのだ。

³⁹ 黄錦樹「在或不在南方」『華文小文学的馬来西亜個案』麥田出版、2015 年、393 頁。

黄錦樹が先の引用で触れていた王安憶の散文「父親的書」⁴¹は、王嘯平の自伝小説を読んだ王安憶が、その時の思いを記したものである。その中で王安憶は、タイトルの「客」の字は、長い間中国でほかの知識人と苦労を共にしてきた父には適切ではないと、どこか労わるように書き――この部分が黄錦樹の不興を買い「この共和国の娘」は「客」と題した王嘯平の疎外感を理解していないと書かれるのだが⁴² ――以下のように語っている。

(前略)『客自南洋来』は、彼が新四軍の根拠地で革命に参加したときの経験を 書いている。これらの本を読むことで、わたしは子どものころに感じた、あの 時宜を得ない父に、再会することになった。しかし今大人になったわたしは、 時官を得ない父の姿に深い悲喜劇の色彩があることに気づいた。ひとりの純情 で意欲的な青年が、見知らぬ巨大な人民大衆と連帯するためにどれほど努力し たのか見えるかのようだったし、この巨大な人民大衆が、金城鉄壁のごとく青 年を受け付けなかったさまもまた、見えるかのようだった。この青年が全身全 霊で、かくも苦痛に満ちた連帯をなしとげようとしたのは、大衆が苦難に満ち た中国の希望を担っていたためであり、中国を救い、ひいては青年を救う力を 担っていたからであった。大衆は血みどろの戦いに挑んでいた。大衆の中でも 戦いに出る者は思想と感情とを徹底的に単純化し、軽装で戦いに挑まねばなら なかった。さらにこの大衆は、数千年もの古い歴史をもつ中国に生まれたがた めに、その頭上は暗雲で覆われていた。それは万民が心をひとつにして、敵の 砲火へ向かう日々であった。もし彼が前に進もうとするのであれば、この大衆 に加わって、血と肉で長城を築くよりほかにはなかったのだ。あの時代、ひと りの情熱溢れる青年にとって、これは選択の余地のない道であった。ひとりの 青年だった父が、いかに自分の気性を克服し、複雑な人間関係と厳しい規律に 適応していったかを、わたしは見た。わたしはまた、彼の交響曲のごとき革命 の図式が、現実の中で一歩また一歩と修正されるさまを見た。彼が中国という 夢に見るほどに望んで戻ったこの土地で、自分の苦痛と感動の経験を、いかに して真に開拓したかを、わたしは見たのだった。43

ここで王安憶は、『客自南洋来』の「純情で意欲的な青年」マラヤ青年方浩瑞が「見知らぬ巨大な人民大衆と連帯」し、「大衆に加わって、血と肉で長城を築く」ために、

⁴⁰ 同上 黄錦樹「在或不在南方」『華文小文学的馬来西亜個案』392 頁。

⁴¹ 王安憶「父親的書」『空間在時間里流淌』新星出版社、2012年。

⁴² 前出 黄錦樹「在或不在南方」『華文小文学的馬来西亜個案』393 頁。

⁴³ 前出 王安憶「父親的書」『空間在時間里流淌』194-195 頁。

「自分の気性を克服し、複雑な人間関係と厳しい規律に適応」する以外の選択肢を持ちえなかった点を指摘している。これは換言すれば、彼の祖国である中国の「見知らぬ巨大な人民大衆」が、外来者方浩瑞と積極的には連帯しようとしなかったことを意味しており、父が異郷人として疎外感を抱き続けたことを、王安憶がよく理解していたことを示しているだろう。父が「客」にあたらないと王安憶が考えたのは、あくまで「外来者の烙印」とともに生きざるをえなかった父を、身内の人間まで「客」と見なしたくはない、という思いからだったにちがいない。

いずれにせよ王嘯平は『客自南洋来』において、自分の分身である方浩瑞の人物像を変化させ、本書のタイトルに「客」の字を冠した。それは、祖国に帰った若く自信に満ちたマラヤ青年が永遠に周囲の人間との齟齬に悩まされる異郷人=「客」として生きねばならなかったことを意味していた。つまり王嘯平が祖国中国で生きることは、異郷人として生きることであり、それは自画像の変容を迫るような体験だったのである。

(三) トラウマと救済 ——『和平歳月』44

『和平歳月』は、40 年ぶりにシンガポールに戻った方浩瑞が、反右派闘争以後の1950、60 年代を回想し、自分の生涯を振り返るものがたりである。先に述べた通り、これは「右派」とされた無念を晴らすという文革後の自伝の典型的構成をとっている。ただし『和平歳月』は、故郷シンガポールで30年前を回想するという入れ子の形をとり、異郷となってしまった故郷(シンガポール)で、祖国であるはずの異郷(中華人民共和国)での出来事を回想する点において、他の自伝とは一線を画している。

冒頭部、妻應欣萍とシンガポールへ向かう飛行機の中で、方浩瑞は屈辱に苛まれる。

(中略) 方浩瑞は悶々とし、曰く言いがたい憂いに包まれていた。自分は負債を抱えているのだと、彼は感じていた。両親に育ててもらった恩に背き、それを二度と償えない負債である。この 40 年というもの、姉が彼に代わり両親の面倒を見てきた。今回の旅費も姉が工面したもので、そのおかげで彼は帰郷し、両親の菩提を弔うことができた。昔の借りの上に新たな借りを乗せてしまった。そのうえ、あちらの世界に到着すると、彼は人民元から換金した、たった 60 米ドルしか使うことができず、滞在費も食費もみな姉が勘定をもってくれることになっていた。

^{44 『}和平歳月』は中国国内でその存在をほとんど知られていないと思われる。筆者は王安憶が台湾大学図書館に寄贈した本を参照した。

かつて借りを作り、今も借りがあり、さらに未来にも借りがある。昨今では海外に行くと言えばだれもが小躍りして喜ぶものだが、彼自身は年越しする楊白労のような心持だった。むろん麻紐で首をくくるには至らなかったが。⁴⁵

ここで方浩瑞が、親不孝をしたことの自己卑下や、裕福な姉に経済的に援助される屈辱に苛まれていることが看取できる。それに加えて、資本主義国家として発展したシンガポールは、方浩瑞のよく知る面影を失っていた。つまり彼が 40 年ぶりに訪れた故郷で感じたのは、自己卑下と劣等感、そして故郷に対するアイデンティティの喪失といった現実であった。

ところがテクストを読み進めると、方浩瑞がシンガポールに感じた屈辱や自己卑下は表層の問題で、問題の根本にあるのは、「新中国」での生活が彼の思い描いたものではないことが、帰郷によって顕在化されたこと自体にあることが明らかになる。そもそも方浩瑞が抗日の目的が達成され、中華人民共和国が建国された1949年以

後も中国にとどまり続けたのはなぜなのだろうか。自伝の第二作『客自南洋来』の 舞台は 1940 年代前半であり、『和平歳月』の主内容は 1957 年以後の中国とシンガポールとなっているため、この自伝小説から理由を読み取ることは難しい。そこでこの問題を解く手がかりとして、ここで王嘯平が当時のことを書いた晩年のエッセイ「生命中的盛大節日」を紹介したい。

王嘯平は中華人民共和国建国前夜の思いをこのように書いている。

海外から帰国した戦友はひとりのこらず家に無事を知らせる手紙を送ったが、私はまるまる 3 か月もの間、長年気にかけてきたこの大事を、すっかりさっぱり忘れていた。私がこの一生で出会った中で最も大きな喜びと光栄と幸福が、燦然と金色に輝き、光芒が四方を照らす赤い太陽が、私の前にあった。私はすでにある世界の一切が、家だとか個人の生命だとか、ともかく一切合切が、もはや思い慕い、名残惜しむに足らぬと思ったのだった。あの日、周総理が大会で報告を行い、毛主席が会場においでになったとき、天地を揺るがすような拍手と歓呼の声が会場に爆発したのだった。人々は熱い涙を目に溢れさせていた。この心を揺るがせ魂に深く刻まれた壮烈な場面が、私の生命の盛大な祝祭日であった。ほどなくして中華人民共和国の建国が宣言され、私のような辱めを受けてきた海外孤児も一朝にして独立した、自由と光栄に満ちた新中国の公民となったのだった。私は光栄と幸福の日々に陶酔し、北平で会議が終わって南京の華東軍区に戻り、1950年の春節になって初めて家に無事を知らせる手紙を送らねばならないことを思い出

⁴⁵ 前出 王嘯平『和平歳月』2頁。

したのだった。46

この文章からは、若き日の王嘯平が革命成功前夜の感動で、「家に無事を知らせる 手紙」を書くことすら忘れ、「辱めを受けてきた海外孤児」が「一朝にして独立した、 自由と光栄に満ちた新中国の公民」となった「光栄と幸福の日々に陶酔」していた ことが読み取れる。つまり建国時の興奮と感動が、王嘯平を生涯にわたり中国に留 まらせたのである。このことは、前章で触れた、方浩瑞の転機となった戦時下の公 演を想起させはしないだろうか。つまり方浩瑞が戦時下の公演で感じたような深い 感動を、著者王嘯平は建国前夜に体験していた。そしてこの日の感動こそが、王嘯 平、ひいては方浩瑞に、その後の人生を中国で送らせることとなったと想像される のである。

その後のものがたりには、方浩瑞が 1950 年代陥れられて「右派」とされた顛末が延々と記されている。この時得たトラウマによって、方浩瑞の一生を祖国の公民として過ごすことの光栄は消失し、深い後悔を抱えたまま長い年月を過ごすこととなった。中国の病態が革命によって光明に導かれたのだというレトリックは意味を失い、大きな犠牲を払って中国に来て新国家建設に貢献したことの意味が瓦解した。40 年ぶりの故郷は清算を迫るかのように、方浩瑞に大陸で過ごした日々のトラウマに向きあわせ、彼が人生をかけた革命への犠牲と貢献が意味を持たなかったことを突き付けた。結果的に、反右派闘争は方浩瑞の「新中国」に対する夢想を暴く契機となり、中国とシンガポールに対する思いを屈折したものにさせたのだった。こうして祖国でも生まれ故郷でも居場所を失った方浩瑞は、その後も歴史に翻弄された人生を抱えながら生涯を過ごすであろうと考えられた。

だがこの自伝小説には、最後にとってつけたかのように方浩瑞の魂を救済するものがたりが挿入されている。トラウマに苦しみ、二地に引き裂かれるように苦悩する方浩瑞を慰めるかのように、かつての恋人鄭莉英が、美貌を保った独身の歌姫というなんとも都合のよい設定で、再登場するのである。1930年代に抗日革命歌の歌い手として知られていた鄭莉英は、60年代にはアジアの歌姫となり、打ちひしがれた友人を激励してこのように語る。

「あなたは私のいちばん古い友人で、いちばん好い友人よ。しかも披露宴に出席する人たちの中で(鄭莉英は四度目の結婚をするところである:引用者)唯一の共産党員。あなたは祖国の代表で、あなたは私たちの誇りだわ」

⁴⁶ 王嘯平「生命中的盛大節日」『世紀』2014 年第1期。このエッセイは遺稿として、王嘯平

ここで鄭莉英は、方浩瑞が自分たちにとって「祖国」中国の代表であり、シンガポール華人の誇りであり、尊敬すべき共産党員であると語っている。ここには、かつてと変わらない鄭莉英の祖国に対する理解と、方浩瑞に対する信頼が表れていると同時に、方浩瑞が他人に認めてほしかったことのすべてが含まれていた。方浩瑞がシンガポールで向き合わねばならなかったのは、自分が故郷マラヤのアイデンティティを喪失しているにもかかわらず、祖国中国においては異郷者であるという現実であった。彼にとって「右派」とされて公民権を失った日々はその象徴であり、だからこそ、彼は故郷を捨てて祖国に貢献した人生が完全に否定されたことのトラウマを克服できなかった。だがここで鄭莉英に人生をまるごと肯定されることで、方浩瑞の中で若き日には確かにあった抗日の使命感や、祖国や共産党に対する憧憬が呼び覚まされる。

『和平歳月』の最後の場面において方浩瑞は、以前の姿と変わらないマラヤの海を眺めながら「青春時代に戻ったかのように、憂鬱も迷いも、一切の不愉快な感情が大きく鳴り響く波音に流されていくよう」に感じ、「豊かな国でもよい、貧しい国でもよい、ただ侵略者が家の戸口まで来ていたら奮起して戦わなければならないのだ。彼、方浩瑞は当時自分の祖国の独立のため、祖国の戦場へ馳せ参じたのだ⁴⁷」と総括する。

こうして痛めつけられた自尊心を回復した方浩瑞は、鄭莉英の婚礼には出席せず、かつての戦友を苦境から救うために、予定を繰り上げて中国に戻ることを決める。中国に帰ること——再び中国に渡ること——を決意した彼はこのように考える。

自分は「滄海のひと粒の粟⁴⁸」だと、方浩瑞は思った。人は広大な宇宙、歴史の大河の中でたしかにひと粒の粟にすぎない。彼も古希の年に近い(中略)彼はちっぽけなひと粒の粟にすぎないが、前に進もうとする時代の大波の中で、このひと粒の粟は、けっして海の汚泥に汚されることはなかった。彼は歳若いころから老年に至るまで、永遠に革命の隊伍の中にあった。生命に後悔はなく、人生に後悔はない。⁴⁹

自伝小説『和平歳月』は故郷シンガポールに戻った主人公が、反右派闘争のトラウマと故郷に対する負い目に向き合い、トラウマを回復して自尊心を取り戻し、再び中国に戻るまでが描かれたものがたりである。最後の場面でいささか都合よく挿

の死後、王安憶によって発表された。

⁴⁷ 前出 王嘯平『和平歳月』210 頁。

⁴⁸ 王振科(前出「"我只是'滄海一粟'"」)によると、王嘯平には「滄海一粟——芸術生涯五十載」という散文があるとされるが、未見。

入された鄭莉英との再会は――ここで三部作唯一のキスシーンまで展開される――トラウマと向かい合う方浩瑞を救い、作者自身がトラウマを乗り越えるために必要不可欠な場面だったのだろう。こうして『和平歳月』は主人公が再生するものがたりとして、王嘯平の自伝小説三部作を結ぶのである。

おわりに

本論文は英領マラヤ出身の華人王嘯平の自伝小説三部作を対象に、中国と英領マラヤ(シンガポール)の二地に引き裂かれるように生きた王嘯平の人生と思想を検討したものである。

三部作の第一作である『南洋悲歌』は、1930 年代のシンガポールを舞台に華人青年の青春が描かれたものがたりで、最終的に主人公が抗日救国活動のために期待を胸に祖国中国に渡るまでが描かれる。続く『客自南洋来』は、意気揚々と祖国へ渡った主人公が、自分があくまで祖国の「客」=異郷人とされることに苦しみながら奮闘努力を重ね、共産党員となる決意をするまでが書かれている。さらに『和平歳月』は、1980 年代にシンガポールへの帰郷を果たした主人公が、50 年代に「右派」とされて以後十分に活躍の場を与えられなかったトラウマに向きあい、再生するものがたりとなっている。

黄錦樹は王嘯平について、「五四」文学以来の現代文学の影響を受けて「文学という事業を非常に厳粛な事業とみなし」、「反植民地主義で、祖国を熱愛し中国へ帰った」英領マラヤの左翼青年の「典型人物」であると冷ややかに評価している50。晩年の王嘯平もまた、若き日の自分を「わたしたち海外の"プロレタリア"を標榜していた青年は、あまりにも"左"で、"左"すぎておそろしいやら、おかしいやらであった51」と冗談めかして語っている。そのような視点から見ると、王嘯平の自伝小説は、純粋なマラヤの左翼青年が一念発起して祖国に渡り、奮闘努力を重ねるものの、政治の渦に巻き込まれて大きなトラウマを負い、最後に故郷でトラウマに向きあわざるをえなかった経緯が書かれたものがたり、つまりマラヤ左翼青年の失敗ものがたりだといえるだろう。しかしこの小説を失敗ものがたりとして成立させているところに、中国の革命とそれに生きた人生に対する王嘯平の誠意と純粋さとがあるとは考えられないだろうか。

濱田麻矢は朱天心『古都』の読解を通して「自己弁護、自己粉飾なしに個人の記

⁴⁹ 前出 『和平歳月』211 頁。

⁵⁰ 前出 黄錦樹「在或不在南方」『華文小文学的馬来西亜個案』391 頁。

⁵¹ 王嘯平「五十年風水輪流轉」『世紀』2014 年第 1 期。

憶を語る」ことの難しさを指摘する⁵²。これを踏まえると、文革後に書かれた自伝作品の多くは、自分の人生を正当化しようという「自己弁護、自己粉飾」を免れないものであり、王安憶がかつて「叔叔父的故事」において問題化したのは、こうした元「右派」知識人のテクストの欺瞞であった⁵³。

一方王嘯平の自伝小説、中でも『和平歳月』もまた、かつて「右派」とされた無念とその冤罪を訴えるという、文革後の典型的元「右派」知識人の自伝の形態をとっている。しかしこの自伝は――最後に取ってつけたように救済を差しはさんではいるものの――総体的に見ると「自己弁護、自己粉飾」があまりに不十分で、自己正当化にまでは至っていない。その意味で王嘯平は、異郷となった故郷シンガポールにおいても、異郷である祖国中国においても、幾重にも失敗を重ねてきた自分の人生をさらけ出し、トラウマをえぐるようにものがたりを紡いだと言えるのではないだろうか。

20世紀以降、国境をまたいで生きる、あるいは漂浪して生きる文学者も珍しくはなくなり、近年では自らの意志で国境を跨いで表現するエクソフォニー54の実践も行われるようになった。生涯を中華人民共和国建国にささげた王嘯平は、結果的には国境をまたぎながら生きることになった。しかしナショナルな国家概念を前提としてきた彼にとって、国境をまたぎながら移動しながら表現するという思想的枠組みを受け入れる準備はなく、祖国も故郷も異郷となってしまったことへの戸惑いの中で生涯を過ごすこととなった。

一方で自己粉飾なく生きようとした父王嘯平を見る王安憶のまなざしは――母茹 志鵑への厳しいまなざしと異なり55――どこか温かい。王嘯平の最晩年の原稿を整理 して発表した王安憶は「彼はいつもロマンチックな情熱を保った"五四"新青年の精神の遺物であり、海外から帰京した華僑によくみられる赤子の心をもちつづけていた」と語り、最後まで「"五四"新青年」でありつづけた父の死を悼むのであった。

※本研究は科学研究費助成事業若手研究(課題番号:20K12949)の助成を受けている。

⁵² 濱田麻矢『少女中国』岩波書店、2011年、196頁。

³³ 王安憶は六四天安門事件後初の小説「叔叔的故事」(『収穫』1990 年第 6 期) において、1980 年代に知識青年世代の英雄だった、元「右派」知識人による自伝的英雄物語の解体を試みている。なお「叔叔的故事」については、拙著『王安憶論 ある上海女性作家の精神史』(中国書店、2016 年) で詳しく論じている。

⁵⁴ 多和田葉子『エクソフォニー 母語の外に出る旅』岩波書店、2003年。

⁵⁵ 王安憶の母茹志鵑に対する思いについては拙論王安憶文学における「母親」 知識人の母」と茹志鵑」(『未名』第34 号、2016 年) および「「新中国」の親子――文化大革命後の茹志鵑小説」(『中華文芸の饗宴 『野草』第百号』研文出版、2018 年) で詳しく述べている。

ウンベルト・エーコ『薔薇の名前』の謎

The Multi-layered Mystery of Umberto Eco's "Il Nome della Rosa"

濱本 秀樹 (Hideki Hamamoto)*

ABSTRACT: I will discuss how we could interpret Umberto Eco's novel "The Name of the Rose" and that this novel has a multi-layered structure. At first glance, this novel seems like a mere mystery of a murder in a medieval monastery in northern Italy, but the actual theme is to introduce the situation of a theological controversy at that time. Moreover, Eco seems to claim that this era of Christian theological controversy has a strong resemblance to the era of terrorism and bloody slaughter in Italy in the 20th century (Gli Anni di Piombo). Finally, this novel seems to assert the position of nominalism.

KEYWORDS: nominalism, Umberto Eco, The Name of the Rose, theological controversy

1. はじめに

ウンベルト・エーコの小説『薔薇の名前』は北イタリアの修道院での殺人事件の 謎解きのように見えるが実際は当時の神学論争の有様を紹介することが主題であ る。さらにこの神学論争が 20 世紀イタリアの「鉛の時代」に類似性があることを暗 示しているように思える。そして最終的には唯名論の立場を主張するものである。 このことをこの小論では論じる。

ウンベルト・エーコ(1932~2016) はイタリアの哲学、記号論、メディア論、神学、美学の専門家であり、ボローニャ大学の記号論講座の教授を務めたこともある。47冊の著作があり翻訳も多く出版されている(うち小説は7冊)。例えば『記号論』『完全言語の研究』『フーコーの振り子』『プラハの墓地』『ヌメロ・ゼロ』などは広く読まれている。

Hamamoto, H. (2022). The Multi-layered Mystery of Umberto Eco's "Il Nome della Rosa". *Journal of International Studies*, 7, 151-163. ©2022 Hideki Hamamoto

^{*} Professor Emeritus of Linguistics, Kindai University. E-mail : hideki.ocean.ave.a-51.39@iris. eonet.ne. jp

その著作の中でも 1980 年に出版された『薔薇の名前』は彼の最初の小説であり、また世界的ベストセラーになった。彼は文学批評家としては「開かれた文学論(Opera Aperta)」の提唱者でもある。これは文学作品の解釈は、作者が読者に意味内容を一方的に伝達するのではなく、読者は作品に参加し、意味内容を発見する開かれた構造を持つとする考え方であり、各作品の解釈は読者の人生観、世界観、知識などによって異なり正解はないという立場である。第一作の小説『薔薇の名前』は世界で、1,000 万人の愛読者を持つといわれ、大成功を収めた。しかし、内容は哲学、記号論、神学論争、中世の歴史を含み難解であるといわれている。もっともストーリーは推理小説仕立てであり、北イタリアの修道院で起こる殺人事件の謎解きというミステリー小説の一面を持つ。この小説の謎解きの中でも一番の謎は『薔薇の名前』という作品名自体であると思われる。小説の中で「薔薇」はまったく出てこないし、その「名前」といわれても何を指すのかが分からない。これは一体何を示すのかが作品発表時から議論されてきた。

もちろん「名前」が出てくる以上、「唯名論」や「実在論」が関わることは容易に 想像できる。また「薔薇」も何かの記号であるから対応する意味があるはずである。 もっともその解釈は作者から与えられるものではなく読者が発見するものという立 場に作者が立つのであるから、明瞭な答えが準備されているはずもない。私は記号 論の専門家ではまったくないが、記号の明示的、暗示的な意味の探求には興味を持っ ており、このような小説を読む場合でも表現の含意、隠喩や登場人物の造形の背後 の作者の意図などを勝手に解釈してしまいがちである。これから述べるこの小論で の解釈も私という読者が発見した(と思っている)ものにすぎず、作者が正解を準 備していないにせよ、どこかにあるかもしれない「標準解釈」ともまったくずれた 解釈になっている可能性がある。しかし解釈は常にバイアスのかかったものにしか ならないのである。

またこの作品は 1980 年に出版されている。この小説が単に中世の僧院での事件の 謎解きの進行に合わせて哲学的な問いを深化させるという表面的な構成以上の構造を持っているに違いないと思えるのはこの年のせいである。イタリアは 1960 年代後半から 1980 年代前半、イタリア現在史の中で「鉛の時代 (Gli anni di piombo)」といわれる暴力と混乱の時代を経験した。 1968 年の過激な学生運動に始まり「熱い秋 (L'autunno caldo)」と言われる労働運動を経て、無差別テロ、クーデター、要人誘拐、暗殺が横行した政情の極めて不安定な時代の経験が作者の執筆の背景になっていると思えるのである。私事ではあるが、執筆者 (濱本) は 1974 年春から冬までローマの国立銀行で研修を受けていた。銀行裏の通用口には常時、短機関銃を携えた国家憲兵隊 (carabinieri) の一隊が待機していたことを覚えている。彼らに何に備えているのかと聞くと、「ミラノの農業銀行の事件を知らないのか?次はここがターゲッ

トだよ」と一人が答えてくれた。このような時代を、鋭敏な社会批評家であるウンベルト・エーコが作品に何らかの形で反映させてないはずがない。実際エーコ自身、本作品の執筆動機の一つは 1978 年のモーロ首相誘拐殺害事件であると述べているのだから。この時代背景が作品の場面と関係し、さらに『薔薇の名前』という書名とも関係性を持つ。これを探求するのがこの小論の課題でもある。

さて前置きはこのぐらいにして内容に入ろう。しかし本作品は推理小説の一面も持っているのであるから、未読者の興味を削いでしまいかねないストーリーの詳述はしない。議論の展開に必要な範囲での簡単な紹介にとどめる(特に誰が犯人だったかには言及しないので安心してください)。むしろ小説の骨格をなしている神学的論争、つまり「清貧論争」、「笑いをめぐる論争」、「異端論争」、それから中世哲学世界の最大の論争である「普遍論争」を中心に話を進めることにする。まず主要登場人物4人に自己紹介してもらうことから始めたい。それから各論争の内容の吟味を行ったうえで「薔薇の名前」の「薔薇」と「名前」の可能な解釈を紹介する。最後に「鉛の時代」との関わりに言及し総括とすることにしよう。

2. 登場人物の紹介-ストーリーの紹介に代えて

最初の登場人物に自己紹介をしてもらおう。映画版の『薔薇の名前』をご覧になられた方はショーン・コネリーが演じていたことを覚えておいでだろう。ここでは彼の顔を思い出していただきたい。

私は修道士ウィリアム、パスカビルのウィリアムと申す英国人です。フランチェスコ会から来たものです。神聖ローマ帝国の皇帝の意向を受け、清貧論争に決着をつけるためにここ北イタリアの修道院にやって参りました。かつて異端審問官を務めておりました。弟子の見習い修道士アドソとともにこの地を訪れました。そこで恐ろしい事件に巻き込まれてしまいます。私は原因と結果の間には自然法則の介在があるものと信じており、ばかげた迷信にはまったく価値を置きません。すべての現象には原因があるのです。よく観察することが常に正しい理解の第一歩なのです。この点で私にはベーコン流のイギリス経験主義の影響があるという人もいます。そうかもしれません。私はオッカムのウィリアムの友人でもあり、したがって唯名論を支持しております。

次の登場人物は弟子のアドソ。まだ若い修道士見習いである。

私はベネディクト会の修道士見習いのアドソです。ウィリアム師から様々な

こと、物の見方、考え方など学んでいます。私はウィリアム師とともにこの僧院で恐ろしい事件に巻き込まれますが、同時に愛の病にとりつかれます。私は師に傾倒しておりましたので唯名論を信じておりました。しかしやがて年齢とともに存在論に親しみを感じるようになりました。「愛」には名前があるだけではなく、その「実在」があるはずです。皆さんもそう思いませんか?『薔薇の名前』は老齢になった私が思い出を綴った手記という形になっています。

唯一の女性の登場人物。村の娘。名前不詳。

私、若い、可愛い修道士様を好きになってしまう村の娘です。でも、どちらも名前も知らないの。私の名前も話には出てきません。だから、読者によっては『薔薇の名前』って、私の名前のことだ、なんて言う人もいるの。そうなら私の名前はローザになるよね。本当かしら?私、魔女の疑いをかけられてしまうの。嫌ね!中世って。

続いて修道院の盲目の老僧ホルへ師に登場してもらおう。彼は図書の管理に絶大な権力を持つ。この修道院は実は貴重な図書を多数収蔵する巨大な図書館でもあるのだ。

よいか。虚しい言葉や笑いを誘う言葉は口にしてはならぬ。笑いは身体を揺らして、顔の形を歪め、人間を猿のごときものに変えてしまう!真理を観想し、完全な善を享受するとき、真理や善を笑うはずがない。だからこそ主は笑わなかった。笑いは疑いのもとである。キリストの教えと笑いは全く相いれないものなのだ。

さて 4 人の登場人物を紹介した。小説にはさらに多くの人物が登場するが省略しても我々の議論には差し障りはないだろう(清貧論争のところで背景をもう少し説明する)。よく言われることだがウィリアムとアドソはホームズとワトソンの関係が投影されている。推理小説では探偵と助手という組み合わせが話の展開には便利だからである。また村の娘には名前がなく、だから「薔薇」とはその娘のことであるという解釈もあり得るが、そうなると Rosa という名前に娘はなってしまい極めて単純な結論になってしまう。従ってこの考えをここでは取らない。

老僧ホルへが述べるようにキリスト教と笑いの関係は修道士にとって極めて重要な意味を持つ。修道士は笑うべきではないという立場と、笑いこそ教義の理解に必要なものだとする立場の対立がある。ウィリアムはこの後者の立場である。この当

時のキリスト教世界の論争では、自説を主張するためには実験で検証したりするのではなく、その言説や見解が正当であると認定された書物の引用の積み重ねで進められた。正統な典拠の提示が論証になるのである。

正統な典拠にはアリストテレスの著述も含まれる。アリストテレスの思想は 12~13 世紀にイスラム世界経由でラテン世界に入ってくる。当初は異世界の思想とされたがその明晰な論理と理性主義はフランシスコ会のトマス・アクィナスを中心とする神学者の努力によりキリスト教神学の教義と矛盾しない形で次第に取り入れられていく。この小説は 14 世紀初頭のベネディクト派の僧院が場面として設定されている。この時代にはキリスト教神学においてアリストテレスの思想は既に正統なものと認識されている。しかし神学者たちはさらなるアリストテレスの発見に怯えてもいた。もしキリスト教神学と深い局面で相いれない内容をもつ書物が発見されればという怯えである。そのような状況下、もし笑いを肯定するアリストテレスの著作が存在し、それが神学論争に典拠として使われるとなると笑いはたちまち肯定的に扱われざるをえないことになり、笑わないことに精神の高貴さと崇高性を認める立場は敗北してしまう。

この修道院でウィリアムとアドソが遭遇した事件では5人の修道士たちが亡くなるのだが彼らの死は全て秘密の『笑いの書』に関わる。その謎にウィリアムとアドソが辿り着いたとき、修道院は炎に包まれる。

さてこれくらいでストーリーの概説は十分だろう。次に話の展開以上に重要な意味を持つ各論争の内容に入っていくことにする。

3. 4つの論争

この小説の中心テーマは修道院での事件の謎解きではなく中世の神学論争にある。 推理小説という枠組みに設定したのは読者の興味をつなぎとめる工夫なのである。 それでは話の中核である神学論争の内容を見ていこう。

3.1 清貧論争とは?

まず清貧論争について簡単にその背景を説明しておきたい。それは三つの修道会に関わる。つまりベネディクト会、フランチェスコ会、ドミニコ会である。キリスト教がローマ世界で公認され教皇に権力が集中するとともに教区組織が整備されたが、同時に宗教としての日常の姿勢が世俗化していくことは避けられなかった。そのような中で修道会はキリスト教の原初の姿、あるべき姿への回帰運動として起こってくる。

6世紀にローマ北東のヌルシアの名家出身のベネディクトスが服従、清貧、純潔、

定住を戒律とする修道会を設立したのも世俗化してゆくキリスト教会組織から距離を置き、純粋な信仰と思索を目指してのことであった。彼は退廃から離れ、祈りと学びと労働の調和した中庸と寛大を重んじる生活を目標とした。ベネディクト派では修道士たちが生涯その修道院に共住し、祈りと労働の共同生活を送ったため「観想修道会」といわれる。彼らは農地を開墾し、そこで作物を改良し知識と経験に裏付けされた農園経営を広げていった。12世紀になるとベネディクト修道院は広大な農園と財産を所有するようになる。元々この派では質素を旨としながらも必要に応じて富の分配も認めていた。そしてそこから少しずつ規律にゆるみが出てきた。

フランチェスコ修道会の創立者、聖フランチェスコは「主イエス・キリストの生と貧しさの後を追いたい」と述べ、その会則では「従順のうちにあって、清廉に、そして自分のものは何一つ持たず生きることである」と述べている(アガンベン 2011, 128)。1223 年に教皇ホノリウス 3世により正式に認可されたこの会派は「清貧と禁欲の生活」を旨とする点、ベネディクト派の「服従、清貧、純潔」という戒律とあまり異ならない。違いはフランチェスコ会派では清貧をより徹底し、人々の喜捨(托鉢)により暮らしをたてていくことである。「直接にせよ間接にせよ金銭を受け取ってはならず、何事も所有せず、清貧を友とする」という生き方には労働さえも本来含まれていない。労働により対価が生まれるからである(ヴィケール, M. H. 2004)。しかしその戒律の文字通りの厳格な適用を修道生活に求めるスピリトゥアル派(厳格派)と、より穏やかな立場をとる穏健派との間に深刻な意見の相違が生まれ、やがて分裂することになる。スピリトゥアル派の清貧思想は他派にも影響を与え、その中からさらに過激な一派が生まれてきた。これら過激な一派は「異端」とされ、しばしば教皇に活動を禁止されることになる(後述)。

ドミニコ会は 1216 年に創設され、単に観想するよりも観想の実りを他者に伝える 方がより大いなることであるという根本精神により、清貧の中で神の真理を探求し 説教して回ることを旨とするいわゆる托鉢修道会の一派である。この点はフランチェスコ会と違いはない。違いはドミニコ会の修道院は大都市の近辺に作られフランチェスコ会は小都市に作られた点、また所有に関してもフランチェスコ会よりは かなり寛容である点である。

このように見比べてみると、三会派とも初期キリスト教への原点回帰運動を端緒にしている点、また清貧を求める戒律のもとで厳しく自分を律して真理の探究を極めようとする姿勢においては違いがない。特にドミニコ会とフランチェスコ会は「托鉢修道会」として同時代に生まれている。しかし実際のところ違いは小さくなかったのである。まず各会派とも神学を深めるための東方からの書籍の購入、写本作成に莫大な経済力が必要である。修道院は施薬院や農業の指導センターの働きも持っているのでその運営にも財力が必要である。このように社会と関わりを深めるにつ

れ、純粋な隠遁者としての生活の維持は難しくなり何らかの財産との関わりが入り 込んでくる。「清貧とその妥協点」は避けて通れない問題なのであった。清貧をあく まで追究する者たちと、妥協点を探ろうとする者たち違いは、やがて大きな見解の 違いとなり、それが軋轢を生み論争のもとになる。

『薔薇の名前』は14世紀の史実を下敷きにしている。1305年、フランチェスコ会の修練士だったドルチーノがミラノから西へ40キロのノヴァーラ近くの山に信徒数千を従えて籠城し、既存の教会、宗派、修道士すべてを敵に回し騒乱を起こした。彼の旗印も「清貧」であった。彼らは捕らえられ火刑に処せられる。1316年にヨハネス22世がアヴィニヨンの教皇庁において新教皇となる。彼はスピリトゥアル派(厳格派)の修道士を逮捕し教皇への服従、つまり「キリストの清貧思想(=私有財産の完全忌避)」を放棄することを強制した。そしてこれに従わない者たちを異端として火刑に処したのである。ついにフランチェスコ会総長のミケーレ・ダ・チェナーゼやオッカムのウィリアムは逆に教皇を「異端」と非難し神聖ローマ皇帝ルートヴィッヒ4世の庇護を求めるに至る。ややこしいので14世紀の権力構造図を下に書いておく。

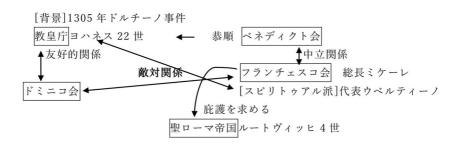


図1 14世紀の権力構造図

教皇ヨハネス22世は清貧思想に否定的でありドミニコ会はその教皇と友好関係を結んでいる。ベネディクト派は教皇に恭順の姿勢をとり、大農園を営んでいる以上、所有には寛大である。フランチェスコ会の総長ミケーレは教皇、皇帝、そしてフランチェスコ会の関係維持を画策するが難航する。スピリトゥアル派の指導者ウベルティーノは清貧を重んじ、教皇に批判的である。彼らは所有と使用を区別し個人の修道士の所有は認められず使用のみ認められている。教皇と彼らとは敵対関係にある。この小説ではこの図にあるスピリトゥアル派の指導者ウベルティーノやフランチェスコ会総長ミケーレたちが登場する。彼らが教皇庁に呼び出される前に、ベネディクト派の修道院においてドミニコ会の異端審問官による予備審問が行われると

いう設定である。ウィリアムは陪審員である。ここで論争の様子を小説の中に探してみよう。

ドメニコ会士: キリストが財布を持っていたと『福音書』にはあるぞ。 フランチェスコ会士: 黙れ! その財布を十字架像にまで描いたのはお前たちだ。 ド:何だと?いままでに何度、お前たちの財産を守るために聖庁が裁判を開いてやっ たことか?

- フ:教会の財産であって我々修道会のものではない。我々は使用のために持っているだけだ!
- ド:使用のためと称してたらふく食べたり、黄金の彫像を安置した華美な聖堂を立てるは偽善者め!生臭坊主め!
- フ:なんとでも言え!神の怒りは必ずお前たちに下るであろう。(II p. 146-149 の抜粋)

このようなあからさまな敵意を相手側にぶつける論争が描かれている。各派とも「清貧」という言葉は共有しそれを尊いという思いはあっても、その言葉の示す実質は 定まった存在として共有されていない。それが論争の根本にある。

3.2 笑いをめぐる論争

フランチェスコ会の修道士は「笑い」に肯定的である。ウィリアムは言う。「笑いは認識の価値さえ高める一つの善良な力とみなしうる」(II 340)。「笑いは善である」とする立場である。一方ベネディクト派の老僧、ホルへは「笑い」に否定的である。彼は言う。「笑いは愚かさの徴だ、笑いは疑いのもとになる、笑いは私たちの肉体の弱点であり、退廃であり、失われた味覚だ」(II 344)。これは「笑いは不善である」とする立場である。笑いを否定する者たちは、真理の探究には笑いはそぐわず、それは中世の教会階級的社会の破壊にもつながるとも考えていた(宮田 1996: 11)。

確かに笑いは人間の感情を源にし、そこから派生的に生み出されるものだ。笑いという自発的表現に人間の弱さや自虐心、他者を貶める邪悪な側面を結び付ければ、それは信仰の妨げとも捉えられる。一方、笑いには緊張からの解放、美、真理の認識や幸福感にともなう暖かい心情の身体的反応という面も当然にあり、これは信仰の妨げにはならない。笑いを否定する者、肯定する者の間に確かに「笑い」という言葉があるものの、それにどのような存在のあり方を対応させるかが大きく異なるのだ。

3.3 異端論争

異端とは、既存の正統と認識されている宗教思想や秩序の中に含まれないと判断される、または、含まれることをよしとしない思想、教義のことである。つまり正統ではない振る舞いや思想が異端ということであり、ここで問題になるのは誰の目から見て正統であるかどうかが判断されるかである。小説の中で見習い修道士のアドソがスピリトゥアル派の指導者ウベルティーノに、異端とされるドルチーノ派の清貧に関する主張がスピリトゥアル派の主張とどう違うのかを詰問する場面がある。長いが引用しよう。

- ウベルティーノ: (ドルチーノの説教の要約) その後、ベネディクト会の修道僧たちも富を蓄積するようになって、聖フランチェスコと聖ドミニコの修道士たちが、今度はベネディクトスよりもさらに厳しく、地上の富と支配とに異議を唱えた。しかし多くの高位聖職者たちの生活が、またしても、あの善きすべての教えに背くようになったいまは、第三の時期も終わりにさしかかって、自分たち使徒団の教えに心を改めることが必要になった(とドルチーノは述べた)。
- アドソ:でもそれなら、ドルチーノの説教はフランチェスコ会士たちの説いたところと同じで、フランチェスコ会各派の中でもとりわけスピリトゥアル派の場合と。それゆえ神父様、あなたのお考えと、同じではありませんか!
- ウベルティーノ: ああ、そうだ。しかし彼はそこから悪意に満ちた推論を導き出したのだ! つまり、この退廃した第三の時期にとどめを刺すために、すべての司祭が、修道僧や修道士たちが、残酷極まりない死を死ななければならない、と説いた。

(I 363-364)

ドルチーノ派の主張の要約は、①最初の使徒たちのように絶対の完徳と清貧とを実践しない司祭たちに10分の一税を支払う必要はない、②神に祈るのには立派な教会も価値を持たない、③一切の財産を放棄し衣類も捨てる、④金銭を身に着けず施しによって生きるというものである(II 206)。実際のところ、この主張はスピリトゥアル派、フランチェスコ会の基本的信仰のあり方とかわらない。

さらにアドソの言葉を聞いてみよう。

「ウィリアムもウベルティーノの正統的な信仰と、異端者のゆがんだ信仰とのあいだには、わずかな違いしかないことを主張した。それに対してウベルティーノは、その違いをはっきりと認めようとする立場から、憤慨した。この違いを見抜けるからこそ、彼は特異なのだ。ウィリアムが異端審問の職務から身を引いたのは、もはや両者の違いが見抜けなくなったからだ。」(I 196)。

結局、何が異端で、だれが異端かはその判断者任せであり、「異端」という言葉も 共有されてはいるが、その言葉を反映する実在のあり方はまったく共有されていな いことがわかる。「異端」を見分けるのには「聖性」がいるとも述べられているがこ れは結局、人間の理性や感性では判断できないことを述べている。「名前」は存在し ていても、その「実在」は空虚なのである。唯名論からはそうなる。さらに詳しく 見てみよう。

3.4 普遍論争

「普遍」とは複数の個物によって共有されることでそれらの質的な共通性の根拠となるような存在者のことを示す(鈴木他 2014: 141)。例えば赤い丸が3つ並んでいるとして、その共通性は「赤」と「丸」ということであり、これが「普遍」である。この普遍をあらわす普遍者が実際に存在するか、普遍は存在せず概念(あるいは名前)であり、存在するのは個々のモノに過ぎないとする見解の対立が存在した。これは神学上の大問題となった。「人」、「罪」などの普遍者が存在しないとキリスト教の教えが成立しないからである。普遍論争自体はこの小説の話の中では表立っては出てこない。僅かにウィリアムが普遍概念については懐疑的であり、個別の事物には敬意を払っていたと示されているだけである。ここで用語の正確な理解のために意味論から見た「普遍性」を整理してみよう。「赤」、「善」、「人」の集合を考えてみる。

赤:{郵便ポスト、赤い頭巾、赤絵具、消防車、火、・・・} 善:{席を譲る、寄付する、荷物を持つ、道案内をする・・・} 人:{A さん、B ちゃん、C 君、D 女史、E 様・・・・・}

「赤」、「善」や「人」という概念は集合の共通なもののことであり、そのような共通性を持つモノのカテゴリーの名称でもある。また個別の物や事柄をそのカテゴリーに当てはまるかどうか判断する蓄えられた概念のことともいえる。もし性質を共有するモノの集合の名前が普遍であれば、それは物質世界には実在しないことになる。これが意味論でいう「普遍概念」である。このように「薔薇」、「善」、「赤」などの言葉は単にカテゴリーの名称にすぎないという立場が「唯名論」である。それに対して、これらの言葉にはそれに対応する実在があるとする立場が「実在論」である。

3.5 なぜ『薔薇の名前』なのか

これまで清貧論争、笑いの論争、異端論争、普遍概念の実在性をめぐる論争をみ

てきた。これらにはまず「言葉」があり、その言葉は人々に共有されてきた。しか しその言葉に対応する実在については共有されることはなく、その存在自体が疑わ れた。

薔薇はもちろん花を代表する存在であり花の女王でもある。薔薇という名前は人々が共有しているが、それに対応する実在の捉え方は様々である。「薔薇」という言葉、カテゴリー、つまり普遍概念は世界に存在する幾多の普遍概念の代表になっている。普遍概念のすべてを「薔薇」という言葉が代表している。あるいは普遍概念の変項として「薔薇」という言葉を使ったのである。この物語で描かれた論争は全て人により解釈も理解も違う、つまり実在の確定しない普遍概念、つまり名前を廻っての争いであった。このことを示すために、つまり「清貧」「笑い」「異端」というような普遍概念の代表ということを表すために「薔薇」という言葉を使ったのである。図示すると次のようになる。

- (i) 普遍概念「清貧」「笑い」「異端」・・・ 代表:薔薇(つまり変項X)
- (ii) X の名前:普遍概念の名前。それのみが存在し、実在は空虚

この見解の論拠として物語の記録者アドソの最後の言葉をあげよう。「私は神聖な闇の中に、まったくの沈黙のうちに、深く深く沈んでいくだろう。(中略) そしてあらゆる差異は忘れ去られ、単純な基底に、何の異同も見分けられない荒涼とした沈黙のうちに、だれもがおのれの居場所さえ見いだせない深い奥底に、私は達するであろう。(中略) 過ぎにし薔薇はただ名前のみ、虚しきその名が今に残れり」(II 383)。つまり様々な論争も「名前」のみが共有されていたがその名前に対応するはずの実在は決して共有されることはなく名前のみの論争であったということをこのアドソの言葉は伝えている。しかし同時に彼は万物の理解が唯名論的なものでしかないことに寂しさを強く感じていたに違いない。アドソが修道士として全生涯かけて追究してきた「信仰」「愛」「神」が名前でしかないとは認めたくはなかっただろう。

4. 「鉛の時代」と「薔薇の名前」

最後にこの小説と「鉛の時代」との関係、さらに『薔薇の名前』という書物と「鉛の時代」とのつながりを解明しこの小論の総括にする。この小説の舞台は 14 世紀の混迷を極めた時代であり、血なまぐさい闘争の時代であった。そこでの争いの中核には清貧の思想、神学と笑いの関係、異端をめぐる論争があった。その闘争が図 1で示した権力抗争として展開されたのである。ウンベルト・エーコがこの小説を書いたのは 1980 年。その 10 年前からイタリアは「鉛の時代」を迎えた。何が起こっ

たのかをまとめてみよう。

- ①1968 年左翼学生の運動、左翼労働運動の高まり。
- ②左翼の運動に脅威を感じたネオ・ファシストによる 1969 年ミラノ農業銀行爆破 事件。
- ③同じくネオ・ファシストの1970ボローニャ駅爆破事件。
- ④1970年イタリア海軍の英雄で名門貴族出身のボルゲーゼによるクーデター未遂 事件。
- ⑤1978 年極左集団「赤い旅団」によるキリスト教民主党アルド・モーロ誘拐・殺害事件。

これらの事件の背景にある勢力構造を図示してみよう。



図 2 「鉛の時代」の勢力関係

ここで「鉛の時代」と14世紀のイタリアの混乱とは写像関係のように似通った構造を持っている。まず元キリスト教民主党党首のモーロはイタリア共産党と和解し社会に安定をもたらそうとしていた(ちょうどフランチェスコ会総長ミケーレが社会の安定を求めたように)。それに対し、現首相のアンドレオッティは共産党との和解を望まなかった(教皇ヨハネス22世が清貧思想を排斥したように)。アンドレオッティは赤い旅団に拉致されたモーロの釈放を求めずモーロは殺害された。この共産主義との歴史的和解を望まない点ではCIAやNATOも同様であった。極左過激派の赤い旅団は(異端のドルチーノ派が極端な清貧に走ったように)社会の安定よりは彼らの思想に近い共産主義を求めていた。さらにネオ・ファシストは共産主義の浸透に強く反発した(清貧思想の浸透に反発したドミニコ会のように)。

「鉛の時代」には共産主義、(毛沢東思想にも通ずる)極左主義、極右のファシズム、キリスト教民主主義などの思想が渦巻いており、これらの思想の共有者にはそれなりの意味があったものの、その思想の名前に対応する実在は全く共有されずに

終わったのである。

中世の清貧論争、「鉛の時代」ともに各思想を「薔薇」という変項で表現するなら、「薔薇の名前」とは結局、普遍概念は名前だけの存在で、実在をともなわないとする 唯名論であるはずのものを実在論と誤謬しての争いであったことを表現する。これが『薔薇の名前』の意味であると私は思う。

参考文献

ジョルジョ・アガンベン (上村忠男、太田綾子訳)『いと高き貧しさ――修道院規則と生の形式』 みすず書房、2014年。

デヴィッド・アームストロング (秋葉剛史訳)『現代普遍論争入門』春秋社、2013年。

トマス・アクィナス(山田晶訳)『神学大全 I, II』中公クラッシクス、2014年。

ウンベルト・エーコ (河島英昭訳)『薔薇の名前』(上)(下) 東京創元社、1980年。

ウンベルト・エーコ(中川エツコ訳)『ヌーメロ・ゼロ』河出書房新社、2016 年。

ウンベルト・エーコ (和田忠彦監訳)『世界文明講義』河出書房新社、2017年。

ヴィケール, M. H. (朝倉文市他訳)『中世修道院の世界 使途の模倣者たち』八坂書房、2004年。

佐藤彰一『禁欲のヨーロッパ 修道院の起源』中公新書、2014年。

鈴木征朗他『現代形而上学 分析哲学が問う、人・因果・存在の謎』新曜社、2014年。

宮田光雄『キリスト教と笑い』岩波新書、1992年。

宮田光雄『宮田光雄集<聖書の信仰>VI』岩波書店、1996年。

若松英輔、山本芳久『キリスト教講義』文芸春秋、2018年。

山本芳久『トマス・アクィナス 理性と神秘』岩波新書、2017年。

山内志朗『普遍論争』平凡社、2008年。

雑誌特集ユリイカ『エーコ ベストセラー「薔薇の名前」はいかにして生まれたか』青土社、 1989 年 5 月。

Translation

『歴代名書記』卷六王微「敍書」譯注

An Annotated Translation of Wang Wei's "Xuhua" in Lidaiminghuaji juan 6

村田 みお (Mio Murata)*

ABSTRACT: This paper is an annotated translation of part of Wang Wei in Zhang Yanyuan's Lidaiminghuaji juan 6, including Wang Wei's "Xuhua". There are many critical editions and annotated translations of Lidaiminghuaji, including the part of Wang Wei. Also, there are research books that discuss Wang Wei in detail. However, each of the above research results has a different form, and there are considerable variations in proofreading and interpretation about "Xuhua". This paper proofread part of Wang Wei in Lidaiminghuaji juan 6, including Wang Wei's "Xuhua", translated into Japanese, and annotated again. The main purpose of this paper is to review the past research results, synthesize their advantages, and supplement annotations of the examples.

KEYWORDS: 歴代名畫記, 王微, 敍畫, 山水畫, 畫論

本稿は張彦遠『歴代名書記』卷六敍歴代能畫人名宋の王微の條に引用される「敍 畫」を含めて、王微(四一五~四五三)の條全體を譯注するものである。譯注の中 心となるのは「敍畫」引用部分であるため、敢えて標題の中に「敍畫」を加えた。

『歴代名畫記』にはこれまで相當數の點校・譯注等が作られてきており、王微の 條も無論その中に含まれる。また研究書で王微を取り上げ詳細に論じたものとして は後掲の中村茂夫『中國畫論の展開 晉唐宋元篇』(一九六五)に點校・訓讀・論 考、陳傳席『六朝畫論研究』(一九八五)に論考・點校・譯注がある。このように 参照可能なものは多いのだが、それぞれに形式上の繁簡が様々である上に、王微 「敍畫」は校訂や解釋にかなりの幅がある。

^{*} Associate Professor of Chinese Philosophy, Faculty of International Studies, Kindai University. Email: muratamio@intl.kindai.ac.jp

そこで本稿では、下に列擧した版本、及び點校・譯注等を用いて、あらためて本 文の校勘と現代日本語譯、注釋を行う。先行する點校・譯注等の解釋の相違を検討 し、優れた點を総合すること、またそれらにおいては比較的手薄であった用例の注 釋を補うことを主眼とする。

凡例

・底本は津逮祕書本とする。

『歴代名畫記』

明嘉靖版天津圖書館藏本(畢斐『明嘉靖刻本歴代名畫記』影印)

※なお明嘉靖版は日本では靜嘉堂文庫蔵本がある。

津逮秘書本(國立國會圖書館藏、第九一~九三冊、デジタルコレクション、コマ六四~六五)

王氏畫苑本(大阪府立中之島圖書館藏、9166、卷之三、第二冊)

學津討源本 (百部叢書集成影印)

『佩文齋書畫譜』卷十五論畫五畫學上に「敍畫」の「夫言繪畫~畫之情也」部分を収録

『佩文齋書畫譜』清刊本(大阪府立中之島圖書館藏、903 12)

本稿では上から順に嘉本、津本、王本、學本、佩本と略稱する。

・參照した點校・譯注等(研究書も含む)は次の通りである。

小野勝年『歴代名畫記』岩波文庫、一九三八 訓讀・注釋

于安瀾編『畫史叢書』上海人民美術出版社、一九六三 點校

兪劍華『歴代名畫記』上海美術出版社、一九六四 點校・注釋 ※以下兪(a)

『中國美術論著叢刊 歴代名畫記』人民美術出版社、一九六三 點校

中村茂夫「宗炳と王微――劉宋時代の畫論」『中國畫論の展開 晉唐宋元篇』中山文華堂、一九六五、五九~九七頁 點校・訓讀・論考

岡村繁・谷口鉄雄「歴代名畫記」、目加田誠編『文學藝術論集』平凡社、中國古典文學大系、一九七四 譯注

長廣敏雄『歴代名畫記』一・二、平凡社、東洋文庫、一九七七 訓讀・譯・論説 陳傳席『六朝畫論研究』學生書局、一九九一(初出は江蘇美術出版社、一九八 五) 論考・點校・譯注

※なお陳傳席『中國山水畫史(修訂本)』(天津人民美術出版社、二〇〇一、一 三~一七頁) にも論述あり

承載『歴代名畫記全譯』貴州人民出版社、中國歴代名著全譯叢書、一九九九 (二 ○○九に再版) 點校・譯注 兪劍華『中國畫論選讀』江蘇美術出版社、二〇〇七 注釋・譯意 ※以下兪(b)

畢斐『明嘉靖刻本歴代名畫記』上下、中國美術學院、二○一八 影印・點校 王菡薇・劉品『歴代名畫記注譯與評介』中華書局、二○二一 點校・譯注 許逸民『歴代名畫記校箋』中華書局、二○二一 點校・注

- ・【原文】における太字及び※は【校勘】で言及する箇所を表す。=は脱字を表す。
- 【校勘】では津本を底本と稱する。
- ・【注釋】には注番號は用いず、對應する原文の箇所を見出しに掲げた。見出し及び引用文は、長い場合は適宜省略し、「…」で省略箇所を示した。引用した原文における小字・夾注は()で表す場合がある。
- ・【現代日本語譯】では、便宜として内容に應じて段落を分けた。
- ・文字は基本的に第二水準までの舊字としたが、必ずしも統一されてはいない。
- ・表示困難な文字は[]を用いて[○+○]等の形式で表す。

【原文】

王微、字景玄※(下品)、瑯琊臨沂人。善書畫。嘗居一屋、讀書玩古、不出十餘 年。與友人何偃書曰、吾性知畫、蓋鳴鵠識夜之機、盤紆糺紛、咸紀心目、故山水之 好、一徃迹求、皆得髣髴。竟不就辟、世祖以貞栖絶俗、贈祕書監。微作敍畫一篇、 其略曰、辱顏光祿書、以圖畫非止藝行、成當與易象同體。而工篆隸者自以書巧爲 高。欲其竝辯藻繪、覈其攸同。夫言繪畫者、竟求容勢而已。且古人之作畫也、非以 案城域、**辯※**方州、**標※**鎭阜、劃**浸※**流。本乎形者融靈、而動**者變※心也※。**靈亡 **所※**見、故所託不動、目有所極、故所見不周。於是乎以一管之筆、擬太虚之體、以 判驅之状、畫寸眸之明。曲以爲嵩高、趣以爲方丈。以叐之畫齊乎太華、枉之點表夫 **隆※**準。眉額頰輔、若晏**笑※**兮、孤巖鬱秀、若吐雲兮。横變縱化、故動生焉、前矩 **後※**方、==出焉。然後宮觀舟車、器以類聚、**犬※**馬禽魚、物以状分。此畫之致 也。望秋雲、神飛揚、臨春風、思浩蕩。雖有金石之樂、珪璋之琛、豈能髣髴之哉。 披圖按牒※、効異山海。綠林揚風、白水激澗。嗚呼、豈獨運諸指掌、亦以明神降 之。此畫之情也(宋書有傳、及王※智深宋紀、序在別傳)。謝赫云、微與史道碩竝 師荀衞、王得其意、史傳其似。在顧寳光下。彦遠論曰、圖畫者、所以鑒戒賢愚、怡 悦情性。若非窮玄妙於意表、安能合神變乎天機。宗炳王微皆擬迹巢由、放情林壑、 與琴酒而俱適、縱烟霞而獨徃。各有畫序、意遠迹高、不知畫者、難可與論。因著※ 于篇、以俟知者。

【校勘】 底本は津本

「玄」 嘉本作「公」、王本作「賢」。

「辯」 佩本作「辨」。

「標」 嘉本・王本作「てへん+票」。

「浸」 嘉本・王本作「漫」。

「者變」 王本・佩本作「變者」。

「也」 底本作「止」。王本・佩本作「也」。據王本・佩本改。

「亡所」 底本無「所」字。王本作「亡所」、佩本作「無所」。據王本改。

「夫隆」 嘉本作「失隆」、佩本作「夫龍」。

「笑」 底本作「[竹+友]」。王本作「[竹+友]」、學本作「[竹+友]」佩本作 「笑」。據佩本改。

「後」 嘉本・王本作「彼」。

「犬」 王本作「大」。

「牒」 嘉本・王本作「牌」。

「王」 嘉本作「天」。

「著」 底本似作「者」。嘉本・王本・學本・佩本作「著」。據嘉本・王本・學本・ 佩本改。

【現代日本語譯】

王微、字は景玄(下品)、瑯琊の臨沂の人である。書畫を得意とした。いつも一室におり、書物を讀み古いものを玩味して、十年餘りも家を離れなかった。友人の何偃に書簡を與えて「私が生まれながらに畫が分かるのは、思うに白鳥に夜半の時間が分かって鳴く天分があるようなもので、曲がりくねり入り乱れる樣を、全て心と目で覺えるのだ。だから山水の素晴らしさは、一度出向いてからその姿を追い求めてみると、みなイメージを得られるのだ」と述べた。結局出仕の招きに應じず、世祖(孝武帝劉駿)は高潔な態度で隱居して俗世との關わりを斷ち切ったことにより、秘書監を贈った。

王微は「敍畫」一篇を書いており、かいつまむと次のように言う。

「顔光祿 (顔延之) からお手紙をいただいたところ、圖畫は技藝の域に止まらず、必ずや易の形象と一體のものである、とのこと。ところが篆書・隷書を得意とする人は書の技巧の方が高尚だと決め込んでいる。そういう人には合わせて繪畫について論じ、共通點を考えてみて欲しいものである。そもそも繪畫について述べる人というのは、結局のところ形と勢いを求めるだけなのである。しかも古人が繪畫を作ったのは、それによって街區を調べたり、領土を辨別したり、名山その他の山々

を明示したり、湖や川を區分するわけではない。もともと形というのは靈と融け合 うのであり、動きというのは心に變化を與えるものである。靈は目では見えないの で、動かない形の中に託されるし、目には限界があるので、全てを見盡くせるわけ ではない。そこでたった一本の筆でもって、果てしない世界の本質を寫し取り、部 分的な形によって、小さな目で見渡す光景を描くのである。曲がりくねった筆遣い で中嶽である嵩高山を描き、素早い運筆で東海の方丈山を描く。拔き払った筆畫は 太華山に等しく、曲がった點は高い鼻梁のような稜線を表す。眉や額、頬のように 起伏した山肌は、穏やかに笑っているかのよう、ひとり聳え立つ巖は、雲を吐き出 しているかのようだ。筆遣いが縱にも横にも自在に變化するので、動きが生まれる し、前にも後にも規範があるから、==が現れる。それから宮殿や舟、車といった 道具は種類に應じてまとめ、犬や馬、鳥や魚といった生き物は見た目に應じて分け て描かれる。これが繪畫の道理なのである。秋の雲を眺めやると精神は飛翔し、春 の風に吹かれると思いはのびのびと廣がる。高貴な身分の禮樂に用いられる金石の 樂器の音樂や珪璋の寶玉があったとしても、こんな思いを味わえはしない。繪圖を 開き畫帖をよく見れば、その効用は『山海經』の圖とは異なる。そこには綠の林に 風が吹き上がり、白く波立つ流れが溪谷でしぶきを飛ばしているのである。ああ、 それらを容易く手に取れるのみならず、神靈がそこに降臨するのだ。これが繪畫の 本性なのである。」

謝赫は次のように言う。

「王微と史道碩はともに荀勗と衞協を師としたが、王微はその畫意を體得し、史道 碩はその形似を受け繼いだ。顧寶光の下である。」

わたくし彦遠は論じて次のように言う。

「繪畫というのは、賢者と愚者を教訓や戒めとするものだし、人の心情を樂しくさせるものである。もし捉え難い奥深さを誰も思いも寄らないところまで極めるのでなかったら、どうして計り知れない變幻自在さをその源である自然の神秘に合致させられるだろうか。宗炳と王微はいずれも政治を嫌った巣父、許由に倣い、山林溪谷に心を解き放ち、琴と酒を友として安らぎ、煙霞たなびく山水に身を投じて我が道を行った。各々畫の序(宗炳「畫山水序」、王微「敍畫」)を書いており、そこに表された考えや行いは遠大高尚で、繪畫が分からない者とはともに論じようがない。そこで文章に書き記し、分かってくれる者を待つことにしたのである。」

【注釋】

王微

名家である琅邪の王氏一族である。中村氏前掲書 (八一~八九頁) に前漢の王吉か

ら王微に至るまでの系圖、及び一門の人々の事跡の解説がある。

『宋書』卷六十二王微傳

王微、字景玄、琅邪臨沂人、太保弘弟子也。父孺、光祿大夫。微少好學、無不通覽、善屬文、能書畫、兼解音律、醫方、陰陽術數。年十六、州舉秀才、衡陽王義季右軍參軍、並不就。起家司徒祭酒、轉主簿、始興王濬後軍功曹記室參軍、太子中舍人、始興王友。父憂去官。服闋、除南平王鑠右軍諮議參軍。微素無宦情、稱疾不就。仍除中書侍郎、又擬南琅邪、義興太守、並固辭。……微常住門屋一間、尋書玩古、如此者十餘年。……元嘉三十年、卒、時年三十九。僧謙卒後四旬而微終。遺令薄葬、不設轜旐鼓挽之屬、施五尺牀、爲靈二宿便毀。以嘗所彈琴置牀上、何長史來、以琴與之。何長史者、偃也。無子。家人遵之。所著文集傳於世。世祖即位、詔曰、微棲志貞深、文行惇洽、生自華宗、身安隱素、足以賁茲丘園、惇是薄俗。不幸蚤世、朕甚悼之。可追贈祕書監。

『太平御覽』卷千百卉部苔引王智深宋記

王微、字景玄、大保弘之弟子也。 吏部尚書江湛愛其才用、舉爲吏部郎。 陳病篤不受、因與湛書告絶。 足不踰闕十有餘載、棲遲於環堵之室、苔草沒階。

元嘉三十年に年三十九で卒した點については、中華書局點校本二十四史『宋書』の 校記によると、各本「元嘉二十年」「年二十九」に作るが、孫獻『宋書考論』の説 に從って「二」を「三」に改めており、本稿もこれに從う。よって生卒年は四一五 ~四五三となる。

また『宋書』の傳には始興王劉濬、從弟の王僧綽、何偃に與えた書簡、及び先に亡くなった弟の王僧謙を悼む文が引かれている。後文の何偃への書簡の一文は次の「與友人何偃書曰……」注の通り。

· 與友人何偃書曰……

『宋書』卷五十九何偃傳

何偃字仲弘、廬江灊人、司空尚之中子也。州辟議曹從事、舉秀才、除中軍參軍、臨 川王義慶平西府主簿。召爲太子洗馬、不拜。元嘉十九年、爲丹陽丞、除廬陵王友、 太子中舍人、中書郎、太子中庶子。時義陽王昶任東官、使偃行義陽國事。……大明 二年、卒官、時年四十六。

『宋書』卷六十二王微傳

時論者或云微之見擧、廬江何偃亦豫其議、慮爲微所咎、與書自陳。微報之曰……至 於生平好服上藥、起年十二時病虚耳。所撰服食方中、粗言之矣。自此始信攝養有 徵、故門冬昌朮、隨時參進。寒温相補、欲以扶護危羸、見冀白首。家貧乏役、至於 春秋令節、輒自將兩三門生、入草采之。吾實倦遊醫部、頗曉和藥、尤信本草、欲其 必行、是以躬親、意在取精。世人便言希仙好異、矯慕不羈、不同家頗有罵之者。又 性知畫績、蓋亦鳴鵠識夜之機、盤紆糾紛、或記心目、故兼山水之愛、一往跡求、皆 仿像也。不好詣人、能忘榮以避權右、宜自密應對舉止、因卷慚自保、不能勉其所短 耳。由來有此數條、二三諸賢、因復架累、致之高塵、詠之清壑。瓦礫有資、不敢輕 厠金銀也。

•鳴鵠識夜

『淮南子』説山訓

鷄知將旦、鶴知夜半、而不免於鼎俎。

高誘注云、鶴夜半而鳴也。以無智謀、不能免于鼎俎。

『抱朴子』外篇博喻

偏才不足以經周用、隻長不足以濟衆短。是以鷄知將旦、不能究陰陽之歷數。鵠識夜 半、不能極晷景之道度。

• 盤紆糺紛

『史記』卷百十七司馬相如傳子虚賦

雲夢者、方九百里、其中有山焉。其山則盤紆岪鬱、隆崇嵂崒、岑巖參差、日月蔽 虧、交錯糾紛、上干青雲、罷池陂陁、下屬江河。

• 髣髴

『史記』券百十七司馬相如傳子虚賦

於是鄭女曼姫、被阿錫、揄紵縞……縹乎忽忽、若神仙之仿佛。

『弘明集』卷一正誣論

今悠悠之徒、見形而不及道者、莫不貴崇高而忽仄陋。是以諸奉佛者、仰慕遺跡、思 存髣髴、故銘列圖象、致其虔肅。

• 竟不就辟、世祖以貞栖絶俗、贈祕書監

「王微」の注を参照。一度官途に就いたが父の喪に服して以降は出仕せず、死後に 孝武帝劉駿から祕書監を追贈された。

• 貞栖絶俗

『宋書』卷八明帝紀

若乃林澤貞栖、丘園耿潔、博洽古今、敦崇孝讓、四方在任、可明書搜揚、具即以聞、隨就褒立。

『莊子』雜編盜跖

今夫此人以爲與己同時而生、同郷而處者、以爲夫絶俗過世之士焉。

『後漢書』傳四十七劉陶傳

竊見故冀州刺史南陽朱穆、前烏桓校尉臣同郡李膺、皆履正清平、貞高絶俗。

· 辱顏光祿書

顔延之(三八四~四五六)も王微と同じく琅邪臨沂の人、文才により謝靈運と合わせて顔謝と呼ばれた。

『宋書』卷七十三顏延之傳

顏延之、字延年、琅邪臨沂人也。……延之少孤貧、居負郭、室巷甚陋。好讀書、無所不覽、文章之美、冠絶當時。……復爲祕書監、光祿勳、太常。……居身清約、不營財利、布衣蔬食、獨酌郊野、當其爲適、傍若無人。……元凶弑立、以爲光祿大夫。……世祖登阼、以爲金紫光祿大夫、領湘東王師。……孝建三年、卒、時年七十三。追贈散騎常侍、特進、金紫光祿大夫如故。諡曰憲子。延之與陳郡謝靈運俱以詞彩齊名、自潘岳、陸機之後、文士莫及也、江左稱顏謝焉。所著並傳於世。

この句以下、どこまでを顔延之からの書簡の内容とするかは、冒頭の「辱顔光祿書」のみとするものから「覈其攸同」までとするものまで、各點校・譯注により見解が分かれる。概ね長さに準じて列舉すると次の通りである。

陳:「辱顏光祿書」のみで改行、後は全て王微とし、次の「以」を「因爲」と 解釋

中村、岡村・谷口:「易象同體」まで

小野、許:「書巧爲高」まで

承:「易象同體」までは明瞭に顏延之とし、「而工篆隸」以下は曖昧。

王・劉:陳氏と同じく「以」を「因爲」と譯し、「書巧爲高」までは曖昧、「欲 其竝辯」の譯文に「我」と主語を入れており王微とするよう

長廣、兪(b):「覈其攸同」まで

また例えば輯本では、張溥『漢魏六朝百三名家集』顔延之集、嚴可均『全宋文』卷三十七は「書巧爲高」までを引く。なお、本稿でも校勘に用いた『佩文齋書畫譜』卷十五は「夫言繪畫」からを引いているが、それ以前を顔延之と見なしたとは限らず、王微の本論の開始として「夫言繪畫」からとした可能性があるだろう。

以上の諸説は各々可能な解釋であるが、本稿では次の注に舉げた『歴代名畫記』の 引用を手がかりとしてひとまず「易象同體」までとする。

·以圖畫非止藝行、成當與易象同體

この二句については、顔延之の非常に近しい趣旨の言が『歴代名畫記』卷一の「敍 畫之源流」に引用されており、そこでは圖の意義を、理を描く易の卦象、識を描く 文字、形を描く繪畫の三者に分類する。

『歴代名畫記』卷一敍畫之源流

按字學之部、其體有六、一古文、二奇字、三篆書、四佐書、五繆篆、六鳥書。在幡信上、書端象鳥頭者、則畫之流也。顏光祿云、圖載之意有三、一曰圖理、卦象是也、二曰圖識、字學是也、三曰圖形、繪畫是也。又周官、教國子以六書、其三曰象形、則畫之意也。是故知書畫異名而同體也。

また中村氏は、王微宛ての書簡が頽延之の文集に収録され、後に張彦遠がそれを『歴代名畫記』に引用したとも推測する(前掲書九〇~九一頁)。同一書簡からの二通りの引用かは定め難いが、少なくともここまでは頽延之の言としてよい。

「藝行成當」四字については、譯者により斷句と解釋にかなり差がある。そのうち 岡村・谷口氏は「藝行」は「藝術」の缺誤(すなわち「術」字の「朮」部分脱落)と考え、また「成當」は「必當」「定當」の意とする。陳氏は「行:音杭」で「技術的行列」と解する。本稿は「行」については「朮」脱落の可能性を視野に入れつつ陳氏に從い、「成」は岡村・谷口氏に從って「必」「定」の意とする。

易象

『世説新語』文學

股中軍、孫安國、王、謝能言諸賢、悉在會稽王許。殷與孫共論易象妙於見形。孫語 道合、意氣干雲。一坐咸不安孫理、而辭不能屈。

· 欲其並辯藻繪

「其」には何らかの誤脱が想定されてきた。陳氏は「欲並辯其藻繪」の意と考え、「其」は「圖畫」「篆隸」を指し、「藻繪」は輝かしい價値とする。岡村・谷口氏は本來は「某欲並辯藻繪」だったが轉倒・缺誤が生じたとの疑いを示し、「藻繪」は繪畫と譯す。許氏は「藻繪」は上の「書」と對となって「圖畫」を指し、「其」は「工篆隸者」を指す、とする。「藻繪」はそもそも彩りある模様を意味する語であり(『史記』平準書「乃以白鹿皮方尺、縁以藻績、爲皮幣、直四十萬」、『抱朴子』外篇廣譬「泥龍雖藻繪炳蔚、而不堪慶云之招」)、ここでは繪畫を指して使われているとしてよいだろう。何らかの誤脱の可能性はあるが、文字を改めずに通じる許氏の解釋に從う。

· 夫言繪畫者、竟求容勢而已

この箇所は「言繪畫者」に對する王微の姿勢を否定的とするか肯定的とするかにより解釋が分かれる。すなわち「容勢」を次の文で否定される地圖的なものと解するか、またはさらに後文の王微の主張に沿うものとするかによる。否定的、批判的な立場とする場合、「容勢」を表面的な外形の意とし、繪畫を本當には理解していな

い者の淺薄で誤った捉え方と解釋する(中村、岡村・谷口、陳、承)。一方で長廣 氏は「生きた姿(容勢)」、兪氏(b)は「自然界的一種状態形勢」と譯し、肯定 的、すなわち王微自身の姿勢に沿うものとする。「容勢」は參考としうる用例が見 出せないし、後文に「容勢」や近似の語句が見られないため意味を限定し難い。本 稿では限定を控え、單純に「形と勢い」と譯すにとどめる。

城域

『管子』八觀

夫國城大而田野淺狹者、其野不足以養其民。城域大而人民寡者、其民不足以守其 城。

方州

『淮南子』冥覽訓

背方州、抱圓天、和春陽夏、殺秋約冬、枕方寢繩、陰陽之所壅沈不通者、竅理之。 高誘注云、方州、地也。

若乃嘉穀靈草、奇獸神禽、應圖合謀、窮祥極瑞者、朝夕坰牧、日月邦畿、卓犖乎方州、羨溢乎要荒。

『周禮』夏官職方氏

東南曰揚州。其山鎮曰會稽。其澤藪曰具區。其川三江。其浸五湖。

鄭玄注云、鎮、名山安地徳者也。……浸、可以爲陂灌溉者。

『荀子』賦

有物於此、生於山阜、處於室堂。

『文選』卷二十七魏文帝善哉行

湯湯川流、中有行舟。隨波廻轉、有似客遊。

本平形者融靈、而動者變心也。靈亡所見

この部分は「敍畫」の中で特に解し難い箇所であり、各種の點校・譯注での解釋の幅も大きい。それは文字の異同、何らかの脱誤の可能性、句讀及び對句のとり方による。

行文上、直前で繪畫は地形の辨別や明示といった地圖的役割をするものではないと述べており、この句以降が「敍畫」が考える繪畫の在り方を示すのは諸氏の一致するところであろうが、次の①②に示す通り文字の異同がある。

- ①王本·佩本「本乎形者融靈而動**變者心也**靈亡**所**見」
- ②嘉本・津本・學本「本乎形者融靈而動者變心止靈亡見」

點校・譯注においてはこの①②いずれを採るかという點に加えて、句讀と對句のとり方による違いも大きい。「乎」「而」を對として「融」で切る場合と、「而」の前後を對として「靈」で切る場合、及びそれ以外に分かれ、かつ「心」を下の句に屬させる場合もある。

参照した點校・譯注を採用している原文によって①②に分け、かつ句讀の違いによって● (「融」で切る) ○ (「靈」で切る) ◎ (それ以外)を加えて当該箇所を示すと以下の通りである。

(1)

- ●小野「形に本づくものは融す。靈にして而して動變するものは心なり。靈は見るる所なし、」
- ●中村「本於形者融、靈而動者心也。靈亡所見、」※「乎」が「於」にされ、 「變」を脱する。
- ●岡村・谷口「形によって成りたっているものは見た目にはっきりと分かり、反 對に靈妙で躍動しているものは心である。心の靈妙さは直接に目にみえるもの ではないが、」※津本・學本は誤脱しており、王本が優れると注記する。
- ○陳「本乎形者融靈。而動者變心。止靈亡見、」※津本を底本とした原文を擧げるが、校注及び譯では王本・佩本に從う。
- ○王・劉「本乎形者融靈、而動變者心也、靈亡所見、」
- ●許「本乎形者融、靈而變動者心也。靈亡所見、」※この箇所は王本によると注 記するが、「動變」を轉倒させている。

2

- ●畫史叢書「本乎形者融、靈而動者變、心止靈無見、」※「亡」を「無」に作る。
- ●中國美術論著叢刊「本乎形者融。靈而動者變心。止靈亡見。」※校記に王本を 擧げる。
- ●兪(a)「本乎形者融、靈而動者變、心止靈亡見、」※ただし恐らく誤りがあり 佩本を佳とすると注記。
- ●兪(b)同上 ※注に王本・佩本も擧げ、やや異なるがいずれでも通じる、と する。
- ○長廣「形は靈に融し、而して動は心を變ずるに本づく。止だ靈は見るなし、」 「根本とするところは、〔描かれた〕形が人間の精神を霊妙なものに融合させ、 〔描かれた〕動きは人間の心情を変えることである。ただ、靈妙なものは目で はみえないから(現前しないのだから)、」

- ◎承「本乎形者、融靈而動者變。心[止]靈亡見、」※「心」を下の句に屬させ、 「止」は衍字として削る。
- ◎畢「本乎形者。融靈而動。者變心止。靈亡見。」※嘉本影印に加えた句讀。下 卷の校記に王本を擧げる。

また文字の異同と句讀だけでなく、もちろん個別の語句をどう解釋するかの違いも あり、各種の點校・譯注の解釋はかなり多樣である。

本稿で再検討したいのは、これらの點校・譯注が①②いずれかに依據しており、両者を合わせて校訂していない點である。またそれゆえに、「敍畫」全體がほぼ對句で構成されいるためここも本來對句であったと想定するのが妥當なのに、對句にし切れていなかった。そこで本稿では、②「者變」と①「也」「所」を採用し、「而」の前後を對として「靈」で切ることとする。「本乎」の二字については、「~に本づく」の意で長廣氏の如く對の二句全體にかけるのも一案であるが、陳氏が「本來」と副詞に譯している。副詞とする解釋を支持できる用例は未見であるが、「乎」は副詞の接尾辞と考えて、「本來」「本自」の如く「もとより」と解することとする。

•一管之筆

『晉書』卷九十二文苑傳曹毗對儒

徒以區區之懷而整名目之典、覆蕢之量而塞北川之洪、檢名實於俄頃之間、定得失乎 一管之鋒。

太虚

『莊子』外篇知北游

以無内待問窮、若是者、外不觀乎宇宙、內不知乎太初、是以不過乎崑崙、不遊乎太虚。

『文選』卷十一孫綽游天台山賦

太虚遼廓而無閡、運自然之妙有、融而爲川瀆、結而爲山阜。

• 判軀之状

中村氏、岡村・谷口氏、陳氏、王・劉氏、許氏が部分的、断片的な形状と解釋する のに從う。判軀の用例や類義語は見出せなかったが、文脈の上で妥當と考える。

• 寸眸之明

『文選』卷六左思魏都賦

八極可圍於寸眸、萬物可齊於一朝。

『歴代名畫記』卷六宗炳畫山水序

且夫崑崙山之大、瞳子之小、迫目以寸、則其形莫覩、逈以數里、則可圍於寸眸、誠由去之稍濶、則其見彌小。

『莊子』雜篇外物

目徹爲明、耳徹爲聰、鼻徹爲顫、口徹爲甘、心徹爲知、知徹爲徳。

嵩高

五嶽の一つの中嶽である嵩山のこと。

『史記』卷二十八封禪書

昔三代之居皆在河洛之間、故嵩高爲中嶽、而四嶽各如其方、四瀆咸在山東。

• 趣

「趣」は「おもむき」の意とする解釋もあるが、具體的な筆の動きを表す「曲」と 對にされており、かつ「趣」の基本的字義である點から、兪氏(a)「疾、遽」、許 氏「謂短促之筆」とするのに從う。

方丈

『史記』卷六秦始皇本紀

齊人徐市等上書、言海中有三神山、名曰蓬萊、方丈、瀛洲、僊人居之。

この二つの表現について、中村氏は次の「非草書」を擧げ、書の點畫に關する表現 と指摘している。

『法書要録』卷一趙壹非草書

夫草書之興也、其於近古乎。……而今之學草書者、不思其簡易之旨、直以爲杜崔之 法、龜龍所見也、其[てへん+蠻]扶柱桎、詰屈叐乙、不可失也。

中村氏は「柱桎」は線が流暢に流れず中途で頓挫閉塞して滯まること、「叐乙」は字體がなだらかに曲がりくねることを表し、王微は「非草書」に據っており、「枉」は「柱」の誤寫ではないかとする。この見解は岡村・谷口氏、承氏の注釋でも言及されている。

上文の「曲」「趣」とともに、「叐」「枉」が筆遣いを意味し、また書の點畫と關連することについては、「敍畫」冒頭の「與易象同體」「工篆隸者自以書巧爲高」からの流れとしても妥當である。ただし「叐」「枉」それぞれの意味については、他の點校・譯注では一字ずつの字義に沿った解釋がされている。「非草書」の例では意味を十分に限定するのが難しいし、「枉」は「柱」に改めずとも解釋可能であるから、中村氏の説は參考に留める。

兪(a)「音拔、走犬貌、又通拔、疾也、猝也」

岡村・谷口「叐(拔き去った筆畫)の線」「柱(まがった筆畫)の點」

長廣「一はらいの筆畫」「いびつな點」

陳「急起疾猝」「邪曲」

承「曲折難辨」「斜側」

兪(b)「挺拔」「彎曲」

畢「"犬"俗書作"叐"」

王・劉「疾猝」「斜曲」

許「「叐」同「犮(拔)」、高出、拔地而起」

「叐」については、中村氏以外の多くの點校・譯注が「犮」の異體字で「拔」に通じるとして解釋するようであるが、「拔」を「引き拔く」「拔きん出る」「速い、慌ただしい」のどの意とするかには差がある。本稿ではひとまず「引き拔く」の意に沿って譯した岡村・谷口氏、長廣氏に從う。「枉」は「曲がる」の意である。

・太華

五嶽の一つの西嶽である華山のこと。

『尚書』禹貢

西傾、朱圉、鳥鼠、至于太華。

『漢書』卷二十八上地理志上京兆尹

華陰(故陰晉、秦惠文王五年更名寧秦、高帝八年更名華陰。太華山在南、有祠、豫 州山。集靈宮、武帝起。莽曰華壇也。)

降準

『史記』卷八高祖本紀

高祖爲人、隆準而龍顏、美須髯、左股有七十二黑子。

集解云、文穎曰、準、鼻也。

索隱云、李斐云、準、鼻也。始皇蜂目長準、蓋鼻高起。爾雅、顏、額也。文穎曰、高祖感龍而生、故其顏貌似龍、長頸而高鼻。

• 頰輔

『春秋左氏傳』僖公五年

諺所謂輔車相依、脣亡齒寒者、其虞虢之謂也。

杜預注云、輔、頰輔、車、牙車。

晏笑

校勘に示したように、佩本以外はたけかんむりに「友」「叐」「叐」に作るが、これについては諸氏一致して「笑」の誤りと注記するか、原文を「笑」とする。佩本が「笑」に作るのは恐らく改めたのであろう。なお許氏はさらに「晏」についても「「晏笑」不詞、疑當作「宜笑」、「宜」「晏」形近而訛」とするが、「晏」のままで解釋可能なので從わない。

• 孤巖鬱秀

『高僧傳』卷十一習禪篇晉始豐赤城山竺曇猷

赤城山、山有孤巖獨立、秀出千雲。猷摶石作梯、升巖宴坐。

聊且夜行遊、遊彼雙闕間。文昌鬱雲興、迎風高中天。

李善注云、劉淵林魏都賦注曰、文昌、正殿名也。廣雅曰、鬱、出也。爾雅曰、 興、起也。

叶雲

『藝文類聚』卷七山部上廬山宋支曇諦廬山賦 香罏叶雲以像煙、甘泉涌霤而先潤。

• 横變縱化

『法書要録』卷一晉衛夫人筆陣圖

又有六種用筆、……耿介特立如鶴頭、鬱拔縱橫如古隸。

『法書要録』卷二梁庾肩吾書品上之上

或横牽竪掣、或濃點輕拂、或將放而更留、或因挑而還直。

• 前矩後方、 = = 出焉

この箇所については諸氏一致して何らかの脱字があるとする。筆者は未見であるが、参照した點校・譯注の言及によると、鄭午昌『中國畫學全史』(中華書局、一九二九)が「方」の下に「而靈」を補う。中村氏、及び岡村・谷口氏は鄭氏の説に從う。長廣氏は「前矩後、方出焉」と斷句した上で、論説において「後」の下に「規故」二字を補うことが考えられると述べ、譯では「前後の方圓があるから、規範が成り立つ」とする。陳氏は「方」の下に「則形」と入る可能性を示しつつ、二字脱しても意味は通じるので原文のままとし、「矩」「方」については『周髀算經』「方出於矩」を引く。

この箇所の脱字については前文「本乎形者融靈而動者變心」と關連しており、本稿では前文において「形者融靈」「動者變心」を對としたので、脱字の位置と補い方

については陳氏の説に近い立場であるが、何を補うかの根據は不足していると考え、【原文】の「方」の下に不明の二字を示す「==」を入れるにとどめる。また「矩」「方」はひとまず前の「變」「化」との對比で考え、二字ともに規範や法則という意味で解釋しておく。

• 宮觀舟車

『史記』卷六秦始皇本紀始皇三十五年

乃令咸陽之旁二百里內宮觀二百七十復道甬道相連、帷帳鍾鼓美人充之、各案署不移 徙。

『春秋左氏傳』哀公元年

昔闔廬食不二味、居不重席、……宮室不觀、舟車不飾、衣服財用、擇不取費。

・器以類聚 及び 物以状分

『周易』繋辞傳上

天尊地卑、乾坤定矣。……方以類聚、物以羣分、吉凶生矣。在天成象、在地成形、 變化見矣。

• 犬馬禽魚

『論語』爲政

子游問孝。子曰、今之孝者、是謂能養。至於犬馬、皆能有養。不敬、何以別乎。 『淮南子』 墜形訓

鳥魚皆生於陰、陰屬於陽、故鳥魚皆卵生。

『宋書』卷七十五王僧達傳

性狎林水、偏愛禽魚。

· 此畫之致也

「致」についての各種譯注の解釋は、おおむね「理」「大致」「至」の三つの方向性 に大別できる。本稿ではひとまず「理」の方向で譯すこととする。

中村「畫の本質内容」

岡村・谷口「繪畫の理致」

長廣「繪畫のすがた(狙い)」

陳「大致、大概」「畫山水的大致情況」

兪(b)「畫的大致形式」

承「繪畫藝術的不易之理」

王・劉「繪畫的大概情況」

許「文選陸士衡文賦「其始也、……其致也、……」李善注「爾雅曰、致、至 也。」」

•望秋雲

『藝文類聚』卷三歳時上秋宋孝武初秋詩

夏盡炎氣微、火息涼風生。綠草未傾色、白露已盈庭。遠視秋雲發、近聽寒蟬鳴。運 移矜物化、川上感余情。

・神飛揚 及び 思浩蕩

『楚辭補注』卷二屈原九歌河伯

登崑崙兮四望、心飛揚兮浩蕩。

王逸注云、言已設與河伯俱遊西北、登崑崙萬里之山、周望四方、心意飛揚、志欲 陞天、思念浩蕩而無所據也。

『文選』卷十一孫綽游天台山賦

然圖像之興、豈虚也哉。非夫遺世翫道、絶粒茹芝者、烏能輕舉而宅之。非夫遠寄冥 搜、篤信通神者、何肯遙想而存之。余所以馳神運思、畫詠宵興、俛仰之間、若已再 升者也。

『歴代名畫記』卷六宗炳畫山水序

於是間居理氣、拂觴鳴琴、披圖幽對、坐究四荒。不違天勵之藂、獨應無人之野。峯 岫嶤嶷、雲林森[耳+少]。聖賢映於絶代、萬趣融其神思。余復何爲哉、暢神而 已。神之所暢、孰有先焉。

臨春風

『楚辭補注』卷二屈原九歌少司命

望美人兮未來、臨風怳兮浩歌。

『文選』卷十九宋玉登徒子好色賦

復稱詩曰、寤春風兮發鮮榮、絜齋俟兮惠音聲、贈我如此兮不如無生。

• 金石之樂

『春秋左氏傳』襄公九年

君冠、必以祼享之禮行之、以金石之樂節之、以先君之祧處之。

『春秋左氏傳』襄公十一年

鄭人賂晉侯以……歌鐘二肆、及其鎛磬、女樂二八。晉侯以樂之半賜魏絳。曰、子教 寡人、和諸戎狄、以正諸華。八年之中、九合諸侯、如樂之和、無所不諧。請與子樂 之。……魏絳於是乎始有金石之樂、禮也。

• 玤璋之琛

『禮記』聘義

以圭璋聘、重禮也。

『春秋左氏傳』昭公五年

朝聘有珪、享覜有璋。小有述職、大有巡功。設机而不倚、爵盈而不飲。……禮之至 也。

杜預注云、享、饗也。覜、見也。既朝聘而享見也。臣爲君使執璋。

『爾雅』釋言

琛、寶也。

以上から、「金石之樂、珪璋之琛」は單に音樂や寶物というだけでなく禮樂で用いるものを指し、後文「明神降之」とも關連して、神明に通じるのは禮樂よりもむしろ繪畫であるという意である。「明神降之 及び 此畫之情也」注の『禮記』樂記を參照。また禮樂の道具はそれを用いる高位の身分をも表し、世俗の榮達と山水での隱逸を對比させる表現であろう。

• 披圖按牒

『漢書』卷二十二禮樂志郊祀歌齊房

齊房産草、九莖連葉、宮童効異、披圖案諜。玄氣之精、回復此都、蔓蔓日茂、芝成 靈華。

顔師古注云、臣瓚曰、宮之童豎致此異瑞也。蘇林曰、諜、譜弟之也。

『後漢書』志三律暦志下暦法論劉昭注引蔡邕上漢書十志疏

蔡邕戍邊上章曰……郎中劉洪密於用筆、故臣表上洪、與共參思圖牒。

『西京雜記』卷二

元帝後宮既多、不得常見、乃使畫工圖形、案圖召幸之。諸宮人皆賂畫工、多者十 萬、少者亦不減五萬。

また「神飛揚 及び 思浩蕩」注に擧げた宗炳「畫山水序」に「披圖幽對」とあるのを參照。

• 効異山海

この句について、日本の譯注はいずれも「異を効す」という方向で解するが、「効す」の譯には幅がある。中國の譯注は「効は~に異なる」という方向で、陳氏の「山海」を『山海經』とする説、兪氏(b)の「効は山海に異なる無し」という意味の句に作るべきとする説がある。

小野「異を山海に効し」

中村「異を山海に効せば」「山海の奇觀(異)を訪ねてこれを畫にするなら

ば」

岡村・谷口「すばらしい景色を海に山にと捜してみると」

長廣「珍奇なものを山海(諸地域)にきわめる」

陳「効果大異於《山海經》裡面的圖經」

兪(b)「語意與上下似有矛盾、應作"功効無異于真的山海"、確非待考」

承「指點山川河海」

王·劉「(其精神享受的) 感覺大異于《山海經》裡面的圖經(所帶來的審美感受)」

「効異」の用例は上文「披圖按牒」注に引いた『漢書』禮樂志郊祀歌齊房に見えるが、これは「異を効す」ではあっても注によれば奇瑞を差し出すというような意味であり、「敍畫」の解釋には適用し難い。日本の譯注の譯の表現は各々異なるが、まとめると「異を山海に見出す/から探し出す」という方向性は共通しているようである。陳氏は山と海の意ではなく圖が付いていた『山海經』を指すとし(郭璞『山海經圖讃』、陶淵明「讀山海經詩」十三首其一「泛覽周王傳、流觀山海圖」、宗炳「明佛論」「伯益述山海、天毒之國、偎人而愛人」)、當時普通は山と海を指す場合に「山海」と連用しないこと、繪畫は圖經(上文の「非以案城域」云々)とは異なるのを主旨とすることを根據とする。兪氏(b)の誤脱を示唆する見解は興味深いが、その場合例えば「異」を「同」に改めたり「無」一字を加えるといった操作をすることになる。

さらに本稿の一案としては、「効」を「ならう」(つまり「俲」と同じ)の意として、山海の珍しく素晴らしい景色をそっくりに描き出している、と解釋できる可能性もあるだろう。しかしこの解釋を支持する適切な用例は未見である。

先行する諸氏の解釋の中で、陳氏は當時一般に「山海」とは言わないと述べているが、例えば『文選』卷十一孫綽游天台山賦「夫其峻極之状、嘉祥之美、窮山海之瑰富、盡人神之壯麗矣」のように、山と海を指す例はある。ただし地圖的なものと山水畫を對比して語り始めた流れの中で、『山海經』の圖に言及するのは十分あり得ると考え、本稿では陳氏に從うことにする。

• 綠林揚風、白水激澗

『藝文類聚』卷三十五人部愁魏陳王曹植九愁賦

懷憤激以切痛、若回刃之在心。愁戚戚其無爲、遊綠林而逍遙。臨白水以悲嘯、猿驚 聽而失條。亮無怨而棄逐、乃全行之所招。

『文選』卷二十六潘岳在懐縣作二首其二

白水過庭激、緑槐夾門植。信美非吾十、秖攪懐歸志。

『太平御覽』卷十三天部電漢武内傳

西王母曰、東方朔爲太山仙官、太仙使至方丈、助三天司命。朔但務山水游戲、擅弄 雷電、激波揚風、風雨失時。

『文選』卷三十謝靈運田南樹園激流植援

激澗代汲井、插槿當列墉。羣木既羅戸、衆山亦對牕。

• 運諸指掌

『孟子』公孫丑上

武丁朝諸侯有天下、猶運之掌也。

趙岐注云、運之掌、言其易也。

『抱朴子』内篇對俗

抱朴子曰、苟得其要、則八極之外、如在指掌、百代之遠、有若同時。

・明神降之 及び 此畫之情也

「明神降之」について、陳氏は畫家の構想、想像、精神、智惠、思想、感情などが 畫面に注がれることと解釋し、王・劉氏もそれを襲う。また「情」については先行 する譯注では感情や情趣、實情などの譯語が與えられていた。

中村「書が觀者の感情にあたえる効果や作用」

陳「情實」「畫的情實」

岡村・谷口「繪畫に内在する情趣」

長廣「繪畫のこころ」

兪(b)「繪畫的感情、有感染人的力量」

承「繪畫的眞情所在」

王・劉「畫的實情」

本稿では以下に基づき、「明神」は天地に遍く存在する神靈であり、それが描かれた山水に降臨すること、また「情」は本性の意と解釋する。

『周易』繋辞傳下

古者包犧氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、觀鳥獸之文與地之宜、近取諸身、遠取諸物、於是始作八卦、以通神明之徳、以類萬物之情。

『毛詩』大雅蕩之什雲漢

昊天上帝、則不我虞、敬恭明神、宜無悔怒。

毛傳云、悔、恨也。

鄭箋云、虞、度也。……天曾不度知我心、肅事明神如是、明神宜不恨怒於我、我 何由當遭此旱也。

『春秋左氏傳』莊公三十二年

秋七月、有神降于莘。惠王問諸内史過曰、是何故也。對曰、國之將興、明神降之、

監其徳也。將亡、神又降之、觀其惡也。故有得神以興、亦有以亡。虞夏商周皆有 之。

『禮記』樂記

禮樂之情同、故明王以相沿也。

正義云、禮樂之状、質文雖異、樂情主和、禮情主敬、致治是同、以其致治情同、故明王所以相因述也。

『禮記』樂記

窮本知變、樂之情也。著誠去偽、禮之經也。禮樂偩天地之情、達神明之徳、降興上 下之神、而凝是精粗之體、領父子君臣之節。

鄭玄注云、偩、猶依象也。降、下也。興、猶出也。凝、成也。精粗、謂萬物大小也。領、猶理治也。

正義云、禮樂偩天地之情者、負、猶依象也。禮出於地、尊卑有序、是負依地之情也。樂出於天、遠近和合、是負依天之情也。

• 王智深宋紀、序在別傳

『南齊書』卷五十二文學王智深傳

王智深字雲才、琅邪臨沂人也。少從陳郡謝超宗學屬文。……又敕智深撰宋紀、召見 芙蓉堂、賜衣服、給宅。智深告貧於豫章王、王曰、須卿書成、當相論以祿。書成三 十卷、世祖後召見智深於璿明殿、令拜表奏上。表未奏而世祖崩。

『舊唐書』卷四十六經藉志上乙部史録

宋紀三十卷(王智深撰)。

王智深『宋紀』の王微傳については冒頭「王微」注を參照。

また「序在別傳」は「敍畫」が王微の『別傳』から『歴代名畫記』採録されたことを示すだろう。

•謝赫云、微……顧寳光下

この部分は謝赫『古畫品録』からの引用である。

謝赫『古畫品録』第四品王微史道碩

並師荀衞、各體善能、然王得其細、史傳似眞、細而論之、景玄爲劣。

現行の『古畫品録』は「意」を「細」に作るが、『歴代名畫記』は卷五史道碩の條の引用でもやはり「意」に作る。『古畫品録』第四品は五人おり、王微・史道碩は五人の内の最後に位置し、直前の三人目は顧寶先である(先と光のいずれが是かは未詳)。

荀衞

荀勗(勖)と衞協のこと。『古畫品録』でいずれも第一品とされる。『歴代名畫記』によると曹不興—衞協—荀勗—史道碩・王微という流れで繼承された。ただし長廣 氏が指摘するように、直接の師弟關係とは限らず、作風を手本として學んだことを 意味する可能性がある。

『歴代名畫記』卷二敍師資傳授南北時代

今粗陳大略云、至如晉明帝、師於王廙。衞協師於曹不興。顧愷之、張墨、荀勗師於 衞協(衞張同時、并有畫聖之名)。史道碩、王微師於荀勗、衞協。戴逵師於范宣 (荀衛之後、范宣第一)。逵子勃、勃弟顒師於父(已上晉)。

また『歴代名畫記』卷五敍歴代能畫人名晉に荀勗と衞協各々の條がある。荀勗は 『晉書』卷三十九に傳があり、『世説新語』にもエピソードが見える。

圖書

『史記』卷四十九外戚世家褚少孫補鉤弋夫人

上居甘泉宮、召畫工圖畫周公負成王也。於是左右羣臣知武帝意欲立少子也。

• 鑒戒賢愚

『國語』楚語下

人求多聞善敗、以監戒也。今子聞而棄之、猶蒙耳也。

『後漢書』卷十下皇后紀下順烈梁皇后

少善女工、好史書、九歳能誦論語、治韓詩、大義略舉。常以列女圖畫置於左右、以自監戒。

李賢注云、劉向撰列女傳八篇、圖畫其象。

『歴代名畫記』卷一敍畫之源流

曹植有言曰、觀畫者、見三皇五帝、莫不仰戴、見三季異主、莫不悲惋。……見婬夫 妒婦、莫不側目、見令妃順后、莫不嘉貴。是知存乎鑒戒者、圖畫也。

• 怡悦情性

『史記』卷四周本紀

武王乃作太誓、告于衆庶、今殷王紂乃用其婦人之言……乃斷弃其先祖之樂、乃爲淫 聲、用變亂正聲、怡説婦人。

『禮記』樂記

先王本之情性、稽之度數、制之禮義。

『歴代名畫記』卷一敍畫之興廢

表上曰……陛下睿聖欽明、凝情好古、聽政之暇、將以怡神。

玄妙

『老子』第一章

道可道、非常道。名可名、非常名。無名天地之始、有名萬物之母。故常無欲以觀其 妙、常有欲以觀其徼。此兩者、同出而異名、同謂之玄。玄之又玄、衆妙之門。

『晉書』卷九十二文苑傳成公綏嘯賦

清激切於竽笙、優潤和於瑟琴、玄妙足以通神悟靈、精微足以窮幽測深。

意表

『世説新語』識鑑

王大將軍既亡、王應欲投世儒、世儒爲江州。王含欲投王舒、舒爲荊州。含語應曰、 大將軍平素與江州云何。而汝欲歸之。應曰、此迺所以宜往也。江州當人彊盛時、能 抗同異、此非常人所行。及睹衰危、必興愍惻。荊州守文、豈能作意表行事。

『陳書』卷二十四袁憲傳

憲常招引諸生、與之談論、每有新議、出人意表、同輩咸嗟服焉。

神變

『晉書』卷二文帝紀景元四年

奇兵震擊、而朱異摧破。神變應機、而全琮稽服。

『歴代名畫記』卷一敍畫之源流

夫畫者、成教化、助人倫、窮神變、測幽微、與六籍同功、四時並運、發於天然、非 繇述作。……書畫同體而未分、象制肇創而猶略、無以傳其意、故有書、無以見其 形、故有畫、天地聖人之意也。

天機

『莊子』外篇至樂

萬物皆出於機、皆入於機。

郭象注云、此言一氣而萬形、有變化而無死生也。

『淮南子』原道訓

聖人處之、不爲愁悴怨懟、而不失其所以自樂也。是何也。則內有以通於天機、而不以貴賤、貧富、勞役失其志徳者也。

『宋書』卷二十二樂志四傅玄晉鼓吹歌曲宣受命

宣受命、應天機。風雲時動、神龍飛。

『歴代名畫記』卷五敍歴代能畫人名晉戴逵戴勃戴顒

彦遠曰……至如安道滯思於帳內、仲若懸知其臂胛、何天機神巧也。

• 擬迹巢由

『後漢書』傳五十一黄瓊傳

誠遂欲枕山棲谷、擬跡巣由、斯則可矣。若當輔政濟民、今其時也。

『史記』卷六十一伯夷列傳

説者曰、堯讓天下於許由、許由不受、恥之逃隱。

正義云、皇甫謐高士傳云、許由字武仲。堯聞致天下而讓焉、乃退而遁於中嶽潁水之陽、箕山之下隱。堯又召爲九州長、由不欲聞之、洗耳於潁水濱。時有巢父牽犢欲飲之、見由洗耳、問其故。對曰、堯欲召我爲九州長、惡聞其聲、是故洗耳。巢父曰、子若處高岸深谷、人道不通、誰能見子。子故浮游、欲聞求其名譽。汚吾犢口。牽犢上流飲之。許由歿、葬此山、亦名許由山。

• 放情林壑

『晉書』卷七十九謝安傳

寓居會稽、與王羲之及高陽許詢、桑門支遁遊處、出則漁弋山水、入則言詠屬文、無處世意。……安雖放情丘壑、然毎游賞、必以妓女從。

『文選』卷二十二謝靈運石壁精舍還湖中作

出谷日尚早、入舟陽已微。林壑斂暝色、雲霞收夕霏。

· 與琴酒而俱適

『鮑氏集』卷五和王丞

性好必齊遂、迹幽非妄傳。滅志身世表、藏名琴酒間。

また「神飛揚 及び 思浩蕩」注に擧げた宗炳「畫山水序」に「間居理氣、拂觴鳴琴」とあるのを參照。

縱烟霞而獨往

『藝文類聚』卷一天部上風齊謝朓擬風賦

子雲寂寞、叔夜髙張。烟霞潤色、荃荑結芳。斯則幽人之風也

『藝文類聚』卷三十七人部隠逸下齊孔稚珪褚先生百玉碑

先生浩浩、唯神其道。泉石依情、煙霞入抱。秘影窮岫、孤栖幽草。心圖上玄、志通 大造。

『莊子』外篇在宥

出入六合、遊乎九州、獨往獨來、是謂獨有。獨有之人、是謂至貴。

『嵆中散集』卷一兄秀才公穆入軍贈詩十九首其十七

琴詩自樂、遠遊可珍。含道獨往、棄智遺身。寂乎無累、何求於人。長寄靈岳、怡志 養神。

• 意遠迹高

『晉書』卷四十九向秀思舊賦

『弘明集』卷五慧遠三報論

或有欲匡主救時、道濟生民、擬歩高跡、志在立功。

• 著于篇

『史記』卷百十七司馬相如傳論 余采其語可論者著于篇。

Author Guidelines

Submission Eligibility

Faculty members (professors, associate professors and lecturers) of the Faculty of International Studies and those who are authorised by the Editorial Committee of the journal.

Originality

A contribution will not be considered for publication if it is concurrently under consideration by another journal or publisher or if it has been accepted for publication elsewhere. Any previous publication of the submitted manuscript in any other languages must be fully disclosed.

Language

Contributions are accepted in Chinese, English, French, Japanese and Korean.

Abstract

All manuscripts submitted to the journal must include an abstract in English.

Format

Manuscripts should be submitted in Microsoft Word.

Word length

The length of manuscripts should not exceed 20,000 characters in Chinese, 12,000 words in English and French, and 30,000 characters in Japanese and Korean, including body, notes, references and appendices; unless permitted by the Editorial Committee. The length of the abstract is 100-150 words.

Review

Journal of International Studies is not a peer-reviewed journal, although all submissions will be reviewed by the Editorial Committee and only those manuscripts that meet academic standards will be published.

Disclaimer

All statements of facts and opinions in articles in *Journal of International Studies* are those of the respective authors and contributors.

Copyright

Authors retain the copyright of their papers. Upon acceptance, authors grant Kindai University and the Faculty of International Studies the licence to publish and reproduce the article in the journal and to communicate it to the public in print or digital form.

The Editorial Committee of *Journal of International Studies* Faculty of International Studies, Kindai University 3-4-1 Kowakae, Higashiosaka City, Osaka 577-8502, Japan E-mail: journal@intl.kindai.ac.jp

Contents

Bilingual and Immersion Education in North America and Japan: History, Reality and Future

Yoshihiro Omura

The Relationship between the Veto and *Jus Cogens* in Mass Atrocity Situations

Nao Seoka

A Study of Role Language in the Korean Subtitles of Japanese Film Let Me Eat Your Pancreas

Yoonok Lee

A Study on Sohon Kantei Zakki of Sasaki Chikuhoro

Yandan Qu

Strengthening Authoritarianism and Retreating Democracy in Asia: A Study of Political Change and the Narrowing of Civil Society in Thailand, Myanmar, and Cambodia

Tatsuya Hata

Achieving Boundary Spanning Activities in Disaster Response during the COVID-19 Crisis with Focus on Saga Prefecture

Megumi Kuwana

Living in the Motherland as a Stranger: A Study of the Autobiographical

Novels of Malayan Chinese Wang Xiaoping

Shino Matsumura

The Multi-layered Mystery of Umberto Eco's "Il Nome della Rosa"

Hideki Hamamoto

An Annotated Translation of Wang Wei's "Xuhua" in *Lidaiminghuaji juan 6*

Mio Murata

This journal is available online at: http://int-studies.kindai.ac.jp/curriculum/journal/ ISSN 2432-292X (Print) ISSN 2432-2938 (Online)



